

平成27年太宰府市議会第4回（10月）臨時会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
10月13日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明・質疑・討論 ・採決

平成27年太宰府市議会第4回（12月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
12月1日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明
	本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議員協議会	全員協議会室	
12月2日(水)	午 前 1 0 時			2日目分質疑・討論通告締切
	午 後 1 時			一般質問通告締切
12月3日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑(討論・採決)・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第二委員会室	
	議会運営委員会 終了後	太宰府市地域交通問題特別委 員会	全員協議会室	
12月4日(金)				
12月5日(土)				
12月6日(日)				
12月7日(月)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
12月8日(火)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
12月9日(水)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
12月10日(木)				
12月11日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
12月12日(土)				
12月13日(日)				
12月14日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
12月15日(火)				
12月16日(水)	午 前 1 0 時			最終日分質疑・討論通告締切
12月17日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会 終了後	中学校給食調査研究特別委員 会	全員協議会室	

平成27年第4回(10月)臨時会目次

◎ 第1日(10月13日開会)

1. 議事日程	1
2. 出席議員	1
3. 欠席議員	1
4. 会議録署名議員	1
5. 出席説明員	1
6. 出席事務局職員	1
開 会	3
閉 会	27

平成27年第4回(12月)定例会目次

◎ 第1日(12月1日開会)

1. 議事日程	29
2. 出席議員	29
3. 欠席議員	30
4. 会議録署名議員	30
5. 出席説明員	30
6. 出席事務局職員	30
開 会	31
散 会	38

◎ 第2日(12月3日再開)

1. 議事日程	39
2. 出席議員	39
3. 欠席議員	40
4. 出席説明員	40
5. 出席事務局職員	40
再 開	41
散 会	51

◎ 第3日(12月11日再開)

1. 議事日程	53
2. 出席議員	55

3. 欠席議員	55
4. 出席説明員	55
5. 出席事務局職員	56
再開	57
散会	125

◎ 第4日（12月14日再開）

1. 議事日程	127
2. 出席議員	129
3. 欠席議員	129
4. 出席説明員	129
5. 出席事務局職員	130
再開	131
散会	207

◎ 第5日（12月17日再開）

1. 議事日程	209
2. 出席議員	210
3. 欠席議員	210
4. 出席説明員	210
5. 出席事務局職員	210
再開	212
閉会	244

◎ 審議結果

1. 審議結果	247
2. 諸般の報告	250

## 1 議事日程

[平成27年太宰府市議会第4回(10月)臨時会]

平成27年10月13日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第59号 太宰府市体育複合施設新築工事請負変更契約の締結について

## 2 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	堺 剛	議員	2番	船越 隆之	議員
3番	木村 彰人	議員	4番	森田 正嗣	議員
5番	有吉 重幸	議員	6番	入江 寿	議員
7番	笠利 毅	議員	8番	徳永 洋介	議員
9番	宮原 伸一	議員	10番	上 疆	議員
11番	神武 綾	議員	12番	小島 真由美	議員
13番	陶山 良尚	議員	14番	長谷川 公成	議員
15番	藤井 雅之	議員	16番	門田 直樹	議員
17番	村山 弘行	議員	18番	橋本 健	議員

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 会議録署名議員

11番	神武 綾	議員	12番	小島 真由美	議員
-----	------	----	-----	--------	----

## 5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	芦刈 茂	副市長	富田 譲
教育長	木村 甚治	総務部長	濱本 泰裕
地域健康部長	友田 浩	総務部理事 兼公共施設整備課長	原口 信行
建設経済部長	今村 巧児	市民福祉部長	中島 俊二
教育部長	堀田 徹	上下水道部長	松本 芳生
総務課長	石田 宏二	経営企画課長	山浦 剛志
地域づくり課長	藤田 彰	元気づくり課長	井浦 真須己
スポーツ課長	大塚 源之進	市民課長	行武 佐江
都市計画課長	木村 昌春	社会教育課長	中山 和彦
上下水道課長	古賀 良平	監査委員事務局長	渡辺 美知子

## 6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長	今泉 憲治	議事課長	花田 善祐
--------	-------	------	-------

書 記 山 浦 百合子  
書 記 諫 山 博 美

書 記 力 丸 克 弥

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成27年太宰府市議会第4回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

11番、神武 綾議員

12番、小島真由美議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 議案第59号 太宰府市体育複合施設新築工事請負変更契約の締結について

○議長（橋本 健議員） 日程第3、議案第59号「太宰府市体育複合施設新築工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 議員の皆様、おはようございます。

本日、ここに平成27年第4回太宰府市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましてはご多用の中、ご参集をいただき厚く御礼を申し上げます。

本日提案させていただくのは、現在建築中であります体育複合施設の請負変更契約の締結についてでございます。この体育複合施設は、平成26年11月10日の第2回臨時議会において当初

契約の締結に係る議決をいただき、現在工事の進捗を図っているところでございます。前回の9月議会におきまして、追加工事に係る補正予算のご承認をいただきましたので、今回その予算をもちまして請負変更契約の締結を行うものであります。

今後とも、市民の皆様にあされる使いやすい体育館を目指し、鋭意事業を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号「太宰府市体育複合施設新築工事請負変更契約の締結について」ご説明申し上げます。

今回の変更契約は、将来工事としておりました移動観覧席、アリーナ空調設備、雨水ろ過設備の追加や連絡ブリッジの削減等に伴う契約額及び工期を変更し、契約を締結するものです。

お手元の議案にお示ししているとおり、契約については27億9,720万円から1億1,836万5,015円増額し、29億1,556万5,015円に変更となります。

また、工期については平成28年2月29日までとしておりましたが、工事の追加に伴い平成28年7月29日までに延長いたします。

なお、変更増額の内訳につきましては、連絡ブリッジ6,077万936円の減、移動観覧席8,845万6,301円の増、アリーナ空調設備8,514万3,405円の増、雨水ろ過設備444万8,743円の増、その他軽微な変更108万7,502円の増となっております。

また、変更予定でありました井水設備につきましては、工事請負契約書第24条に定める施工業者との協議の結果、適当な井戸削井業者を見つけることが困難であるとの申し出があり、別途工事にしたため今回の変更契約には含んでおりません。

10月5日に施工業者であります戸田建設株式会社九州支店と変更の仮契約を締結しておりますので、今議会において議決をいただきましたら本日付で本契約の運びとなります。

以上、太宰府市体育複合施設新築工事に係る契約金額及び工期について変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これから質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） この体育複合施設の追加工事である空調設備、移動観覧席、雨水処理設備の必要性は認めた上で、その契約方法について若干質問したいと思います。

そもそも自治体の契約は、地方自治法の234条の規定からも競争に付すことが大原則であると考えられます。今回の工事は当初の計画にはありましたけれども、もう分離した時点において別途の追加工事となったことから、当然に別途契約にすべき、単独の契約にすべきと考えます。

また、競争契約が行われなかったことによって地元の工事業者の参入の可能性が失われたこと、市民に契約金額の適切性に疑念を抱かせないかを危惧するところであります。

2点お伺いします。

まず、いかなる法令、運用方針または設計変更ガイドラインに基づいて指名競争等によらず契約変更を行うのか。

次に、予定価格の算出をどのように行ったのか。また、契約金額の適切性をどのように担保できるのか、2点お答えください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 内容が詳細にわたりますので、私のほうから回答させていただきます。

まず1点目、いかなる法令、運用方針または設計変更ガイドラインに基づいて指名競争入札によらず契約変更を行うのかのご質問でございますが、現に施工中の工事においてその工事内容に密接に関係、関連する不可分な工事を実施する場合には、通常変更契約を行って既施工者において施工させるのが一般的でございます。しかしながら、安易な変更契約を行うことは適切な予算の執行とは言えない場合もございますので、運用上は随意契約とすることができる条件を示している地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による「競争入札に付することが不利と認められるとき」の条件に該当する必要があるものと考えております。

具体的には、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合にのみ変更契約が可能であると判断されます。

今回の工事に当てはめてみますと、施工上配慮すべきこととして移動観覧席については重量物を頻繁に収納庫からアリーナへ出し入れすることになるため、先行する収納庫床とアリーナ床との耐久上の配慮及び格納時における収納庫へのおさまり、並びに格納時の耐震性の確保などの検討が建築本体工事の施工段階で必要となります。

また、同様にアリーナ空調設備及び雨水ろ過設備については事務室における運転等の一元管理を行う関係上、先行する空調設備工事や機械設備工事と一体的な施工が必要となります。

また、現場管理上のメリットとして既に設置しております現場事務所などの仮設物も継続利用が可能となるなど、既施工者である戸田建設により施工したほうが有利であると判断してい



るところでございます。

次に2点目、予定価格の算出をどのように行ったのか、また契約金額の適切性をどのように担保できるのかのご質問でございますが、基本的に変更契約額は既施工者との協議の上決定いたしますが、協議に先立ち変更契約の基準となる額はあらかじめ市独自で算出しております。この額は、当初設計に変更設計の内容を加えて積算し直し、これに当初設計額に対する落札額の比、これは計算すると約0.946となりますが、この比を乗ずることにより求めます。今回は、結果としてこの額をもって仮の変更契約を締結しているところでございます。

契約金額の適切性は、このように当初契約に係る指名競争入札における競争の成果を変更契約においても踏襲することで担保しておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 事前に文書でいただければもう少し内容を考えられるけれども、委員会付託も省略しておりますので、今聞いた内容からいくと従前の説明と余り変わらんような気もいたします。

大きなところでいくとそもそもの契約、自治体の契約というのは競争が必要だということですよ。競争しないということであればそれだけの理由が要ということと、まず先ほど冒頭密接な関係で不可分な工事ということを言われました。これは再三聞いておりますが、しかしながらこれは一回分離しているわけですよ。分離できたというのはもう不可分じゃないのじゃないかということ、もうこれは議会の中でも何回もやってきた。それが、後からくっついたわけですよ。一旦切れたのに、それがまたくっつけてこれは不可分だというのはやはりちょっと理屈が通るのかなということ。工事をやっているときに何らかの状況ですね。さっき言われたのはいろいろな、一緒にやったほうが價格的に有利だというふうなことが主な説明だったと思うんですけれども、実際この変更契約というのは一般的にはですね、例えば地盤の沈下であるとか、あるいは地中の障害物の発見であるとか、そういうふうな予測できない何か突発的な出来事によるものだと、いろいろな法令とか、この法の条文とか見るとそういうふうにはなかなかとれんのですが、ちょっとその辺をもう少し説明をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 議員ご指摘のとおりですね、分離が絶対できないということではございません。ただ、全体的に、総合的に考えた場合、運用上も後から追加する工事についても適切な理由があつて、それが妥当と判断される場合は、随意契約もできるということでございます。

今回は、特に仮設関係も、ならほかの事業者さんが入られた場合になればまた別に建てるのか。それについて、また仮設の水道とかいろいろな仮設の電気をとるのかとか、そういうふうないろいろな複合的な問題が発生してきますので、全体的に考えた場合ですね、随意契約が妥

当であるというふうに判断したわけでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 設備の必要性は冒頭言いましたけれども、私もこれは建てる以上はですね、必要だと思います。

ただ最後に、もう3回目ですから、契約に関して契約が今日これが可決されて契約を結んだ後に契約の詳細と予定価格等は公表されるのか、確認したいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 契約の詳細については、当然契約書等は従前から公開しておるところでございます。予定価格も手続をしていただければお見せできると。ただ、全体的な設計の内容については、一応基本として内訳表は契約後すぐにお見せできる。ただ、単価等は当該工事、それから将来工事についても適用できる部分がございますので、その部分については完成後1年で公開するというような方針を立てております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 次に、4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 私のほうからは、平成26年には議員として参加しておりませんので、一般的な感覚でご質問をさせていただきたいと思っております。

平成26年11月10日において開催された本会議におきまして、契約方式は指名競争入札、契約金額は27億9,720万円、工期が平成28年2月29日という内容で体育複合施設の請負契約締結が可決されております。

今回の変更契約の内容は、契約目的や契約の相手方が変わらず契約金額を約1億1,836万5,000円ほどの増額、それから工期を平成28年7月29日まで延長するとなっております。

そこで、私どもとしましては市民の方に説明するためにも契約内容をしっかりお伝えしたいということで、本会議において契約内容を確認したいという趣旨で質問をさせていただきます。

まず、重複するところはありませんけれども、契約変更というからには既に締結されている契約条項に変更原因が生じたと、それが普通の受けとめ方でございます。つまり前回の契約の冒頭からあった原因を理由とする変更ではなくって、途中から変更原因が生じたというのが一般に契約変更の理由だと思われております。

そこで、そういう類いの趣旨の変更、今回で言いますと連絡ブリッジの取りやめということはお話を伺っている限りにおいては契約締結後の変更事由として出されておりますので、それは納得のいく話だろうというふうに思いますけれども、先ほど門田議員のほうからおっしゃいました3点の契約につきましては、当初の契約の中から完全に外されているということが契約内容としてうたわれておりましたので、それがなぜいわゆる密接不利とか、必要性があれば付加できるといった執行部のほうの判断でこれを契約変更等できたのかと、このあたりをぜひ

とも伺わせていただきたいと思っております。

それからもう一点は、連絡ブリッジ橋のほうの工事取りやめという、変更になっておりますけれども、この件につきましてはどうしても一般市民の目から見ますと当初の契約の中でそういったいわゆる警察との打ち合わせ条項がなぜなされなかったのかと。契約自体の計画の立て方について非常に疑念を持たざるを得ないところでございます。

以上、2点をお答えいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 変更契約の前提ということで、新たなものが発生したのであればそれは変更契約の理由とするには非常に無理があるというような、まず1点目のご指摘だと思いますが、基本的に地方自治法施行令第167条の2第1項第6号、「競争入札に付することが不利と認められるとき」という、そのときなんですけれども、基本的に新たな工事が追加された場合も該当するというような形で判断しておるところでございます。

あと、2点目、連絡ブリッジの件でございます。連絡ブリッジに関しましては実施設計に入る前から那珂県土整備事務所の建築指導課、それから筑紫野警察署とも相当程度最初から協議しておったわけでございます。その中で、当初は当然ながらその建築物というのは建築基準法上合法的な建築物であって、連絡ブリッジ自体はですね。よそにもやっぱり事例があるようなものでございます。ただ、それを継続的に協議していつている段階で、当初は建築物として建築確認の中に含めて一緒に工事をしていこうという方針が出されたときも実はございます。その方針をもって基本的に発注にこぎつけたわけでございますけれども、いろいろな協議を重ねていく段階で最終的な実工事の施工に伴う工事の協議に当たった段階で、筑紫野警察署のほうからやはり地域条件、それから、その現場の状況を勘案されてですね、階段をつけないとやっぱり難しいというような実際ご指摘をいただいたわけでございます。

我々もその状況についていろいろ調整はしたんでございますけれども、やはり地域の交通を、一番詳しく把握してある警察の言うことですから、これはやむを得ないというような形で建設するならばその階段もつけざるを得ないというような判断に至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 今のお答えですと連絡ブリッジにつきましてはそういった経緯があるということで了解をいたすところでございます。

ただ、契約変更の内容につきましては、その平成26年11月10日に行われた本会議において、それを外すと言われながら現在の本体工事のところ既にエアコン用のダクトの予備工事みたいなことをやっているというご答弁が執行部のほうからあっております。それを見ますと、少なくともその時点でもう本体契約の中身として既にそれを織り込み済みであるという趣旨が議

事録の中から読み取れるわけです。そうすると、これ契約の変更なのかということのを改めて認識せざるを得ないということでございます。そのあたりの状況をもう一度説明をお願いできませんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） エアコンは、空気を冷やしてアリーナの中に入れてまして、冷暖房を行うわけでございます。ただですね、冷暖房はなくても実は換気というのが必要になるわけでございます。大空間の中に、たくさんの人数の方が入られますので、それに対する換気の計算をして、きちんとした換気をしていかないと二酸化炭素が増えて問題になるということでございますので、それはそのダクトというのは基本的に換気設備に利用すると。将来はそれにエアコンの空気を冷やしたり、暖めたりする装置をつけて冷暖房を行うと、そういう趣旨でございますので、それがエアコン独自の設備というわけではございません。あくまでも換気で利用しなくちゃならないという趣旨のものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 最後になりますが、再々質問はありますか。

4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） 議事録につきましては、一読していただくと恐らくそういう趣旨ではないような感じがいたしましたので、その旨つけ加えさせていただきます。

少なくとも先ほどから申し上げておりますけれども、私本会議のほうでは暫定予算についていわゆる予算のほうの手当は設けましたけれども、契約方式については今初めてといたしますか、こちら今提出された形のを今検討しているわけですが。先ほどから申しましたけれども、そもそも論から申しますとやはりこれは契約変更ではないのではないかと。いわゆる一旦切ってしまうと、前回の議会の中ではこれはもう計画の中にはあるけれども、契約としては外したものをもう一回入れると。これは確かに原口総務部理事のそのご説明によると密接不利とか、状況によってはそういうものを根拠条文として拡張してそこに根拠を与えて契約ができますというご答弁がありましたけれども、有権者という方向から見ますと少しわかりにくいといえますか、非常に理解がいくかどうかということがございますので、そのあたりをもう少し明確にお願いできませんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 我々がいろいろ参照する資料に前例とか契約に関するその実務提要とかいろいろございます。その中にもやはり今回の事例、また別に新たにつくるような工事を、それが理由があれば同じレベルですよ、一般競争入札、あくまでもそれが原則でございますけれども、指名競争入札、それから随意契約も同じ考え方、要するに条件が違えば同じレベルの工事を受注させることができるというふうな形でこれは明確にこの場で言えることだと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 次に、11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 9月議会の中で体育複合施設の施設建設工事費を含む補正予算が賛成多数で可決されて今回の契約変更に至っていると思いますけれども、附帯決議の私たちの提案の中で移動観覧席については必要性、規模などを再度検討した上で予算執行することを求めておりました。これは少数否決でしたので、議会としての意思ではありませんけれども、実際に市民の中からこのような疑問が持たれて、出されていることは事実でありました。

9月議会が閉会して今回の契約変更のこの議会まで実質5日しかありませんでしたけれども、この中で、議会の中でこのような附帯決議の案だったりとか、議員のほうから検討するよりに要望されたことなどを検討するような会議が持たれたのかどうか、伺います。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） ご質問に回答させていただきます。

これは従前より申し上げてきたことですが、移動観覧席につきましては次代を担う子どもたちに臨場感あふれる競技観戦の場を提供していくということは重要なことであると判断しております。既に公表している基本設計説明書に明記しているとおり、基本的に導入していく考えでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 会議を持たれたかどうかをお聞きしているんです。この5日間の中でそのような検討をされたかということをお伺いしているんですけれども、その回答をいただけますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） それに特化した会議というのは開催しておりません。ただ、それぞれの立場でですね、ご提案の件も厳粛に受けとめて、それを受けとめた上での判断でございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） この体育館の建設については市長も、見直しを検討するというようなことも公約の中で掲げておられました。9月議会でそのような意見がいろいろ出て、市長の耳にも市民からですね、今回の契約変更については耳に届いていると思うんですけれども、この5日間市長がどのように考えられたのか、この決断に至ることを伺いたいと思います。

お願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 一番最後にですね、総括的に責任者として答えさせていただきたいと思っております。一番最後にさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

（「3回した。3回目です」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） もう3回目です。

次に、3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 9月議会に上程されました補正予算案、この中で体育複合施設に関連しますアリーナの空調、移動観覧席、雨水ろ過設備につきましては、私も新しい体育館としては必要な設備であるというところで、賛成いたしました。賛成するに当たりましては、賛成討論という形ですね、発言させていただいたんですけども、ちょっともう一回そこを改めてちょっと読ませていただきます。

空調設備、移動観覧席、雨水ろ過設備等の予算執行について、これらの工事を現在進行中の建築工事に追加、増額変更するのではなく、契約過程と契約内容の透明性の確保、競争入札によるコストダウンなどの観点から、公共工事における適正な契約事務執行の規範にのっとり、分離発注と発注方法を十分検討していただきますようお願いいたしますというところで、お願いしたところです。

9月議会の中でも否決されましたけれども、附帯決議ということでしっかりこの内容についてはですね、審議、議論をしていただいて、詰めていただいて、予算執行をしていただくという気持ちは、伝わったと思うんですけども、もうその9月議会の最終日の午後にはもう今日の臨時議会の予定が回ってきました。どれだけですね、執行部のほうで議論をしていただいたのか、すごく心配だったところなんですけれども、先ほどの神武議員の質問の中でもその回答として、特に会議は持たれなかったということでしたね。非常にちょっと残念に思います。

ここで改めて、分離発注、これ改めてですけども、執行部の方にこういうことを言うのもちょっと変かもしれませんが、私もちょっとおさらいする意味でですね、分離発注の意義ということでちょっとお話しさせていただきます。

分離発注の意義。設備工事の分離発注とは、公共工事の基本的なルールとして定着しています。工種ごとの責任の範囲が明確になります。専門業者の技術力が直接生かせる。各工種、工事のコストの透明性が確保できる。入札契約の透明性が確保できる。地場業者の育成と経済効果が上がると。完成後の維持管理は元請の大手ではなくて地場業者の仕事になりますので、当然この大きなプロジェクトに地場業者が参入していくということは、非常に意義があることだと思っています。

改めて、先ほどの門田議員の質疑ともちょっと重なる部分がありますけれども、私のほうからも質問させていただきます。

まず、空調についてです。これ工種としては機械設備工事になります。去年の11月の臨時議会におきましても執行部のほうからの発言で後々空調が必要になった場合、増設できるような設計になっており、壁の中等に入る空調配管等は今回の工事の中で、今進んでる工事ですね、の中で整備をしていく予定ということで、発言がございました。ということは、先ほど理事の

ほうからも回答ございましたが、本体工事とは密接不可分でありますけれども、空調設備としては、別工事で技術的には発注できるんじゃないかと思われま。

次に、移動観覧席についてですね。これ、工種と言っていいのかわかりませんが、ちょっと工事的なものじゃないと思っています。工業製品ですので、家具とかそういうその他の購入という扱いになるのではないかと思います。そもそも建築工事ではないということで、それこそ今の建築工事一式に含めるのではなく、別途の発注はできるのではないかと思います。

最後に、雨水ろ過設備、これ工種としては機械設備工事です。空調と同様なんですけれども、さらにちょっと特殊な機械設備になりますので、なおさら、こっちはほうはですね、別工事で発注するのが適切じゃないかと思われま。

何より分離発注することは入札契約の透明性確保や入札によるコスト縮減効果が期待できると考えるわけなんですけれども、なぜこの建築工事ではないこの3つの工事、設備工事及び設備の購入を分離発注できないのか、空調、移動観覧席、雨水ろ過設備、それぞれに分けてですね、改めて回答いただきたいと思われま。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 冒頭、議員が申し上げられました設備工事の分離発注ということですね。基本的に、太宰府市においてもいろいろな設備ではほぼ分離発注をしているような状況でございます。機械、電気、建築ですね、そういうのは分離発注しております。

何が違うかといいますと、既に発注しております今の工事、その中に既に機械設備も電気設備も入っているということでございます。既に入っていると。その既に入っている中に新たな別の部分として機械設備なりを入れるということになりますと、基本的に制御関係ですね、全て事務室のほうで制御をしていくような形になりますし、そういうふうな問題が出てきますので、当初の議員説明された分離発注とはちょっと違うということでございます。

空調につきましては、まず個別に申し上げさせていただきますと、基本的にコントロール系統が全て同一系統で、事務室において例えばどこの空調を動かす。スポーツの形態によってもやっぱり違うような形で床の、暖冷房を動かす場合、それから空気全体を動かす場合、両方行う場合とかですね、非常に制御系統が複雑になっております。それをもう既に発注しておる機械設備の中に別途業者の方でその方々が入られてそれを調整していくというのは非常に、できなくはありません。先ほど申し上げたとおりですね、できなくはない。ただ、全体性を考えた場合やはり変更契約が妥当であるというふうに判断しておるところでございます。

あと、移動観覧席でございますが、これは備品で発注も、これも不可能ではないです。可能でございます。ただですね、これは基本的に1.8tある代物でございます、重量物でございます。それをですね、屋外から搬入してきて中で組み立てて基本的に据え置くというような、もうほぼ工事と同類のことが必要な、そのようなものでございます。

あと、雨水ろ過設備もですね、同じでございます。管理系統については基本的に事務室でできるようなことで、現在発注しておる建築本体工事に付随しておる機械設備にまた別に発注するというような形になりますと、非常に問題が出てくるというような形で考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） まず、空調なんですけれども、これ制御系統が同一だということで、既に今の工事の中にも設備工事が入っていると。それで、制御をしているということで、改めて設備工種、業者が入るとするのは非常に問題があるということなんですけれども。

制御というのは電気設備でありまして、機械とはそもそも別な話であります。今入っている設備業者もですね、系統、電気はまだ別の電気業者、工事業者と、密接に打ち合わせをしながらその機械を動かすという制御をしているはずなんで、特に設備工事、恐らく、違う工事業者が入るのかもしれませんが、入ったとしても制御系統は電気ですので、そこを電気の今の入っている業者と密接に打ち合わせをすれば、特に問題ないと考えております。

しかしながら、もう今回のアリーナというのは体育館の空調の一部ということですよ、1階はもう空調入っているということで。そういうこともありましようから、なかなか別の業者というのはちょっと考えにくいかもしれませんが。

2つ目、移動観覧席のほうなんですけれども、こちらのほうは、それこそ今荷重のことを言われましたけれども、荷重のことは建築本体、それこそ戸田建設のほうの責任でございますので、そこら辺のどういう品物が入るのか、これほとんどがですね、工場製品でございますので、規格物と考えられます。そこら辺を、仕様をしっかりと戸田建設と打ち合わせをすれば、特に問題はないかと思われまます。

最後に、雨水ろ過設備、こちらのほうも、制御系統が一緒だということなんですけれども、これ特に今入っている設備工事業者じゃないところが入ると思われます。雨水ろ過というのはですね、特に特殊な工種になると思いますんでね、また改めて違う業者が入るということであれば別に別途発注しても構わないんじゃないかなと思われるんですけれども、特に回答は必要としません。

変更契約の増額によるということなんですけれども、分離発注の可能性で、コストダウンと透明性の確保というのは私は必要だと思っています。それが確保できれば契約変更の増額でも構わないんですけれども、どうもその説明がちょっとまだ足りないような気がします。

今、いろいろ説明聞いてきましたけれども、なかなか納得できないところも多いと。9月の定例議会の賛成討論の中で私最後にちょっと申しました。体育複合施設の最終決裁ができますんで、市民に対する直接説明をお願いしますと申しました。現在までは体育複合施設にまつわる残念な状況を格段に挽回する契機になるんじゃないかと、その説明会は。と思ったんですけ



れども、ここら辺ですね、ここの議場で説明を受けて討議するだけではなくて、その内容を踏まえて市民に説明する機会というのを絶対設けなきゃいけないと思っているところなんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） どちらが。

市長。

○市長（芦刈 茂） 今の問題も後でまとめてご回答させてください。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 重ねて申し上げます。まず、その分離発注になろうが、契約変更の増額で上げようが、どちらでも構いませんけれども、一番肝要なところは、まず透明性の確保ですね。入札、契約に至る経過の透明性の確保、それと、コストダウンの達成、これをしっかり実現できればですね、どちらになっても構いません。しかしながら、その経過をしっかりと我々だけじゃなくて市民にも説明できるような状態で執行部の人は持っているいただかなければ困りますんで、それをあわせてお願いするとともに、しっかり、市民に対して直接説明する機会を設けていただくようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 次に、7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 私が聞きたいことも内容的にはほかの議員さんが幾つか聞いてくださったので、私なりにそれを理解を示した上で私自身の質問に入ろうと思いますが。

結局、昨年別工事にしたと。であれば、分離で発注するのが自然ではないかという疑問に集中しているかと思います。分離で発注することは不可能ではないけれども、全体的に判断する理由は法令上はあるということだと思っんです。ただし、森田議員が具体的な変更を必要とするのは事由はというようなことがありましたけれども、そこも全体的にという判断のみで具体例は挙げられなかったかと思っんです。また、神武議員が9月議論でのここの場での議論を踏まえてどのような話し合いを持たれたかということに関しても特別な会議は持たなかったと。全体的に言うとその具体的な理由が乏しく、全体的な判断だという趣旨で理解していいかと思っんです。

私自身も、あらかじめどのようなことを聞くかということをお伝えはしてあったと思うので、準備があるかとも思うので、聞きますけれども、まず大まかに言うと3点あります。特に、内容というよりも判断するに当たってのしるしもしくはプロセスといったことに関して質問をいたします。

神武議員が聞かれたことにかかわりますけれども、先日の予算案承認の後には特別な会議を持たれていないということでしたけれども、それ以前、特に7月の市民への説明会以降についても契約変更に関することに関して、もしくは工事内容の変更に関してどのような会議を持たれたか、日時と場所と出席者と議題と議論の内容を教えてくださいとあらかじめお伝えしてあったかと思っんです。時間的に9月以降少なかったということは、事実上事を進める上であり得るこ

とかもしれませんが、事前になかったということはありませんので、この点がはっきりしないことには十分な検討の上をした上で提案がなされたと判断するのは難しいのではないかと考えます。

2つ目の質問ですが、今回この契約が成り立てば工事が今予定しているとおりに進むということになるかと思いますが、これは確認と言っていいんですけども、工事ができ上がる、建物が竣工するまでの工事のスケジュールと、それに合わせて運用を始めるための準備のスケジュールというのを既に持たれていると思います。持っていないと間に合わないと思いますので、それを明らかにしていただきたいと。先が見えないことにはやはりこの契約でいいのだろうかという疑問を持たざるを得ないかなと思います。

3点目、先ほどから幾つか9月議会から含めてですけれども、疑問が出されることに対して明確なこれであればという回答がなかったように思うんですけども、ということは契約について否決されるという可能性も考えておいたと思います。また、そもそも予算が9月に可決されない限りはお金がないままで計画を進めるということであつたでしょうから、一応万が一の備えについてのことを聞くんですけども、もしこの契約案がこの場で否決された場合に工事のスケジュールを、あるいは工事の内容そのものをどのように見直すのか、そういう腹づもりをしていたのか、その内容と、あとその場合運用開始まで当然時期がずれると思いますけれども、万が一の場合の対策としてどのようなスケジュールを執行部として腹に置いて今回の予算から契約に対する議会への議案提出になったのか、その辺のことを教えていただきたいと思っています。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） まず、1点目ですね。契約の内容や形式を検討するために開いた会議の件でございます。

先ほど、説明させていただきましたとおり、これ従前でもそうなんですけれども、基本的に契約内容についてどのような契約を行うかという議論については、特段会議を立ち上げてそれを特化して議論したという経緯はございません。ただ、非常に大きい工事ですね、市民の皆様に関心も高いということから、当然のことながら打ち合わせの中で頻繁にどのような工事の契約方法を行っていくかというような調整の打ち合わせについては頻繁にやっているところでございます。ただ、ここでそれをいつどこでというような形でですね、明確に申し上げる資料は申しわけないですけども、ちょっと持ち合わせがないということでございます。ただ、全体としてそういうふうな形で意思決定をしていったということでございます。

あと、2点目の本会議が可決された場合の工事スケジュールにつきましてはですね、議案書に明示しているとおりに建築工事は平成28年7月29日に完成いたします。残工事で外構工事や植栽工事等がございますので、これらの工事については建築工事から一月後の平成28年8月31日までは完成する予定でございます。

また、運用開始までの準備スケジュールについては現在鋭意検討をしているところでござい

ます。

あと、3点目の本会議が否決された場合の工事スケジュールについては現在のところ検討をいたしておりません。

また、その場合の運営計画、利用計画の変更点についても現在のところ検討はいたしておりません。

なお、工事の工程表、それから運営計画、利用計画、それから準備スケジュールにつきましては、工事の進捗にあわせて密度を上げてご説明できる時期になりましたらご報告させていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 1点目についてですけれども、お答えがなかったと思うので、調整会議を、要するに特段それを目的に会議はしなかったということだとは思いますが、私日時、場所のほかに議論の内容は既に言われたことかもしれませんが、出席者ということも聞いているんですね。どの範囲で話し合いをしてということ、まずそれについてお答えいただきたい。つまり意思決定の範囲ですね。どのレベルで話し合いを行ってこういう内容を決めているのか。一番上のほうのレベルでいいんですけれども。

2点目に関しては、じゃあ1つだけ追加で聞きますけれども、開館日ですね、いつ開館する予定なのかということが、工事についての議論はありますけれども、一向に出てこないの。その予定に合わせてスケジュールは組まれていると思うので、せめてその点をお聞かせください。

3点目は、未検討であったというのは事実上議会の議論を受けた議論の場というのを特段には設けず、かつ万が一のことも考えないというのはいささか緊張感に欠ける執行部ではないかと率直に言って思います。未検討だということであれば、これ以上言っても仕方ないので、この点については再質問いたしません、さっきの1点目、2点目についてお答えをお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） まず、意思決定の経過についてのご質問だと思います。当然のことながら、変更契約に至る前に、それについて変更契約にするかどうかという議論もあるわけでございますけれども、基本的に例えば契約のことであればですね、いろいろな契約に詳しい管財課と調整させていただいたり、あと順を追って協議をさせていただいているようなことでございます。最終的にはですね、どちらにしても変更契約をする場合については決裁というのがございます。決裁を受ける段階で、基本的にその決裁に印鑑を押す立場の方と当然のことながら変更契約の方法とか内容とかはですね、調整しながら、持ち回りながら、最終的には市長まで持ち回りながら調整していくというような形態をとっておるところでございます。

2点目は……。

○議長（橋本 健議員） 2点目、開館日について。

地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 開館の時期についてなんですけれども、まだ内部的にこれという具体的な日には最終決定しておりませんが、工期が8月31日までということでございます。その後の準備期間等も勘案して、10月を目途にということで担当課としては考えているところでございますが、まだ最終決定に至っていないという現状でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 1点目に関してですけれども、私一般質問のときに体育複合施設に関しては一体本当のところ誰が責任を持っているのかという趣旨の質問をしましたが、明確な回答が得られなかったように記憶しているんですけれども。さまざまところを回して決裁をもらって、最終的には市長ということはあるのですが、今の答弁でも先ほどから全体的な判断ということと、具体的な変更事由ははっきりしないということを最初に申しましたけれども、ではせめて誰を信用してこれをという質問なんです、今は。市長ということなのかもしれませんけれども、今回は契約内容ということなので、実務レベルで一体どこがこの内容でもう大丈夫だと、またその計画との整合性についても私が保証すると言える人が、人でなくてもいいんです、部署でもいいんですけれども、それを確かめておきたかったんですね。

そうでないことには、我々はある程度はわからないことがあっても全体、こっち側だって全体的に判断しようとするわけなんですけれども、どこを信用していいのかが今までの議論の中ではっきりしないというのが私自身が持っている感触です。ので、もし言えるのであれば、つまりここに行けば全てがわかるというところを明示していただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 市役所の中に条例なり、規則なりがございまして、その中に、主管別専決事項というのがございます。その中で、課長、部長、市長という形でその権限の属する範囲が明記されております。基本的に設計内容につきましては所管課長が責任になっているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 先ほどの森田議員の質問と若干重複いたしますけれども、連絡ブリッジの件ですね。その警察官の指摘があったということはこの間議会でも説明を受けておりますが、森田議員も若干聞かれましたけれども、それがいつの段階であったのかという具体的な時期を、まずもう少し詳しくお示してください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 具体的な時期でございますけれども、一番最初は那珂県土整備事務所に平成25年12月13日に行っております。こちら辺はちょっと専門的なこととなりますけれども、建築基準法第44条第1項第4号上空通路として建築物に該当するかどうかの確認、それから次は平成25年12月20日に那珂県土事務所に参って上記の継続協議ですね。そういう形で、それから最終的には3月の建築指導課の調整、建設等の調整、警察との調整と、そのような形で継続して協議をしまいった次第でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ですので、その協議を継続されて具体的にいつ最終的にそれが必要だということが伝わったのかということをお聞きしたいのが1点です。

それと、じゃあここに採用作品と言われている当初議会に説明いただいた資料を持ってきましたが、その段階におきましてこれを設計といいますか、この絵を描いたこの業者といいますか、そういったところに今回、これは階段がないということで警察が指摘があったということですが、このこういうコンペに応募をされて採用になったこの業者のところ、何らかの責任という形は及ぶのか、及ばないのか、その辺までご答弁をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 最終的に連絡通路に歩道から上がる階段が必要とされることが明確になったのは平成27年1月26日ですね。筑紫野警察署との協議の中でそういうふうな申し入れがあったということでございます。

あと、済みません、1点何だったですかね。

（15番藤井雅之議員「業者責任を問わない」と呼ぶ）

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 設計者の責任でございます。まず、これは建築設計コンペをやって実施しておるところでございます。そのコンペの中に当然のことながら各法令、建築基準法、それから道路交通法、いろいろな法令に基づいて、建築基準関連法令に基づいて提案することというような形で、そういうような要綱をもってコンペに臨んだわけでございます。

その責任ということでございますけれども、これは非常に難しい問題でございます。法令上は可能な建築物であると。ただ、いろいろな場面で、やはりただ地域の実情とか、交通状況とかもあるということでございますので、それを明確に責任があるというようなことでまだここで申し上げることはちょっとできないかなというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 今の質問でちょっと気になったんですけどもね、今藤井議員からの答弁では法的にはクリアはしているけれども、警察からは交通事情などがあり、やめたみたいな話、今答弁があったんですけどもね、法的なクリアがされているならば予定どおり市長は6月議会一切扱わないと言われていたわけやから、法的問題はクリアしとんならブリッジはそのままつくってよかったんじゃないかなと。

そこの点についてですから聞きますが、ブリッジに対して階段というかね、両側から階段をつければ幾らぐらいかかるかなという換算はされましたか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） その概算はですね、こちらのほうでつかんでおります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問。

（17番村山弘行議員「最初の回答が法的にはクリアして」と呼ぶ）

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） そうですね、そういうことも言えるかと思えます。ただ、全てがやはり割り切れないところもございます。いろいろな例えば法令それぞれにとってもですね、それぞれで矛盾しているような法令もあるのはあるわけでございます。そこで、解釈についても、同じようにどのように解釈していくかということでございます。法令に準拠しているから全て許可が受けられるかという、そうとも言えないというような側面が出てくるんじゃないかというふうに判断しております。

○議長（橋本 健議員） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 藤井議員の質問の中で、警察から指導があったと。平成27年1月26日。その時点で議会には何の報告もなかったわけですね。それは執行部として今村山議員が言われたように法的クリアしていたから議会に何の説明もなかったのか、ご回答をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 議会への説明ということにつきましては、これにつきましては率直にその経過については議会に報告すべきであったかなというふうに考えているところでございます。

決して、法令に違反していないから説明が不要というようなことではなくて、考えた場合その経過を、ご報告していくことは必要であったかなと今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） あれだけ前広にですね、説明するようにと議会のほうから要望して

いたわけですね。今になって、この法的クリアしていたからどうか、筑紫野警察署過去にさかのぼって、何カ月前ですか、1月26日って前期の分じゃないですか。本当にもう何の説明もなかったですよ。初めて聞きましたよ、1月26日にこんな指導があったなんて。どんだけ議会軽視しているんですか。

じゃあ、この階段なんですけど、もうつけないという方向で考えて、今後もうその階段の設置については検討しないということよろしいんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 以前からも、市長からもあったかと思えますけれども、基本的に先送りというような形で検討しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問ありますね。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 先送りはわかりました。そしたら、あそこの交通状況をきちっと勘案して横断歩道の設置や、できれば歩道橋の設置、信号設置などを要望して私の質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 体育館のその複合施設の、連絡ブリッジの件に携わってですが、7月18日の日の市民説明会のときに連絡ブリッジのまず現行の設計に入るとる6,000万円と警察協議の中で階段をつけなさいという話の中でですね、その予算を3,000万円か三千何百万円という金額を、私たちが知らないのに一般市民の方からそこで質疑がありました。それに関して、私たちが何で知らないのに一般の市民の方からそういう金額、明確なその金額を提示されるかというようなこと自体が、私はちょっと理解できないので、ここの説明もよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 確かに当日の説明会には、そのようなご発言もあったかと思えます。私もその件に関しましてはですね、どこでお知りになりましたかというふうに聞いたんですけども、うわさでというようなことで、そのご婦人も回答されていたわけでございますけれども、そこら辺の情報の管理の仕方といいますか、非常に我々にとっても遺憾な部分もございますので、ただそれをですね、どこからどうとったのかというふうに問い詰めるというのも非常に問題でございますし、今後ともそこら辺の情報の管理につきましてはきちんとまずは議会にご報告していくというような態度で、今後とも進めてまいりたいというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員）　そういう答弁でございましたが、今後もし、同じようなことが二度とあれば今後徹底的に追及いたしますので、よろしくお願ひしときます。

○議長（橋本　健議員）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　それでは……。

（「総括です」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　総括で市長。

○市長（芦刈　茂）　済みません、今までの質疑あるいはご意見について私のほうから総括的にご答弁、回答をさせていただきたいというふうに思っております。

基本的に全ての責任は市長の私にあります。それはもう間違いないことですし、私も最高責任者として全てのことについては責任持つ立場で運営しておりますし、また私が知らないことはちゃんと教えろということを市役所内部でも申し上げている次第でございます。

幾つかの点についてご説明したいと思っております。

1つ目、私が4月26日に市長に当選させていただきました後、私の手元にはまず第1に戸田建設と本体、設備、電気工事一式を含む契約書が手元にありました。春日の体育館は本体、設備、電気工事分離発注しております。このことについては前の議会で何度もいろいろな方たちが、議員の皆さんが議論してきたわけです。私もそのことを議論したと思います。ところが、本体、設備、電気工事一式についてまとまった戸田建設との契約書があったということが一つの私が引き継いだ出発点の一つであります。

2つ目に、いろいろな形で去年の10月の補正予算の議論のときにもこれとこれがないじゃないかということでいろいろ指摘をした上で、それでも補正予算は採決されたわけですが、私の手元に補正予算として本来計上されるべき金額は3億3,000万円の金額がありました。これをどうするかということが課題で、その後私は6月議会、7月市民説明会、9月議会という形でいろいろご提案あるいは進めてきておりますので、あえてそのことは申しません。

それともう一つ、先ほどから議論になっておりますブリッジについての警察の指摘ということが私に残された、その3つの大きな課題が市長になったときに私にとっての課題ということで前政権から引き継がれた形でありました。その中でいろいろなことをやってきておりましたので、先ほども言いましたが、もう繰り返しません。

ただ、私はこの9月議会で議論されたこと、ブリッジの問題、ジム等の必要性等々の問題は、市役所としてこういうふうに決めているということで聞きおくという形では考えなくて、ご意見はご意見としてしっかり賜って、いろいろな形で本当に市民のための体育館をどう実現していくかということで考えておりますので、皆様のご意見はできることといたら何ができないのかという議論にもなりますけれども、しっかり受けとめて進めていきたいというふうにこの体育館の問題については考えております。



まだまだここまで出ささせていただくとるけれども、私としてはしなければいけないことはたくさんあると思います。今日もいろいろなご指摘受けました。それはしっかり受けとめて、しっかりやっていきたいと思っております。

それと、先ほどの舩越議員のご意見ですが、いろいろな形で私は市民から選ばれた市長、市民から選ばれた議員という二元代表制で進めていくということを繰り返し説明させていただきましたし、そういう形でやっぱり進むのが私本来のあるべき姿だというふうに思っておりますし、9月議会でももっともっと議員の皆様にも情報を私たちが出していくということも必要じゃないかというふうなことを考えてちょっと発言したこともあったわけですが、情報公開、市民説明会というのはしっかりそのことを考えながら、まず第1にやっぱり私は議会優先だというふうに、議会優先というよりも出発といいますか、それが一番大事なことだと思っておりますし、それを踏まえて市民説明会もしていきたいというふうに考えております。

9月議会では11月にしたいということをお願いしましたが、具体的に広報の告知、いろいろな準備等を考えると市民説明会は1月にならざるを得ないかなというふうに考えております。この体育館についての大きな反省は、市民説明会いろいろな情報を出すことができなくて、いろいろな議論が渦巻いてこういう結果に私なってスタートせざるを得ないということになつてわけです。今後の基本的な展開としては情報公開、市民説明会というのも私はしっかりやっていきたいというふうに、私が市長になったのはそれが一番の課題だと思っておりますので、やっていきたいと思っております。

それと、いろいろな会議はしたのかということですが、当初の予定は私と担当部長あるいはスタッフとの打ち合わせの中でいろいろな議論はあるけれども、価格交渉をしっかりして、言ってみれば値切って契約するということを指示しておりました。それが、1億円の大体の予定が八千何ぼになったというあたりもそういう数字が出てきているんじゃないかというふうに思っておりますので、そういうことも努力はしておるのがそういう数字になっているということは、しっかりご報告したいと思っておりますし、何も議論をしていないわけでもなく、しっかりやっているということをご報告したいと思っておりますし、繰り返しになりますが、この体育館の問題をめぐって本当にいろいろな議論がここ3年繰り返されてきましたけれども、いろいろな大事なことについては情報公開しっかりしながらやっていきたいというふうに思っております。今日のこの議会でいろいろなことを決めていただくことになるかと思っておりますので、市民の方からも情報公開の請求が出ておりますので、それについても私はこの議会の結果を受けて情報公開、ちゃんとした回答はしたいというふうに思っている次第です。

以上です。

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） これをどういう発言というべきなのかわからないんですが、討論の前に少し休憩をとらせていただけませんか。討論の内容を考えたいと思います。

○議長（橋本 健議員） ただいま7番笠利毅議員から休憩の動議が出されましたが、ほかに賛成の方いらっしゃいますか。

挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（橋本 健議員） 2人以上の賛成がありますので、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時30分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

反対討論から行います。

討論はありませんか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 反対の立場で討論いたします。

質疑いたしましていろいろ回答をいただきました。9月議会が終わって申しましたけれども、実質5日間しかなく、その中でいろいろな会議なり、再検討などがされたのかというようなことにつきましては行ってないということでした。芦刈市長が掲げていますその政治姿勢についてやっぱり市民の代表である議員が議会で発言した内容、提案、それから要望などについてですね、しっかりと庁舎内で担当部長なりと会議を持ち検討していただきたかったというのが率直な感想です。

体育複合施設につきましては、7月に運営計画書が提出されました。運営に関する基本方針で、その中にコンサートや講演会も行うというようなことが書かれており、また9月議会では委員会の中で市の事業、それから指定管理団体が企画する事業、それから1,000人規模の講演会を行っていくというような運営計画をしているというような説明があっていました。

今のこの内容についてですね、具体的な計画が年何回行って、どれくらいの収益を上げるかというようなものが全く見えてきていません。今の中央公民館、プラム・カルコアのほうで多目的ホールが600人の定員でありますけれども、そこでの年間の利用者数は6万人です。6万人の方が満席で入ったとして、年間に100日稼働しているというような状態です。今度の体育館は、講演会で1,000人規模というようなお話がありましたけれども、実際に本当にですね、収益を上げるほどの講演会なり、そういう人が集まるようなことができるのかというようなことが率直に不安材料としてあるのではないかというふうに思っています。

この体育館を運営していくためにこの市の事業の具体的な内容、方針ですね。それから、指定管理の業者にこれだけは事業として展開してほしいというようなことを早急に詰めていかなければ、先ほど回答の中で10月オープンを考えているというようなお話もありましたけれど

も、オープンしたけれども、赤字が続くということになりかねないかというような不安があります。その指定管理ですね、運用に関してどうしていくかということを決めていただきたいということも要望いたします。

今の計画内容、それから稼働については未定だということも9月議会のところで回答がありましたけれども、このような状態でこの契約変更に進んでいくことには反対の立場をとらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 賛成の立場で討論します。

1時間以上にあたっているいろいろ説明聞いたんですが、もともと冒頭申しましたけれども、体育館をつくるのであれば当然必要な設備であるから、もうこれに関して反対するつもりはありません。ただ、契約のありようについてですね、いろいろご説明いただいたんですが、ちょっと量も量で少し消化できていない部分があるんですけども、おおむねおっしゃっていることをまとめると、理屈では分離発注等々もそれぞれできるけれども、総合的な観点からいくとこっちのほうが有利だということだと理解しました。現実には、9月の補正で確保された枠よりも3,440万円ぐらい安くでき上がっていますね。そういったことも評価しながら賛成とします。

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。

3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 反対の立場から討論させていただきます。

9月補正予算については私賛成なんです。この体育館の、この追加工事についても必要性があるということで賛成いたしました。議会のほうでも賛成大多数で予算は通っております。予算が通ったということは、速やかに予算執行されてしかるべきなんですけれども、この予算執行のこの段階になってですね、こういう議論が噴出しとります。今回の多数の議員が指摘ございましたけれども、それに対する執行部の回答につきましては、設計変更増額で契約変更するということをしつかり説明するにはちょっと足りなかったと、不足していると私考えまして反対とします。

この予算執行段階になってこういうふうにもめる、いろいろな疑義が出ているというのはちょっと非常に問題がある。市民から見ると非常に心配だと。去年の11月の臨時議会におかれましても、それこそ現工事の契約の審議がされたとき、そのときも、かなり契約方法について質疑があつて、かなり際どいところで可決されたという経緯がございます。執行方法について、しつかり議論、審議、準備して、根拠を持って執行に当たると、それが重要かと思ひます。

それと、重ねてお願いしますが、予算執行の透明性ですね、議会に対する透明性、報告のお願いと、それと先ほども言いましたとおり市民に対する直接の説明ですね、これをお願いしたいところです。今回については、18人の議員に対しての説明、ちょっと私不足だったと

思うんですけども、これをもって市民に対する直接説明をしたならば、市民を納得させる回答ができるのか、非常に心配です。そういう意見で反対討論とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 反対の立場で討論をいたします。

私は、予算そのものに反対したので、言うまでもないという考え方もあろうかとは思いますが、その時点でエンディングにしておいた問題について自分なりの一定の答えもあるので、改めて述べたいと思います。

一般質問の段階では、昨年10月、11月の臨時会における3点セットを落とすという判断と、現在の9月での予算の提案とどちらかがおかしいか、もしくは両方がおかしいということをお願いしたんですが、今日の議論を聞いておきまして、全体として見ればそもそも不可分のものを分けたという昨年の判断がおかしかったのであろうと判断しています。

その上で言いますが、であるならばこの1年間、先ほど市長も申されましたけれども、手元には予算を上げることを前提とした数字があったということであれば、それを適正にきっちりとした合理的な根拠を持って提案するというだけの時間は十分にあったかと思えます。しかしながら、先ほど神武議員も申されましたし、私も少し言いましたけれども、それを前提としたような議論が執行部内で1年間行われた形跡がどうもないようだと思えます。合理的な理由もしくは具体的などうしようもない客観的な事情の変化といったようなものがない限り、今回の変更契約のようなものを簡単に認めてしまうようでは、と申しますか、合理的な、合理性もしくは客観性がない限りは、たとえそのやましいところはなくても市民の側からは疑いの目を向けられるであろうと。それが透明性であるというような言葉で先ほどからも言及されている事柄かと思えます。

以上のようなことを危惧しますので、今回のような予算の執行のあり方については賛成しかねると結論を出したいと思えます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 賛成の立場で討論をいたしますが、苦渋の決断といったところでございまして。補正には賛成をいたしまして、大事な福祉関係の補正も入っておりましたので、補正のほうは賛成をいたしました。今回のこの変更契約につきましては、当初から分離という形での話がなかったということ、しかしながら春日ではそういった分離契約であった、分離発注であったということの中から市長みずからのトップダウンでのこういったところの指示がなかった。しかしながら、しっかりと値切るようにという、そういった指示はあった。なかなか予

盾するようなお話がたくさん今回ございました。

また、その中で市民への情報公開という中で舩越議員がおっしゃった答弁の中で一部の知るはずのない数字が市民が知っていたという事柄への質問に対して情報公開ということで総務部理事のほうは遺憾であるというご意見でした。市長は、そういったお答えではなかった。市民の代表だから数字は知っていてもいいんじゃないかなろうかというようなふうに私は捉えました。本当の意味での情報公開というのはそういうことではないということで、しっかりとお考えをいただきたいと思っております。水面下で一部の市民が知ることが情報公開なんでしょうか。しっかりとした答弁をいただきたいかと思っております。

しかしながら、今回のこの契約に対する反対をいたしますと、今までやってきましたように消費税のアップによって、また資材の高騰によってこの工事の契約内容も大きく増加をいたしました、増減をいたしました。増額をしたこの経緯の中で、またさらに工期が延びるということになれば、先にあります消費税のアップ、こういったところにまで影響がある可能性がございますので、苦渋の決断ではございますけれども、今回賛成といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号を可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第59号は可決されました。

〈可決 賛成13名、反対4名 午前11時42分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成27年太宰府市議会第4回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、平成27年太宰府市議会第4回臨時会を閉会します。

閉会 午前11時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成28年2月19日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 神 武 綾

会議録署名議員 小 畠 真由美

## 1 議事日程（初日）

〔平成27年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成27年12月1日

午前10時開議

於 議 事 室

- |       |                                                                                 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                                                      |
| 日程第2  | 会期の決定                                                                           |
| 日程第3  | 諸般の報告                                                                           |
| 日程第4  | 議案第60号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について                                                   |
| 日程第5  | 議案第61号 太宰府市行政手続条例の一部を改正する条例について                                                 |
| 日程第6  | 議案第62号 太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について                                          |
| 日程第7  | 議案第63号 太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について                                   |
| 日程第8  | 議案第64号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                                            |
| 日程第9  | 議案第65号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について                                                   |
| 日程第10 | 議案第66号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第67号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について                                           |
| 日程第12 | 議案第68号 太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例について                                     |
| 日程第13 | 議案第69号 太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例を廃止する条例について                                     |
| 日程第14 | 議案第70号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について                                               |
| 日程第15 | 議案第71号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                                              |
| 日程第16 | 議案第72号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の制定について                                            |
| 日程第17 | 議案第73号 太宰府市総合体育館条例の制定について                                                       |
| 日程第18 | 議案第74号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について                                              |
| 日程第19 | 議案第75号 平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について                                      |
| 日程第20 | 議案第76号 平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について                                       |
| 日程第21 | 議案第77号 平成27年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について                                            |
| 日程第22 | 議案第78号 平成27年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について                                           |

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）



1番 堀 剛 議員  
3番 木村彰人 議員  
5番 有吉重幸 議員  
7番 笠利 毅 議員  
9番 宮原伸一 議員  
11番 神武 綾 議員  
13番 陶山良尚 議員  
15番 藤井雅之 議員  
17番 村山弘行 議員

2番 船越隆之 議員  
4番 森田正嗣 議員  
6番 入江 寿 議員  
8番 徳永洋介 議員  
10番 上 疆 議員  
12番 小島真由美 議員  
14番 長谷川公成 議員  
16番 門田直樹 議員  
18番 橋本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

13番 陶山良尚 議員

14番 長谷川公成 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長 芦刈 茂  
教育長 木村 甚治  
地域健康部長 友田 浩  
建設経済部長 今村 巧児  
教育部長 堀田 徹  
総務課長 石田 宏二  
地域づくり課長 藤田 彰  
都市計画課長 木村 昌春  
上下水道課長 古賀 良平

副市長 富田 讓  
総務部長 濱本 泰裕  
総務部理事  
兼公共施設整備課長 原口 信行  
市民福祉部長 中島 俊二  
上下水道部長 松本 芳生  
経営企画課長 山浦 剛志  
市民課長 行武 佐江  
社会教育課長 中山 和彦  
監査委員事務局長 渡辺 美知子

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 今泉 憲治  
書記 山浦 百合子  
書記 諫山 博美

議事課長 花田 善祐  
書記 力丸 克弥

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成27年太宰府市議会第4回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

13番、陶山 良尚議員

14番、長谷川公成議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（橋本 健議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第60号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について

○議長（橋本 健議員） 日程第4、議案第60号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成27年第4回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変ご多用の中にご参集いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

第4回定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

平成27年も残すところ1カ月となりましたが、先週くらいから急に肌寒さを感じる日が多くなりました。市民の皆様を初め、議員各位におかれましても、体調管理には十分ご留意の上、日々お過ごしいただきたいと思います。

さて、平成26年4月から運行を開始いたしました太宰府ライナーバス「旅人」が運行開始からわずか1年半で乗客数が50万人に達し、9月30日に記念式典がとり行われました。また、あわせて九州国立博物館と竈門神社をデザインした2台のラッピングバスもお披露目され、太宰府天満宮と太宰府政庁跡のデザインを合わせて計4種類のラッピングバスが運行されることとなりました。

運行開始から今日まで、観光客の皆様を初め、たくさんの皆様にご乗車をいただき、感謝申し上げます。今後におきましても、さらなるおもてなしの心で皆様をお迎えできるよう、関係機関と連携して事業に取り組んでまいり所存でございます。

次に、10月19日に教員の市内留学研修を太宰府小学校にて実施いたしました。この研修は、市内で指導力のすぐれた熟練の教師に意欲のある経験の浅い教師が指導方法等について学ぶことを目的に今年度から実施している研修であり、太宰府市学力向上宣言のプロジェクトの一つに位置づけられております。

太宰府市学力向上宣伝プロジェクトは、子どもたちの確かな学力向上に努めるため、校長会、教頭会、市教育委員会が共同で取り組んでいるプロジェクトであり、今後は12月15日に太宰府市内全教員授業研修会を水城小学校にて取り組む予定としております。

次に、昨年から今年にかけて、特別史跡である水城や大野城、基肆城の築造から1,350年の節目の年を迎えております。関係する市町と実行委員会を組織し、さまざまな事業を行ってまいりましたが、12月5日に大野城まどかピアで開催いたします記念式典とシンポジウムで最後の事業となります。

今後とも先人たちが守ってこられた数多くの文化遺産を次の世代へつないでいけるよう努めてまいり所存でございます。

次に、九州国立博物館が太宰府の地に開館され、今年で10周年を迎えるに当たり、10月から11月にかけて、開館10周年記念式典や記念特別展などさまざまな行事が実施されました。この

10年間の来館者数は1,300万人を超え、地域社会と共生する博物館として九州国立博物館の運営にご尽力いただきました関係者の皆様方には、厚く御礼を申し上げます。

今後におきましても、アジアを初め世界各国の歴史や文化の情報を発信していただき、まるごと博物館構想の核として、引き続きともに歩みを進めていきたいと考えております。

さて、本日、ご提案申し上げます案件は、財産の取得1件、条例の改廃10件、条例の制定3件、補正予算5件、合わせて19件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」ご説明申し上げます。

本件は、大佐野地区緑地保護地区内の土地取得に関する案件でございます。

この土地取得につきましては、皆様のご理解とご協力により着実に進んでいるところであり、深く感謝申し上げます次第でございます。

今回、買収いたします土地につきましては、10筆、面積2万6,309㎡、買収金額4,998万7,100円であります。

詳細につきましては、財産（太宰府市緑地保護地区内）の取得一覧表をご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5から日程第10まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第5、議案第61号「太宰府市行政手続条例の一部を改正する条例について」から日程第10、議案第66号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 議案第61号から議案第66号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第61号「太宰府市行政手続条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、行政不服審査法の全部が改正されたこと及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第54条により、行政手続法が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求

めるものでございます。

次に、議案第62号「太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、行政不服審査法の全部が改正されたこと及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第40条により、地方税法が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第63号「太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律第1条及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第41条により、地方公務員法が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第64号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、行政不服審査法の全部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第65号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市税条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、猶予制度の見直しが行われたことに伴い、規定を整備するもの及び社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の実施に伴う関係規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第66号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用及び同法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定める必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11から日程第17まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第11、議案第67号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第17、議案第73号「太宰府市総合体育館条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 議案第67号から議案第73号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第67号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律第2条により、農業委員会等に関する法律が改正され、太宰府市農業委員会の委員候補者選考委員会を設置する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第68号「太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律第2条により、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会の委員選出方法について、公選制が廃止されることとなったこと及び委員の定数を現行の11名から議会、団体推薦委員数を含めた14名に改める必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第69号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例を廃止する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律第2条により、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会の委員選出方法について、議会推薦、団体推薦による選任制度が廃止されることに伴い、条例を廃止する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第70号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、給水装置の構造及び材質の基準を引用しております水道法施行令が改正されたことに伴い、また、自己専用住宅以外の場合に適用しております個人負担金の額の引き下げ

を行いたく、給水条例の一部を改正するものでございます。

個人負担金の引き下げにつきましては、条例第7条の3、第3項に規定する団体負担金でございますが、メーター口径13mmの現行金額24万8,400円を16万2,000円とし、自己専用住宅に一本化するものでございます。

水道普及率の向上につきましては、水道事業の大きな経営課題に位置づけているところでございますが、今回の改正によりまして、団地開発あるいは集合住宅の加入促進が図れるものと期待しているところでございます。

次に、議案第71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を改定することに伴い、本市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、後期高齢者支援金等課税額は、所得割、均等割及び平等割を、介護納付金課税額は、所得割及び均等割を改定するものでございます。

次に、議案第72号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の制定について」ご説明を申し上げます。

現在の女性センタールミナスは、昭和51年度に国、県から勤労婦人青少年福祉施設整備費補助金を受けて建設した厚生労働省管轄の「働く婦人の家」であります。今般、男女共同参画社会の実現に向けて、より一層、市の男女共同参画施策を反映するために、女性労働者を主な対象とした「働く婦人の家」を廃止し、平成28年4月1日から男女共同参画推進センターを設置する予定としております。これに伴い、女性センタールミナス条例を廃止し、男女共同参画推進センタールミナス条例を制定するものでございます。

次に、議案第73号「太宰府市総合体育館条例の制定について」ご説明申し上げます。

太宰府市総合体育館の新築に伴い、総合体育館の名称、位置、使用料など基本的な事項を定めることに伴い、条例を制定する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18から日程第22まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第18、議案第74号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」から日程第22、議案第78号「平成27年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈 茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 議案第74号から議案第78号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第74号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ10億8,312万9,000円を追加し、予算総額を265億7,044万2,000円にお願いするものであります。

主な内容としましては、平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県単位となることを踏まえ、本市の国民健康保険事業特別会計の累積赤字の削減を図るため、財政調整資金を財源とする特別会計繰出金を計上させていただいております。

また、その他につきましても、今年6月にスタートしました元気づくりポイント事業における奨励品としての商品券発行のための報償費、障がい者自立支援給付事業費、生活保護費などの扶助費の不足分、後年度の財政負担軽減に向けた繰上償還に係る公債償還金、中学校給食の導入検討のための意識調査に要する費用、地域手当の改定等に伴う職員給与費などを計上させていただいております。

あわせて、債務負担行為補正につきましては、平成28年度より史跡水辺公園と総合体育館を一体的に管理運営することとし、その指定管理者の公募、選定に向けた債務負担行為の追加を含め7件計上させていただき、また、地方債補正につきましては、災害復旧に係る市債の追加を1件計上させていただいております。

次に、議案第75号「平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入及び歳出予算にそれぞれ5,774万2,000円を追加し、予算総額を100億8,273万3,000円にお願いするものでございます。

歳出につきましては、職員の異動等や地域手当の見直しによる職員給与費の増額と、平成26年度に交付されていきました国庫負担金、県負担金の確定によります精算返還金でございます。

歳入につきましては、職員給与費の増額に係る法定繰り入れ及び保険財政共同安定化事業交付金の増額、累積赤字の削減を図る法定外繰り入れでございます。

次に、議案第76号「平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入及び歳出予算にそれぞれ7,464万3,000円を追加し、予算総額を11億4,000万4,000円にお願いするものでございます。

歳出といたしましては、職員の異動等や地域手当の見直しにより、職員給与費60万4,000円



の増額と、被保険者数の増等による保険料の増、平成27年度保険基盤安定制度負担金の確定に伴う増、平成26年度の繰越金に含まれておりました保険料の確定に伴う増により、福岡県後期高齢者医療広域連合への負担金7,403万9,000円の増額を計上しております。

歳入といたしましては、歳出の職員給与費相当分として、一般会計繰入金の事務費繰入金を60万4,000円の増額、後期高齢者医療広域連合負担金相当分として、普通徴収保険料の現年分1,991万5,000円、一般会計繰入金の保険基盤安定制度繰入金103万9,000円、繰越金5,308万5,000円の増額を計上しております。

次に、議案第77号「平成27年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、職員の人事異動及び地域手当の変更に伴い、当初の予算額に不足が生じることとなりましたので、所要額を補正するものでございます。

補正の内容でございますが、収益的支出で120万円、資本的支出で510万円がそれぞれ増額となります。

次に、議案第78号「平成27年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、水道事業と同様に職員の人事異動等に伴う所要額の補正でございます。

補正の内容でございますが、収益的支出で40万円、資本的支出で500万円がそれぞれ減額となります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月3日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会をいたします。

散会 午前10時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議事日程（2日目）

〔平成27年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成27年12月3日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第60号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について
- 日程第2 議案第61号 太宰府市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第62号 太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第63号 太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第64号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第65号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第66号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第67号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第68号 太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例について
- 日程第10 議案第69号 太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第70号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第71号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第72号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の制定について
- 日程第14 議案第73号 太宰府市総合体育館条例の制定について
- 日程第15 議案第74号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第75号 平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第76号 平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第77号 平成27年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第78号 平成27年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 請願第3号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

- |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1番 | 堺  | 剛  | 議員 | 2番 | 船越 | 隆之 | 議員 |
| 3番 | 木村 | 彰人 | 議員 | 4番 | 森田 | 正嗣 | 議員 |

5番 有吉重幸 議員  
7番 笠利毅 議員  
9番 宮原伸一 議員  
11番 神武綾 議員  
13番 陶山良尚 議員  
15番 藤井雅之 議員  
17番 村山弘行 議員

6番 入江寿 議員  
8番 徳永洋介 議員  
10番 上 疆 議員  
12番 小 畠 真由美 議員  
14番 長谷川 公成 議員  
16番 門 田 直 樹 議員  
18番 橋 本 健 議員

### 3 欠席議員は次のとおりである

な し

### 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

|          |           |                                |           |
|----------|-----------|--------------------------------|-----------|
| 市 長      | 芦 刈 茂     | 副 市 長                          | 富 田 讓     |
| 教 育 長    | 木 村 甚 治   | 総 務 部 長                        | 濱 本 泰 裕   |
| 地域健康部長   | 友 田 浩     | 総 務 部 理 事<br>兼 公 共 施 設 整 備 課 長 | 原 口 信 行   |
| 建設経済部長   | 今 村 巧 児   | 市民福祉部長                         | 中 島 俊 二   |
| 教 育 部 長  | 堀 田 徹     | 上下水道部長                         | 松 本 芳 生   |
| 総 務 課 長  | 石 田 宏 二   | 経営企画課長                         | 山 浦 剛 志   |
| 地域づくり課長  | 藤 田 彰     | 元気づくり課長                        | 井 浦 真 須 己 |
| スポーツ課長   | 大 塚 源之進   | 市 民 課 長                        | 行 武 佐 江   |
| 納 税 課 長  | 伊 藤 剛     | 観光経済課長                         | 藤 井 泰 人   |
| 社会教育課長   | 中 山 和 彦   | 上下水道課長                         | 古 賀 良 平   |
| 監査委員事務局長 | 渡 辺 美 知 子 |                                |           |

### 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 今 泉 憲 治 | 議 事 課 長 | 花 田 善 祐 |
| 書 記    | 山 浦 百合子 | 書 記     | 力 丸 克 弥 |
| 書 記    | 諫 山 博 美 |         |         |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第60号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について

○議長（橋本 健議員） 日程第1、議案第60号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 議案第60号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」質問させていただきます。

本件につきましては、太宰府市緑地保護地区内大佐野緑地公有化事業に基づき、林地を用地取得していくものです。この事業が始まったのが平成7年、以来20年間ですね、粛々と用地の公有化を図つていくわけですが、この事業につきましては、予算につきましては、改選前の3月議会で予算案は成立したわけですが、改めて20年といいますともう二昔という感じがします。改めてこの事業の目的、それと事業経過について、ご説明いただきたいと思えます。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） おはようございます。

議案第60号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」に関する質疑について、ご回答させていただきます。

この事業は、太宰府市緑地の保全に関する条例及び同条第2条に規定されました太宰府市緑地保全基本計画、平成7年12月に策定をいたしておりますけれども、これに基づきまして上水道用ダム、上流の森林が保有している水源涵養機能を保全するために公有化を進めているもの

でございます。

現時点で具体的な整備計画等はございませんけれども、この太宰府市緑地保全基本計画におきましては、緑地の活用方針といたしまして、緑地の価値、機能を維持しつつ、レクリエーションや自然学習を目的とした自然歩道や散策路などの整備を行うなど、活用も位置づけをしているところでございます。

緑地指定地域面積は、全体で約138haでございます。今年度事業を実施いたしますと48.8haの公有化を終えることとなります。公有化率は35.4%。今年度と同様の予算と単価で事業を進めた場合につきましては、全体を公有化するまでには、あと約35年ほど、総事業費も約27億円ということになってまいります。このようなことから、利活用に向けた整備などの具体化につきましては、公有化が一定進んだ上で検討すべきものと考えておるところでございます。

また、市民への情報発信等も考えまして、当該指定地域の重要性をお知らせするというところも考えまして、今後、表示看板など設置なども検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問ありますか。

（3番木村彰人議員「はい、ありません」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。はい。

これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第60号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2から日程第7まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第2、議案第61号「太宰府市行政手続条例の一部を改正する条例について」から日程第7、議案第66号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第61号及び議案第62号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

次に、議案第63号について、通告があつていますので、これを許可します。

10番上疆議員。

○10番(上 疆議員) 2点質問いたしますが、1点はですね、第3条中の第9号、職員の退職管理の状況についてという中身、簡単に書かれていますけれども、その状況の中身は何をしていくのかな。恐らく職員の退職した後のことを考えてんのか、その辺がわかりませんが、そういう状況の内容を説明をいただきたいと思います。

2点目は、第3条中の第2号、職員の人事評価状況です。これは、以前からこういうことをしていこうという国の施策が含まれてあったんでしょうけれども、このことについて、するということでここに提示をされておりますので、この職員の人事評価の状況はどのような形でやっていくのか、その辺を説明ください。

○議長(橋本 健議員) 総務部長。

○総務部長(濱本泰裕) 「太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」のご質問にお答えいたします。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月14日に公布されたところで、この法律に基づきまして、平成28年4月1日より、職員の能力及び実績に基づく人事管理の徹底のために人事評価制度を導入、施行することが義務づけられました。また、営利企業等に再就職した元職員に対しまして、就職前の職務に関して現職員への働きかけを禁止し、退職管理の適正を確保するための措置を講ずるようになりました。

このため、公表の内容といたしましては、例えば人事評価の状況に関しましては、昇任、昇格、昇給等の処遇反映等の公表が考えられます。

また、退職管理の状況に関しましては、再就職に関する規制に違反した場合に再就職状況を公表するなどが考えられますけれども、具体的な公表の中身につきましては、この法律の施行が来年、平成28年4月1日となっております。その後、国の動きや近隣市の状況なども勘案しながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

また、人事評価制度の現在の状況でございますけれども、この人事評価制度につきましましては、今年度中に案をつくりまして、平成28年度から導入をするということが法律の改正で義務づけられております。このため、太宰府市におきましては、人事評価制度検討委員会というものを設置いたしまして、今後、3月中にはこの内容を詰めていきたいというふうにございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 1点目はいいんですが、2点目の人事評価の状況ですが、言われるように、そういう検討委員会をつくられてやっていただきたいと思いますが、その評価についてその検討委員会がどのようなメンバーでされるのかをちょっと説明ください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） この検討委員会につきましては、人事評価制度検討委員会規程というのを設けておまして、委員会のメンバーにつきましては総務部長、また職員労働組合から推薦を受けた職員、また市長が指名する職員ということで構成をするようにしております。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

（10番上 疆議員「はい」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第64号から議案第66号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第61号から議案第66号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8から日程第11まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第8、議案第67号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第11、議案第70号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第67号から議案第70号までは建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12から日程第14まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第12、議案第71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」から日程第14、議案第73号「太宰府市総合体育館条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第71号及び議案第72号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと

認めます。

次に、議案第73号について、通告があつていますので、これを許可します。

10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 議案第73号の太宰府市総合体育館条例の関係ですが、第3条の第2号、トレーニング棟についてですけれども、1つは施設はどこにされようとされているのか、私どもにはまだ説明がございませんが、どういうふうにされるのか、その辺を説明ください。

それから、これを、トレーニング棟をつくるためには予算がわかりませんが、どこに計上されているのか説明をしてください。

第10条使用料の額の関係ですが、これについては、結構いろいろ出ておりますけれども、私どもからしたら、なかなかどれが、どの金額がどう、どうというのが私どもにわかりませんが、そういったことで、どこの市町村のものを参考にされてしたのかどうかを確認したいと思っておりますので、その説明をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） おはようございます。

ただいまの議案第73号の質疑についてご回答させていただきます。

1項目めのトレーニング施設はどこにされるのかについてでございますが、旧地域包括支援センターをトレーニング棟として位置づけをいたしまして、2階部分にトレーニングマシン等の設置を考えております。

なお、1階部分は、従来どおり、NPO法人太宰府市身体障害者福祉協会様並びにNPO法人あす・ラック工房様及びNPO法人エ・コラボ様が使用することとなっております。

次に、2項目めの予算はどこに計上されているかについてでございますが、本議会に提案をさせていただいております太宰府市一般会計補正予算第4号の債務負担行為の指定管理料の中で予算を計上させていただいております。

最後に、3項目め、使用料の額の参考にした市町村についてでございますが、近隣の春日市、大野城市、筑紫野市、那珂川町の使用料を参考にさせていただいております。

なお、トレーニングルーム、アスレチックジムの使用料につきましては、その市町村プラス、小郡市とかですね、そういう状況を確認させていただいて、算定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問ございますか。

10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） まず、トレーニング室の施設ですが、これについても、別段議会のほうに全然その説明もなく、突然出てきたようなトレーニング棟になりましたが、こういったもんは、やはり議員あたりに、全協でもいいんですが、前もっての説明が必要じゃないかなと思っておりますが、本当に降って湧いたようなトレーニング室になっています。特に私が考える



には、前回、9月議会ですか、「いきいき情報センター・トレーニングルームの設備・機械改善に関する請願」というのをを出しまして、全員一致で可決されておりました、こちらが優先じゃないかなと思いますが、なぜ請願を出したほうが後になって、今度のトレーニングの部分については、なぜこういうふうに急いでされたのか。その辺を説明ください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） いきいき情報センターの部分と、こちらの部分でございますけれども、説明会等の中で市民の方からとかですね、そういうことで要望も出ておりますので、こちらの部分の充実というところも考えまして、こちらを今回は整備をさせていただくということで計上させていただいております。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） まあそれはされるということで、また具体的に議員のほうにも全協のほうにでも説明を詳しくしていただければと思うんですが、先ほど言いました、請願を出しております、全議員で採択をしておりましたが、これについてはどのように考えていますかね。

それと、もう一つの質問については、もう3問しか言えませんので、使用料の額については、予算のところでもまた説明していただきたいと思いますので、まず、いきいき情報センターのほうのトレーニングについてはいつごろにされる予定なのか、お示してください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 今、その分につきましては、平成28年度の当初予算審査中でございますので、まだはっきりしたことは申し上げられない状況でございますけれども、そういうところで整備をしていくとか、中身のもう一度機械のチェックもこちらのほうでやっていかせていただきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

議案第71号から議案第73号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第74号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第15、議案第74号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） この第74号の平成27年度太宰府市一般会計補正予算の第4号ですが、第2表の債務負担行為の関係です。先ほどとの関連もあるようですけれども、まだこれ、知らなかったことで私が説明を受けたいなと思ったところなんです、2表の債務負担行為補正の中の指定管理料、一番下ですね、指定管理料の史跡水辺公園、総合体育館、括弧になっていま

すが、こういう部分が、期間が平成27年度から平成32年度へ限度額6億3,581万9,000円という金額が出ておりますが、私どもから見ますと大変非常な金額になっておりますが、例のほうで見ますと、以前の平成27年度の史跡水辺公園だけですと5,000万円ぐらいでできているようなんですが、プラスアルファ、総合体育館が出てきているので金額は高くはなってくると思いますが、その具体的な内容がわかるようでしたら説明をしていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 議案第74号の一般会計補正予算の質疑についてご回答させていただきます。

指定管理料の内容につきましては、太宰府史跡水辺公園と太宰府市総合体育館の指定管理料といたしております。

運営の基本方針につきましては、施設運営を指定管理者制度によって行うようにしております。指定管理者の選定は公募によるものといたしております。

太宰府史跡水辺公園と太宰府市総合体育館を一体的な運営をすることで予定をしております。

両施設を効率的、効果的に運営していくためには、総合体育館の開館当初から史跡水辺公園と同じ指定管理者が管理運営を行うことが最善であるというふうに考えております。

期間についてでございますが、現在、公募による指定管理者の選定の場合は、指定管理期間を5年間としておることから、契約の準備等もございますので、債務負担行為期間といたしまして、平成27年度から平成32年度までで計上させていただいております。

限度額6億3,581万9,000円につきましては、史跡水辺公園につきましては、平成28年4月1日からの指定管理料として積算をさせていただきまして、総合体育館につきましては、平成28年11月1日からの指定管理で積算させていただいた合計の金額でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 今、言うように、今あっている史跡水辺公園の部分については、もう24年使っている分もありますし、恐らく3年間ぐらいでしておったんだと思いますが、大体5,000万円ぐらいでしておりますよね。それはそれでいいんですが、プラスアルファの部分で、先ほど部長のほうからありましたように、史跡水辺公園と総合体育館を一緒になったような形での指定管理にしようということのようですが、それについては、今現在の指定管理は財団がやっていますよね、史跡水辺公園はね。そういった分は、平成27年度でなくなって、新しくこの総合体育館とあわせた形での指定管理者を決めるということなんじゃないかな。それを1点聞きたいのと、1点は、今言うように史跡水辺公園と総合体育館の指定管理を一つにしようということなのか、別々にまたするのかと。その辺をはっきりしてください。

それから、基本的には来年の10月にはもう稼働するようになるわけですがけれども、指定管理者はもうちょっと早くしないと、指定管理者さんは、6カ月前ぐらいから指定管理者を定めて

もらってしないと、体育館の中身の問題を指定管理者が来てからしようったんじゃあ何もできないんですよ。だから、総合体育館の中で文化の何かをしようというようなこともあるし、こけら落としで総合体育館の何かをしようということもあるんでしょうけれども、そういった部分はですね、やはりその指定管理者を早目に決めてもらって、そういう方々にやっぱり詳しく、ある程度の識見者の方にするような形をとってやろうとしているのか、それとも一般の今までの指定管理の感じで、もうその月から始まるとか、そういうことを考えてあったとすれば、本当に時期が遅くなって、また10月から6カ月、何もしないというようなことになろうかと思うんで、やっぱりそういう指定管理者を、早目にすべきだと思うんですが、その辺のことはどう考えるんですかね。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 上議員の質疑にお答えいたします。

今おっしゃったように、おおむね7月末ぐらいで建設工事が延長して契約、完成いたします。それから、幾ばくかの期間を置いて、もしくは10月ぐらいに開館するということから逆算しまして、4月1日から新しい業者、民間委託業者をするということから、またさらに逆算しまして、それこそ年を明けまして公募、そういうものを始めたいというふうに思っております。その前に史跡水辺公園、財団でございましたので、財団のほうに市のほうから協議を申し入れまして、そこを一体化するのが一番市民からするとわかりやすく、利用しやすいというようなもとに、その水辺公園を今度は新しい公募の対象者にしたいということをお願いしまして、理事会で了解をいただいたということでございます。それをもって、新しく公募の対象に一体的にプールと複合体育館と、そこを新しい公募によります指定管理、そういうものにしていきたいということで、今おっしゃった、その期間というのは、それから逆算して4月ぐらいからは即切りかえて、プールのほうも夏場が勝負でございますので、そういうノウハウの伝えたりすることもしまして、新しく仕様書等で公募して11月からは運営できるようなところで考えておりますので、段取りといたしますか、そういう部分については、今の分で決して遅くはないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 副市長が言われたようなことでは十分かとは思いますが、私が心配しているのは、今言うように、総合体育館ができてですね、10月ごろに稼働するようになったとすれば、それからね、何かの事業をしていこうというのではちょっと遅い。だから、今言うように4月の段階で指定管理が決まって、トップですね、指定管理者のトップの人がかなりそういう識見者の方々を選ばれるだろうと思いますが、そういう詳しい方について、こういう総合体育館ですから、これ、難しいですね、個々は。体育館と文化の部分、合わせた形での施設ですからね。そういった分を10月からいろいろ事業をですね、積み上げていかにやいかんわけですから。それを10月に始まってすぐするようじゃあ間に合いません。そういうことから考えた

ときにですね、今言っていた、副市長が言われたように、4月ごろからですね、指定管理者を決めてもらって、早目にですね、それ以後も10月以降の事業がですね、いろいろ調査をするなり研究していただいてですね、ぜひ早目にさせていただくようお願いをします。

あとは質問言いませんので、そういうことで……。

○議長（橋本 健議員） 回答はよろしゅうございますね。

○10番（上 疆議員） はい、いいです。

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

議案第74号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16と日程第17を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第16、議案第75号「平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第17、議案第76号「平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり、一括議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第75号及び議案第76号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18と日程第19を一括上程

○議長（橋本 健議員） 日程第18、議案第77号「平成27年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」及び日程第19、議案第78号「平成27年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第77号及び議案第78号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20 請願第3号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書

○議長（橋本 健議員） 日程第20、請願第3号「よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

15番藤井雅之議員。

[15番 藤井雅之議員 登壇]

○15番（藤井雅之議員） おはようございます。

請願第3号「よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書」の提案理由の説明をさせていただきます。

提出者は、福岡市中央区にあります福岡県保育団体連合会で、紹介議員は私、藤井と11番神武綾議員であります。

お手元に配付されています請願書を読み上げる形で、提案理由の説明とさせていただきます。

請願の趣旨。国に対して「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」を提出してください。

理由。2015年4月、子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）が施行されました。新制度では、消費税を財源に保育の「量的拡充」及び「質の改善」を目指していますが、財源確保も含め、いまだ十分とは言えない現状です。

新制度の実施主体である市町村が十分に役割を果たし、「全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、取り組みの一層の推進が図られるよう、財源確保に加えての制度の改善が必要です。

つきましては、貴議会より、国に対して、「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」を採択（提出）していただけるよう請願いたします。

意見書の参考案文を添付しております。

請願者に確認をしておりますが、意見書の内容修正については議会のほうで柔軟に対応していただきたいということも確認をしておりますので、ぜひ請願を採択していただき、意見書に関係機関に提出していただきますよう重ねてお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第3号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月11日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時32分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程 (3日目)

[平成27年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成27年12月11日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質 問 項 目  |
|----|-----------------|--|
| 1  | 門 田 直 樹<br>(16) | <p>1. 公園と史跡地の駐車場について<br/>公園や、政庁跡、水城跡などの駐車場を目的外利用している例を日常的に見かける。<br/>議会へも市民からの苦情と改善の要望が出されており看過できない。<br/>市の対応を伺う。</p> <p>2. 地域猫活動について<br/>地域猫活動とは、飼い主のいない猫が引き起こす問題を解決するため、地域の理解を得た住民等が主体で行う、不妊・去勢手術やルールを決めて行うエサやり、トイレの管理などの活動のことである。<br/>飼い主のいない猫の数を増やさず、一代限りで生を全うさせ、時間をかけて地域から飼い主のいない猫をなくすことを目的としている。<br/>福岡県では、平成26年度から28年度まで、地域猫活動を支援するため、不妊・去勢手術費用などの助成を市町村を通して行っているが、本市での取り組みについて伺う。</p> |
| 2  | 神 武 綾<br>(11)   | <p>1. 保育行政について<br/>(1) 増え続ける待機児童の解消対策について<br/>(2) 年少扶養控除の廃止による保育料の変更について<br/>(3) 子ども子育て会議について</p> <p>2. マイナンバー制度について<br/>(1) 通知カードの受取状況について<br/>(2) 番号カード交付の告知について</p>   |
| 3  | 上 疆<br>(10)     | <p>1. 太宰府市行政組織の変更について<br/>平成26年4月1日から変更され、1年11カ月となったが、この行政組織の中身が未だに市民をはじめ市職員にとって、大変不評である。<br/>そこで、次の3点について所見を伺う。</p>   |

|   |                |   |
|---|----------------|---|
|   |                | <p>① 特に地域健康部と市民福祉部は市民からは部の区別等がわからないため、地域健康部は「健康福祉部又は福祉部」に、また市民福祉部は「市民生活部又は市民部」等のわかりやすい名称にするべきと考える。</p> <p>② 現在の地域健康部の6課のうち、地域づくり課は「総務部」に、人権政策課は「総務部又は現市民福祉部」に、文化学習課及びスポーツ課は「教育部」に、生活環境課は「現市民福祉部」に編入するべきと考える。</p> <p>③ 現在の市民福祉部の7課のうち、福祉課、保育児童課、介護保険課の3課は「現地域健康部」に編入されるべきと考える。</p> <p>2. 防犯カメラの増設について</p> <p>防犯カメラの増設については、何度も一般質問で質問をしているが、当市は44行政区があるなかで1年に1箇所しか防犯カメラ設置について予算化されない。</p> <p>毎年、少なくとも10箇所ぐらいは増設して、安全安心なまちづくりを推進すべきと考えるが、所見を伺う。</p> |
| 4 | 堀 剛<br>(1)     | <p>1. イノシシの予防対策について</p> <p>(1) 捕獲被害状況及び防止策について</p> <p>(2) 支出金について</p> <p>(3) 施策の基本的考え方について</p> <p>2. 空き家問題の対策について</p> <p>(1) 空き家問題対策の方向性について</p> <p>(2) 住民意識の醸成・啓発について</p> <p>(3) 本市の現状について</p> <p>(4) 交付金の現状及び計画について</p> <p>(5) 具体的な対策体制について</p>   |
| 5 | 藤井雅之<br>(15)   | <p>1. 国民健康保険税及び事業について</p> <p>(1) 国民健康保険税について</p> <p>(2) 広域化への対応について</p> <p>(3) 「かかりつけ薬局」への取組について</p> <p>2. 環境行政について</p> <p>ペットボトル・白色トレイ用のゴミ袋の料金について伺う。</p> <p>3. 博多港へ寄港するクルーズ船について</p> <p>来年博多港に400隻の寄港があると言われていたが、太宰府市への影響、渋滞等の対応策について伺う。</p>  |
| 6 | 長谷川 公成<br>(14) | <p>1. 高齢者が安全・安心外出できる地域道路、側溝整備について</p> <p>(1) 40年経過した団地内の側溝整備について</p> <p>(2) 年間を通じて、どのような整備計画を立ててあるのか伺う</p>  |



|   |             |  |
|---|-------------|--|
|   |             | う。<br>2. 地域包括支援センター跡の2階の活用について<br>(1) どのような活用計画に決まったか伺う。<br>(2) 市民吹奏楽団の拠点として検討をしていただけないか伺う。  |
| 7 | 徳永洋介<br>(8) | 1. 小、中学校の運営計画について<br>(1) 各学校の運営方針について2点伺う。<br>① 児童生徒の増減に伴う学区編成計画はされているのか。<br>② 校舎老朽化に伴う建設計画の方針。<br>2. 水城・大野城築造竈門神社創設1350年九州国立博物館開館10周年事業について<br>(1) 大宰府政庁跡ももいろクローバーZの男性限定ライブについて考えを伺う。<br>(2) 記念事業の組織について<br>(3) 政庁跡の利用条件について<br>(4) 記念事業の今後について |

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

|             |                |
|-------------|----------------|
| 1番 堺 剛 議員   | 2番 船越隆之 議員     |
| 3番 木村彰人 議員  | 4番 森田正嗣 議員     |
| 5番 有吉重幸 議員  | 6番 入江 寿 議員     |
| 7番 笠利 毅 議員  | 8番 徳永洋介 議員     |
| 9番 宮原伸一 議員  | 10番 上 疆 議員     |
| 11番 神武 綾 議員 | 12番 小 畠 真由美 議員 |
| 13番 陶山良尚 議員 | 14番 長谷川 公成 議員  |
| 15番 藤井雅之 議員 | 16番 門田直樹 議員    |
| 17番 村山弘行 議員 | 18番 橋本 健 議員    |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（31名）

|               |                          |
|---------------|--------------------------|
| 市長 芦刈 茂       | 副市長 富田 讓                 |
| 教育長 木村 甚治     | 総務部長 濱本 泰裕               |
| 地域健康部長 友田 浩   | 総務部理事<br>兼公共施設整備課長 原口 信行 |
| 建設経済部長 今村 巧児  | 市民福祉部長 中島 俊二             |
| 教育部長 堀田 徹     | 上下水道部長 松本 芳生             |
| 総務課長 石田 宏二    | 経営企画課長 山浦 剛志             |
| 防災安全課長 齋藤 実貴男 | 地域づくり課長 藤田 彰             |

|                     |        |         |        |
|---------------------|--------|---------|--------|
| 人権政策課長兼<br>人権センター所長 | 福嶋 浩   | 元気づくり課長 | 井浦 真須己 |
| 文化学習課長              | 木村 幸代志 | スポーツ課長  | 大塚 源之進 |
| 生活環境課長              | 田中 縁   | 市民課長    | 行武 佐江  |
| 納税課長                | 伊藤 剛   | 保育児童課長  | 中島 康秀  |
| 国保年金課長              | 高原 清   | 都市計画課長  | 木村 昌春  |
| 建設課長                | 小川 武彦  | 観光経済課長  | 藤井 泰人  |
| 社会教育課長              | 中山 和彦  | 学校教育課長  | 森木 清二  |
| 文化財課長               | 菊武 良一  | 上下水道課長  | 古賀 良平  |
| 監査委員事務局長            | 渡辺 美知子 |         |        |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |        |      |       |
|--------|--------|------|-------|
| 議会事務局長 | 今泉 憲治  | 議事課長 | 花田 善祐 |
| 書記     | 山浦 百合子 | 書記   | 力丸 克弥 |
| 書記     | 諫山 博美  |      |       |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、14人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日11日7人、14日7人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

16番門田直樹議員の一般質問を許可します。

[16番 門田直樹議員 登壇]

○16番（門田直樹議員） おはようございます。喉を痛めとるんで大きい声が出ませんので、済みません。

議長より質問の許可を受けましたので、通告しております2件につき質問します。

1件目は、公園と史跡地の駐車場についてです。

公園や政庁跡、水城跡などの駐車場を目的外利用している例を日常的に見かけます。議会へも市民からの苦情と改善の要望が出されており、看過できません。市の対応を伺います。

2件目は、地域猫活動についてです。

地域猫活動とは、飼い主のいない猫が引き起こす問題を解決するため、地域の理解を得た住民等が主体で行う不妊・去勢手術やルールを決めて行う餌やり、トイレの管理などの活動のことで、飼い主のいない猫の数を増やさず、1代限りで生を全うさせ、時間をかけて地域から飼い主のいない猫をなくすことを目的としています。

福岡県では、平成26年度から平成28年度まで、地域猫活動を支援するため不妊・去勢手術費用などの助成を市町村を通して行っていますが、本市での取り組みについて伺います。

以上、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） おはようございます。

1件目の公園と史跡地の駐車場について、まず、私から公園につきましてご回答をさせていただきます。

公園駐車場の目的外利用についてでございますけれども、建設課の管理下で駐車場を備えて

おります公園は、梅林アスレチックスポーツ公園、高雄公園、通古賀公園、佐野公園の4公園がございます。このうち梅林アスレチックスポーツ公園、高雄公園、通古賀公園につきましては、開園、閉園時には門扉の開閉を行いまして、公園利用時間帯以外の駐車ができないようにいたしております。

また、市内の公園は、太宰府市公園条例第6条で、公園をその用途以外に使用することを禁止いたしております。このことに基づきまして、各公園の駐車場には、この駐車場は公園利用者のための駐車場ですので、その他のご利用は禁止しますという注意看板や張り紙を設けまして、公園利用者以外の迷惑駐車を防止を図っておるところでございます。

このように、日中の目的外利用については、警告看板により注意の喚起を行っておりますけれども、平日も目的外利用の車両も見られる状況がありますので、さらに看板の増設やその内容の見直し、また、平日の職員による巡回などについても検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 続きまして、政庁跡、水城跡などの史跡地の広場、いわゆる駐車場の利用につきましてご回答申し上げます。

史跡地内の広場利用につきましては、史跡地に車で訪れた皆様にご利用いただくために整備したものでございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、広場本来の利用目的に反しまして、車両が長時間駐車している状況がございます。

このため、今後の対応といたしましては、広場内に広場利用の注意事項を掲載するなどの注意喚起を行うなどの対応をしてまいります。

また、長期的には、公共交通機関の利用促進とあわせまして、史跡地周辺を含めた来場者用の駐車場の確保を検討していくとともに、広大な史跡地の管理のあり方につきましても、調査研究を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） いろいろやっているということをおっしゃっているんですが、看板を立てている、あるいは職員がたまに見るとい程度のことだろうと思います。しかし、それを無視するような人もおるといことは、今のご回答の中にちょっとあったんですが、どれぐらいこの問題認識されてあるか。軽微な例から、非常に問題な例、いい例、悪い例あると思うんですよね。公共施設といえども、何でも自由に使っていていいわけじゃないけれども、短時間置くぐらいでね、一々目くじら立てんでもいいと思うんですよ。しかしながら、常習的に、ほとんど自分の駐車場として使っている例が明らかにある。これは、今言った、この政庁跡、あるいは近隣公園等々ですね。水城跡は、最近ちょっと減ったと思いますが、あると。要は、質問の趣旨というのは、それぐらいじゃ足りんだろうということをやつとるわけですよ。そんなもん

で、じゃあ今までどおり、看板は立てていますと。注意をするのかどうかですね。どういう注意をするのか。その辺ですね。具体的にそういう例を、違法駐車をなくすにはどういうふうにしたらいいか、もう一步進んだお考えはないのか、ちょっと聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 常習的にとめておられるということにつきましては、もう特定ができるということであれば、具体的な方法としましては、まずは車両にですね、ここはそういう目的ではだめですよというふうな形の表示、そういう紙を挟みまして、具体的に申しますと、その当該車両番号をそのまま置いておく紙にも、あなたの車の番号は市も把握しておりますよというふうなことを書いたりして対応するというふうなことになってまいろうかと思えます。そのように運転者が乗られていなくて、同じ方が回数を重ねられているというのがわかった場合については、これまでも同様に、今後も対応していくというふうになろうかと思えます。公園を利用されていない方、これにつきまして、当然、現地にはそのような表現で利用者のための駐車場なんですよということを書いております。そのようなことから、基本的にはよくないことだというふうに認識されておられるのかなというふうに私たちは考えるところでございます。

そのようなことから、具体的な手法としましては、職員が平日、業務の中で現地に姿を見せ、そして場内を見ると。そして、その際に写真を撮って、また公園の中を見てですね、現実的に私も経験ございますけれども、実際には公園の中に遊んでる人がいないとか、例えば子どもたちだけが自転車で来ている、それなのに車がとまっているというふうなときに写真を撮影しまして、そういうふうなことをずっと繰り返していくところになるのかなあというふうに考えておるところでございます。私自身もそういった経験もしてまいりましたので、まずは、そういった職員が巡回をして見ていくと、そして姿を見せて、もしそういう方がおられればお声かけをしていくということになるだろうというふうに思っております。今回のご質問に対しましては、そういう対応をこの4公園、対応していきたいというふうに考えたところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） そういう優しいやり方じゃあもう限界だと思うんですね。ある程度、腰を据えて、トラブル覚悟でやらざるを得んのかなと思うわけです。市の公有財産規則では、公有財産の不法使用第20条ですね、「公有財産を権限に基づかずに占有し、若しくは使用し、又はこれにより収益した者に対しては、関係課の長は、直ちにその占有又は使用を中止させこれにより生じた損害を賠償させなければならない。」等々ありますよね。また、相当の料金を追徴することができる。こうきちんとした規則もあるんだから、これを実行すべきだと思うんですよ。要するに、こういう、非常に厚かましいというか、そういうルールを無視した使い方をしている人というのは、どうせわからんと思うわけですね。どうせわか

らんだらうと、どこの誰だか。だから、まず、個人を特定することが大事ですね。今、部長言われたように、陸運局に行って、その場所と、それとナンバーと、それと証拠写真があったら番号教えてください。一般人でも教えてくれる。市が行けば、もちろん教えてくれる。そして、特定して、個人なり会社なりをそこにまず、通告をすると。何の問題もないでしょう。そういうことはできますか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 完全に常習であるというふうなことであれば、議員ご指摘のとおり、まずは本人にご理解を求めるということから始まってまいりますけれども、禁止条項に違反した場合についての罰則等は用意をしておるところでございます。私自身も、この公園、実際に鍵を締めた後にですね住民の方、いわゆる車をとめっ放しにしておった方から市のほうにお電話がありまして、それも、覚えておりますのは、夜間、雨が降る中でございました。ご本人、待っておられるだろうなと思ひまして私自身が出向いたわけでございますけれども、そのとき考えましたのは、何で閉めたんだ、車がとまっているのに、そういったことをもしかしたら言われるかもしれないって思ひで参りましたけれども、その際には本当に申しわけなかったというふうなことを実際に、本当に雨の降る中ですね、待っておられたんですけれども、ちょっと近所に行って、閉まる時間が気がつかんでですねということ申しわけなかったと。その際には、ぜひこういうことで公園の利用者の方のためですからというお話をしました。だから、ある意味、おっしゃられているとおり、非常にトラブルも起こる可能性もあるというふうなことも考えながら対応したわけでございます。そういったことから、どうしてもその辺が特定ができた場合ですね、常習化しているというふうなことであれば、私どももそういうのは対応、陸運局に問い合わせをすとか、そういったことで対応していくということにはなろうかというふうと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 済みません。ちょっと風邪引いって耳がちょっと聞こえづらいで、もう少し大きい声をお願いします。

○議長（橋本 健議員） マイクを少し近づけてください。

○16番（門田直樹議員） 何か今ちょっとお話を伺って正確に聞き取れてないのかもしれませんが、何か、要は閉めてしまったからその利用者が怒ってきて申しわけなかったという趣旨だったですか。もう一回ちょっとお願いします。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 閉めておったことに対してなぜ閉めたんだというふうに逆上されるのではないかという危惧も持って現場に赴いたという趣旨でございます。その際に、そうではなくて、利用のルールを守らなかったことについて申しわけなかったという、そのとめておられた方ですね、そういったその方からお話があった。職員については、そういった場合も想定

しながら現地に赴く。これについては、開閉業務については、委託等も行っておるんですけれども、その際にも、委託業者に行ってもらいますと費用の面もかかりますし、まずは、とめた方も待っておられるということで、そのあたりは柔軟に職員で対応していくというふうなことになりますが、そういった趣旨でご回答差し上げた次第でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 何か逆上とかという言葉が出ましたけれども、いいか悪いかの話なんですよね。だから、悪いことをしているんだったら逆上するのはおかしいし、ルールに従っていただかないかんとということなんです。先ほどいろいろな課の職員さんが日常的に太宰府全域動いていますよね。だから、そのときにやっぱりちょっと見ていただくというふうなことは非常に効果的だと。そうすると、ちょっと前を通る、目視だけでも、ああ、こりゃあいつもとまるとなると。それも、よく目につくのが、いわゆるもう営業車ですね。営業車がとまるとなると。やっぱりこれはおかしいと思います。さっきの政庁跡もそうですが、近隣公園も、あそこは数が少ないんですよ。あそこは、そして結構人気があって、お母さん、子どもたち、車で来られるのも多いんですけれども、よくとめられんで外でずっと待っていますね。そこにずっと営業車がとまるとってですね、何人かががやがやと来て、それじゃありがとうございますって帰ったりするわけですね。全然違う方向から。やはりこれはおかしいと。やっぱり管理に対して信頼がなくなっていくと思うんですよ。

一つの方法として、カメラの設置とかできないのかなあと思うんですよ。というのは、駐車場というのは、車をとめるんですけれども、ややもするといろいろな犯罪が行われる場所でもあるわけですね。違法薬物の取引とか、あるいは車上荒らしであるとか、いろいろな問題が起きるところでもある。だから、そういったところには、そういうカメラも、ただ、上議員も言ってあったけれども、カメラの設置ペースが今のままじゃ到底無理かなと思うんですが、そんなこともある。

それともう一点、これは文化財のほうですけれども、文化財管理指導員さんっておられますね。趣旨は、文化財のそういう、啓蒙といいますか、これこれということですが、巡視ということが入るとるので、駐車場もやっぱりかかわってくるのかなあ。何かを直接やるというよりも、記録をとっていただくとか、そこはできますかね。2点、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 文化財の指導員でございますが、その駐車場関係に関するそういったものについては、任用を今のところはしていないということでございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 一般人であれば、困ったときには110番なんです。警察に相談をすると。これも、直接駐在に電話せんで、110番をすると。記録に残りますから。をして、そして、しかるべき対処をお願いするけれども、いわゆる道交法、道路にとめとう部分については道交法違反で警察は動くけれども、こういう民地、公有地に関しては、ちょっと動けないと

いうふうな話も聞きます。しかし、市からお願いすればできるんじゃないかならうかと。幾つか聞いた話ではですね、交番のお回りさんというか、ぐらいいもいろいろとですね、親身にやっぱりいろいろ調べて、そちらに注意をさせていただいたりすることはあると。また、常時とめとるということであれば、単なる不法占拠というよりも、もしかしたら車庫証明を偽つとるかもしれないわけですよね、そもそも。そうすると、これは警察の出番ですね。だから、まずは、やっぱりそういう事例を確認した、してないなら仕方ないけれども、してあるという前提で、しているんですよね、しているんだったら警察に相談されるのはどうでしょう。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 完全に特定できるというふうなことであれば、先ほどご回答しましたとおり、しかるべき措置、その手法については、議員のお話のような警察にご相談をしたり、登録番号を確認したり、本人の特定、これについては、その後の法的な手続という観点では、必ず必要なこととございます。そういった対応にならうかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） トラブルは、誰でも嫌だし、ないにこしたことはないんですが、どうせ言っても来きらんだらうという前提でとめているわけですよね。そうしたら、やはり、最初に言ったように、少し腹決めて取りかからんといかんのじゃないかというふうに思うわけです。

最後になりますけれども、要は駐車場がばちつとしとけば、少しぐらいいいのかなと思ったりもするが、将来的なこの史跡地、あるいは公園の駐車場、簡単にはインフラの問題ですからね、あれでしょうけれども、まずは政庁跡、あそこは、そもそもメインの駐車場は舗装もされていませんよね。奥のほうの梅林のような、梅の木がずらつとあるところですね。あそこは行事のときにスタッフだけがとめるということだけれども、ちょっともったいないような気がします。あるいは、そこから一段下の前の佐藤市長の碑が建っているところとか、何かほとんどの人はその碑があることも知らないし、活用もされてないから、駐車場するかどうか、ちょっとあれですけども、もう少し広範囲に考えたほうがいいんじゃないかならうかと。せっかく遠方から来られて、見ろうと思っても入れないとか、あるいは政庁跡だけじゃなくて、いわゆる四王寺に散策される方もとめておられます。これはこれで一体として使用されている、利用されて、私は別にいいと思うんですが、その辺の駐車場はどうお考えでしょうか。予定というか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） ご存じのとおり、史跡地内でございますので、正式に駐車場という取り扱いはできませんで、最初に回答申し上げましたとおり、広場という取り扱いをしておるところでございます。ただ、実際に政庁跡等に見えられた皆様にご利用のために、車で見えられたらとめていただくと、そういった活用については、これまでどおりしていただいております。



ございますけれども、まずは、最初に回答させていただきましたとおりですね、現在のところ政庁跡等にそういう利用についての注意事項等が掲載しておりませんので、その注意喚起をするような看板等の設置をまずは考えたいというふうに考えておるところでございます。

また、正式に駐車場という取り扱いができませんので、近隣の駐車場をどう確保していくかというところで、今、研究も進めておるところでございます。

また、全国的な状況等についても、少し文化財のほうで調査もしておるところでございますけれども、現在のところ、史跡地内に駐車場を確保しているというところはなかなか見当たらないようでございますけれども、環境美化協力金ですか、そういった形で呼びかけをしながら、環境美化を努めるための考え方に立って、そういう駐車場等の整備等についても考えてあるようなところもあるようでございますので、そういったところも含めまして、史跡地全体の活用の仕方なども含めて調査研究をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） よろしくお願ひします。

先日行われました議会の意見交換、議会報告会で、市民の方から強くこれは指摘されたわけでありまして。確かにそのとおりだなと、私も思います。やっぱり民間というか、個人個人でそれを是正するのはちょっと難しいものがあるので、やはり市が動かないかと。意思表示をするということだと思ふんですよ。一般的には、張り紙をしたりですね、違法駐車だめですよとぺたっと張ったりをしますよね。それできかんのやったら、やはり個人の特定をします。そして、通告をします。何ら違法でもないし、トラブルにはならないと思ひます。そういったところから、少しずつ進めていただきたいと思ひます。

次、お願ひします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答、お願ひします。

地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） おはようございます。

次に、2件目の地域猫活動についてご回答申し上げます。

本市におけます猫に関する苦情、相談状況でございますけれども、平成27年11月末現在で19件ございます。そのほとんどが、飼い主のいない猫への餌やりと、それに伴う周辺でのふん害でございます。14件となっております。

苦情の対象となる猫を捕獲、処分することにつきましては、犬の取り扱いとは異なり、動物の愛護及び管理に関する法律に反することから、市、県ともに行っておらず、市民の方からの苦情、相談に対しましては、無責任な餌やりの禁止や室内飼いなどを個別指導を行うとともに、広報「だざいふ」等におきまして猫の適正飼養について啓発を行っているところでございます。

飼い主のいない猫対策の一つといたしまして、議員ご質問の地域猫活動がございます。地域猫活動は、特定の活動場所を設置いたしまして、ルールを決めた餌やりやトイレの管理を行う

とともに、不妊・去勢手術を受けさせまして、1代限りで生を全うさせ、時間をかけてでも地域から飼い主のいない猫をなくすことを目的としております。これは、単に猫の愛好家の方や地域猫活動団体のみで実施するものではございませんで、飼い主のいない猫が引き起こしますふん尿などの問題を地域の課題として取り組んでいただく活動であるため、地域住民の方の理解と合意が必要になります。太宰府市では、現在のところ、市内での地域猫活動の取り組みの事例はあっておりません。

地域猫活動に対しましては、県におきまして、導入費用の補助や不妊去勢手術に対する助成等の支援事業がございますが、先ほど議員がおっしゃいましたように、事業期間は平成26年度から平成28年度までの3年間でございます。1自治体につきまして3カ所まで、1カ所1年間のみ補助となっております。また、不妊・去勢手術の費用助成は、県の予算の範囲内であり、頭数が限られております。地域猫活動は、時間をかけて地域から飼い主のいない猫をなくす活動でありますことから、息の長い取り組みが必要であると考えております。さらには、他自治体の事例でございますが、活動場所への捨て猫や地域外からの流入によります頭数の増加、活動団体以外の無責任な置き餌、餌やり場周辺の住民等からの苦情などがあっておりますことから、地域住民の理解と合意は不可欠であると考えております。

このようなことから、今後、地域住民の理解が得られまして、取り組みが可能な地域があれば実施を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。

実は、私も猫を3匹も飼っております、もちろん避妊・去勢はしとるんですけども、やはり猫の習性というのは、結構広範囲に歩くんですね。マーキングしたり、ふん尿、大体家でさせているんですけども、よそで絶対やってないかという自信がないところもありますね。この猫ちゃんなんです、今問題になつとるのは、やっぱりいわゆる飼い主を持たない野良猫をどうにかせないかんと。野良猫がどう問題かと、基本的なものは飼い猫と全く一緒だけれども、増え方が違うんですね。大体1回につき4匹から8匹、年に3回ぐらい産むのかな。とにかくネズミ算じゃなしに猫算みたいに増えるらしいんですね。もう放つとくと、その辺猫だらけになるということで、何とかせないかんとということで、この地域猫活動というのは、別に猫の愛好家といいますか、猫をかわいがりたい人がしとるわけじゃないんですね。どちらかということ、もう猫害をなくしたいという人たちが中心になったりもしているみたいですね。また同時に、いわゆる殺処分になるような猫を減らしたいというふうな方が協力して、地域の中で、一定の認識をいただいてやつとるということなんです、県の助成についてももう少し聞かせてください。

県の助成は、不妊・去勢、雌と雄ですね、手術費用などの助成の、などって何ですかね。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 手術費用のほかに市町村の活動団体に導入費用の助成ということになります。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） はい、ありがとうございます。結論的に言うと、2つあると思うんですね。地域猫活動というものを入れても入れなくても、とにかく不妊・去勢ですね。雌が3万円雄が1万円ぐらい、雄のほうが安いんですけども、やっぱりかかるということで、それが大事である。それと、何よりも餌やり、いわゆる無責任、かわいそうとかかわいいとかという感覚でやってあるんだと思うけれども、それが非常に結果的に数を増やして、そして子猫も増えて。去年が、平成25年度の福岡県での猫の殺処分頭数が4,790頭。これ、犬よりも大分多いんですね。ほとんどが、この野良猫が産んだ子猫なんですよ。かわいそうなところなんですけど、結局この原因というのは、ルールを守らない餌やり。餌をやるから子どもをつくるわけね、どんどん、どんどんですね。結局は、そういうふうな保健所に持っていくという形になっていくと。ですので、今日は、この地域猫活動について県がどういう支援をしているかということと、それと本市でどういう取り組みがあったかということを知っているわけですが、本市では現在のところなくて、今後あったときには支援していくというふうに私は聞いたんですが、まず、幾つかあるんですよ。不妊・去勢手術ですね。それから、なるべく家、屋内で飼うですね。それから、猫を捨てないですね。そして、何よりも餌やりをしないと。自分のところ以外の猫に餌やりをしないというものをもう少し、広報とかでびしっと出したらどうかと思うんですよ。あるいは、回覧板、自治会の協力を得て、そういうものを回すと。やっぱりでかっと来ると、ああ、これ、いかんことだなということがわかると思うので、そういったことはちょっと考えていただけますか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 広報への掲載につきましては、広報「だざいふ」のほうに、飼い主に向けての猫の飼い方とか、飼い主のいない猫に餌やりをしている人に向けて無責任な餌やりをしないということの掲載をしております。昨年度は4月号と12月号、本年度につきましては4月号、8月号、12月号ですね、今出ている広報のほうにところにつけております。このほかに、年2回から3回程度、広報の下帯のところになるんですけども、しつけとふんの始末、それと無責任な餌やりに関する注意というのを掲載をしておりますので、この分については継続してやっていきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） よく気がつきませんでした。広報って、なかなかやっぱり余り見らんことが多いですよ。それじゃいかんのですけれども。さっきも言いましたように、回覧板ですたいね。回覧板をね、なるべく回して、地域のことはやっぱり回覧板ですよ。それは、市というよりも自治会が、やることでしょけれども、自治会のほうとも連絡とってですね、こういうのをぜひやってくれというのを指導していただければいいかと思います。

これで終わります。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

次に、11番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔11番 神武綾議員 登壇〕

○11番（神武 綾議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問させていただきます。

1件目は、保育行政についてです。3点伺います。

1点目は、待機児童の解消についてです。今年度、太宰府市立五条保育所が移転、増員したにもかかわらず、4月に60人だった待機児童が10月には105人と増え続けています。出産前に退職し、出産した後に再就職したいが、待機になり、貯金を崩して生活しているので早く認可保育園に入りたいなどの切実な声が聞かれます。早急な対策が必要だと考えますが、現在の見解を伺います。

2点目は、子ども・子育て支援法が4月より施行されたことにより、保育料の算出方法が所得税から市町村民税に変更、そしてあわせて年少扶養控除を廃止して、保育料が9月より変更となりました。このことによって、多子世帯の保育料の負担が大幅に増えたと聞いています。太宰府市内の保護者への影響と多子世帯への保育料の負担軽減の検討をされているのか伺います。

3点目は、太宰府市子ども・子育て会議についてです。昨年度、子ども・子育て支援事業計画の策定のために子ども・子育て会議が設置され、6回の会議が行われました。先ほど取り上げました待機児童や保育料の問題などを職員の中だけで考えるのではなく、多方面から選出された委員さんの中で議題として意見を聞いてみてはどうかと思いますが、お考えを伺います。

2件目は、マイナンバー制度について、2点伺います。

1点目、太宰府市においては11月からマイナンバー、個人番号の通知が始まり、そろそろ発送完了のころかと思われませんが、現在の受け取りの状況を伺います。

2点目は、その通知カードを受け取った後、個人番号カードの交付となります。1月から行政手続の利用も開始されます。この個人番号カードは、申請をもとに交付となりますので、申請しないという選択も可能です。個人情報の漏えいの不安からもしたらいいのか迷っている方に、強制ではないことを積極的に告知すべきと考えますが、市の見解とこれからの対応について伺います。

以上、回答は件名ごとに、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 1件目の保育行政につきましてご回答を申し上げます。

まず、1項目目の増え続ける待機児童の解消対策についてでございますけれども、初めに、本市の待機児童の状況につきましてご説明をさせていただきます。

待機児童数は、本年4月1日現在で60人、10月1日現在で105人と増加傾向でございます。

なお、この待機児童につきましては、1園のみ入所希望や1度辞退された方、基準日以降の入所希望を除いているために、実際に入所ができていない、あるいは入所内定が出せてない人数は、12月1日現在で172人となっております。

これらの待機児童解消のためには、受け入れ保育施設の定員増が必要となりますけれども、現在、認可保育所の建てかえに伴う定員増及び新設につきまして、関係者と協議を行っているところでございます。

次に、2項目めの年少扶養控除の廃止によります保育料の変更についてですけれども、本年4月から、子ども・子育て支援新制度がスタートしまして、保育料の階層区分につきまして、所得税額から市民税の所得割額に算出根拠が変わり、以前、税法上ございました年少扶養控除のみなし適用も行わないことになりました。本市につきましては、経過措置としまして、4月から8月までの保育料につきましては、在園児のみではございますけれども、従来の階層区分が上がる場合は据え置く経過措置を実施しておりました。

その経過措置を適用していた保護者のうち、9月から保育料が上がった方が43人、33世帯となっております。この中には、所得の増加により保育料が上がった方も含まれますけれども、原因としましては、国の保育料の階層区分が夫婦と子ども2人の4人世帯をモデルに設定しているために、子どもが3人以上の世帯の保育料が上がる傾向にございます。この件につきましては、少子化対策にも影響しますことから、国に対し、改善を求めていくことを考えております。

次に、3項目めの子ども・子育て会議についてでございますけれども、本年度は、まだ開催はしておりませんが、本年3月に策定いたしました太宰府市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況、待機児童の増加等によります事業計画の見直しの時期等につきまして協議をするために、今年度中の開催を予定しております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） まず、待機児の解消についてですが、今、厚生省が4月1日にまとめた保育所等関連状況取りまとめでは、待機児童が5年ぶりに増加しています。全国的にどの自治体も待機児解消の問題は抱えていることだと思います。以前、話に出ていました五条保育所のことなんですけれども、1点それから増員したことによって200人定員で待機児が解消できるのではないかとというようなことが予測されていたんですけども、実際に今、170人しか子どもが入れてない状況だということ、それは、保育士さんが足りなくてですね、子どもを受け入れることができないというふうなことを聞いております。そして、今、募集もかけているということで、9月議会では補正予算で嘱託職員をとということで、9名の募集になっていると思いますけれども、募集の状況、9人が採用がされたのかどうか、このところをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） まず、五条保育所につきまして、現在、170名子どもさんお預かりをしておりますけれども、これから入所を予定の方も含めまして、来年3月までには176名の方を受け入れるようになっております。

なお、保育士の確保につきましては、全国的な問題もございまして、なかなか見つかっておりませんが、いろいろなハローワークとか保育協会とかホームページとか広報とか、さまざまな形で募集をしておりますけれども、なかなか採用ができてないという現状がございます。

なお、以前補正を組ませていただきました保育士さんにつきましても、現在9名ですね、不足しておるといふ現状でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 9人募集で、まだお一人も来られてないということでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） フルで勤務していただく方については採用ができてないという現状がございます。何人かの方の面接を行っているんですけども、その方の働き方ですね、時間単位で短時間で働きたいというパートの方ですね。朝出とか夜、夕方、そういうことについては、数名任用が出ているんですけども、フルで、ローテーションに入っていただく嘱託の方については採用ができてないという現状でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 待機児解消のために定員を増やした公立保育所に、いまだに入れなくて待機児が増えているということは、やはりこの部分を最初に解決しないといけないのではないかとふに思います。この募集が、嘱託職員ということになってはいますが、これ、正規職員にかえることによって、やっぱりフルタイムで働きたい、身分を保障してほしいという保育士の方はたくさんいらっしゃいます。若い保育士さんもいらっしゃいますし。そういうところで考えられないかというふうに思うんですけども、そのところ、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 正職の雇用についてでございますけれども、平成27年度、3名の正職保育士を雇用しております。それで、来年度に向けまして、現在、2名の正職の保育士さんを雇用するというところで考えております。現場としましては、総務部と協議をしながらですね、計画的に正職の保育士さんを雇用するというところで協議をしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 平成27年度、今年度3名の方を正職に採用されたにもかかわらず足りてないという現状だと思うんですね。市長にちょっと伺いたいんですけども、この待機児の問題ですね、公立保育所で定員数に達していないこの状況、で、待機児がいるという状況を、

早急に改善するべきだと思うんですけども、この点について見解を伺いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ご指摘のとおり、五条保育所を定員拡大したにもかかわらず、またそういう待機児童が増えている現状、あるいはまた、社会情勢の変化で、やはり女性が働かなきゃいけない、働かざるを得ないという状況は、非常にそういう社会状況になっていると思いますので、総合的にいろいろな形での保育の受け入れについてしっかり考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） この待機児の問題については、市長の今の子育て世代に、子育て支援にもなるというような認識はあられると思います。公立の保育所は、やはり地域の保育水準を規定するという性格があったり、また行政機関の一組織でもあります。公の施設ということで、通園する子どもと保護者だけでなくですね、住民全体の財産でもあります。ここの保育士を、やはり正職で雇って、子育ての支援の中核になるという認識で、ぜひここの部分、早急に対応をしていただきたいというふうに思います。

次にですね、部長の回答にありました私立保育所の建てかえ時の定員増についてですけども、今、公立保育所と一緒にやはり公立保育所を補完するところで私立保育所がありますが、建てかえを考えている保育所も増えてきています。この建てかえをするときに、やはり敷地を拡張する用地取得、それから建物の改修費用など資金の調達や、それから新規保育士採用で、募集でちゅうちょされているようなことも聞いております。この敷地拡張、それから建物の改修などの費用について、補助などを行えば前向きに増員に取り組めるのではないかというふうに思いますけれども、ここのところ、お考えがあるのか、また、調査研究されたことがあるのか、伺います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） まず、現在、全国的にこの待機児童がですね、50万人ぐらいいるということもございまして、国のほうでは積極的に施策を打っております。その中で、以前は子ども安心基金というのがございましたけれども、それが現在なくなりまして、国の保育所の整備交付金というのがございます。それを受けまして、市のほうでも条例等を策定しております、一定の補助をですね、改修につきましても行うようにしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 国からの交付金はもちろんあると思いますけれども、それにプラスして、自治体として私立保育所にも協力してほしいと、支援するという形での財政支援を検討してはどうかというふうに思います。そして、保育士の確保なんですけれども、定員を増員すれば保育士も増やさないといけない。なかなかその保育士さんが集まらないということが私立保

育園のほうでも言われております。今、ニュースにもなっています。横浜のほうでは、この保育士不足を解消するために、家賃の補助を出して応募が増えたというような実績があります。このことで、東京都の世田谷区でも来年度より取り入れるというふうに聞いています。

先日、大学の保育養成の学科のある就職支援の方からお話を聞いたんですけども、学校のほうには、やっぱり私立保育所のほうから、学生さんをぜひうちの保育所のほうにというようなお話があるそうなんですけれども、そのときに、住宅補助をつけるのでぜひうちに来てほしいというようなお話があったそうなんです。やはり就職してすぐ地方から出てきている学生さんが、通っていた学校の近くで就職するという、それを支援するためにも住宅補助をつけるかつかないかでですね、保育士さんを確保するというような手段になるのではないかなというふうに思いますけれども、この点についてはこういう情報は聞かれたことありますでしょうか。検討と、また、検討できるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 済みません。私は把握しておりませんでしたけれども、東京のほうで待機児童が非常に多いということで、地方から東京等都心のほうに行かれて保育士さんになる場合、そういう制度があるということでございます。

済みません。それと、先ほどの整備交付金ですけども、市のほうがですね、4分の1から12分の1まで幅はありますけれども、市費をつけまして交付しておりますので、申し添えます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 部長が今言われました、地方から出てきている学生たちということの支援ではあるんですけども、今お話ししたのは、やはり大学、この太宰府市内の大学でも地方から来ている学生さんたちがいますので、そういう学生たちの支援という意味でも検討してはどうかというような提案です。

そして、あと、待機児解消について、認定こども園の移行を考えてあるというふうな、促しているというようなお話もありましたけれども、この認定こども園というのが、今年度の子ども・子育て支援法の施行によって進められているんですけども、厚生労働省の調査だと、今年度と来年度、平成28年度までの移行する園が全体の3割にとどまっているということで、やはり事務の負担だとか、施設の収入面での不安などでなかなか足を踏み出せないというような状況があるということが報告されています。それを円滑に移行するために、やはり自治体とその事業者との意見交換などが必要だというようなことが課題とされていますけれども、今、その事業者と、今の市内の保育園とのお話もされているということですので、そのところは状況を、しっかり聞いていただいて、移行できるのであれば移行して、また増員していくというような形もお願いしたいと思います。

待機児童の解消については、今、幾つか提案をいたしましたけれども、早急にですね、できるところからしていただいて、やはりこの子育て世代の働く環境、そして子どもたちの生活の



環境をですね、整えていただくことを要望いたします。

続いて、子ども・子育て支援法が施行されたことによって税改正で年少扶養控除が廃止されて保育料が上がっているということで、今、答弁の中で、やはりみなし適用がなくなったことによって保育料が上がった方がいらっしゃるというお話でした。太宰府市内で、最大で月保育料が2万7,000円上がった方がいらっしゃるというふうに聞いていますし、平均で1万円上がっているというふうに聞いております。今、部長もおっしゃいましたけれども、やはりこの年少扶養控除が廃止されるということ自体がやはり多子世帯に影響を与えますし、子育て支援、それから少子化対策に逆行しているのではないかというふうに思います。

この多子世帯に対しての対策の事例があります。ちょっと調べたんですけれども、福岡市の事例ですが、これが、第3子優遇制度として、18歳未満の子どもを3人以上養育する家庭で、3番目以降のお子さんが小学校入学前の3年間、経済支援を行うという制度で、保育園の通園に関しては、3人目の保育料を免除するということになっています。太宰府市は、今、3人目の保育料が無料なんですけれども、この3人目が無料というのは、3人同時に保育所に入っていないと3人目が無料にならないんですけれども、この福岡市の場合は、18歳未満の子どもをカウントして3番目以降は保育料が無料になるという制度です。やっぱり年少扶養控除、廃止されましたけれども、これをカバーするのであれば、福岡市のとっている、その18歳未満の子どもからカウントして援助するべきだと思いますが、改善のお考えはありますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 本市におきましては、今年の8月までで、そのみなし適用については廃止をさせていただいております。議員がおっしゃるように、確かに多子世帯につきましては保育料が上がった方もいらっしゃるということでございますので、いろいろ検討はしているんですけれども、今年度の国の来年に向けての考え方なんですけれども、幼児教育の無償化に関する連絡会がありまして、子どもが3人以上いる多子世帯や低所得者への負担軽減を段階的に強化していくということで、来年度からではございますけれども、具体的な検討に入るといふような新聞記事も出ておりますし、本市としましては、独自にみなし適用等をした場合につきましては、単費ということになりますので、その辺も考慮しながらですね、このみなし適用につきましては考えていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 来年か再来年か、近い将来に幼稚園のほうの就学奨励金の年少扶養控除も廃止されるというようなお話も聞いていますけれども、それはそのように理解しといてよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 新しい新制度に入らない文部科学省の所管の幼稚園就園奨励費でございますけれども、今年度につきましては、年少扶養控除のみなし適用につきましても、国庫

補助の対象になっておりますけれども、来年度につきましては未定ということでございます。本市につきましては、今年の4月に新制度に移行をいたしまして、幼稚園の1号認定者の方の保育料が年少扶養控除のみなし控除を適用しないということになっておりますので、来年度につきましては年少扶養控除のみなし適用はしない方向で考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 市長に伺います。

今、保育料の年少扶養控除が廃止されたことによって多子世帯が保育料の負担が増えている。そして、幼稚園についても、今後、そのような傾向が生まれるのではないかとということで、これ、国の施策ではあります。やはり子育て支援、それから働く世帯の支援にやはり逆行しているかということはあるんですけども、このことについて市長がどのように考えられるのか。そして、これからどういうふうな施策をされていくのか、ここの部分を補完していくことができるのか、今あるお考えを少しお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ご指摘の問題、特に子どもさんがたくさんいらっしゃるご家庭の支援をどうするか、あるいは今後ともやはり安心して子育てできる、あるいは地域の中で子育てしていくというふうな関係の中で、今の実態をしっかりと把握しながら、子育て支援というのは大きな柱として私ども考えておりますので、いろいろなことは考えていきたいと思っておりますが、国の制度と市のやり方と、若干の違いがあったりするかと思うんですが、そのあたりも把握しながら新年度、子育ての支援をどういう形でやっていくのかというはしっかりとやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 今、市長からお話しいただきました子育て支援について、来年度予算にも、できることから、そして早急に対策をとっていただきたいというふうに要望いたします。

3点目の子ども・子育て支援会議についてですが、3月に支援計画が策定されてから、その後、会議が開かれてないということで、その間にこの待機児童の問題、それから保育料の問題が出てきています。何か計画を立てているときに会議をするのではなくて、やはり常日ごろからですね、定期的に会議をして、委員さんから今の現状、それからこういうふうな改善ができるのではないかと提案などを、やはりためておくとか、聞いておく。そして、実際に計画をする。それから、実行するときに、それを反映していくということが必要ではないかなというふうに思います。

この子ども・子育て会議ですけれども、任期が2年間で平成28年3月23日が今、委員さんの任期というふうになっています。委員さんの中には、それぞれの団体からの代表の方、それか

ら学校の先生、自治会長さんの代表、それから主任児童委員さんなどもいらっしゃいますので、いろいろな角度から、この子ども・子育ての環境づくりに意見をいただいていると思うんですけれども、部長はこの会議を開くという計画だとおっしゃいましたので、ぜひ早く開いていただいて、意見を聞いていただきたいなというふうに思います。そして、反映していただきたいなというふうに思います。

児童福祉法にのっとり全ての子どもたちに等しく、そして安心できる生活と巣立ちを保障する保育環境の整備を求めて、この保育行政についての質問は終わります。

2項目め、お願いします。

○議長（橋本 健議員） ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2件目の回答をお願いいたします。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 次に、2件目のマイナンバー制度につきましてご回答を申し上げます。

まず、1項目めの通知カードの受取状況につきましては、10月5日時点ですでに、住民登録のある住所地に送付するようになっておりまして、本市におきましては、太宰府郵便局が3万626通を引き受けまして、11月18日から転送不要、簡易書留郵便として配達が始まっております。土曜、日曜、祝日、平日の夕方から夜間にかけて配達をしていただきまして、先週の12月5日土曜日までに完了をいたしております。しかしながら、昨日、12月10日現在でございますけれども、転送不要分を含めました宛所に尋ねあたりませんということで市に返戻されたものが698通、また、お留守の世帯も多く、郵便局で7日間とめ置いていた保管切れで返戻されたものが1,785通、受け取り拒否が16通、合わせて2,499通を現在市民課でお預かりをしている状況でございます。

市民課の窓口やお電話でのお問い合わせがあっている分につきましては、随時、本人確認をした上で窓口で交付をしておりますけれども、再度郵送をご希望される世帯につきましては、簡易書留で住民登録地に再送付をしております。今後、返戻されました全世帯に対しまして、普通郵便でマイナンバー個人番号通知カードについてのお知らせという題で郵便物をお送りしますので、これによりまして、現在、郵便局に転送不要をされている世帯につきましてもお知らせが届くことになります。

次に、2項目めの通知カードの交付の告知につきましては、市のホームページ等を初め、市広報に4回シリーズでマイナンバー制度の説明をしておりますけれども、9月、10月号で個人番号カードにつきまして掲載をしまして、10月初めの自治会回覧板でもお知らせをしております。

す。市民課やお電話で申請方法のお尋ねがありました場合は、随時、ご説明をしております。

このカードにつきましては、ご希望される方がご自分で申請をされるものでございまして、強制ではございませんので、お問い合わせがある場合はその旨、ご説明をしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 今、通知カードのほうの発送は一定完了したということですが、この発送の間に、この通知カードが簡易書留で送られて、受取人のサインや印鑑が必要なにもかかわらずポストに投函されていたというような市民の方から話を聞いたことがあるんですけども、このような事例を把握はされていますでしょうか。また、これ、郵便局のほうに、もし把握されていたのであれば指導をどのようにされたのか伺いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 先日の総務文教常任委員会におきましても、同じようなお話がありまして、太宰府郵便局のほうに確認をさせていただきました。郵便局さんのほうから毎日配達の出発の前にはロールプレイングを行いまして、対面での受け渡しだけしか行っていないそうです。また、配達後は受取証のサインも全て確認をしていますということでございました。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 事実、ポストに投函されていたという方がいらっしゃいました。個人情報ですので、やはりその点は、やはり受取人の方に直接お渡しするというのももちろん原則ではありますので、このようなことがあったということが、やはり個人情報が漏れるということの一つになるのではないかなというふうに思って不安になるような事例だと思います。このような事例がですね、やはりもうニュースでもよく流れて全国的な問題にもなっていて、スタート時点から混乱していると思います。今後ですね、通知カードの発送が終わって、市民課のほうに戻ってきている数が2,499通というお話がありましたけれども、これから普通郵便で送ったり、そういうふうな作業に入るとは思いますけれども、この作業に関してどれくらいの職員さんがかかれるのか。また、経費、どのくらい予算としてかけてあるのか。また、これ、完了するまでにどの程度時間がかかるかというふうに予想されているのか、もしわかればお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 11月27日から、転送不要のものとか期間が経過したものとか返ってきていまして、11月27日は683通ですね。それから、翌週の月曜日は522通と、物すごい量の通知カードが返ってきております。それを全部管理簿という形でですね、入力をしてまして、そして、またその後とりに来られる方もいらっしゃいますので、その辺も全件管理しながら行っているという状況で、この返戻されてきてから、市民課の職員はもう残業がずっと続いておりまして、今後、返ってきているものにつきまして普通郵便でお知らせを出すようにしています。

れども、それに向けましても、もう残業をして、事務に当たっているということでございます。ほかにも臨時職員さんの方は雇用しておりますけれども、職員で今のところ対応しているという状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） この作業に、やはり大変な時間を費やして職員の方が頑張っていると。思います。これ、最終的に届かない方が出てくるのではないかと思うんです。というか、受け取れない方がですね。そういう方がいらっしゃるのか、今、予想はされていますでしょうか。そこのところをお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） まずは、先ほども言うておりますけれども、この普通郵便でお知らせを再度するというので、その後、それでも受け取りがなかった場合につきましてどうするかということ、庁舎内でも検討をしたいというふうに考えております。現状は、以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） これから検討されるということですが、やはりこのマイナンバー制度自体が、なかなか市民の方、国民の方が理解できない、どのように使っていいかわからないというところもあると思います。届けることがまずは先決なんですけれども、通知カードを受け取った後に個人番号カードの交付になるんですが、これ、もう2点目に入りますけれども、強制ではないということになっています。窓口のほうに通知カードが届いた後にこの後どうすればいいの、個人番号カードをつくるのにどうしたらいいのかという問い合わせがあったときに、つくらなくても強制ではないというようなことをお話しされているというふうに言われました。実際に1日からですかね、受け付けが始まると思います。この個人カードが、今後、個人番号カードは、今後政府がワンカード化としてデビットカード、それからクレジットカード、キャッシュカード、ポイントカード、診察券、そして、たばこやお酒の購入するときの年齢確認の利用、そして保険、健康保険証、運転免許証、学歴証明、そして2020年にはオリンピック会場やカジノの入館時に利用できるようなことが検討されています。また、財務省のほうでは、預貯金口座にもマイナンバーを付番するということを検討しているというふうに聞いています。預金口座にこのマイナンバーを付番することによって、資産の状況がわかってですね、医療や介護の負担を増やすことを財務省が主張しているんですけれども、このことによって、やはり施設入所の際の費用負担など、影響が出てくるものと思われま。また、医療にかかわる情報共有では、医療機関を頻繁に使う者、それから健診の受診率が低いという方については、保険負担料を重くする傾斜保険料も検討されています。現場で働く市職員の方が窓口に来られる市民の方を目の前にして、このように医療や介護、保険に影響が出てくるということ、こういう流れを受け入れられるか、心痛むところもあるのではないかなというふうには思うんですけれども、この個人番号カード自体の申請は、強制ではないとい

うことを強く言っていたきたいと思います。そして、この個人情報、データベース化されて、利用されることによって、個人の思想、信条、それから病歴などの情報まで集束されるということにもつながります。もう今、個人の私生活の自由、そしてプライバシー権が侵害されるということで訴訟を起こしている方もいらっしゃいます。

市長に伺います。

この個人番号カードについては、自治体で利用範囲を拡大することができるというふうになっていますが、今、検討されているところがあればお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 市長からということでございますけれども、私のほうからお答えをさせていただきます。

今回の条例の提案の中で、まず、番号法に基づきまして利用が可能になるもの、そういったものは入れております。そして、このマイナンバー制度といいますものが、社会保障、税、災害対策、そういったものにこれから活用していくという大きな目的を持っております。その中で、このマイナンバー制度、これ自体はですね、やはり市民の方に広く理解をしていただく必要があるかと思っております。その中でこれを普及させるためには、やはり通知カードじゃなくて、マイナンバーカード、これの取得も進めていただきたいというふうに行政としては考えているところでございまして、これの積極的な活用といいますものは、今後、庁内でも十分検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 利用範囲の拡大というところでは、印鑑登録カードだったりとか、あと図書館の登録カードなどを検討されているところもあるということです。先ほども申し上げましたけれども、市民の方のプライバシーの問題ですね、侵害されることになりますので、このところ、上乘せ部分については慎重に検討していただきたいというふうに思います。

このマイナンバー制度ですけれども、初期費用が3,000億円とも言われています。今、部長もおっしゃいましたけれども、税と社会保障番号制度で公平・公正な社会を実現するための社会基盤が目的となっていて、6つの効果が期待されるとされています。ちょっとお話ししたいと思いますけれども、1つが、より正確な所得把握が可能となって、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られること。2つ目に、真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となるということ。3つ目に、大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用すること。4つ目、社会保障や税にかかわる各種行政事務の効率化が図られること。5つ目が、ITを活用することによって添付書類が不要となるなど、国民の利便性が向上すること。そして最後に、行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能になるというふうになっています。社会保障を充実させるためのこの制度ではありますけれども、この効果の中に、手を差し伸べるべき者を見つける、そして支援を行うというような文言が2回入っているんですけども、この部分が本当に効果が期待できるのかというのは不安に

なるところがあります。実際に高齢者おひとり暮らしの方がですね、この通知カードを受け取って、さあ、どうしたらいいんだ、番号カード、これ、通知カードと一緒に交付申請のご案内で来ていますけれども、どうしたらいいんだということで、もう自分は、これ、使うことがないだろうからもう申請しなくていいかなとかというふうにやっぱりおっしゃる方もいらっしゃいます。そういう高齢者の方ですね、おひとり暮らしの方などには民生委員さんなど、それからケアマネージャーの方を通じてお話しはしていただいているようですけれども、なかなかこの政府の言っている効果について期待はできないものだというふうに考えております。

太宰府市でも、今後、先ほども申し上げました、もちろんデータの上乗せは最低限していただくこと、そして国に対して、この制度については中止を求める立場で要望していただくようお願いいたします、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員の一般質問は終わりました。

次に、10番上疆議員の一般質問を許可します。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたします2件について質問をいたします。

最初に、1件目の太宰府市行政組織の変更についてであります。このことについては、平成26年4月1日から変更され、1年11カ月となりましたが、この行政組織の中身がいまだに市民を初め、市職員にとっても大変不評でございます。

そこで、次の3点についてお尋ねいたします。

1点目は、特に地域健康部と市民福祉部は、市民からは部の区別などがわからないため、地域健康部は健康福祉部または福祉部に、また、市民福祉部は市民生活部または市民部などのわかりやすい名称にするべきだと考えます。

2点目は、現在の地域健康部の6課のうち、地域づくり課は総務部に編入、人権政策課は総務部または現市民福祉部に編入、文化学習課及びスポーツ課は教育部に編入、生活環境課は現市民福祉部に編入するべきと考えます。

3点目は、現在の市民福祉部7課のうち、福祉課、保育児童課、介護保険課の3課は現地域健康部に編入されるべきと考えます。

これを言いますとなかなか難しいのですが、以上3点を整理させていただきますが、わかりますようにしたいと思います。健康福祉部または福祉部とするというのは、これはどちらかになっただきたいと思っておりますが、その中で課がどうなのかということで、1つは福祉課、2つは保育児童課、3つ目は介護保険課、4つ目は国保年金課、5番目が元気づくり課という5課がつながっていくということになります。

それから、市民生活または市民部とするということにつきましても、これは、どちらかに裁量で考えていただきたいと思います。その課は、1つは市民課、2つは生活環境課、3つ目は税務課、4つ目には納税課、それから1つは人権政策課をここに入れるか総務部に入れるか

はちょっと後ほどこれは考えていただければと思いますが、そういうことで考えております。

それから、総務部は、地域づくり課及び先ほどの人権政策課を編入するかしないかはありますが、それを考えていただきたいと思っています。

それから、教育部は文化学習課、ここへスポーツ課を編入をしていただくと、このようになりますが、市長のご所見を伺いたしたいと思います。

次に、2件目の防犯カメラの増設についてであります。このことについては、何度も一般質問で要請しておりますが、先ほど門田議員もお話がありましたような感じがありますが、当市全体は44行政区ある中でも、1年に1カ所しか防犯カメラ設置として予算化されません。毎年少なくとも10カ所ぐらいには増設して、安全・安心なまちづくりを推進すべきと考えているところです。このことについても、市長のご所見を伺います。

なお、回答については、件名ごとにお願いたします。また、再質問については、議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 1件目の太宰府市行政組織の変更についてお答えいたします。

機構改革につきましては、社会情勢に応じて機動的に変えていく必要があると考えておりました。私自身、その時期や内容を見きわめ、慎重に考えながら進めていきたいと思っております。

このため、今後、市民のニーズや議員から頂戴いたしましたご意見も参考にしながら検討してまいりますので、ご理解をよろしく願います次第でございます。

なお、詳細につきましては、担当部長から回答させます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 詳細につきまして、私からご回答申し上げます。

ご質問は、3点上げていただいておりますけれども、あわせてご回答申し上げます。

平成26年4月1日の機構改革では、議員もご承知のとおり、地域健康部、市民福祉部が新しく発足をいたしました。

地域健康部は、体育複合施設の建設とあわせて、市民一人一人に焦点を当て、個々人が生涯、地域の中で元気で生き生きと生活していけるような施策を実施することを通して、地域力の強化をもあわせて図っていくとの考えから、思い切って従来までの福祉・教育・環境など分野ごとの垣根を取り払い、横断的に組織したものでございます。

これによりまして、部内では、先ほど申し上げた趣旨に沿った事業が実施できないかを部長を中心に部内の課長が定期的に集まって協議し、それまでの1分野だけにとどまらない、いわゆる横串での事業の展開に努めてきております。

本年度から事業実施をしております元気づくりポイント制度などは、その代表的なものと言えるもので、これによりまして、健診受診者の増加や健康づくり活動を初めさまざまな地域イベントなど地域活動での参加者が増加していると聞いております。



市民福祉部につきましては、転入転出の際の各種の届け出や証明書の発行などが多い部署、ある意味、最も多くの市民と接する部署ですけれども、この市役所の顔と言える部署を一つの部として編成し、窓口においでになる市民の方々への窓口サービスのあり方なども部内で協議をしておるところでございます。

機構改革につきましては、これまでも大規模、小規模さまざま実施してきているという経緯もございますので、市長も先ほど申しましたように、社会情勢などの変化などにより実施していくという方向性を持っております。今回の上議員のご提案につきましては、今後の組織のあり方を検討する際の参考にしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 今の回答は、ほとんどしないという考えの答えのようですが、市長はそうじゃなかったと思うんですが。初めて言いますが、基本的に来年の3月末には現部長を初め課長等の方々が恐らく四、五名退職されると聞き及んでおりますが、そのようなことから、4月1日付で人事異動をされると思いますが、この行政組織の変更をするには、当然ながら太宰府市事務分掌条例等を改正しなければならないわけですから、執行部においては早急に僕は取り組む必要があると考えますが、もう一度、これ、市長のほうから回答お願いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私が市長選挙に出るに当たって、公約として行財政改革ということは大きく掲げております。市民のための市役所として私たちがいろいろな仕事をするという認識をしておりまして、上議員のご指摘の問題というのは、私も非常にしないということではなくて、しなければいけないという方向で考えております。ご指摘の問題は、私自身、市民の皆様にとってはわかりにくい、あるいはもっともっと市役所内部も改善する必要があるんじゃないかと思っておりますので、しないということではなくて、やる方向で考えていきたいと思っておりますが、ただ、いろいろな非常な機構改革、規則、条例、いろいろなことがありますので、そこは時期を見ながらやっていきたいと思っております、やらないということではありませんし、やっていく方向で考えているということでございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 今の回答もちょっと私としては受け入れられませんが、基本的にですね、実際にやるとすれば今度しかないんですよ。部長が3人退職されるんで。そうしたときには、また改めてするとなればね、大変な、それこそ労力が要ると思いますよ。そういう分では、この際に、今度の4月付人事異動をする前にね、すればすつとできることであって、事務的にどう、難しいことじゃないんで、市長がするかしないかの問題なんですよ。だから、そういうことで、事務分掌条例なんか簡単な話なんで、今、先ほど私が示したことについてですね、イエスカノーかじゃありませんけれども、そういう内容の中で、これはやっていこうと、

これはしないと。それは、もう市長の考えでやっていただいていると思うんですが、今のままであればですね、本当に市民としてはわかりにくい。職員もわかりにくい。職員もとまどつとりますよ。そういう分では、やっぱり変えるべきだと、そういうことで言ってんですから、そんな悠長なことでされては困るんで、4月1日までにされるかされないかを回答してもらえませんか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ちょっと4月1日までにできるかどうかというのは、非常に考えるところですが、ご指摘の問題は慎重に考えていきたいというふうに思っている次第です。問題意識としては、非常に大きな問題だと思っておりますし、改革しなければいけないと考えている次第でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 今、市長のほうからは考えていきたいということは受けましたが、4月1日には間に合いそうもありません。それをやっぱり市のほうで、副市長もちゃんと来ておりますので、お二人で協議いただいて、部長が入ってくる話じゃなくてですね、市長と副市長で十分検討していただいて、早急に条例をつくるのは総務部長にお願いしていいと思います。やはりやるか、やらないかという部分については、市長、副市長のほうで十分考えていただいて、早急に考えていただきますように、これはお願いするしかありませんので、もうこれを4月越してしまいますと、本当にまたずっと4年が過ぎてしまうということになろうと思いますので、ぜひ早目にできるような形で考えていただきたいということで、1点目は終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2件目の防犯カメラの増設について回答させていただきます。

太宰府市における刑法犯認知件数は、ここ数年減少傾向でございます。このことは、各自治会で行っていただいております防犯パトロールや登下校時の見守り活動が定着してきたことなど、犯罪が発生しにくい環境をつくり上げるために多くの方がご尽力されているあかしだと思っております。

防犯カメラにつきましては、犯罪抑止の効果があると認識しているところでございまして、防犯の取り組みとして今後とも計画的に設置を行っていきたいと考えております。

詳細については、部長から説明させます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

（10番上 疆議員「結構です。総務部長は結構です。前から聞いてますので。市長のほうから」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 予算的な裏づけもありますので、それを踏まえながらやっていきたいという

ふうと考えております。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） そのように市長が言っていただきましたが、要するに、とにかく先ほど説明しましたように、ここ四、五年、1カ所100万円ですよ。1カ所しかできないんですね。44行政区あるんですよ。そういう中でね、44行政区で10カ所つくったら44年かかるんですよ。そういう部分でね、やっぱり今、被害そのものは減ってきているということなんでしょうけれども、それはまたちょっと違うと思います、考え方が。事件とかそういう問題じゃなくて、これからはやっぱり高齢者が多くなるんで、高齢者の皆さんが、やっぱり徘徊とかいろいろありますよね、認知症の問題等がありまして。そういった方の行方不明等が出ることは間違いありません。私も十分想定しておりますので。こういう大変危険な部分がいっぱい交差点にあって、どこに行かれたかわからないというようなことからしますと、これ、44行政、どこもそうなんです、今からは。うちの町内会でも、もう三、四人がもう大変な方になっておまして、それを見回るのが大変なことなんです、やはりこういう中で防犯カメラがあることによってですね、あの人は、ああ、ここに行っとなんと、写るわけですね、写真に。そういった分で、非常に防犯カメラというのは抑止があることもあるし、高齢者の皆さんを早目に救えるといったらおかしいんですが、そういうこともできると思っています。そういうことから言っているんですが、詳しく再度、前の市長にも言ったんですが、そのことを再度言いますけれどもね、前市長に説明いたしましたということで、この防犯カメラの設置については、市内44行政区内での危険な場所や公民館、公園、それから各駅前、コンビニ周辺などのその他、11小・中学校の校内や校外の周辺を初め、夜間の暗いところだけでなく、昼間でも1人で下校していると、性犯罪行為などが発生する恐れもあります。また、徘徊高齢者の行方不明者が増えると想定されることや、大変危険な交差点、市内の公共施設、特に市民プール、建設中の総合体育館を初め、市庁舎の玄関口のアプローチ、回廊などたくさんございます。こういった箇所は、ほとんど24時間監視体制が必要なところであると思うわけです。

このような状況の中で、やはり防犯カメラは設置すべきと考えておるわけですが、そのことについて、市長、また一言言ってもらいたいと思いますが、先ほど新年度予算の中で考えていくということでしたが、それがどのくらいの箇所をしてくれる予定なのか、しようとして思っているのか、2つについて、もう一度市長のほうから回答をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 上議員の分で回答させていただきます。

防犯カメラ等いろいろな考え方でこれから必要じゃないかということでございます。実際、1基つけるのに100万円前後かかりますので、できるだけ早い時期につけられるように検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 今言うように44行政区あるんで、すぐできることじゃありません。だから、1年に1カ所じゃなくて、最低でも10カ所と私は言っていますけれども、その分は予算の関係もありますので、今度の新年度予算で、どのぐらい市長、副市長のほうが考えていただいて、予算に計上していただくかはまた見ていきたいと思いますが、そういった分で、また、足らなければまた再度質問させていただきませうけれども、できるだけ私の言いましたように、最低でも10カ所ぐらいはできるような形でしていただけるように、今日はお願いをして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番塚剛議員の一般質問を許可します。

〔1 番 塚剛議員 登壇〕

○1番（塚 剛議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って2件質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、1件目ですが、イノシシの予防対策について、市民の視点と行政との相違の観点からお伺いをいたします。

福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画において、「本県では、中山間部地域を中心に、イノシシ、シカ、サル等の獣類やカラス類による農林水産物被害が深刻化している。とりわけイノシシについては、被害が全県的に拡大している状況にある（中略）また、近年では市街地において人的被害が発生するなど、農林業被害のみにとどまらず、県民生活との直接的なあつれきを生じており、イノシシ被害を軽減するための対策を早急に講じることが緊急の課題となっている」と。県の計画策定の目的、総括にあります。この問題点に関しては、本市におきましても以前から何度も一般質問事項に掲げられています。その都度、所管対応していただいている経緯状況を踏まえ、お伺いをいたします。

まず1点目、本年度のイノシシの生育地域、捕獲状況、被害状況及び被害額、防止対策についてお聞かせください。

2点目、平成24年度より国（農林水産省）の鳥獣被害防止総合対策交付金は、対策協議会へ直接交付される性質のため、市の予算計上はされていないと思いますが、市の予算編成において、イノシシ防止対策に係る支出金があるのかないか、お尋ねいたします。

3点目、市長にお伺いいたします。本市の計画の中に目標を達成するための施策の基本的な考え方を市民の皆様へ改めてお示しいただければと思います。

次に、2件目の空き家問題の対策についてお伺いします。

空き家は、全国的にも増加傾向にあり、近い将来、高齢化する本市においては、今後も空き家の増加は続くと考えられます。また、空き家には、利活用の方針が決まっていないものも多く、それらは日常的な管理がなされていないのが現状であると思います。適切な管理がされず、放置されたままの空き家は、老朽化による屋根材等の飛散、不審者の侵入、ごみの放置など、防災、防犯、衛生、景観等の面で大きな問題を生じさせ、いわゆる空き家問題として危惧されています。

そこで、まず1点目として、市内の現状として空き家問題が健在する中、本市ではどのような方向性で取り組んでいかれるのか、市長にお尋ねをいたします。

また、空き家が増えること自体が問題ではなく、適切に管理されない、活用されないことが問題です。福岡県では、「空き家問題の対策にむけて」という手引書を活用し、空き家問題解決への具体的対策へとつなげるよう求めています。そして、放置空き家となることを防ぐには、活用できる空き家については積極的な活用を、そうでなくとも管理が不十分とならないように適正管理を促すことが重要であると考えます。しかし、既に危険な状態となっている空き家については、除去を進める必要があると思います。このように、空き家問題に対する具体策としては、管理不全対策、活用、除去があると思いますが、その前に、空き家問題を予防するために検討すべきことがあります。まずは、所有者等に活用や管理の意識を持っていただき、問題が起こらないように促していくことが大切であると考えます。

そこで、2点目をお尋ねいたします。本市において、今後、住民意識の醸成、啓発を促すため、どのような取り組みをされていかれるのかお聞かせください。

3点目に、本市の実態把握されている現状をお聞かせください。

4点目、空き家実態調査への社会資本整備総合交付金の活用について、現状及び計画があればお聞かせください。また、住民から空き家について相談があった場合、その対応については、関係する各課が受けているのが現状であると思います。今後、空き家問題が増えてくると、個別に対応するのではなく、庁内での意思の統一や問題、課題の共有を図ることが必要になると考えます。

そこで、5点目、具体的な対策となれば、市外の専門機関、例えば弁護士や建築士、不動産業者などとの連携も欠かせないと思います。そこで、他の関係機関との連携を視野に入れた体制づくりを検討されているのか、お伺いします。

以上、質問項目2件についてご回答をお願いいたします。

再質問は、発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 1件目、イノシシの予防対策の3項目めの施策の基本的考え方につきまして、私のほうから回答させていただきます。

今後のイノシシ被害に対する施策としまして、農産物への被害防止はもとより、出没地域周

辺住民の皆様の安心と安全の確保を第1に考え、現在行っております捕獲活動を継続するとともに、イノシシを目撃したときの対応方法などの情報提供を行ってまいりたいと思います。

市の施策に対する皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、1項目め及び2項目めについては、担当部長から回答させます。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 1件目のイノシシ予防対策についてご回答させていただきます。

まず、1項目めの捕獲被害状況及び防止策についてでございますけれども、本市は四方を山に囲まれていることもございまして、イノシシの出没、目撃情報が数多く寄せられているところでございます。特に、北谷、内山周辺を初め、松川、三条周辺地域や観世音寺、坂本、国分、水城周辺地域、大佐野周辺地域といいました宝満山や四王寺山等の山間部にまずは集中しておりますけれども、最近はその裾野にあります住宅地付近での目撃情報も寄せられているところでございます。

あわせて、イノシシによる農作物への被害を初め、ため池の堰堤や田のあぜ道の掘り返しなど、さまざまな被害が発生している状況でございます。

本市の農作物への被害状況におきましては、水稻作物を主としまして、平成24年度が44万1,000円、平成25年度が74万7,000円、平成26年度が84万4,000円となっております。これは、農業共済へ届け出されました数値に基づくものでございますけれども、これにとどまらず、田畑またそのあぜの掘り返しなどによりまして、農地機能のそのものへの被害も発生しているところでございます。

本市におきましては、平成26年度までに被害農地に対しましてイノシシの侵入防止柵の設置を実施しますとともに、猟友会また北谷・内山農事組合と協力いたしまして、大型箱わな76基を市内の山間部の裾野に広範囲にわたり設置をいたしております。そういった形で捕獲活動を行っておりますところでございます。

箱わなの設置に当たりましては、出没の情報によりまして現地確認をまず行い、危険性のない場所、有効な場所を猟友会の皆様とも検討しながら行いまして、設置後におきましては、週2回の現地の見回り、また、餌入れを行っているところでございます。

その結果、捕獲頭数は、平成24年度が152頭、平成25年度が196頭、平成26年度159頭、そして今年度は11月末の現在でございますけれども、203頭となっております。毎年、山中に餌がない時期の初夏から初秋にかけて捕獲頭数が増加する傾向がございますけれども、今年につきましては、出没、目撃情報も特に多く、捕獲頭数も多くなっている状況でございます。

また、住宅地付近の出没情報への対応といたしましては、関係部署及び警察など関係機関と連携した現地確認を行いまして、状況によりましては、学校等への連絡など注意喚起を行っておりますところでございます。

次に、2項目めの支出金についてでございます。

本市の鳥獣被害防止対策における予算措置につきましては、市と協力して捕獲活動を行って

いただいております。猟友会、北谷・内山農事組合への捕獲の委託料、そして被害対策への技術の向上や普及指導、生息状況や被害発生状況の確認を行っていただいております。鳥獣被害対策実施隊の報酬、そして費用弁償のほか、農業被害についての対策を検討するために、市、県、JA、また地元農業者、猟友会で構成します鳥獣被害防止対策協議会への事務費補助金を計上いたしているところでございます。

回答は、以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） はい、ご回答ありがとうございます。

まず、この質問に入る前にですね、このイノシシに、市長、遭遇されたことはあります。ちょっとお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 遭遇はしておりませんが、私の自宅のすぐ裏が水城の堤防になっておりまして、土手の部分をずっと掘り繰り返しまして、雨のたびにその土が落ちてきているというような状況がありますのと、近くではハクビシンを見たことがあります。それと、天拝公園では、大きなイノシシと2匹の子どものイノシシが公園を堂々と散歩しているのを、天拝公園、これは二日市ですけども、筑紫野市ですが、見たことがあります。本当に大きいイノシシでした。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） 今、市長のほうにお尋ねしたのは、イノシシの生態の特徴といたしますか、そのあたりをしっかりとご認識いただくためにお願いいたしました。市民の皆さんにも広く知っていただくために、イノシシがどんなに危険な動物なのかというところで、私も昨日ちょっといろいろ調べさせてもらったんですけども、やっぱりイノシシというのは雄のほうが牙を持ってましてね、人に襲いかかると大変な大けがを負わせるというデータが、パソコンを開いて調べるとよく載っています。そして、繁殖能力が非常に高い動物である。大体、今から、12月から2月ぐらいにかけてですね、今、繁殖期に入っております。そして、5月ぐらいから1回妊娠期に入りまして、その繁殖期の春を逃した雌が秋にまた妊娠するという。1回につき、大体四、五頭生まれるということらしいです。

それで、先ほど部長のほうからご答弁いただいたように、本市においてもですね、このイノシシ対策については増加傾向にきていると、ということ、お話を今伺いまして、非常にこれから人害の、要するに人への災害が起きないのか、このあたりの懸念がありまして今回の質問をさせていただいております。よろしくお願いたします。

あと、経緯について、皆さんに知っておいていただきたいのがもう一つあります。実は、このイノシシというのは、動物的な生態からいくと、もともと山間部に住む動物じゃないんですね。平地にいた動物が、過去、高度成長期に伴って、ここに県の資料がございましてけれども、多分これ、所管の方お持ちだと思っておりますが、10年ごとによって生態分布図というのがありま

す。それで見てみますと、昭和50年ぐらいから、ずっと急速に繁殖していると、生息域がかなり伸びてきています。これは何を意味しているかという、やっぱり高度成長期に合わせて人社会が整備されていく中で、この生息域がだんだん山合いに追いやられたという経緯がございます。そういう人社会としての責任も果たさないといけない大事な問題である、このような認識から再質問をさせていただきたいと思っております。

今、ご報告があったように、非常に管理については、年々増えてきているにもかかわらず被害が今のところ出てきてないというご認識だと思いますが、私も最近市民相談でいろいろなところに出向くようになりました。その際によくお伺いするのはですね、いろいろな地域の方からイノシシに対するご相談が少しずつ今、上がってきています。それで、市民の皆様が物すごく不安がってらっしゃいまして、今後、どのような形で市は取り組んでいかれるのかですね、その中でもう一度再確認のためお聞きしたいと思っておりますが、これから管理の目標を達成するための基本的な考え方として、被害防除対策、固定数管理、生息環境管理といろいろ計画があると思いますが、今後、見直しをされるのかどうか、それとも現状のままでいかれるのかどうか、このあたり、ちょっと確認をさせてください。よろしく願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 現在、イノシシの被害に対します管理目標と申しますか、そのようなものを設けておまして、それは、議員からのご質問の中にございました、第4期の福岡県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画、これを踏まえまして、太宰府市、また、これにつきましては那珂川町さんと共同で広域鳥獣被害防止計画というものを策定しております。その中で、農作物の被害の額の低減でございますとか、捕獲頭数を目標として設定しておりますところでございます。

これを受けまして、このたび福岡県におきましては、この保護管理計画が見直しを第5期ということで行われております。また、先ほどもご説明しましたとおり、捕獲頭数も現実的に増えているというふうなこともございますので、これにつきましては、太宰府市・那珂川町広域鳥獣被害防止計画、この見直しにつきまして、福岡県でございますとか、那珂川町とも協議してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番堺剛議員。

○1番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。そのあたりしっかりですね、見直し検討されるに当たって、捕獲数の頭数の調整、このあたりについては、しっかりと管理されている、担当所管のほうにご相談に行ったときも非常にお仕事をされているんだなということをおかしております。所管に行きましてお伺いしたところ、大体70カ所ぐらいに整備されてあって、そのところを職員でずっと回りながら捕獲を続けてらっしゃるという状況をお伺いして、非常に頑張ってらっしゃるんだなというふうに思っております。そのあたり評価したいと思います。



今後、検証のあり方について、しっかり市民の皆様のご意見も尊重しながらやっていただきたい、このように思います。イノシシについては、もう。後、以前ですね、一般議員のほうからもいろいろな質問がたびたび出てきています。市長、ここでお願いしたいんですけども、結局、イノシシの管理というのがですね、統制頭数の調整というのは、これは構わないと思うんですが、人的被害が出ないようにですね、管理していくということを念頭に置いて、目標設定においては、そのあたりをちょっと考えながら、所管から上がってきた書類についてはご検討いただきたい、このように思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、このイノシシ問題についてはですね、もともと平地に生息した動物が、先ほど申し上げましたように、人社会の影響で山間部に追いやられている状況の中ですね、今度逆に、行政のほうから市民の皆様にお願ひしないといけないこともあると思います。いわゆる残菜を置かない。個人農園の管理をしっかりしていただくとか。万が一遭遇した場合にどういう対応をすればいいのか。このあたりを市民との共有化を図る場をですね、できればお願いしたいなあと、このように私は考えておりますが、お考えのほうをお示してください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） イノシシの被害の防止につきましては、農家の皆様はもとよりでございます、周辺にお住まいの皆様を含めて、おっしゃるとおり、庭先、柿とかそういうものが庭の中にあるというふうな、餌となるものが放置されますと、イノシシはそこに餌があるということで学ぶというふう聞いております。そういった面では、イノシシにとってそういう環境をつくっていかない、魅力がないエリアなんだなあとというふうにするということが必要だというふうに言われておるところでございます。

また、突然イノシシに出会った場合、これについては、まずは、ゆっくり落ちついて行動するとか、子どものイノシシ、ウリボーですね、かわいいからといって近づくと親が近くに見当たらなくてもいると、それが非常に接近すると危険な状態になる、そのようなこともあるということでございますので、このような形で攻撃をしないと、身を守る安全の対処法も含めて、まずは市政だよりあたりを使いまして、わかりやすく、そして農家の方だけではなくて、周辺の住宅の皆様も、ミミズあたりの餌はどうしても食べるというようなことでございますので、まずは、近隣にお住まいの住宅地の皆様についてもできること、そういったことも含めて、わかりやすくお知らせしていきたいなというふう考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） ご回答ありがとうございます。

部長、もう一つですね、踏み込んで、できましたら、市民の皆様とそういった場を設ける形の方向性をちょっとご検討いただければありがたいなと思います。これ、呉市のサンプルをちょっと引っ張ってきたんですが、呉市のホームページに載っています。ここで自治会で取り組むというテーマでありまして、その自治会長さんのコメントがこのように載っていました。そ

の「地区でイノシシ被害が非常に多く、新聞配達中や、通学などでもたびたび出没しており、イノシシ対策には苦慮しています。しかし地域の皆さんもイノシシ対策には非常に協力的で、特に捕獲については、捕獲柵の管理や市駆除班との協力により、年間二、三十頭のイノシシを捕獲し、被害も少しずつ減っています。今後も自治会をあげてイノシシ対策に取り組み、安全対策、被害対策に努めていきたいと思いをします」と。ここがポイントだと思うんですね。地域に根差した施策、そのあたりをしっかりとご検討いただきながら、今後、イノシシについては人的被害を絶対起こさない、この信念で取り組んでいただきたいと思いをします。この案件は以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2件目の空き家問題の対策についてご回答を申し上げます。

まず、1項目めの空き家問題対策の方向性ですが、議員ご指摘のとおり、適切な管理が行われていない空き家等が社会問題になっていることから、適正な管理による生活環境の保全と、あわせて空き家等の活用を促進することを目的として、昨年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、本年5月に全面施行されました。

本市におきましては、福岡県、県内市町村、関係団体で構成されている福岡県空家対策連絡協議会において、他自治体と連携して適正管理及び利活用のそれぞれの側面から情報共有及びさまざまな検討を行っているところでございます。

また、本市における空き家に関する相談は、現在のところ雑草や樹木の伐採等がほとんどであるため、主に生活環境課で対応しているところですが、空き家問題とその対策については、防犯・防災、環境衛生、景観等の適正管理面と、住宅や地域におけるコミュニティ活動、福祉活動への利活用等多岐にわたっており、総合的に対応していく必要があることから、関係課会議を開催し、検討を行っております。

今後につきましては、まず第1に、空き家の実態把握を行い、あわせて市内での連携体制づくりを進めるとともに、県空家対策連絡協議会の検討結果等も踏まえながら、本市の実態に沿った形で方針、施策を検討していきたいと考えております。

2項目め以降については、担当部長から回答させます。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 続きまして、2項目めの住民意識の醸成・啓発についてでございますが、現在のところ、苦情、相談のあった空き家につきましては、所有者に対して手紙、電話、または訪問などによりまして適切な管理に関する指導を行っているところでございます。

また、福岡県空家対策連絡協議会の適正管理部会におきまして、空き家の適切な管理、活用についての啓発モデルパンフレットを現在作成中でございます。

今後、本市の空き家施策に関する方向性が固まりましたら、啓発パンフレットや広報「だざいふ」、太宰府市ホームページ等にて啓発等行っていきたいというふうに考えております。

次に、3項目めの本市の現状についてでございますが、本市の空き家住宅数は、本年、平成27年7月に福岡県の依頼にて実施をいたしました空き家候補の戸数把握を行う基礎データ調査におきまして、上下水道の利用状況及び固定資産課税台帳等を参考に推計した結果といたしまして、467件と報告をしているところでございます。

また、太宰府市におけます空き家に関する苦情、相談件数につきましては、平成27年11月末現在で44件でございます。1件につき複数の内容が含まれますことから、草刈り26件、樹木抜粋19件、建物に関するもの9件、虫・動物に関するもの8件、その他3件となっております。

なお、苦情、相談への対応につきましては、先ほどの市長の答弁にもございましたが、現在のところほとんどが草刈りとか樹木伐採等の環境衛生面に関するものがほとんどでございますので、主に生活環境課のほうで対応をしているところでございます。この中でも、相談内容によりましては、税務課や防災安全課などと連携しながら対応しているケースもございます。

次に、4項目めの交付金の現状及び計画であります。空き家対策に関する交付金につきましては、社会資本整備総合交付金等があります。空き家実態調査、不良住宅、空き家住宅の除却事業及び空き家の活用事業等が対象となっております。

交付金等の活用に当たりましては、さまざまな要件がございますが、実態調査等、今後空き家対策を行う上で、可能な限り交付金等を活用して進めてまいりたいと考えております。

最後に、5項目めの具体的な対策体制についてでございますが、空き家問題とその対策につきましては、防犯・防災、環境衛生、景観等の適正管理面と、住宅や地域におけるコミュニティ活動、福祉活動への利活用等多岐にわたっており、総合的に対応していく必要がございますことから、庁内におきましては、関係課会議を開催し、検討を行っているところです。今のところ、経営企画課、地域づくり課、都市計画課、生活環境課で連携をしておりますが、今後、他の課も含めまして太宰府市としての方針を立てる必要があるというふうに考えております。

また、外部専門機関との連携につきましても、今後、空き家対策に取り組んでいく中で、専門家のアドバイスが必要になってくるのが想定をされますので、連携に向けて検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番堺剛議員。

○1番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。検討し、今から実態調査に力を入れていく、こういうご答弁だったというふうに理解をしております。

そこで、私から申し上げたいのが、太宰府市において今後、空き家条例がどういう課題に位置づけられるか、このあたりについては、本市においては、人口減少というには、これから推移は余り微動で余り動かない、このような認識であろうと思いますが、高齢化は間違いなくやってきます。それで、高齢化対策についても、この空き家条例というのは必要になってくると思いますけれども、ここでちょっと市長にご答弁いただきたいんですが、今の現状を踏まえて、今後、この空き家条例制定に向けた取り組みをですね、市長はどのようにお考えなのか、

ご答弁いただければというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 空き家問題につきましては、これからの少子・高齢化時代に向けて本市でも顕在化していくことは、もう十分認識している次第でございます。空家対策特別措置法は、所有者の管理責任に言及した上で、市町村が空き家の適正管理について指導や勧告、立入調査、固定資産税情報の内部利用できるなど、かなり実効性のある法律となっております。また、市は、地域の実情を勘案しまして、空家等対策計画を定めることができるとなっており、この中で、空き家の活用方針についても盛り込むことができると考えております。

6月議会でもご回答しましたとおりですが、まずは、平成28年度に空き家の実態調査を行いたいと考えております。その結果をもとに、本市の空き家対策の方向性をしっかり定めていきたいと思っておりますので、その過程で条例化についても必要性を含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1番塚剛議員。

○1番（塚 剛議員） ありがとうございます。じゃあ、平成28年度から実態調査を行って条例化を進めていく。ということは、条例化策定に向けた取り組みをしていくということによろしいんでしょうか。市長。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） その必要性も含めて検討していきたいということで、条例を必ずしもつくり上げるというところまでは、今のところ言えないような形でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番塚剛議員。

○1番（塚 剛議員） 結局そこが問題なんですね。担当所管、今先ほど部長のほうからもご答弁いただきました。今、一所管のほうで対応窓口をさせていただいていると思いますが、特定空き家の特定という認定は、じゃあ誰にさせるのかということ。法は整備されました。県は推進しなさいと言ってあります。今日はもう時間がないので資料をお示しいたしませんけれども、結局、この福岡県の中でも、13市6町、もう進めてあります。ここ二、三年ではかなりの自治体が条例化に踏んであります。ここも一つの大きな、私は言っておきたいところなんですけれども、結局条例を制定しないと意味をなさないんですよ。結局空き家問題というのは、空き家が増えることが問題じゃないんですね。これ、増えるのは間違いありませんので。それがそのまま放置されて、活用もされない、対応もしない、ここが問題なんです。市長は、就任されたとき言われました。安心・安全なまちづくり。そしたら、安心・安全なまちづくりというのは、どういう根拠性を持って言われているのか。空き家問題で行かれたときに、担当の方が一番苦慮されるのは、多分、何の法的根拠があって私の家屋に来ているのかと。その法的根拠の整備をするのが、我々行政体の責任であるし、安心・安全なまちづくりの根幹となす条例づくりというのは、どの市よりも早く手をつけて行っていないといけない、この姿勢に市長がな

っていただかないと、これから安心・安全なまちづくりの補完はできません。そのあたりはしっかりと明記していただきたいと思います。

それとあと、これは担当所管のほうに申し上げたいんですけども、組織構造的に、先ほど各課連携してというご答弁がありました。でも、空き家問題というのは、いろいろなものが複合しております。問題が提示されましたら、そこにおられる地域の方の関係性、行政の対応、かかわる団体、そして関係機関、民間も入ります。こういう複合した取り組みをやっていかないといけない中で、まず、条例が制定されてないんじゃあ大きな問題です。このご認識に立っていただきたい。それと、所管が一所管で対応できる課題ではありません。ですので、よかったですら、私のほうからご提案申し上げたいのは、連絡協議会の設置をお願いしたい。この市の庁内においてはですね。このことを求めたいと思いますが、答弁のほうお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 空き家対策に関しましては、適正管理と利活用の2つの側面という部分があると思いますので、その2つの対応が必要であるということに思っております。今、議員言われましたように、そうなりますと、庁内の関係課というのも非常に多くなってくるかと思っております。人口減少対策、都市計画、防災・防犯、環境衛生、景観地域活性化とかですね、さまざまな部分の連携が必要になるかと思っておりますので、今、議員ご指摘のとおりですね、横断的な体制といいますか、そういうものをつくってこることが必要になってくるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番堺剛議員。

○1番（堺 剛議員） そのあたりは、部長、大変恐縮なんですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。というのは、一所管だけだと、本当無理があります。業務上差し支えるある体制づくりはきちっとしていただきたい。

市長、空き家条例という条例化は必要だというご認識でよろしいんですかね。それとも、制定でなくて、必要なか、必要ではないのか、このあたりご答弁いただけませんか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 先ほど回答させていただきましたように、平成28年度に実態調査をするということで、いろいろなことが明らかになってくると思いますので、それをしっかり分析する中で、いろいろなことは考えていきたいと思っておりますが、やはりいろいろな地域、地域、かなりのところで大きな問題だというふうに考えておりますので、次年度、しっかり取り組んでいくということは表明させていただきます。

○議長（橋本 健議員） 1番堺剛議員。

○1番（堺 剛議員） ありがとうございます。現職、現市長におかれましては、条例化に向けて努力はするけれども条例化していくというお約束は今、とれない。これ、非常に残念なことでございます。前市長におかれましては、前、我が公明党市議団のほうの議員のほうから一般

質問を申し上げたときに、特別措置法が成立しましたことからこの法律に沿った対応をしていきたいと、このように思っておりますとご答弁をいただいております。前市長は、やると言われました。現市長は、まだ検討と言われております。ここが、スピード化のある対応ではないと私は認識いたします。安心・安全なまちづくりというのは、言葉だけじゃあ無理です。法整備をして、予算づくりをして、体制づくりをしてやっていく、この責任が我々にはある。このことをですね、強く申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1番堺剛議員の一般質問は終わりました。

次に、15番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔15番 藤井雅之議員 登壇〕

○15番（藤井雅之議員） 議長から発言の許可をいただきましたので、通告書に記載しております3項目について質問させていただきます。

まず、国民健康保険税について、3点伺わせていただきます。

今議会に提案されております議案第71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の中で、国民健康保険税の後期高齢者支援金と介護納付金部分の税率の変更、引き上げる内容が盛り込まれています。来年度から適用されるとして、課税額は太宰府市の国保加入世帯の構成状況や今年の所得状況による部分もあり、機械的に言えない部分もありますが、筑紫地区の中で一番高い国民健康保険税がさらに引き上げられることとなります。

今議会では、国保会計にこれまで再三にわたって求めてきた一般会計からの法定外繰り入れが5億円実施され、累積する赤字部分の縮小について対応されたことは評価いたしますが、一方で見れば、赤字部分の解消のために税率の改定を実施するのことも見えてまいります。今回の税率改定が、今後進む広域化に向けての保険税への影響がないのか伺います。

同時に、国民健康保険税の納期について、現在、8期の対応で個別に相談された方には納期の緩和措置をとられていますが、保険税が引き上げになることの影響を考えれば、現在の8期から納期の緩和を行って1期当たりの国民健康保険税の負担を軽くするように措置をとるべきと思いますが、見解を求めます。

次に、広域化について伺います。

国保の運営主体を県単位に変更する広域化の実施が、平成30年に迫っています。10月28日に行われた福岡県議会の決算特別委員会でも、福岡県医療保健課長は、日本共産党の高瀬県議への答弁で、「市町村国保においては高齢者の割合が高く、それによって医療水準も高くなる一方で、無職者の割合が高く、所得水準が低いために保険料収入が得にくい構造となっている」と述べています。そういった状況において、小川知事も、財政運営を広域化したり、運営主体を県に変えただけでは解決しないと発言されています。

全国知事会においては、高過ぎる国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げのために1兆円の国庫負担を求めています。広域化において、今現在の保険税の影響がどのようになるの

か、現状の認識を伺います。

3点目に、かかりつけ薬局の取り組みについて伺います。

医療費適正化の一つとして、かかりつけ医と同時にかかりつけ薬局の取り組みが推奨されています。現在では、病院で診療を受けて処方箋を受け取り、院外薬局で薬をもらうということが多いと思います。病院で発行される処方箋は、どこの院外薬局に持って行ってもいいということになっていますが、実際は処方箋をもらった病院の近くにある薬局で薬をもらっておられる方が多いのが現状だと思います。私も経験したことですが、整形外科を受診し、処方箋が発行されました。時間がなかったので、病院近くの薬局には行かずに、その日の夕方、自宅近くの薬局に処方箋を持っていきましたが、扱っていない薬だと言われ、もう1件行った別の薬局でも同じ対応でした。処方箋を発行してもらった病院の近くの薬局に行かれたほうが良いと思いますと言われ、翌日もらいに行きました。内科、外科、眼科などかかりつけ医を決めることは容易にできますが、かかりつけ薬局を決めるということは、現状の仕組みの中では難しい部分もあると思いますが、かかりつけ薬局の取り組みについての対応策を伺います。

2点目に、環境行政について伺います。

家庭から出る使用済みのペットボトルのごみ処理については、これまで春日大野城衛生施設組合に委託されていましたが、今年度から内山にある株式会社宮崎太宰府リサイクルセンターに変更になりました。今回の変更で、これまでと大きな違いは、各家庭から出るペットボトルや白色トレイについて再資源化の材料として買い取ってもらうということになったことだと思います。本年8月19日に環境厚生常任委員会の所管施設調査で、実施に内山にあるリサイクルセンターに伺いました。施設を視察させていただき、関係者の方からもお話を伺いましたが、ペットボトルだけでなく、古紙や空き缶などの施設も稼働しており、大規模なしっかりとした会社であるということの印象を持ちました。これまで委託費を払って処理する形から買い取ってもらう形に変更になったということ言えば、家庭用ペットボトル、白色トレイの袋代については引き下げをできる余地があるのではないかと考えます。この間、消費税の増税や各種公共料金などの引き上げで家計の負担が増している状況において、現在、1枚30円、店頭での販売価格は10枚で消費税を含んで324円という状況ですが、負担軽減が検討できる場所は、積極的に進めていくべきだと考えます。袋代の引き下げについての見解を伺います。

次に、博多港へのクルーズ船の寄港について伺います。

11月21日付の西日本新聞において、2016年の博多港への外国クルーズ船の寄港回数が前年比の1.6倍、約400回と、過去最高を大幅に更新する見通しであるということが報じられています。要因として、発着地の中国でのクルーズ旅行の需要が拡大していること、客船の新規参入も相次いでいること、地理的に近く、買い物を楽しめる福岡の人気の高まっていることが言われています。

博多港への外国クルーズ船寄港急増を受けて、福岡市では、クルーズ船の受け入れやクルーズ客の観光に関する協議会を立ち上げ、今後も寄港回数は増加すると見込んでいられると

いるのが状況であります。

今年、2015年の博多港へのクルーズ船の寄港は250回ですが、現在の観光地の一つに太宰府天満宮などの太宰府市も含まれています。大型バスで来られる外国人観光客の増加によって、比較的渋滞が少ないと言われる九州国立博物館の休館日にも、早い時間では朝8時台から既に渋滞が発生している光景も多く見られました。

来年は、クルーズ船の寄港回数の増加に加えて、九州国立博物館での特別展の開催や太宰府天満宮への参拝など、今年以上に渋滞の慢性化で市民生活への提供も大きくなることが懸念されます。九州国立博物館の特別展の開催などは、市民の方にも情報提供がされていますが、博多港へのクルーズ船の寄港の情報は、今現在、知るすべも限られているのが現状です。外国人観光客の増加は、国家戦略の一環でもあり、観光地である太宰府市にとっても、今のような状況が続くことは容易に想像できますが、市民への情報提供として、まず、博多港へのクルーズ船寄港情報を知らせる手段を市としても検討するべきだと思います。市政だよりやホームページはもとより、ケーブルテレビなども活用して、情報を市民に提供し、渋滞に巻き込まれないなど日常生活への支障を来さないようにすべきだと考えますが、見解を求めます。

再質問は、発言席で行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 1件目の国民健康保険税及び事業についてご回答申し上げます。

国民健康保険税につきましては、国民健康保険制度の根幹をなすもので、被保険者の皆様にご負担いただく保険税が基本財産であると認識をしている次第でございます。

本市の国民健康保険事業特別会計は、平成26年度決算におきまして約10億5,600万円の累積赤字を抱えておりますが、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例とあわせまして、国保特別会計へ5億円の法定外繰り入れの補正予算を本議会に提案させていただいている次第であります。

被保険者の皆様方には、保険税の改定によりご負担をおかけいたしますが、市としましては、責任を持って赤字の解消に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも公平かつ適正な賦課、収納に努め、平成30年度からの県との共同運営に向け、太宰府市国民健康保険事業の健全な運営に責任を持って努めてまいります所存でございます。

詳細につきましては、担当部長より回答させます。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 詳細につきまして私からご回答を申し上げます。

まず、1項目目の国民健康保険税についてでございますけれども、平成20年度の後期高齢者医療制度の開始に伴います税率改正以来、これまで税率の改正を行っておりません。しかしながら、医療費も増加しておりますけれども、各医療保険の中で徴収をされております、いわゆる現役世代が負担する後期高齢者支援金や介護納付金の負担金の増加が国保財政を圧迫してい



る状況が継続しておりまして、今年度開催しました太宰府市国民健康保険運営協議会への諮問、答申をいただきまして、医療分については据え置き、後期高齢者支援金分と介護納付金につきましては、後期高齢者医療保険及び介護保険本体に支払う負担金でございまして、医療保険者が負担金額を抑制できるものではございませんことから、本12月議会に税率改正を提案させていただきます。

国保会計の単年度収支の赤字を解消するためには、今回の約2倍の改定率でなければ赤字は解消できないと試算しておりますけれども、国民健康保険運営協議会におきまして、被保険者の皆様の負担が大き過ぎるとのご意見もあり、今回の改定税率の答申をいただいております。

なお、ご質問の今回の税率改定の広域化に向けての保険税への影響ですが、平成30年度から都道府県が市町村ごとに示す納付金及び標準保険税率等の詳細はまだ決定されておられませんけれども、各市町村の国保被保険者の年齢構成の差異を調整した医療費水準及び所得水準をもとに決定される予定となっておりますので、今回の保険税率の改定は広域化に向けまして保険税への影響は直接にはないものというふうに考えております。

また、現在、6月から1月までの8期の国保税の納期の緩和につきましては、支払い回数の増によりまして1回の支払い額が軽減でき、納付向上につながるものと考えておりまして、現在、検討を行っているところでございます。

次に、2項目めの広域化への対応についてですが、平成30年度から国民健康保険事業が都道府県と市町村の共同運営となりまして、特に財政運営の責任主体が都道府県に移行されることとなっております。それにあわせまして、国から追加の財政支援が行われる予定となっておりますけれども、国保は構造的な問題があることから、本市といたしましても、市長会等を通じて国に財政措置の拡充及び制度運営の改善の要望を行っております。

なお、平成30年度からの制度の詳細につきましては、現在、国と地方の協議の場でありまして国保基盤強化協議会等におきまして議論されておりますけれども、今後、詳細が決まりましたら、遺漏のないように対応したいと考えております。

次に、3項目めのかかりつけ薬局の取り組みについてですが、議員がご指摘のとおり、現状は全ての調剤薬局があらゆる処方箋に対応できる状況ではございません。国の規制改革会議第3次答申におきまして、医療機関の周りにある、いわゆる門前薬局の現状と、今後の地域包括ケアの一員としてのかかりつけ薬局について指摘がありまして、規制改革実施計画において、かかりつけ薬局の要件の明確化など、平成27年度に検討し、結論を出すようになっております。かかりつけ薬局は、患者様の服薬状況を一元的に管理することで重複投薬や薬の飲み残しを防ぎ、患者の安全性の確保や医療費の適正化につながるものでありますので、今後の動向を注視しながら、薬剤師会、医師会、歯科医師会と協力して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 再質問ですけれども、いろいろ(1)(2)(3)と、あるいは(1)(2)包括するような形の内容になるかもしれませんが、その辺はご了承いただきたいと思います。その上で、まず、国保に関しての基本的な認識をお伺いしたいんですけれども、医療費の水準におきまして、病院の受診の際には、初期の症状の段階で受診をしたほうが、国保の医療の給付費ですね、その部分は安く上がるというふうに私は認識を持っておりますけれども、その認識は間違いないでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 早期発見、早期治療というのが病気の根本でございますので、議員がおっしゃるようなことはそうだと思いますけれども、まずは予防ですね、健診等が第一だというふうに私は考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） その点で、私がちょっと疑問にといいますか、今、冒頭に再質問で伺わせていただいたのが、今回の12月の広報ですね、国保の事業の決算というのが載っておりますけれども、その中で下のほうに被保険者（市民）の皆さんへのお願いというこのピンクの四角がありました。そして、具体的に取組んでいただきたいことということで、6点上がっていますね。「①特定健診は、病気の早期発見・早期治療のために毎年受けましょう。②腰痛や風邪など少し気をつければ防げる病気やけがから身を守りましょう。③歯磨きなどにより歯を大切にしましょう。④持病がある人は、かかりつけ医師による健康管理をしっかり受けましょう。⑤ジェネリック医薬品への切り替えを医師、薬剤師に相談しましょう。⑥食事、運動、飲酒、喫煙など、日ごろの生活習慣を見直してみましょう。」、これに、私はどきっとしましたけれども、この6点書いてありますけれども、早期に受診することで、早期の受診を呼びかける文言というのは一切含まれてないですよ。この文言ぱつと見ると、最初の上のほうには増大する医療費や介護費用は、将来的な保険税の値上げや自己負担の拡大という形で被保険者皆さん一人一人の負担を増すおそれがありますというようなこととかですね、何かここに書いてある文言を見ると、もう病院に行かないでください、保険使わないでくださいというような、そういうような形にも、私が読んだらそういうふうにとれてしまうんですけれども、そういう認識ではない上で、この文章といいますか、国保事業の決算というのは広報に今回載せられているわけですね。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 見解の相違でございまして、私は決してそういうふうには思っておりませんし、健康保険は皆保険制度というのが、これがもう大前提にございますので、どれぐらいで病院に行くかというのは確かにございますけれども、ぐあいが悪ければ病院に行っただくというのは、それは当然、当たり前のことだというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） わかりました。その上で質問の詳細の部分ですけれども、まず、納期について伺わせていただきます。先ほど部長の納期についても緩和は検討するというのを答弁いただきましたけれども、過去、納期の緩和の質問をさせていただいたときには、いろいろ行政の内部のシステムの変更の予算の問題だったりとか、いろいろ今の6月からの8期の納期のほうが行政の都合といいますか、収納の関係の事務上のほうは都合がいいということで、納期の緩和はその当時は考えていないというような答弁が、何回かこの国保の問題取り上げたときに伺っておるところが、少し検討という部分では前進しているのかなとも思いますけれども、その納期の緩和、具体的な部分に向けて、予算措置等も含めて進展が今、しているというふうに認識してよろしいでしょうか。税のところも、中島部長が所管されておられますので、その辺は内部で進めておられるのかなというふうに私は理解するんですけれども、現状、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 国保税を賦課しておりますのも、国保年金課でございます。私の所管でございますけれども、今回、改定といたしましても、実質的に値上げでございます。それで、モデル世帯を検討しておるんですけれども、その場合、8期であればですね、年額でありますけれども、金額が当然上がることとなりますので、現状の8期のままでは、1回にお支払いしていただく金額が高いということを考えまして、1回でも増やしたいということで検討して、それに伴うシステム改修費も、検討しておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） その検討というのがですね、実現に向ける、今、当然役所も新年度の予算編成に向けて、いろいろ動きがあるということは理解しておりますけれども、そういった予算措置が行われることが、見込みとしてどうなっているのか、そこら辺もう少しご答弁いただきたいんですけれども、答えられますか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 今現在が新年度予算の策定中でございますので、期数を上げる方向で予算要求をしているということで、最終的には、これは議会の承認になりますので。それと、期数の増につきましても、これはもう、国民健康保険税条例のですね、条例の改正になりますので、3月議会に上げられるようにということで、今、準備を進めておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 念のため財政当局、総務部長あるいは副市長、今の関連の部分の対応について適正にしていきたいと思いますと思いますが、ご答弁をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今回のこの国保税の改定、これにつきましては、非常に私どもも関心を持って見ているところでございまして、これに伴います改定ですね、納期を増やす、そういっ

たことについては、必要であれば当然対応していくことになろうかというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） それと、保険税の関連ですけれども、まず、1点伺いたいののが、平成26年において国保のほうに特別調整交付金ですね、経営努力支援分という交付額、これが出ていると思うんですけれども、まず、出ていることが間違いないかどうかお答えください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） この特別調整交付金ですけれども、特別調整交付金も幾つかありまして、その他特別事情分ということで、議員がおっしゃいましたように、国保被保険者としての経営努力をですね、県が認めていただいている分があります。平成26年度におきましては、特別調整交付金（特々調）といいますけれども、4,100万円交付されております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） その4,100万円の使い道といいますかね、どういうふうに使われたのか。例えば、基金に積み上げられた形跡もないですし、通常どおり国保会計に入れられて使われたのかですね、どういうふう処理をされているのか。おおよそで結構です。細かくこれに使いました、これに使いましたという答弁は求めません。どういうふうに、国保会計に入れて、基金に積み上げられてないことはわかります。ですから、国保会計に入れて適正にといいますか、いろいろな事業の中で使っていったというふうな形の答弁でも結構でございますので、どういうふうに使われましたか、この4,100万円は。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） この国民健康保険事業には、国、県からの補助金といいますか、調整交付金等も入っております。その中の一つとして、特別調整交付金がございます、この特々調につきましても、国保事業特別会計のほうに歳入として入れまして、国保事業の運営のために使っているということで、医療費に対応しているというふうに理解していただいております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） この特別調整交付金というのは、毎年出るものではないということは理解しております。いろいろ経営努力の部分で認められて、私の手元にも持っていますけれども、平成26年度は福岡県下20自治体でありまして、太宰府市の推薦順位が17位ということで、4,100万円ですね、入ってきているわけですけれども、今後も、こういった調整交付金が出た場合の対応といいますか、この調整交付金の使途のルール化というか、国保会計の中で、例えば基金に入れる、あるいは何か使い方を定めるというような、そういったルール化というのは必要ないのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 特にこの調整交付金が、どういうものに使いなさいということとはご

ございませんで、現実問題として、今、毎年、赤字が出ている状況の中で、議員が一つおっしゃいますような、その基金の積み立てというのは、できる状況ではないというふうに考えておまして、医療費の支払いにまず充てるというようなことが先決だというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 一応今回法定外で5億円補正予算で入れられたという部分と、その財政の部分ですけれども、ということは、念のため確認しておきますけれども、今回のこの法定外というのは、あくまでも今回限りということじゃなくて、もうこれを今後は継続をして、国保会計の新年度の予算とか組み立てていくお考えなのか。それとも、今までどおり繰上充用という形で、後で専決処分の承認を求めておられる形なのか。とりあえず今回5億円を法定外で入れましたというような認識なのか。そこら辺の基本的なところをまず、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 先ほどこの法定外繰り入れにつきましては、なぜ今回行ったかということでございますけれども、平成30年度からこの国保事業が県単位の広域化されるということが法律上ははっきりしましたことから、平成30年度に向かって、これまでの累積赤字をですね、どうするかというふうに考えたときに、今年度につきましては5億円ということで、一般会計のほうにお願いをしたというところでございます。

今後につきましても、平成30年度に向かって、この累積赤字につきましては、解消に努めていかなければいけないというふうに考えておりますので、財政当局のほうとですね、折衝していきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 11月24日ですけれども、監査委員の研修で福岡県のほうに行かせていただく機会がありました。福岡県下の各自治体や事務組合の監査委員が集まった研修でありましたけれども、その中で、福岡県の市町村支援課からの講演といたしますか、中で地方財政の課題についてということで話を聞く機会がありましたけれども、その中に地方財政の健全化ということで、年度を超えた基金の繰りかえ運用、要はこれ、繰上充用のことなんですけれども、繰上充用のことについて、実質的に一般会計に資金不足が生じている状況において、十分な説明責任が果たされないため、実態に即した財務状況が開示され、住民や議会と客観的なチェックができるよう、決算書等への記載を促す措置をとるべきだ、詳細な実施状況については、総務省においても把握し、必要に応じてきめ細やかな助言を実施すべきというような、繰上充用については、決して国保の繰上充用、毎年行っているというような、そういう自治体、太宰府とは名指しはされませんでしたけれども、見受けられて、それは決して好ましいことではないというような県のほうからの話も受けました。そういったことを考えると、確かに県の補助金を減らしてきているような動向とか、国の国保への補助金が減らされているというようなことは、ちょっと横に置いたとしても、県のほうも、やはりこの繰上充用での対応というの

は、好ましいことではないというふうな判断をしているというような資料があります。資料と  
いうか、話も聞きましたけれども、そうすると、やはり今後、保険税の今回引き上げが提案さ  
れていますけれども、やはり一定のそういった繰上充用ではなくてもう法定外の繰り入れとい  
うのをきちんと制度化、ルール化をしていく必要があるのではないかなと思いますけれども、  
その点についてのご認識、再度お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 新しく平成30年度になりましたら、県のほうで財政安定会基金とい  
うものを設けられるようになっております。国保財産の中で不足した分はですね、そこから借  
りてもいいですよ。ただし、それはあくまで借り入れですんで、お返しするという形になり  
ますけれども、その中で、その法定外繰り入れとかですね、繰上充用については特に言及がさ  
れてないというふうに認識しております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） その部分は、後でちょっとこの資料、お渡ししますので、もう一度検  
討をしていただきたいと思います。

それと、壇上でも述べましたけれども、国保の広域化において、国が3,400億円の公費を投  
入するというような、知事会は1兆円といたしましたけれども、3,400億円という形で実際、今  
年度より低所得者数に応じて1,700億円の予算措置がされておられますけれども、これにつ  
いては、太宰府市ではどういうふうな対応をされたんでしょうか。私の認識では、1人当たり年  
額5,000円程度の保険税の軽減に活用ができる財源であるというふうに、県のそういった部分  
の認識も持っているんですけれども、その辺はどういうふうに認識されていますか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） まず、平成27年度、本年度からですね、国の財政支援というこ  
とで、まず1,700億円、それから、平成30年度からは、さらに1,700億円、計の3,400億円が国保  
のほうに投入されるというふうになっております。議員がおっしゃいます今年度の1,700億円  
につきましては、予定はされておりますけれども、この財政支援につきましては、低所得者  
の数に応じて市町村に交付されるものとなっております。本市への具体的な配分額につ  
いては、まだ決定されておられません。本市の国保の赤字の少しでも削減に効果があるというふう  
に期待をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 赤字の削減にということは、あくまでも赤字の削減のために使われる  
ということで、低所得者の保険税の引き下げには現在使う考えはないということですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） この1,700億円につきましては、市町村の判断で使っていいという  
ふうに認識しておりますので、低所得者の方につきましては、7割、5割、2割軽減というの

がございますので、確実にその辺は実施しております。それ以上に国保財政が逼迫しておるといことからですね、この1,700億円をその低所得者の方に向けてだけに使用するということは考えておりません。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） それで、そういうことですがけれども、現状の保険税の状況ですがけれども、これは、おとこの委員会でも聞きましたけれども、再度本会議でもお聞きします。壇上でも述べました筑紫地区でも一番高いということですがけれども、筑紫地区の中で、一番安い大野城市と、現在の太宰府市との差がどれくらいあって、仮に議案のほうで第71号との提案されている部分もあわせて、議案第71号で提案されている改定後の数字と、それと現状の部分、一番安い大野城市とどのくらい開きがあるのかというのを本会議場で再度お示してください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 大野城市さんとの比較ということでございますけれども、3つの後期高齢者支援金と介護納付金と医療分というのがありまして、それぞれその世帯の構成によりまして、保険税が変わってくるものですから、あくまでモデルケースとして所得200万円の4人家族で、ご夫婦が40歳以上で介護納付金がかかる場合ということで申し上げますと、大野城市さんが29万2,100円、改定後の本市の保険税が34万800円、4万8,700円、これは年額でございますけれども、それだけの開きが出るということでございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ですので、やはりそれだけ開きがある中で、先ほど言いましたけれども、国からの1,700億円の部分が本来来たときに赤字の解消に使うということが正しい使い方なのかですね。はっきり言えば、軽減措置が適用されているというその部分は漏れなくされていると私も思います。ただ、低所得者の方に、軽減措置をとることと、仮に1,700億円で1人当たり、国のモデルでは5,000円引き下げの対応の交付金だというような話があります。軽減を適用するのと5,000円仮に引き下げれるのと、どちらがより一層所得の低い方に負担が軽くできるのかという、そういう視点で検証はされているのでしょうか。軽減のほうが、より負担が軽くなるということでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 先ほど言いましたように、所得が低い方につきましては、7割、5割、2割軽減がありますと言いました。それ以上に低所得者の1人5,000円ということでおっしゃいましたけれども、その分については、全体の医療費っていいですか、全体の国保事業会計の中で1,700億円が入るということで、保険税の伸びの抑制、もっと上げなくてはいけないものを1,700億円があることによって一定の水準まで抑えることができるというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） そうですね。その部分ですがけれども、これももうちょっと残り20分近

くになってきましたので、まだちょっとあれですけども、念のためにこれは確認させていただきませうけれども、では、じゃあ国保の税の部分の引き上げは、広域化に向けていく中では、当初の運営協議会の答申の中では、もう少し高いところだったけれども、ここにとどめたというような先ほどの答弁もあったと思いますけれども、場合によっては再度の引き上げというのが行われる可能性がまだ残っているということですか。それとも、もうこの改定で、あとは広域化に向けてさまざまな取り組みをしていく中で、税の改定は今回限りだというふうな認識でいいんでしょうか。どちらでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 今回の改定につきましては、議員がおっしゃるように、1,700億円の国の財政措置が入るということもございまして、平成27年度の決算状況を見ながら、平成28年度以降については検討していきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） はい。ちょっと後の質問との兼ね合いもありますので、ちょっとかかりつけ薬局の先ほどいただいた答弁については、再度議事録を確認させていただいて、また別の機会にですね、議論をさせていただきたいというふうに思いますが、いずれにしても、今回の保険税の改定が、所得の低い方にとっての負担にならないような対応、とりわけ保険税の引き上げに伴う納期の部分の緩和については、絶対最低限のところとして、行っていただきたいということを要望いたしまして、1項目めの国保の質問、終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） ここで14時35分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時35分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2件目の回答をお願いいたします。

地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 次に、2件目の環境行政についてご回答申し上げます。

ペットボトルと白色トレイの再資源化処理につきましては、容器包装リサイクル法が完全施行されました平成12年度から指定ごみ袋による分別回収を始めました。当時、太宰府市は、ペットボトルと白色トレイの中間処理を行う施設や設備を有しておりませんでしたので、春日大野城衛生施設組合に再資源化のための中間処理を委託する形でペットボトルと白色トレイの減量化と再資源化を推進してまいりました。

しかし、本市が組合構成団体ではない春日大野城衛生施設組合に長期間処理を委託し続けることは困難な状況であったことや、中間処理に係る委託料の削減が課題となっておりましたため、委託以外の処理方法を検討しておりました。そうしましたところ、市内内山区にございます株式会社社宮崎太宰府リサイクルセンターにおきまして、従来ごみとして中間処理が必要だっ



たペットボトル、白色トレーを有価物として引き渡し、しかも国内でリサイクルできるルートを確認することができました。このことから、平成27年4月から春日大野城衛生施設組合での再資源化処理委託を廃止しまして、プラスチック製容器包装とあわせてペットボトル、白色トレーについても、独自処理を行うよう見直しを行ったところでございます。

お尋ねのペットボトル、白色トレーの指定袋の料金につきましては、処理ルートの見直しに伴い、中間処理に要していた委託料を削減することができましたことから、現在、指定袋の料金見直しについて検討を行っているところでございます。

具体的な料金設定や時期につきましても、あわせて検討中でございますが、ごみ処理手数料の改定につきましては、市民生活に直結するものでございますので、十分な周知期間をとる必要があることから、市民の皆様及び事業者の皆様に混乱が生じないよう、慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今のご答弁なんですけれども、検討はしていると。それと、周知期間の関係で最後、慎重に進めてまいりますということになると、まず、袋代が下がるという方向で検討されているというふうに理解していいのか、それとも、下げれるかどうか含めて、前段階の検討という形なのか、まず、その点をお聞きしたいと思います。それによっては、この質問を早く終わるか長くお話しするかによりますので、次の答弁、大変重要ですので、その辺、もう少しはっきりとお願いします。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 下げる方向で検討しております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） その方向がわかりましたけれども、となると、周知期間という、今検討しておられますので、大体、来年の4月というのは、まず、周知期間とか、まだ検討段階ですから難しいのかなというふうには思いますけれども、少なくとも早ければ来年度中、あるいは国の動向がわかりませんが、少なくとも消費税が10%に引き上がる時などにはですね、一定の形で検討を出すべきじゃないかなというふうに思いますけれども、大体時期というのは、周知期間含めてどれぐらいの目途を持って今、検討されているか。そこまでお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 現在、検討中ということでございますが、条例改正が必要になってまいりますので、それも含めて現在、検討しておりますところでございますが、周知期間としては、半年ほどは必要ではないかということで、こちらのほうとしては考えております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） わかりました。答弁において、一定その方向性だけはですね、示され

たことを、今日のところはよしとしまして、早期に結果を報告していただきたいということを要望して、この項目の質問は終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 3件目の博多港へ寄港するクルーズ船に関しましてご回答いたします。

博多港へのクルーズ船寄港数は、平成25年度は38回、平成26年度は115回、平成27年度は約260回を予定しておりまして、さらに平成28年度には約400回と過去最多を大幅に更新する見通しとなっておりますのでございます。

こうしたクルーズ船寄港の急増に伴いまして、福岡県内におきましては、1度に数千人単位の観光客を運ぶ観光バスによります交通渋滞の発生や、観光バスの不足による修学旅行の日程変更など、諸問題も発生しております。

本市におきましても、多くのクルーズ船観光客により、太宰府天満宮や参道がにぎわいを見せます一方で、観光バスが同一の時刻に集中した際には、駐車場入庫待ちによります交通渋滞が発生する状況もございます。

本市では、現在、観光目的の移動の円滑化、交通渋滞の緩和、公共交通機関利用の促進などを目的といたしまして、太宰府市観光交通ガイドというインターネットサイトを市のホームページに設置しているところでございます。

太宰府市観光交通ガイドは、年間を通じまして太宰府天満宮第1、第2駐車場周辺や市役所前など、市内7カ所に設置しておりますライブカメラによるリアルタイムの道路状況でございますとか、九州国立博物館駐車場の満車、空車情報、これにつきまして配信するもので、この情報はスマートフォンや携帯電話でも、常時、閲覧可能としております。

また、年末年始につきましては、サイトの名称を太宰府市年末年始交通ガイドと改めまして、市内の主要な駐車場の満車、空車情報を追加して配信し、市民の皆様、また、本市を訪れていただく観光客の皆様へ情報提供を行っております。

このようなことから、市民の皆様に対しましても、このような情報を活用していただいて、円滑に移動していただけるよう、広報などを通じて周知に努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今、ご答弁ありましたけれども、スマートフォンやインターネットというようなことでしたけれども、それが使う手段として持っておられない方、あるいはそういったところへの対応策というのもですね、何らか形が必要だと思うんですよ。要は駐車場の空き情報とかじゃあなくて、渋滞が発生するかもしれないから巻き込まれないように早く家を出るんですとか、あるいはまほろば号の定時運行が難しくなって外出等のスケジュールが狂うと

か、そういったところの部分、市民生活という部分で私はその辺のところをお聞きしたつもりですけども、やはり今回も中国の大型の連休があって、ああいった形で日本に観光客の方が来られるというようなこともありましたけれども、中国のそういう大型連休がある時期というのは、なかなか私たちもテレビ等で報道されて初めて、ああ、今がその時期なんだというようなことを知ることになると思います。ですので、やはり、その点で広報などを活用して、400回クルーズ船が寄港するということは、もうほぼ毎日来るというふうに私は来年は理解しておりますけれども、そうなってくると、やはり太宰府での市民生活への影響の部分を考えて、私たちもどう行動するかというのを、そういった部分の情報提供が必要になってくるんじゃないかなというふうに思いますけれども、再度答弁をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） まず、自動車で移動していただく方、これにつきましては、このサイトを利用させていただきますと、このサイトの中には、背景図にはグーグルマップ、このあたりも使っております、おおむねの道路交通状況を現段階で把握できるというところがございます。これは、平日、週末を問わず、24時間可能でございますので、まず、その利用方法を周知をしてみたいというふうなところでございます。

また、パンフレットなど、また国立博物館のホームページあたりでも周知をしておりますので、そういった形でやってみたいというふうに考えております。

それと、クルーズ船の日常の動きでございますけれども、議員ご指摘のとおり、恐らく来年度はまた、今のところ3月までの予定で博多港のホームページ、このあたりには公表されておるところでございます。ですから、まず、インターネット環境をお持ちの方につきましては、福岡市さんとも協議をいたしまして、例えばこのサイトにリンクを張るなどの協議もしてみたいというふうなことでございます。

あと、日々の動きでございますけれども、ほかの手段を持たれない方につきましては、やはり月1回の広報の中になるのかなあというふうには考えております。このあたりについては、中国船以外でございますと年末年始というふうなことでございますので、時間帯、このあたりの時間についてはご注意くださいとかですね、リアルな情報については、非常に媒体を使うところについては難しい面もございますので、何らかの工夫はしてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 念のため確認しておきますけれども、先ほど壇上で述べました11月21日付の西日本新聞のあの記事が出てからですね、今回のこの件に関して、福岡市なりに太宰府市として何か対応とか協議とか申し入れ等されましたか。まず、この来年の400回の寄港に関することに関しての、その後とられた対応策等何かあればお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 11月末に福岡市の呼びかけで旅行代理店、観光施設、バス事業者、行政等で構成をします博多港クルーズ船受け入れ関係者協議会というのが設立されました。これに至ります経過の中で、私自身、担当課長も伴いまして、福岡市のクルーズ課に出向きまして、太宰府市の実情を伝え、こういう機会については、ぜひ参画させていただきたい。現在、議論されておりますことは、船からおりた後の旅行会社を中心としたバスの動きがそれぞれまちまちであると。ですから、渋滞が発生しないように分散化をしていこうじゃないかというふうな議論がこれから始まるとういうふうなところでございます。これは、福岡市内も共通でございまして、そういった課題から取り組むというところで、これまで動きをしてまいりました。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 実情は理解いたしました。それで、もう来年、これだけ来るということがはっきりとわかっているわけですから、今日いろいろお話もさせていただいたことも含めてですね、太宰府の市民生活にそういった影響が出ないような対応策をきちんと今から万全の態勢でとっていただきたいということを要望しまして、質問終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、14番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

[14番 長谷川公成議員 登壇]

○14番（長谷川公成議員） 質問に入る前に、交通事故が起こるたびに一般質問等で取り上げ、要望しておりました星ヶ丘保育園横交差点の全方向によりやく定周期式信号機が設置されたことを報告し、また、執行部、特に建設課の皆様にご心から感謝を述べさせていただきます。ありがとうございました。今後、交通死亡事故が起こることがないように、心から祈り、願うものです。また、地域住民として見守り活動を積極的に行っていく所存でございます。

それでは、議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件についてお伺いいたします。

まずは、高齢者が安全・安心に外出できる地域道路、側溝整備についてお伺いいたします。

私が、平成19年、初当選させていただき、一般質問等で再三、側溝整備について質問をさせていただいておりました。質問後、予算をつけていただき、道路整備とともに改善した側溝の箇所が何カ所もあることについては、ご尽力していただいたことは非常に感謝し、評価しているところです。

しかし、豪雨災害に遭いやすい道路整備や側溝整備は積極的に行っていただいておりますが、高雄団地、梅香苑団地、梅ヶ丘団地等の40年経過した団地内では、いまだに未整備な箇所が多数見受けられ、歩行中に落ちてけがをした話や運転中の脱輪、また高齢者の方の車の乗りおりの不便さ等のお話を伺うことがあり、そのたびに本当に申しわけないと思う気持ちで胸が

いっぱいになりました。話を伺うだけで、このような気持ちになるわけですから、こういうことが起きている当事者の方々は、どんな気持ちだったんだろうかと考えます。

このような住民生活における不快、不便さの解消は、市政を考えていく者において早期に取り組むべき事項だと考えます。

そこで、40年もという長きにわたり、いまだに進もうとしていない団地内の側溝整備に関して、どのようなお考えなのか、市の見解を伺います。

2項目めに、市として年間の整備計画を立ててあるのか。過去にどのような整備計画があったのか、なかったのか。また、高齢化社会の波はどんどん押し寄せてきております。早急な対応が必要だと考えますが、今後の見解についてもお伺いいたします。

2件目に、今年6月議会に地域包括支援センター跡地2階の活用計画について質問いたしましたが、そのときのご答弁は未定ということでした。

しかし、今議会で、この地域包括支援センター跡地2階の活用法として、体育複合施設の一体化としてトレーニングルームが設置されるとの案が上がっております。この数カ月で十分検討はなされ、この活用法になったと思いますが、先日の環境厚生常任委員会で修正案が提出され、可決されたとおり、この計画案には多少疑問がありました。

まずは、どのような経緯でこのような活用法になったのか、伺います。

2項目めは、この地域包括支援センター跡地2階の活用法として、数年前に市の補助を打ち切られ、楽器置き場や練習場所に苦慮している市民吹奏楽団の拠点として使用できないのか。ぜひとも検討していただきたいと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

答弁は件名ごとに、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 1件目の高齢者が安全・安心外出できる地域道路、側溝整備についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの40年経過した団地内の側溝整備についてでございますけれども、40年前と考えると、昭和50年、1975年以前の整備となっております。太宰府市においては、各地の団地の開発が行われまして、人口が急増していた時期に当たります。当時は、団地を開発した事業者は、まず、道路の排水のしやすさ、また維持管理のしやすさなどを考慮してふたを設置しなかったのではないかと考えられます。その後、40年経過しまして、最近の道路側溝はふたつきの側溝が主流となっております。佐野土地区画整理事業地内、水城ヶ丘、水城台団地のように、昭和50年代以降に整備された団地では、最初からふたつき側溝で整備をされております。

団地内には、さまざまな幅員の道路がございますので、これまでの市の対応では、自治会からのご要望を受けまして、4m程度の幅員の狭い道路を中心に側溝のふたかけを実施してきた経過でございます。また、団地内の幹線道路につきましては、現在、社会資本総合整備交付金による整備対象事業となりますので、この国費制度も活用しまして、舗装の改良に合わせて側

溝の整備も行っておるところでございます。

このようなことから、団地内幹線道路以外の道路側溝の改修については、各自治会から毎年ご要望いただきまして、要望の内容については、各自治会と現地立会を行いまして、施工する順番を協議し、例えば、ご要望の中でも、特に道路幅員の狭い部分、このあたりを優先するなどして整備を進めておるところでございます。

今後も国庫補助制度活用など調査研究を行いながら、自治会と協議の上、学校通学路、幅員の狭い道路を中心に整備を進めてまいりたいというところでございます。

次に、2項目めの年間整備計画についてでございますけれども、長期的な整備計画はなく、先ほどご回答いたしましたとおり、自治会と協議の上、各年度ごとに整備を進めている現状でございます。

市としましても、できるだけ早期に整備をしたいと考えておりますので、計画的な整備を進めるために、市全域を対象としまして、その基礎となる団地内の側溝の現状を調査をいたしまして、自治会とも協議を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

この団地に、壇上でも申し上げましたとおり、平成19年から訴えてきて、そういうことばかり訴えるんで側溝議員なんて言われたこともありました。進んだ箇所も確かにあります。そこは、先ほど言いましたように評価しているところですが、やはりまだ全然進んでないところもあるわけですね。子どもの考え方とかも変わっているんですが、当時は雨の日に子どもが、その側溝の中に入って水を自分の体でとめたりして遊んでた子どももいました。今の子は、見ている限りそういうことはしないようですが。ですから、やっぱりそういうことがあったということは、もし万が一、水を飲んでしまったりして、やっぱり危険な状態になることも考えられました、当時の子どもはですね。その子、今もう高校生ぐらいになっていますけれども。でも、やはり落ちてけがをしたとかですね、例えば車をよけよって、後ろから車が来て、1歩よけたら側溝に落ちてがつくんと膝を打ったとかですね。ちょっと夜飲み会の帰りに側溝に足をとられて、でこ打ったら血だらけになったとかですね、そういった話も聞いています。実際、道路を軽く停車をしようとしたときに前輪が脱輪をしたとか、そういった話も聞いておりますし、高齢者の方が今、車椅子やつえをついてですね、車の乗りおりするときに、やはりぎりぎりにとめたいけれども、側溝があるからなかなかとめられない、そういった現状もあります。ですので、一刻も早くこういった整備を行っていただきたいんですが、自治会との協議、市営土木というふうな形で上がってきているということでもよろしいのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 地域のご要望、これが市営土木の要望というところでございますけれども、現状では、そのような形でまず上げていただく。もちろん市の職員、所管の担当のほ

うもですね、実際に現場のところ、こういうものについてはというふうな視点で現地も見ております。危険な場合については、緊急な対応が必要でございますので、やっておるといところでございます。

そういった意味でも、職員自身でやろうというようなことでございますけれども、側溝の全体の改良すべき事業量がどのくらいあるのかとか、それでは、概算ではどのくらいかかるんだというふうな把握をですね、やって、それで、これは所管の考え方でございますけれども、こういうふうにしていけば、全体的にこのぐらいの財源でやっていける、年次計画はどうしてこうと、まずは、そういうベースがないんじゃないかという議論を行ってまいったところでございます。そういったことから、そういう方向性で臨んでいきたい。ご質問いただいたものは、現状では、まずは市営土木で自治会のご要望ということが、まず、地域のご要望であるというふうなことで私、捉えまして、対応を今現在ではさせていただいているというところでございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） その市営土木なんですけれども、先日、自治会長さんといろいろと話していたんですけれども、今年度はその全てですね、行われなかったということで、ご理解くださいというふうな封書だったですか、何かそういった手紙が来て、何でだろうというふうな疑問を持たれていました。また、その市営土木に関しては、今年度やっていただきたいのは、来年度も提出してくださいというふうな用紙ですね。それで、また、同じこと書いて来年も出さないかとかいって。ですから、1回預かったものは、できれば、もう今年度預かったものは来年に優先してやっていただきたいというふうに考えるんですが、部長、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） まず、本年度の対応につきまして、私ども、本年度の対応はこのようでございますというふうなことについては、説明の不足があったというところで、前日、自治会長様に各担当が伺いまして、ご説明の対応を進めておるといところでございます。そういった中で、議員ご指摘のとおり、要望書の提出、毎年同じことを書くのかというふうなことのご指摘だろうと思います。これにつきましては、旧来、そういった対応をしておったかもしれませんが、でも、私も考えますに、非常に今はデータの処理も可能でございます。そういったところで、一度受けた要望については、最終的な処理まで、そしてまた、来年度になりますと、それよりかはもっとこっちを先にしてほしいとか、そういったこともあろうかと思えます。ですから、場合によっては、要望していたけれども、もうこれは地域のもう一回考えが変わって、やらなくていいよというようなこともあるかもしれません。そういった意味では、ご指摘のとおり、毎年同じことを書くのかというふうなことについては、改善をしていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 来年というか、3月議会で、これ、質問しようと思ったんですけども、部長が、今もう丁寧に説明していただきましたからやることなくなくなりましたね。じゃあ、そのように自治会長さんたちもきちっと伝わるように、またご説明をよろしく願います。

この1項目めに関しましては終わります。

ただ、2項目めは、年間のやっぱり整備計画がないというのがですね、非常に残念というか。ですので、やっぱり自治会から上がってきた問題を、年間を通して、一遍には当然できないですね。一つの行政区見るにしたって、何本も側溝整備がされてないところがあります。ですので、できれば、自治会から上がってきたものをベースとして、やっぱり年間の計画を立てていくべきではないかと思います。それと、自治会から市営土木として上がってきたものを、その年度にきちんと完成できるというか、きちっと整備できるというのは、大体予算もあると思うんですが、大体44自治会から上がってきて、全て実際できているもんなんですか。ちょっと教えてください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） ご要望については、それを事業費に換算しますとどれぐらいかかるであろうということはおおむね概算できると思いますが、これについては、市全体の予算の配分と申しますか、市全体の中で優先すべき課題、このあたりが年度間によっては非常に差が出てくるというふうなこともあろうかというふうにご考えております。所管としましては、できるだけ地域のご要望に応じたいというふうなことでございますけれども、全体の事業をまず見る、そしてご要望の中でも優先順位、そしてその現地の状況、また44行政区の中全体を見たときの、ここは先にやらないとやっぱり非常に危険だなとかですね、そういうこともあろうかというふうにご考えております。そういった意味で申しますと、全て要望について単年度に対応できれば、これは何よりでございますけれども、現実的には市全体のことを考えますと対応はなかなか難しい点はあるというふうにご理解いただければと存じます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 何で今、こんな質問したかというのと、先月会派のほうでちょっと勉強会に行ったんですね。そうしたら、ある市長が、大体3年計画等でその市はやっているというふうにご伺いました。その議員の一般質問のちょっと中継ライブを見せてもらったんですけどもね。そうしたら、その市長の考え方、いや、じゃあ、これ、2年でやりますとか、そういったやっぱり計画性を持ってやられているわけですね。ですから、一つの提案として、そういうふうにご今回、計画案があるのかなのかというのをお尋ねしたんですけども、やっていくべきではないのかなと思います。ですから、例えば来年はもう平成28年度になりますけれども、平成28年度の整備計画でできないところは、じゃあ、平成29年度にやるとか、やっぱり自治会長さんにそういった説明をきちんとしていただいて、そうすると、自治会長さんも安心し



て、地域住民の人からこの要望を上げとったばってんどげんなつとるとかいなつていったら、自治会長さんもやっぱり地域住民の人に説明ができるからですね、そういうのをきちんとやっぱり計画立てして説明を行っていただいてやっていただきたいと思いますので、今後ともよろしくをお願いします。

それでは、1件目はこれで終わります。

2件目、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 次に、2件目の地域包括支援センター跡の2階の活用についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの活用計画についてでございますが、地域包括支援センターが現在のいきいき情報センターに7月に移転をいたしまして、その後、この施設の位置づけにつきまして内部で再配置も含めて検討を行ってまいりました。その中で、本施設が体育複合施設の用地と隣接していることから、体育複合施設の別棟として位置づけを行うことが最善であると考えまして、どのように活用すべきかとさらに検討を行ってきたところでございます。

また、前回の定例議会では、隣接する史跡水辺公園との一体利用から、トレーニング設備の共用利用が可能であるため体育複合施設にトレーニングマシンの設置を計画しておりませんと回答をいたしておりましたが、数名の議員さんからご要望がありましたトレーニングマシンの設置並びに史跡水辺公園のトレーニングルームの利用者からのトレーニングマシンを含めたトレーニング室の拡充要望の声や、市内のトレーニング施設の設置状況などを踏まえ、再度検討を行ったところでございます。

これらのことを踏まえました結果、トレーニングマシンの設置が必要であると判断いたしまして、地域包括支援センター跡をトレーニング棟といたしまして、2階部分をアスレチックジムとして活用すべきという判断をしたところでございます。

次に、2項目めの市民吹奏楽団の拠点としての検討について、ご回答申し上げます。

市民吹奏楽団につきましては、以前は団への補助金を交付しておりましたが、現在ではプラム・カルコア、中央公民館での定期練習及び冬のクリスマスコンサートでの使用の際の使用料の免除、また、舞台操作委託料を市が負担する、その他大型楽器の保管場所を一部提供という形で支援を行っているところでございます。

ご提案の地域包括支援センター跡の2階を市民吹奏楽団の活動場所としての提供ということでございますが、1項目めでご回答しましたとおりの方向で進めておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

なお、市民吹奏楽団への支援につきましては、先ほど申し上げました形で今後も続けていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

市長に質問します。

このトレーニング棟なんですけれども、私、この一般質問の通告書を出したのが、ちょっと早くて、議案書を見て、トレーニング棟って何かいなと思ったんですね、議案書見たときに。ですから、こうやって2項目めの質問がこういった形になったんですよ。これ、トレーニング棟にするって、いつ決まったのかちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 時間的なものを見ますと、1つは、9月議会で市民の体力づくりのためのトレーニングジムは要るのではないかという議論を議会の皆さんから複数の方からいただきました。私も、ご存じのとおり、この3月議会の総合体育館建設問題特別委員会の中で、今回つくる体育館にはジムがないということを、私は当時副委員長でしたけれども、ないんですねということを確認したといういきさつがあると思います。議会でのこの体育館の問題について、やっぱりお金の問題、水害の問題、交通の問題等々、その外側をめぐる問題で、体育館内部についての議論は余りしなかったような記憶があります。私、市長になりました。この体育館の内容について、1階のフロアが4つの部屋があります。1つは柔道場、1つは剣道場、あと2部屋あるわけなんですけれども、あと2部屋のうちの1つは卓球場として使うという形で、フリーに使えるような形のものが1部屋しかなかったという事実を私、市長になって把握したわけなんです。問題は、やはり市民の皆さんに活用していただくということ、そして各スポーツ団体がそれぞれの競技種目においても、そもそもこの体育館については中規模程度の大会ができるということを含めて、アリーナの部分が2階にあるわけですが、そういうことを見まして、私、あるいは副市長と話しまして、やはり体育関係、スポーツ団体の施設としての体育館というのはわかりますが、やはり市民の方が来て、体力づくり、健康づくりをする、そしてなおかつ、それが医療費の削減につながるというような、市民のための体力づくりの事務というものの必要性というのを9月議会以降の議論の中で、やはりジムというのは必要じゃないかということで議論をしまして、別に場当たり的に出しているわけではなくて、ただ、現実的に1階部分が柔道場、剣道場、卓球場という4部屋のうちの大体使用目的というか、部屋が決まっている中で、もしジムを1階部分の4部屋のうちの1つにしてしまったら、もうジムは固定化されますので。そういう意味では、残っているのは、もう包括支援センターの2階しかないなということと、いろいろな障がい者の方への配慮とか、2階で何もいろいろなものが、設備がないとか、シャワーとかロッカーとか、ロッカーは後でつけようと思ったらつけられますが、そういう議論をする中で、やはり私たちとしては、9月議会の皆さんの議論を踏まえ、やっぱりトレーニングジムというのは、市民のための体育館として必要ではないかという議論をした上で、今回のこの総合体育館の条例の中に織り込んでしたというのが事実でございまして、そういう意味では、議会の皆様の議論を踏まえた上で、ちょっと唐突だったかもしれませんが、そういう提案をですね、積極的なものとして私たちはそういう方向性を持って提案するというところで

もって、今回、初めての提案でございますし、やっぱり市民のための体力づくりのトレーニングジムというのは、体育館の設備としては非常に重要なものがあるんじゃないかという判断の上で、今回の条例に入れさせてもらったというのが、大体の流れといきさつでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） いきさつはわかるんですけども、私が聞きたいのは、今のは経緯ですよね。ですから、この議案が12月に上がってくる前に、じゃあ9月で、確かに議員の質問があって、それで今回上げてきたというのはよくわかります。しかし、あそこの包括センター、2階にトレーニングジムつくって誰か言いましたかね。体育館と一体型でトレーニングジムを設置するべきではというふうには私は記憶しておりますが、何も旧地域包括支援センター2階に設置せろとは、私は誰も言ってないような気がします。その中で議論をされた中で、そういった結論に達したというのはわかりますけれども。

ですから、私が言いたいのは、議会、議案でいきなり出してくるんじゃないで、もっと事前に説明が必要だったんじゃないかと思うんです。私は、6月に質問して、もう来年度入るから、今回、この質問をさせていただいているんですけども、もし事前に説明があつたら、やっぱり環境厚生常任委員会で修正可決されたように、みんなやっぱり不満というか、疑問を持っているんですね。何であそこって。更衣室もない、ロッカーもない。じゃあ、券売機どうするのか。誰がそこに張りつくのか。安全は保障されるのかとか。トレーニングジムつくったって、ずっとトレーニングしているわけじゃないですから。1時間も2時間も。やっぱり5分、6分ぐらいして、ちょっと休憩して、それからまた、新たな器具を使おうとか、走る人は30分ぐらい入りますけれども。そういうふうにして、体育館にあれば、じゃあ、ちょっと休憩時間に体育館で何しようとかいなくて見に行くこともできる。何か練習しよう、何か試合しよう。それが休憩時間です。その無酸素運動、1時間も2時間もしませんよ。有酸素運動ならともかく。

ですから、そういったことで体育館に設置したらどうかというふうな考え方だったと思います。これ、11月の議員協議会でこういった説明一切なかったんですけども、そのときにはまだ決まっていなかったんですか。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） ご回答申し上げます。

今、部長、それから市長が答えた経過は、もう全くそのとおりでございまして、私も9月議会の議員の皆様のご意見を本当に強く受けとめまして、何とかならないかということで、終わった10月の経営会議等で2度ほど、そして現地を見させていただいて、何とかならないかなということで検討をしていきました。結果的に、そういうことでは、一つ案としてはどうだろうかというようなことで今回出させていただいたんでございますけれども、議員の皆様にも9月議会も申したと思いますけれども、どこかでこういう方向で行っていますよというようなところ

を経ずに今回、議案として出したということで、いきさつがちょっとわからなかったということは、謙虚に踏まえていきたいというふうに思っております。ただ、さきのそういう市民の皆様のご依頼まで出ている分、東のほうはいきいき情報センターを拠点と、西のほうは体育館付近にあるというような、位置的にはそういうのが望ましいんじゃないかなあということで、せっかく複合体育館ができますもんですから、今回どうだろうかと。おっしゃるような施設等、更衣室、トイレ、シャワー、それから体の不自由な方に対する配慮、そこが一番ちょっと気にかかっているところは事実でございます、プールの所長と話しましたら、やっぱり体の不自由な方が来て、そこでトレーニングをされて、仲間があって、そういうことになっているというようなことを考えますと、これは私の考えですけれども、併設ではどうかなというような、そういう案も考えていたところでございます。そういうところを含めまして、事前に議員の皆様へ情報の提供、そういうものがちょっと欠けたかなということは、大変申しわけなく思っておりますので、今後、そういう提案の仕方。ただ、何でもかんでも何うというのもちよつとどうかなということもありますので、ただ、大きく変わるようなところについては、そういうことでもいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 9月議会のときもありましたけれども、小・中学校の空調設備が遅れると、そういった問題は、やっぱり事前説明がないからですね。ですから、今回も修正案に至ったのではないかなと思います。私、総務文教常任委員会なんで、後から聞いて、じゃあちょっと、この原稿も正直言って多少書き直しましたよ。再質問も、もう全部、こういった修正案が提出されたんで全部なくなりました。藤井議員がしたんですよね、修正案を。ですから、事前説明があつてあれば、そういったこともなかったし、お互いがそういった中での議論ができたわけです。ですから、事前にですね、やっぱりきちんと説明してもらわないと。ですから、2項目めのこうやって市民吹奏楽団のというふうな話になるんですね。やっぱり友田部長が言われましたように、そういった経緯を知らなかったもんですから、一般質問通告書出すときに。もし知っていれば、多分こういった内容になってないと思います。

最終日、本会議の中で、この修正案が可決されるか否決されるかわかりませんが、やっぱりもう一回きちんと説明をするべきだと思いますし、今後、またこういったことがあれば、何かちょっとやっぱり疑問というか、不安というか。耐震の問題とかもあるんですよね。あそこ、そんなしっかりしているのかなと。トレーニング機材って、今回債務負担行為で上がっていますけれども、大体何機ぐらい設置されるのか。総重量とかですね。多分何tになると思うんですよ。もし地震が来た場合、大規模な災害が起きた場合、そこ、耐えられるのかなという不安な声もあります。ですから、やはりきちんと事前に説明して、こういった経過でやりますとか。じゃあ、あそこの広い会議室的なものをどうやったらトレーニングルームになるのか、認めてしまつてこんなはずじゃなかったのにならぬのが、やっぱり一番恐れているところなんです

よ。もう取り返しがつかないから。そんなん何tもの機材2階に運んでですね、やっぱり、これ、つまらんけんだめよってなったときに、また一回一回業者やら呼んでから全部設置し直さないといけないから。ですから、1つずついっぱい、これは何かいな、これは何かいなっていっぱいあるわけですよ。じゃ、プールのトレーニングルームはどうなるとかいなとか。そういったお考えまで考えて、説明を受けた後に、僕らが判断するのはわかるんですけども。2日目に上議員が質疑で上げましたね、このトレーニング棟とはって。あれがなかったらわからない人、いっぱいいたと思いますよ。市民の皆さん含めて。もしこのトレーニング棟が、わからないですけども、認められたら、プールのトレーニングルームは、あれ、どういうふうにしようと考えていたんですか。教えてください。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 初めは、現地視察したときに、向こうのプールの部分を引き揚げて、こちらに指定管理業者の中に仕様を含めまして、そういう方向性を決めておりました。プールについては、またほかのサークルが、いろいろな活動をしてあるので、そこに持ってくるというようなことも、施設の所長と言っておりましたけれども、先ほど言いましたような方もいるというようなことから、あっ、これはちょっとある程度考え直さないかんということもございまして、そういう経過も踏まえてからの提案でございました。最終日の結果を得て、また新たに考えていかなければならないと、そういうふうを考えます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 1項目めに関しては、経緯等々、やっぱり議員提案があったからということで考えたときに、あその2階が浮かんできたということではわかりましたけれども、ただ、やっぱり説明不足が過ぎます。

2項目めの、その2階の利用なんですけれども、今、友田部長が言われたように、トレーニング棟として考えているのであれば、確かにそれはもう別な用途はできませんから、そういうふうになりますけれども、もし課題が出た場合、今後、検討していく上においては、やはり市民吹奏楽団、一生懸命活動されています。募金活動とか、クリスマスコンサートとかですね。ですので、やっぱり市としても、何かこう、やってはいると思うんですけども、補助的なものをですね。やっぱり道具も大きいのが結構増えてきてですね、置き場所に困ってる場所もあるらしいです。やっぱり楽器は非常にデリケートなものですから、やっぱりきちんとしたところに直さないといけないというふうにおっしゃってましたんで。ぜひとも吹奏楽団の件もですね、考えていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

傍聴者の方をお願いをいたします。

ここでの私語は謹んでいただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひいた

します。

ここで15時35分まで休憩をいたします。

休憩 午後3時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時35分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告していました2件について質問させていただきます。

1件目は、太宰府市小・中学校の学校運営計画です。

日本の総人口は、2014年に1月時点で1億2,643万人、5年連続で減少しています。前年に比べて人口が減ったのは39都道府県。市町村単位で見ると、8割の自治体が前年より減り、地方の厳しさが浮き彫りになっています。民間団体の日本創成会議は、2040年時点の20歳から39歳の若年女性人口を試算し、2010年時点と比べ半分以下になる自治体を、消滅可能性があるとしています。全国の約1,800の市町村のうち、半数近くの896自治体が消滅可能性になると予想されています。

太宰府市の場合は、人口7万1,821人で、微増傾向が続いています。しかし、人口増加率の高い地区もあれば、減少率が大きくなった地区もあるのが現状です。

私は、太宰府南小学校創立四十周年記念式典に参加させていただきました。そのとき驚いたことは、開校当時に比べて児童数が約1,000名少なくなっていたことです。逆に、水城西小学校の運動会に参加して驚いたことは、児童数の多さです。

太宰府市の人口は微増していますが、各年齢層や地域、児童・生徒数の増減はかなり極端になっているように考えます。

そこで質問します。

今後、10年後、20年後を見通した校区編成は計画されているのか。また、校舎の老朽化に伴う校舎建設計画や、児童・生徒増の教室確保は計画されているのかを伺います。

2件目は、水城・大野城築造竈門神社創設1350年九州国立博物館開館10周年事業についてです。

この事業で開催されたももいろクローバーZのライブについて、太宰府市のホームページを調べましたが、載っていませんでした。しかし、ももいろクローバーZのホームページでは、次のように書かれてあります。

人気アイドルグループ、ももいろクローバーZが10月31日、福岡県の大宰府政庁跡で男性限定ライブ「水城・大野城築造、竈門神社1350年、九州国立博物館開館10周年、日本遺産認定記念ももクロ男祭2015 in 太宰府」を開催。3年ぶりの男祭りに9,004人の男性ファンが熱狂

し、全国15劇場で行われた女性限定ライブビューイングは3,083人が現地の熱気を共有した。男祭りは、2011年11月、東京・Shibuya、2012年11月の東京・日本武道館に続き、3年ぶり3回目。大宰府政庁跡ライブは、さだまさし、南こうせつ、谷村新司、海援隊らが行った「ゆめ未来コンサート都府楼の歌人たち」以来、13年ぶりの開催となった。

オープニングは、雅楽や巫女で構成された太宰府天満宮による「悠久の舞」の奏上からスタート。和太鼓、大太鼓、応援団から成る「男祭り2015 in 太宰府全力応援団」によるパフォーマンスに迎えられて登場したももクロは、全力応援団とともに「男祭りのテーマ」を披露。続けて、人気曲で畳みかけた。リーダーの百田夏菜子氏は、「いしにえの文化と政治の中心であり、外交の先端拠点であったここ太宰府でライブをさせていただくことは、私たちにとって光栄なことであり、身が引き締まる思いです」と挨拶。「また、その来し方行く末を、ここにいる男たちと語り継ぐことが私たちの使命だと思っています」と話した。「芸能人は芸を神様に奉納して、初めて芸能人になれる」という言葉を宮司から教わったメンバーは、アンコールの最後、歌を奉納すべく太宰府天満宮の本殿特設ステージへと移動。音楽プロデューサー、武部聡志氏のピアノソロとともに「灰とダイヤモンド」を歌唱したももクロは、本殿で奉納式を行い、「男祭り2015」の幕をおろした。同ライブの開催をめぐるのは、市がかかわる行事で男性に限定するのは男女共同参画推進条例違反などと太宰府市の市民団体が苦情を申し立てたことで波紋が広がったが、予定どおり行われた、とありました。

このももクロの記載に間違いはありますか。今回のももクロのライブに、何も問題はないのでしょうか。ライブについて、市長の見解を伺います。

また、実行委員会の組織、政庁跡の利用条件と、今後の水城・大野城築造、竈門神社1350年、九州国立博物館開館10周年事業の今後の方向性を伺います。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） それでは、1件目の小・中学校の運営計画についてご回答申し上げます。

今、ご質問の中にもありましたように、これまで小・中学校の児童・生徒数というのは、多いときは9,000名を超えとったですね。それから、6,000名ぐらいになって、5,000名ぐらい落ちてきて、現在6,000名にまた戻ってきております。そういう中で、ご質問の中でもありましたように、南小学校は1,400人を超えるよう時期がございました。そういうところから、先日40周年という形で迎えて、また式典にご参加いただいてお礼を申し上げる次第でございます。そういう事例を超えて、9,000人もいたような児童・生徒数が、現在では6,000名ぐらいになっておまして、これまでの間、小・中学校の校区編成と申しますか、新設等に伴います校区編成には、児童数を大きな観点として行ってまいりました。しかし、これまでのように、そういう児童数だけでいいのかということ、この40年の中の社会状況の変化の中で、児童数だけではない観点も入ってきておるといふふうに考えております。

これからは、小・中連携というような形の9年間を見通した教育課程の編成も検討してい

なきやならない。そして、今、全国でも進んでおって、また、太宰府でも進めておりますコミュニティスクールの推進という考え方も取り入れまして、小・中学校の校区編成全体として考えていく必要があるというふうに思っております。そういうところから、コミュニティスクールの学校運営協議会、地域も入っていただいて、そういう組織を行っておりますが、そういう中で、地域の小・中学校としてどうあったらいいかというようなことも検討をお願いしながら、学校、家庭、地域と行政がそれぞれが知恵を出し合って、これからの小・中学校をつくっていかなければならないというふうに考えておるところでございます。そういう中で、これからの校区、あるいは学区はどうあるかということをつくり上げていきたいというふうに思っております。

次に、2点目の校舎老朽化に伴う建設計画の方針でございますが、老朽化だけではなくて、学校にはいろいろな形で、例えばバリアフリーにも含めましてですね、学校の改修含めていろいろなことが要望としては持っておりますけれども、今ご質問いただいたように、これからどう計画していくかという方針というものにつきましては、現在持ち合わせてはおりません。これは、予算等も伴いますので、そう簡単にはできないかなあと思いますが、新年度、平成28年度に策定が予定されてあります公共施設等の総合管理計画、これは市全体でございますが、その中に学校施設というものも入れていただいて、大きな計画を定めていただければというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 先ほど教育長のほうからおっしゃられた小・中連携でコミュニティスクールの推進、今もやられてですね、これを充実させていく。とても大事なことだと思っております。ただ、小学校が一つの中学校に行くのではなくて、今の場合、何人かは学業院中、何人かは太宰府西中とか、1つの小学校が中学校に行くとかですね、そうすることで、この小・中連携もコミュニティのほうもかなり進みやすいんじゃないかなあと思うんですけれども、とにかく太宰府東、太宰府中の校区、逆に太宰府西中、学業院中の校区、かなり今増加の変更があつてですね、その中で、ちょっと校区編成を見直すことで、もっとより現状よりよくなるということはないのか、質問します。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） 今、ご質問いただいた点も非常に大事だなと思っております。20年前に大体7,000人ぐらいの児童・生徒数のときに、これ、将来どうなるんだろうと思ひまして、そのときの住基台帳から今後の10年間ぐらい推計したこともございます。そういうときは、どんどん減っていくという傾向でございましたので、これは統合の話がいずれ出てくるなあとというふうに漠然とした不安を持っておったことを覚えております。最近、それがまた持ち直してきた中で、国立社会保障・人口問題研究所が2年ほど前に推計を出して、太宰府はこれから若干伸びていくというような話でもございました。じゃあ、今ご質問いただいたように、小学校の



これからどうするかというときに、現状として中学校が2つに分かれていくという問題もある。それともう一つは、地域のまちづくりを含めて増えていくという、もう一つの一番最初に説明いただいたような、児童数が増えるという要因のある学校もあるし、減っていく要因の学校もございます。そういう中で、一つの観点は、児童数、校区という視点から見ていくのと、もう一つは、地域とのかかわりという観点から見ていって、やはりこれは中学校は1つのほうがいだろうという観点がでてくると、そういう中で校区編成を見ていく。分けることが目的ではなくて、結果的にそのような校区編成になるということを地域も一緒に納得し、理解されることが一番望ましいかなとは思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 今、太宰府中で学年3クラスですか。太宰府東で学年2クラス。小学校の場合は、学級単位であれですけれども、中学校になると教科担任になってくるので、各学年2とかになると、6クラスとかになるとですね、9教科あって、それに副任の数を入れても、なかなかうまく回らないところがあると思うんですけれども、10年後、先見据えて、今がぎりぎりの状態でないかなと思うんですよね。もし減っていった場合、何クラスまでが中学校としてできるのか。今、1校から始まって4校になった中学校が3校になるというようなことは考えられるのか。その辺、お聞きしたいんですけれども。よろしくお願いします。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） 今ご質問いただいたように、特に教科制の中学校になるとですね、非常に厳しいものがあるなということは認識をいたしております。ただ、今後の小・中連携の中でどんなふうに進んでいくのかまた見えないところがありますし、じゃあ生徒数の少ない中学校は成り立たないのかというのと、また、それはそれでどうかな。ちょっと極端かなという気もいたしております。今後の教育課程の編成でありますとか、小・中連携でありますとか、いろいろなものを見ながら、検討というか、考えていきたいというふうに思っております。生徒数が減ったから、即、どっかに統合するというような一辺倒のですね、一つの一方通行のような考え方では、現在見ていないところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 要望ですけれども、やっぱり今の状態がちょうどぎりぎりかなあと思うんです。どうしても職員数が少ないと、部活動の関係もあります。どうしても全ての部活動を持つことは無理と。今は、ちょうど合同部活とかということで、例えば太宰府中の子が学中に部活動だけ参加するとか、そういったことを認められていますけれども、よその地区では、もうやっぱりクラブチームとか社会人のチームじゃないからですね、部活動としてやるときは、もうその中学校に入学して、その部活動をやったほうが、かえって子どもの負担にもならないので、もしその辺が認めていただければ検討していただきたらと思っています。

それと、やっぱり中学校2クラスは、ちょっときついんじゃないかなあと。80人切ったときですね。やっぱり3クラスは中学校の場合、絶対、職員数から考えてですね、その分生徒数は減るんですけども、そういう場合は、太宰府市独自で教員を採用していただいでですね、何とか各学年3クラス、各学年2クラスになると、非常に、小規模校なりのよさはあると思うんですけども、やっぱりいろいろなやらなければいけないことが、公文書等ありますので、その辺も検討していただけたらと思っています。

次に、老朽化に伴うことなんですけれども、先ほど言われた、この前お聞きしました公立の施設の総合管理計画が今度つくられるということで、一番考えているのが、やっぱり校舎とか体育館、やっぱりお金かかることなので、何年後ぐらいにそれを見通すかですね、計画して、ちょっとお金のほうも用意しておかないと、急になったらですね。もう学中の体育館とか、もう40年以上はたっていると思います。建築上、今まで耐震とかいろいろな改築で、いろいろ補強はしてきていると思うんですけども、建物はやっぱり老朽化には勝てないので、その辺の見通し計画。今度できる公共施設等総合管理計画のほうに期待して、いろいろな施設も含めて、特にお金がかかるのは学校施設だと思いますので、今後、よろしく願いして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答お願いいたします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 2件目についてご回答いたします。

今回のコンサートは、水城・大野城築造、竈門神社創建1350年、九州国立博物館開館10周年、日本遺産認定を記念するものとして10月31日土曜日に太宰府政庁において開催されたものであります。

当日は、全国各地から約9,000人もの方々が太宰府市を訪れ、コンサートが行われましたが、前日から当日、翌日にかけて多くの方が太宰府市内を散策していただき、「歴史とみどり豊かな文化のまち」太宰府を認知していただいたものと思っております。

今回のコンサートは、主催者は民間のプロダクションであり、太宰府市は実行委員会のメンバーの一員として加わっております。

今回のコンサートが男性限定であることについては、主催者側の発表時点で知りましたので、市の立場としては、公共の広場の利用目的や男女共同参画を考える上で問題点を含んでいることから、実行委員会へ内容の変更等を諮ったところではありますが、既にホームページや入場券販売の状況から見て、社会的な影響も大きいと判断し、発表された計画どおりに実施するとの実行委員会の決定を受け入れたところであります。

しかしながら、コンサートの開催に当たりまして、結果として市民の皆様方を初め、関係各方面にご心配等をおかけしましたこと、特に近隣住民の皆様方には、騒音問題や学校行事への支障等が出たことについて、大変心苦しく思っておる次第でございます。

次に、2項目めの記念事業の組織についてですが、太宰府天満宮、九州国立博物館、太宰府

市、太宰府市商工会、太宰府観光協会、一般社団法人筑紫青年会議所、竈門神社で実行委員会を組織しまして、近隣住民対応や警備の手配等の手伝いを行ったところであります。

次に、3項目め、政庁跡の利用条件につきましてにご回答申し上げます。

政庁跡につきましては、昭和48年から昭和52年にかけて福岡県により整備され、その後、多少の手直しを行い、現在に至っております。

政庁跡の利用につきましては、年間を通して地域の憩いの場としてご利用いただくほか、小・中学校の遠足としての利用や国内外の多くの観光客の皆様に来訪いただいております。また、市民まつりの会場や古都の光事業、ウオーク事業の会場としても活用しておりますのでございます。

大宰府政庁を中心とした周辺景観は、1300年経過した現代も当時の面影が残っており、今後多くの皆様にこれら歴史、景観を体感できるオープンスペースとして活用されるよう努めてまいります。

ご質問の利用条件の詳細については、後ほど担当部長から回答させます。

最後に、4項目めの記念事業の今後についてですが、これまで太宰府を知らなかった方々にも広く認知していただくことはできたと思っておりますが、今回の問題としまして、主催者と実行委員会の関係について、十分検討すべきものがあつたと思っておりますので、今後の事業運営に当たっての教訓としていきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 3項目めの政庁跡の利用条件につきまして、もう少し詳しくご回答申し上げます。

政庁跡を初めといたします史跡地の利用につきまして、史跡地を利用するイベント等により史跡地内に構造物等を設置される場合におきまして、地下の遺構に影響を与えることがないかどうかの確認とあわせて、事前に史跡現状変更許可申請書を提出していただきまして、文化財技師の立ち合いのもと、ご利用いただいております。

今回の政庁跡での事業につきましては、市が入った実行委員会方式であったことと、日本遺産認定、水城・大野城・基肄城築造1350年を記念しました趣旨であったことなどから、公共性が高いことから、史跡現状変更許可申請書を受理いたしまして、礎石や遺構に影響を与えないことなどの条件をつけ、許可をいたしました。

実際に申請書どおりに施工されているかを確認するために、会場設営時と解体時に文化財技師を立ち合わせ、指示、指導をしまして、無事終了したところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 市長にお伺いしたいんですけども、この第2次太宰府市男女共同参画プラン、これに、前市長の分の「はじめに」ということで載っているだけで、まだもらってな

いのと、最初6月議会でありました施政方針の中に、男女共同参画についての説明というか、方針というかが全く載っていませんので、市長が今考えられている男女共同参画プランについてのお考えをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） いろいろな形で男女共同参画については基本的に進めていくということは間違いのない方向でありますし、まず第1に、私としては、市役所の中での女性の配置、ポジション等についても、一番考えなきゃいけないところでありますし、審議会での女性の割合というのを、これも改善していかなきゃいけないというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 市長、今回のももクロのライブについて、市長の考えの一番の問題点、課題は何だとお考えですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 大宰府政庁で行われたコンサートでありながら、一つは男祭りということに限定されたということと、9,000人の中に太宰府市民がどれだけいたのかなということとはとても大きい問題ではないだろうかというふうに思っておりますし、私の第1の回答で言わせていただきましたように、公共の広場で男性限定というのが問題であるというふうに認識したがゆえに、プロダクションのほうにそういうことについてのお願いをしたということでございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やはり僕も勉強不足ですね、やっぱり男女共同を読んでみると、男女が性別にかかわらずなく、あらゆる分野に参画し、多様な生き方が尊重され、全ての人が個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現が、活力あるまちづくりに欠かせないものというふうに、そういった趣旨で書かれますけれども、僕も同感ですね、やっぱりそれが土台だと思うんですね。やっぱり男祭りって限定する、女祭り、やっぱり性を限定してやるコンサートを実行委員が、どういう市の立場だったかわからないけれども、僕が一番問題なのは、このももクロのホームページに書いてある、最後のほうで、同ライブの開催をめぐっては市がかかわる行事で男性に限定するのは男女共同参画推進条例違反だなどと、太宰府市の市民団体が苦情を申し立てたことで波紋が広がった。これは、太宰府市の苦情にならないとおかしいんやないかなあと。市長が施政方針で言った、オール太宰府っておっしゃっていたけれども、その市民団体だけがももクロについて、やはり太宰府市は男女共同参画の立場に立って、全ての個性を大事にするまちづくりをしていると、そういう市が、男限定とか、女限定と、そういうライブを進めていいのかって、僕も含めて、ここにいる議員も含めて、やっぱりこれはおかしいことはおかしいと。やっぱり僕らは何かどうも傍観者になっていたような気がするんですよ、集団の中で、太宰府市の中で。市民団体の方は、おかしいと言ってかなり運動されて、それを僕

たちは見ていただけ。自分のこととして捉えてなかった。このままいくとまた同じことが起きるんじゃないかなと。自分、質問考えよって、一番自分が反省すべきところはそこやし、太宰府市が今度考えていかないけない、やっぱりベースになることやないかなあと自分としては思っています。ぜひこの条例の中にも書かれてあるように、市長が今度まとめて報告されると思いますので、今回の件、踏まえてですね、もう一度男女共同参画プランについてお考えしていただければと思っています。

それと、政庁跡の利用条件なんですけれども、今回、どうなんですかね。ももクロはコンサート成功しているんですよね。入場料、詳しくは調べてないけれども、8,500円とも、約9,000人。女性限定で3,000人。チケット代だけでも億近い、億以上のお金。ステージつくるのに業者のほうがつくったんでしょうけれども、そういうかなりお金がもうける、もし福岡ドームであれば、多分福岡ドームとかにお金を払っていると思うんですね。市としては、幾らかのお金はもらっているんですかね。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） あと、その件については部長から答えさせますが、ももクロのホームページで次のように書かれてあると先ほど言われた件ですが、これは、ももいろクローバーZのホームページではないんであろうと思います。なぜなら、自分たちのホームページに人気アイドルグループなんて書くはずはない。それと、最後言われた文章は、これは、恐らくももいろクローバーZのホームページではなくて、報道関係の記事じゃないでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 確認じゃけれども、インターネットでもももいろクローバーZ、男祭り検索しました。多分プロダクションとしては大成功という形で、そのまま載せてあったと思います。これは間違いないと思います。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 先ほど徳永議員が言われたご質問の件でございますけれども、コンサート終了後、まだ決算も終わってない状況でございますが、時期はいつということはございませんけれども、コンサート内で映し出されましたアーティストによります太宰府市の史跡をめぐっていただいて太宰府を紹介していただいたビデオというのもございます。そういうのも無償で譲渡をいただくということと、実行委員会といいますか、主催者側からでございますけれども、太宰府市のほうに史跡整備協力金ということで寄附もいただくという予定で現在、精算処理をしていただいているという状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 全てを否定しているんじゃないかと、やっぱりこのトップアイドルでももクロで、太宰府の紹介して協賛して、これはすごいことだと思うんですよ。なかなかできないことで、やっぱり国際的にアピールするには、この企画、最後の質問でも書いていますけれども、このライブ1回で終わるんじゃないかと、やっぱり太宰府市の観光とか、太宰府市をPRす

るのに協力していただけるなら、そうしてやっていただけたらいいなと思うんですけども、ただ、前回のここに書いてあるさだまさしとかのライブの、13年前ですか、そのときにはチケット代とかいただいたんですか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） その当時は国立博物館の開館ということで、たしか1,000円だったと思いますが、やはり有料では開催をしております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） それなら皆さん納得するだろうと思うんですよね。今回の場合は、男限定で、なお太宰府市民が何人参加したのか、かなり少なかったのではないかなあと考えてですね、その辺の趣旨が違うんで、先ほど市長も言われたように、ちょっと急にやってきたような。小学校の行事とかは、かなり前から計画していることなんで、やっぱり土曜日に土曜参観がある。やっぱり保護者はかなり前からお願いして休みをとったと思うんですよね。また、それが急に变えなくちゃいけない。騒音もある。そういうコンサートであるとか、政庁まつりであるとかは市民の理解も得ているので、うまくいっていると思うんです。実行委員会もはっきり見えているし。やっぱり今回、どうしても実行委員会がはっきり見えない。誰がやっているのか、実行委員長誰なのか。市の立場がどうなのか。今後、ももクロをもし使ってやっていくなら、その辺の両輪がうまくやっていって、市の理解を得ないと、せつかくいいものが、潰してしまうということになると思います。

今回の、ただ単なるももクロのコンサートが終わった、ももクロからすると、もうライブとして成功したみたいな形になっています。これが、太宰府市民にとってどういういいことがあったのかなと言われるとですね、なかなか厳しいものが。実際、どんな人が多くやってくるかわからないので、警備とかも大変やったんやないかなあと。ひょっとしたら学中の正門へ誰か落書きしとるかもしれんし、いろいろなトラブルが起きたかかもしれない。今回、いろいろな人の働きによってうまくいったかもしれませんが、かなり難しい場面もあったと思います。何よりも、市が、やはり男だから、女だからと限定するライブをやっぱり応援するようなことはだめだと思うんですよね。民間のプロダクションとは違うんだから。太宰府市は、やっぱりこれをつくるのに、かなり今まで検討されて、市の土台になっていたことだと思うんです。そこで、太宰府市として、何か一枚岩にならなかった、なれなかったような気がするんですね。何か市民団体って書いて、何か太宰府市民の男女共同参画、一生懸命言ってやれる方が何か悪者みたいに。全国版のニュースになったけれども、いやあ、それは今、どこでもライブでもやりようっちゃけんいいんやないみたいな意見のほうが多数になってですね、太宰府市が共同参画の肩を支えられたかなって。一緒におかしいって言えたかなって。そこをまず、自分たちがもう一度持つておかないと、また同じことが起きるような気がすると思います。

以上で質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月14日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（4日目）

〔平成27年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成27年12月14日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質問項目   |
|----|-----------------|--|
| 1  | 小 島 真由美<br>(12) | <p>1. 子どもの貧困対策等子育て支援について</p> <p>(1) 保育料の算定における寡婦控除のみなし適用の実施について</p> <p>(2) 家庭環境などの養護相談や児童虐待相談等、子どもを取り巻く相談の現状と支援について</p> <p>(3) 教育行政に関する観点から、スクールソーシャルワーカーについて</p> <p>2. 組織編成の見直しについて</p> <p>第五次総合計画後期基本計画にあわせて現在の組織編成でいいのか検討が必要だと考えるが、見解を伺う。</p>   |
| 2  | 陶 山 良 尚<br>(13) | <p>1. 病児保育について</p> <p>6月定例会において、本市の病児保育の現状と今後の対策について質問を行った。</p> <p>市長から病児保育を利用できないケース等について検証を行い、事業の拡大について検討していきたいと前向きな回答をいただいた。この間の検証結果と事業拡大の実施時期について考えを伺う。</p> <p>2 自治基本条例について</p> <p>10月、市長に対して、太宰府市自治基本条例審議会から答申書が提出された。今後、パブリックコメント等による市民意見の集約や市民に対する周知活動を行い、市民の理解を求めていく必要がある。</p> <p>そこで3点について伺う。</p> <p>① 答申までの経緯と今後の進め方について</p> <p>② 市民の意見集約、周知方法について</p> <p>③ 本市における自治基本条例の必要性について</p> |
| 3  | 木 村 彰 人<br>(3)  | <p>1. 多くの市民が利用する体育複合施設となるための取り組みについて</p> <p>(1) 現在の進捗状況について</p> <p>(2) 管理運営について</p>  |



|   |             |  |
|---|-------------|--|
|   |             | <p>(3) 利用促進計画について</p> <p>2. 文化記念事業について</p> <p>(1) 「水城・大野城・基肆城1350年事業」の現時点での事業総括について</p> <p>(2) 「水城・大野城築造、竈門神社創建1350年、九州国立博物館開館10周年、日本遺産認定記念ももクロ男祭り2015in太宰府」の文化記念事業としての総括と関わりについて</p>  |
| 4 | 船越隆之<br>(2) | <p>1. 太宰府市の交通体系及び交通量などの事前調査<br/>太宰府天満宮の外国からの観光客はとどまるどころか、平成28年には400隻のクルーズ船が来る予約が入っていると聞いている。<br/>今後の対策として交通体系の事前調査が必要かと思われるが、環境税を調査費用として充当できないか、見解を伺う。</p> <p>2. 太宰府市松川ダムの今後について<br/>太宰府市の水事情は、大佐野ダムからの配水により十分に足りていると聞いている。<br/>松川ダムの水を配水する必要はないのではないか、埋め立てて有効利用する方法を考えてはどうかと思うが、見解を伺う。</p>  |
| 5 | 入江 寿<br>(6) | <p>1. 太宰府市民図書館の管理運営について</p> <p>(1) 市民図書館の貸出冊数の増加対策等について</p> <p>① ピーク年度の貸出冊数</p> <p>② ピークを100とした時の平成26年度指数</p> <p>③ 貸出冊数の傾向</p> <p>④ その傾向に対する要因</p> <p>⑤ 貸出冊数の増加対策</p> <p>(2) すくすく号の貸出冊数の増加対策等について</p> <p>① すくすく号の巡回等について</p> <p>ア) 中学校、老人ホーム介護施設、宰都地区などを巡回していない理由。</p> <p>② 貸出冊数の増加対策について</p> <p>(3) 太宰府市子ども読書活動推進計画について</p> <p>① 進捗についての点検評価の時期</p> <p>② 平成26年度末時の点検評価内容</p> <p>ア) 保護者への啓発</p> <p>イ) 子ども読者日の開催</p> <p>③ 平成28年度末時の到達見通し</p> <p>(4) 図書館基本計画の現状と今後について</p> |
| 6 | 笠利 毅<br>(7) | <p>1. ももいろクローバーZからの教訓<br/>慶事と呼ぶべき周年の重なった年に、やはり10年を迎えようとい</p>   |

|   |             |   |
|---|-------------|---|
|   |             | <p>う男女共同参画推進条例は忘れられていたのかと疑われかねないかたちで「ももクロ」のコンサートが催されたことから、市としても一定の教訓を引き出さねばならないと考えていると思われる。</p> <p>来年には自治基本条例の施行も展望される。体育複合施設の運用もはじまる。そこで市、議会、市民の意識改革、構造改革、また市としての事業展開のあり方などについて、見解を伺う。</p>                       |
| 7 | 森田正嗣<br>(4) | <p>1. 自治基本条例について<br/>答申を受けて議会へ議案として出されるまでの庁内の検討プロセスと住民への条例案内容の周知プロセスを伺う。</p> <p>2. 文化協会について<br/>第5次総合計画の目標3「豊かな心を育みふれあいを大切にするまちづくり」では、文化芸術の振興が施策として取り上げられているが、市民の文化活動を自主的に支援する文化協会の事務局すら活動の拠点がなく現状について、見解を伺う。</p> |

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

|             |                |
|-------------|----------------|
| 1番 堺 剛 議員   | 2番 船越隆之 議員     |
| 3番 木村彰人 議員  | 4番 森田正嗣 議員     |
| 5番 有吉重幸 議員  | 6番 入江 寿 議員     |
| 7番 笠利 毅 議員  | 8番 徳永洋介 議員     |
| 9番 宮原伸一 議員  | 10番 上 疆 議員     |
| 11番 神武 綾 議員 | 12番 小 畠 真由美 議員 |
| 13番 陶山良尚 議員 | 14番 長谷川 公成 議員  |
| 15番 藤井雅之 議員 | 16番 門田直樹 議員    |
| 17番 村山弘行 議員 | 18番 橋本 健 議員    |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（27名）

|                 |                                     |
|-----------------|-------------------------------------|
| 市 長 芦 刈 茂       | 副 市 長 富 田 讓                         |
| 教 育 長 木 村 甚 治   | 総 務 部 長 濱 本 泰 裕                     |
| 地域健康部長 友 田 浩    | 総 務 部 理 事 兼 公 共 施 設 整 備 課 長 原 口 信 行 |
| 建設経済部長 今 村 巧 児  | 市民福祉部長 中 島 俊 二                      |
| 教 育 部 長 堀 田 徹   | 上下水道部長 松 本 芳 生                      |
| 総 務 課 長 石 田 宏 二 | 経営企画課長 山 浦 剛 志                      |
| 地域づくり課長 藤 田 彰   | 人権政策課長兼 人権センター所長 福 嶋 浩              |
| 元気づくり課長 井 浦 真須己 | 文化学習課長 木 村 幸代志                      |
| スポーツ課長 大 塚 源之進  | 市 民 課 長 行 武 佐 江                     |

|          |       |        |      |
|----------|-------|--------|------|
| 税務課長     | 吉開恭一  | 保育児童課長 | 中島康秀 |
| 都市計画課長   | 木村昌春  | 建設課長   | 小川武彦 |
| 社会教育課長   | 中山和彦  | 学校教育課長 | 森木清二 |
| 文化財課長    | 菊武良一  | 施設課長   | 永尾彰朗 |
| 監査委員事務局長 | 渡辺美知子 |        |      |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |       |      |      |
|--------|-------|------|------|
| 議会事務局長 | 今泉憲治  | 議事課長 | 花田善祐 |
| 書記     | 山浦百合子 | 書記   | 力丸克弥 |
| 書記     | 諫山博美  |      |      |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

12番小島真由美議員の一般質問を許可します。

[12番 小島真由美議員 登壇]

○12番（小島真由美議員） 皆さん、おはようございます。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い、2件質問をさせていただきます。

1件目、子どもの貧困対策等子育て支援についてでございます。

子どもの貧困率は、先進国で構成するOECD（経済協力開発機構）の示している基準に基づき、各国で把握され、国際比較されています。最新の厚生労働省のデータでは、我が国の貧困状態にある子どもの割合は16.3%で、過去最高であると発表されています。OECD加盟国34カ国中10番目という高い水準にあり、子どもの約6人に一人が、平均的な世帯所得の半分に満たない約122万円以下で生活していることとなります。ひとり親家庭に限ると54.6%に上ります。貧困による経済格差は、子どもの教育格差にもつながり、成長後に希望の仕事につけず、収入が低いままになるなど、貧困の連鎖が大きな問題ともなっております。

全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するために、平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、同年8月には大綱が策定されました。そこで、3点お伺いいたします。

1点目、保育料の算定における寡婦控除のみなし適用の実施についてでございます。国の現行制度上、婚姻歴のないひとり親は寡婦とみなされず、所得控除が受けられません。保育料、市民税などは控除後の額で決まるため、同じ母子家庭に比べ経済的負担が大きくなってしまいます。寡婦控除のみなし適用で、保育料などの負担軽減を図ることが必要であると考えます。見解をお聞かせください。

2点目、全ての子どもは適切な養育を受けて、健全に発達する権利があります。しかし、子どもの貧困問題とともに、育児放棄や虐待なども増加しているのが現実です。子どもを取り巻く問題が深刻化する前に支援の手を差し伸べ、解決の道を開いていくことが重要な施策であると考えます。家庭環境などの養護相談や児童虐待相談など、子どもを取り巻く相談の現状と支

援について、本市の取り組みをお伺いいたします。

3点目、教育行政に関する観点から質問をさせていただきます。

今回の大綱では、スクールソーシャルワーカーを全国で現在の約2,800人から、平成31年度までに1万人の配置を目指すとしています。学校におけるスクールソーシャルワーカーの役割は、専門性を生かして家庭、学校、地域をつなぎ、福祉的立場からの相談業務を行うものと認識をいたしております。ソーシャルワーカーの増員を図り、効果的な活用を検討できないか、また教育活動に係る子どもの貧困対策について、現在の取り組みをお伺いいたします。

2件目、平成26年4月に行われた機構改革による組織編成の見直しについてでございます。

現在、平成28年度から平成32年度までの第五次総合計画後期基本計画の策定中です。社会情勢が大きく変化し、盤石な市政運営が求められる大切な節目となる5年間の計画であるとも言えます。後期基本計画を実効性あるものにするため、機構改革の評価を行い、現在の組織編成の見直しを検討するべきだと考えます。市長の見解をお伺いいたします。

以上、回答は件名ごとにお伺いいたします。再質問は発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） おはようございます。

1件目の子ども貧困対策等子育て支援についてご回答を申し上げます。

まず、1項目めの保育料の算定におけます寡婦控除のみなし適用の実施についてでございますけれども、こののみなし適用とは、婚姻歴の有無により保育料に差が生じることのないように、婚姻歴のないひとり親家庭に対しても寡婦控除が適用されたものとみなして保育料の算定を行うものでございまして、県内の市町村におきまして実施するところが増えてきておるのが現状でございます。

本市の状況を見ますと、11月末現在の児童扶養手当受給者585世帯のうち、未婚が57世帯で、そのうち就学前の児童がいる方が32世帯、うち認可保育所に入所している方が14世帯となっております。このうち保育料が発生している3階層以上が6世帯となっており、うち2世帯につきましては、寡婦控除のみなし適用を適用しますと保育料が軽減されることとなります。

こののみなし適用につきましては、子育て支援の一つとして国が積極的に制度化すべきものと考えておりますけれども、のみなし適用におけます影響は保育料に限らないため、本市としまして関係課と検討を行いたいと考えております。

次に、2項目めの家庭環境などの養育相談や児童虐待相談等、子どもを取り巻く相談の現状と支援についてでございますけれども、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的としました調査である福祉行政報告例の相談件数と種類を見ますと、平成26年度は児童虐待その他の養護相談が本市では36件、保健相談が12件、障がい相談が3件、育児、しつけ等の育成相談が281件、いずれにも属さないその他の相談が185件の計517件となっております。これは、平成25年度と比較しまして16件の増となっております。

また、このような家庭、児童への支援についてでございますけれども、児童福祉法に基づき設置しております太宰府市要保護児童対策地域協議会の関係機関等で、情報交換や支援の内容につきまして協議し、連携して支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 次に、3項目めの教育行政に関する観点から、スクールソーシャルワーカーについてご回答申し上げます。

スクールソーシャルワーカーは、学校や教育事務所を拠点といたしまして、児童相談所や医療機関、行政機関と連携して、貧困や不登校、いじめ、虐待など子どもを取り巻く問題を解決に導く社会福祉士などの資格を持つ福祉の専門家であります。教育と福祉のパイプ役ということでございます。

市教育委員会では、平成24年度から1名を配置いたしまして、平成26年度より現行の2名体制で対応をしております。勤務につきましては、平成27年度は毎週火曜日の8時半から17時まで、年間を通して43週、市内小・中学校を東西2つのブロックに分けて、それぞれに配置しております。東ブロックは太宰府中学校を拠点といたしまして、太宰府中学校、太宰府東中、太宰府小、太宰府東小、太宰府南小の5校、西ブロックは学業院中学校を拠点としまして、学業院中、太宰府西中、水城小、水城西小、太宰府西小、国分小の6校で対応を行っているところでございます。

次に、対応の内容についてでございますが、平成26年度実績から申しますと、家庭環境の問題が最も多く959件、2番目が不登校で928件、3番目が児童虐待の229件、以下心身の健康・保健に関する問題、発達障がい等に関する問題が続いております。

このような状況の中、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問や保護者との相談、関係機関との協働支援などを行うことによりまして、個に応じた支援の充実が図られ、学校と家庭及び教育と福祉をつなぐ重要な役割を担っておるところでございます。

困難で重大な事案につきましては、その都度市の関係部署、市教育委員会、学校、児童相談所、主任児童委員等による関係機関合同のケース会議を開催しており、その会議にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーも出席していただきまして、専門的立場からの意見交換や情報の共有、対応支援のあり方について協議を行っていただいております。今後もこのような問題解決に向けて、組織的に取り組んでいきたいと考えております。

なお、スクールソーシャルワーカーにつきましては、国の補助による県からの派遣、配置の制度はございますが、数に限りがございます。本市に配置がなされず、本市では市単独予算で2名の配置を行っております。

最後に、教育行政でできる子どもの貧困対策につきましては、現在就学援助制度や奨学金制度、市立学童保育所の利用料金助成金制度などがございまして、市教育委員会、学校、スクールソーシャルワーカーなどが連携して、それらの制度の周知に努めておるところでございます。

す。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） まず、1項目めの寡婦控除のみなし適用の実施についてでございますが、これは横断的に各所管ごとでしっかりと検討をしていただきたいということなんですけれども、まずもって人数的にはそんなに、全く市の財政負担にかかわるような人数ではないということ、逆にやらない理由が見つからないというほどの内容だと思っております。

しかしながら、受ける側にとっては非常に法律と法律のはざまに立った、非常に困窮をしている状況の中で、少しでも助成をいただきたいというこういったところの悩みであると思しますので、ぜひこの件は早急をお願いをしたいと思いますし、数年前はなかなか全国でもそんなに多くの自治体はこれをされていませんでしたが、やはりこの法律ができてから、多くの自治体がこののみなし控除を適用されております。

1つ教育部のほうにお聞きしたいんですが、学童保育の費用について検討がなされないかどうかお聞きをいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 学童保育料でございますが、現在減免申請を出していただきまして、世帯の課税状況に応じて減免措置を実施しておりますところでございます。先ほど市民福祉部長も回答しましたとおり、関係の各課と検討をする必要があるというふうに考えておりますので、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。そして、来年度に間に合うような検討で、全く市の財政としては大きな予算を立てる必要もないわけでございますので、早急なスピード感を持って、こういうところはしっかりと手当てをしていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それで、そもそもの質問をさせていただきたいと思うんですが、大綱など国の動きが今出ておりますけれども、これと本市の子ども・子育て支援事業計画における施策の策定と実施計画について、この本市の取り組みについてお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 子ども・子育て支援事業計画につきましては、本年の3月に策定しております。子どもの貧困対策については、その中では掲載をしておりません。教育とか保育の量の見込みとか確保方策につきましては、5年間の計画の中間年度でございます平成29年度に見直しを行うこととしておりますので、その際に掲載すべき必要な施策につきましては計画に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） これだけ子どもの貧困、本当に先進国の中では最悪の状況になってきている状況があって、国が大きな政策を打ち出してきています。来年度からまたさらにさまざまなメニューが追加をされる予定でございますので、これを実効的にやっっていこうと思うのであれば、まず根本的になるようなこの支援計画の中にきちんと打ち出さないといけないのではないかというふうに思いますので、ぜひこの子どもの貧困対策については支援計画の中でしっかりと検討をして、記載のほうをお願いしたいというふうにお願いを申し上げます。

私のほうから、この貧困対策については、各所管が幾つも重複をしております、お一人のお子さんのライフステージに合わせて全部所管が違うというのが、この貧困対策の特徴でございます。まずもって妊娠期から、そして高校卒業までの18歳まで、ここまでをずっと貧困対策としてサポートしていこうと思うのであれば、このステージごとの連携が非常に大事になってくるのではないかと考えております。

そこでお聞きしたいんですが、まず水際でこの親御さんの悩みであるとか、この深刻化する前にお母さんとの手当てをしていきたいという思いで、妊娠届け出時にまずはアンケート調査をされてあると思うんですけれども、個々に経済状況であるとかさまざまな聞き取りもしていただきたいと思っておりますが、この辺の支援状況はどうなんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 今議員お尋ねの連携の関係でございますけれども、地域健康部所管の元気づくり課のほうで、母子手帳発行から出産後2カ月につきましては赤ちゃん訪問、4カ月児健診、1歳6カ月健診、3歳児健診で、母子の健康状態だけではなくて、虐待等についても注意深く見ているところでございます。子育て支援センターにおきましては、赤ちゃん訪問ということで経産婦のほうを担当しているような状況でございます。

特に赤ちゃん訪問事業におきましては、産後はお母さんのホルモンバランスが崩れているということもあるということでございますので、産後鬱質問票とか、赤ちゃんへの気持ち質問票をとりながら訪問を行っているようなところでございます。

特に気になる方につきましては、庁内で連携しております、保育児童課とかそういうところと月1回ケース会議というのを行ってございまして、そこでフォロー体制について協議を行っているという現状でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 子育て支援センターも新設をされまして、大きな器の中で今子どもさんを預かったり、また教室を開いたりだとか、さまざまなメニューで子育て支援をしているということでございますが、もう少し相談窓口としての機能が果たすことができればいいなというふうに常々思っております。

これはどのライフステージでもそうなんですけれども、まずは相談窓口、どこに相談に行った



らいいのだろうかというところと、もっと言えば相談に来れない方もたくさんいて、それはこちらから出向いてそういった方を早期発見して、早期手助けをしていくというような2つのやり方で支援をしていかなければならないというふうに思っています。その大事な水際が、最初の妊娠期であると私は思っております。

今回の大綱の中でも、切れ目のない支援という言葉がありました。この切れ目のない支援ということこそ、大きな施策の重点的な問題になるわけでございまして、各所管がどういうふうなこの貧困対策、また虐待問題も非常に多くなってきておる現状の中で連携をとっていらっしゃるのか、そこをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 先ほどの1回目のご回答でも申し上げましたけれども、太宰府市には要保護児童対策地域協議会というのがございます。その中には保健所、民生委員、警察とかあらゆる機関の代表の方が、集まっていたいて、その代表者会議というのを行っております。また、実務者会議というのも行っております、ケース会議も行っておるところでございます。

ちなみに子どもの貧困対策についてでございますけれども、今議員のおっしゃったように国の法律、大綱ができて、現在県におきまして、この貧困対策につきましてパブリックコメントが出されているという状況でございます。

その中におきまして、今月の初めに市町村における子どもの貧困対策担当課についてということで調査がございました。子どもの貧困の窓口になるところはということでございましたので、要保護児童対策地域協議会を所管しております保育児童課のほうで、まず窓口とさせていただきます、関係各課との連絡調整を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ぜひ、まず窓口を明確にさせていただいて、わかりやすい相談体制をとっていただき、さらにきめ細やかな手厚い支援ができる体制をついていただきたいというのが、この今回の質問の私の趣旨でございます。

先ほど元気づくり課の中での妊娠届け出時のアンケートであるとか、こんにちは赤ちゃん事業であるとか、さまざま若いお母さんたちへの子育てに対する支援を行っているというようなことでございましたが、この今双方向の情報支援ということが、国のメニューにも来年度から概算要求の中にも入ってきておりますし、またメールマガジンの配信であるとか、今若いお母さんたちはSNSを使ったりとか、この情報発信をしていったりとか、また双方向のこの情報支援については絶対これから必要であって、早急に整備をするような問題ではないのかなと思っております。

気軽に、とにかく垣根を取って相談に行けたり、またお母さん同士で情報交換ができるようなそういう場を提供したり、こういったことを早急にさせていただきたいと思うんですが、この

双方向の情報支援についてどのようなお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 先ほど県のほうから調査がございましたというふうにご回答を申し上げましたけれども、その中で国のほうが子どもの未来応援国民運動ということで、支援情報ポータルサイトというのを設けるようになっております。それで、市町村においてその辺の情報の提供が、自由に行えるようにということで、今回そういう意味も含めまして、この担当窓口というのを聞いてきております。

現在ポータルサイトには約2,000の施策が登録されているということでございますけれども、今後市町村で独自に情報提供ができるような形になっていくというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 子どもの貧困と同じように、この10年間非常に増えてきているのが児童虐待でございます。先ほども部長のお話の中にもございましたけれども、この10年間で約1,000人の子どもが虐待による死亡をしております。これが現実であって、そして児童相談所の2014年度の相談件数が9万件というようなことで、これは本当に毎年毎年、この児童相談所への相談が大きく増加をしてきている状況がございます。

やはりこの児童相談所につなぐというようなことは、これは市がやっていくことなんですよけれども、これまで児童虐待防止対策と子どもの貧困対策を同時に進めていくということは非常に大事な問題になってくると思います。これまで児童相談所の全国共通ダイヤルも10桁の番号でしたけれども、覚えやすい3桁の番号にして、189、いち早くと、こういったことで啓発をしてきているわけですが、本市においてこの児童相談所全国共通電話ダイヤルの周知というのはどのようにされているのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 議員がおっしゃいました189、児童相談所の全国共通ダイヤルの広報につきましてですけれども、まず各施設へのポスター、チラシを配布して設置を依頼しております。市役所庁舎、家庭児童相談室、保健センター、子育て支援センター、市内の各保育所、幼稚園、市内の小・中学校、市民図書館、社会福祉協議会となっております。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） こういうこともしっかりホームページであるとか、若いお母さんたちに知らせる。また、これは単に虐待かもしれないと近所の方が通報するだけの話ではなくて、子育てに悩んでいてつらいと、こういう思いを聞く番号でもございますし、この189という番号が命をつなぐという大事な思いで、国もこの189、いち早くという思いで啓発をしてきていると思いますので、ぜひこの189、児童相談所全国共通電話ダイヤルについてはしっかりと啓発、また周知をお願いしたいと思っています。

そして、先ほど部長のほうからありましたが、ひとり親家庭の多子世帯自立応援プロジェク

ト、この中で携帯メールを活用した双方向の支援もございますが、もう一つ、ワンストップで寄り添い型支援の体制の整備というのもございます。

これに関しては、やはり窓口をワンストップ窓口とする方向でお願いしたいと思いますが、そこまで行く段階の中で、まず、これは2件目の組織体制にもかかわってくるんですが、福祉部門のフロアの中で、しっかりとこの相談体制がどこに行けばどんな相談が受けられるというふうなコンシェルジュを置いて、この保育児童課に来られるご相談者は、ただ単に保育児童課だけのご相談ではないケースが今非常に多くなってきておりますので、各所管にまたがるような複雑な問題が今絡み合っているのが、この相談の内容だと思っていますので、ワンストップで寄り添い型の支援の体制の整備について見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 福祉につきましているいろいろな相談がございます。いろいろな制度が絡み合っておりますので、なかなか1カ所でというのは非常に難しいことではございますけれども、現状としましては、そういうふうな子どもさんに関するお話があれば、保育児童課のほうで、虐待対応をする担当を設けております。

その担当が受け付けを行いまして、各所管のほうに連絡調整を行ったり、何度も申し上げておりますけれども、要保護児童対策地域協議会を開催しまして、その中には児童相談所とか、さっき言いましたけれども、筑紫医師会とか保健所とか警察とか法務局とか、さまざまなメンバーの方においでいただいて検討を行っていることもございますので、まずは保育児童課のほうですね、相談を受け付けるというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） この地域協議会というのも、私のイメージする地域協議会というのは市役所の中の各所管のことではございまして、しっかりと今の機構体制の中では、さっきも保育児童課が福祉、そして元気づくり課のほうと2つにまたがっていて、そしてさらに教育部という形で、こういったところの連携をしっかりと密にとる調整役になるのが、恐らく市民福祉部になってくるかと思っておりますので、その辺の調整のほうをよろしくお願ひしたいということをお願いしているのでございまして、その辺を見解をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 先ほど言いましたように、保育児童課の担当がいわゆるもうコンシェルジュみたいな形になっておるのが現状でございまして、議員がおっしゃるように庁内の連携としまして、要保護児童対策地域協議会、この中に実務者会議というのを設けております。この中には医師会、主任児童委員、そして学校教育課、保健センター、家庭児童相談員、子育て支援センター、保育児童課が入りまして、そういった会議も行っております。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 連携を密にして、情報の共有をして、お一人お一人の手厚く支援できる体制をとるための協議会ですので、その辺をしっかりとご協議いただけたらと思っています。

ます。

それと、これは今から教育部のほうにお聞きをしたいと思っておりますが、まず先ほどありました奨学金の件でございますが、日本学生支援機構の奨学金など、どんな条件で、どんな種類の奨学金があるのか教えていくことが重要である。昨年からは、年収250万円未満の世帯の新高校1年生に向けて、返済不要の給付型の奨学金も創設をされております。こういった子どもや親へ奨学金の種類とかこういったシステムの周知を行うためには、今どのような形で周知をされているのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 基本的には、3年生のこれから受験期を迎えますけれども、3年生のできるだけ早い時期にですね、進路説明会を開催をいたしまして、その中でただ単に高校進学ということだけの話ではなくて、いろいろな進路の情報を子どもたち、そして保護者に提供するような進路説明会を年に2回から3回実施しておるところでございます。その中で、対象となります奨学金等についても周知を図っておるところでございます。

また、3年生だけではなくて、できるだけ早い時期にそういった情報は子どもたちに提供する必要がございますので、キャリア教育の一環といたしまして、これはもう3年生だけがキャリア教育を行うものではございませんので、中学校に入学した時点から、もっと早い時期は小学校から、系統的に将来の自分の生き方等を見据えたキャリア学習、キャリア教育を進めてきております。その一環として、進路に関する情報ということで、奨学金制度等についても子どもたちあるいは保護者に周知を図っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 非常に大事なことで、進学を諦めない、また自分の将来に本当に突き進んでいく、教育の機会均等というところでしっかりとこの支援をしていただくことが、学校のこれからの使命ではないかというふうに思いますし、また今回は、せっかく創設をされました奨学金にしても、早い段階から周知をお願いをしたいと思っております。

そしてもう一つ、部長のほうからご答弁の中で、スクールソーシャルワーカーについて増員が図れないかに対するご回答がございましたが、これはスクールソーシャルワーカーの数は絶対少ないなと思いつつ今聞いていました。なぜなら、この950件、約1,000件に近いぐらいの相談内容の中で、スクールソーシャルワーカーが果たす役目というのは非常に大きい問題でございますし、また国の流れの中でも、このスクールソーシャルワーカーについては通知が来ております。来年度からも大きく増員を図って、そして1万人というのは大体1校に1人の割合になると思います。ソーシャルワーカーの増員という形では、やはり進めていくべきであるし、1週間に1日というのも、何か活用がもう少しうまくできてないのかなというそんな気もいたしました。

このスクールソーシャルワーカーにかわる支援員、そういったことを段階的に考えられない

かお聞きいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） スクールソーシャルワーカーにつきましては、先ほどご回答申し上げましたとおり、学校と家庭、それから教育と福祉をつなぐ重要な役割を担う存在であるというふうに認識しておるところでございます。

現在本市には、市独自の予算で2名を配置しておりますけれども、議員ご指摘のとおり、確かにいろいろな問題に対応してきておりまして、もうフル活動しておるところでございます。それで、国のまた増員が図られるということで、私もいろいろな情報は調べたところではございますけれども、この国の補助がですね、3分の1なんですね。3分の1で、ほかは、その残りの3分の2については県費ということで県に割り振られますので、数に制限が出てきまして、どうしても市町村の段階になったときには、より状況が厳しい市町村を優先ということで配置がなされておるところでございます。

ぜひ、1万人ということで増員が図られて国の予算もつけられまして、本市にもそういった配置がされればですね、当然それを活用していきたいというふうに考えておりますが、現段階では予算もありますことですので何とも言えませんが、市といたしましてはソーシャルワーカーを増員して、より充実を図っていきたいという考えは十分持っておるところでございます。国の動向等を注視しながら、また配置等については考えていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 国の動向、県の動向というご答弁でしたが、補助金がつく、つかないにかかわらず、市単独でやるべき内容ではないかなというふうに思っています。近隣の春日市は、各中学校に1名ずつ配置をしております。やはり子育てするなら春日という、これは市長の本当に突出した子育て支援というような思いが、しっかりと政策に反映されている内容ではないかと思っております。

もう一つ、この子どもの貧困についての中で、スクールソーシャルワーカーを増員すること、もう一つ教育部への要望として学習支援があります。この学習支援については、文部科学省からは教育部のほうに通知が来ていると思います。そして、厚生労働省からは福祉部のほうに通知が来ていると思います。なぜならば、この子どもの学習支援事業というのは、今年生活困窮者自立支援法というのが施行されましたけれども、今年の4月からこの支援法に基づいて、福祉部のほうでは必須事業として自立相談支援事業、そして住居確保給付金というのをやっております。

そして、そのほかに任意事業といたしまして、家計相談支援事業であるとか就労準備支援事業、そして学習支援事業など幾つかメニューがございますので、この任意メニューもしっかりと福祉部のほうも検討していただいて進めていただきたいということも要望の一つなんです。この学習支援については、まずもって現場の学校が推進計画を立てて、補助金の申請等は

福祉部がするという連携をとっていきましょうということが、両方面から通知が来ているわけです。

であるならば、まず教育部のほうからこの学習支援について、生活困窮者、そして生活保護世帯もこの学習支援は受けられますので、国の補助金がこれが2分の1の国庫補助が付きませんが、この件についてご見解をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 議員ご心配いただいておりますとおり、子どもの貧困を抱える問題というのは大きな問題でございまして、それにかかわる学習支援をどうするかというのも、教育部にとっても大変重要な課題でございます。

現在、市としましても検討しておりますのは、文科省からおりてきております放課後子ども教室、これのあり方をどうするかと、そんな中でも学習支援を考えていくということも重要だろうということで、それに太宰府市として放課後子ども教室のあり方をどうするかということについては、調査研究を進めておるところでございます。

また、学習支援ボランティアということで、地域の皆様、近隣の大学生等の支援もいただきながらですね、授業中の学習支援あるいは放課後の学習支援、そういったところにもお手伝いをいただきながら、子どもたちの学習支援を進めていきたいということで現在進めておるところでございます。今後もよりよい子どもたちの学習支援をどうするかということについては、検討を進めていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ぜひ早急をお願いをしたいと思います。まずはスクールソーシャルワーカーが西と東ですかね、一人一人、2つに分けて2人いらっしゃるということですが、まず学習支援も全学校が目標なんですけれども、まずは始めることが大事ではないかなというふうに思いますので、どうか早急に計画を立てていただきたいと思っています。

今回の大綱の重点施策として、貧困の連鎖を断ち切るために、学校をプラットフォームとした総合的な貧困対策を行うというふうに明確にあります。そして、学校教育による学力保障や要保護児童対策、学校運営協議会との連携など、子どもと一番身近に接する機会が多い学校の役割は極めて重要であるというふうにもうたっています。

子どもの生活実態がよく見える学校現場から福祉をつなぐ必要があり、また福祉から見えてきた課題を学校へつなぐ必要がある。このために今回の貧困対策に対して、国からさまざまなメニューがおりてきているわけですから、まずは連携を図っていただくことが重要であるというふうに本当に切に思っています。

ここで先進地の事例を少し紹介いたしますが、足立区では子ども貧困対策会議というのを既に立ち上げて、さまざまな支援を行っております。それから、高知市では、学習支援をどのように行っているかというのを少しご紹介したいと思っています。

これは高知市チャレンジ塾ということで、福祉部局と教育委員会が連携をして、民間に委託をしながら、また教師のOB、そしてボランティア、こういった方たちのお力をかりて、生活保護世帯等の中学1年生から中学3年生の生徒に対して学習の場を設け、学習支援や進学支援を行っています。高校の進学率を高めて、生徒が将来への希望を持って進路を選択できることを目的として、市内5カ所でチャレンジ塾を開催をしています。

学習の場所を提供するだけではなく、不登校児の居場所としての機能も持ち合わせ、また就学促進支援員が生活保護世帯を訪問し、塾の参加を促し、実績といたしましては、平成24年度は登録者336名で、そのうち生活保護世帯が106名、3年生が43名いましたが、41名が進学をしていると。平成25年度はさらに塾の数を倍にし、10カ所に増やしているということでございます。

やはりこういったことは市の裁量で、素早くスピード感を持って、開かれた教育委員会として子どもに寄り添うような施策をしていくことが重要であって、そのメニューがせつかく国から学習支援という形で来ているわけですから、来年度の4月からはぜひ進めていただけるような方向でお願いをしたいと切に希望をしております。

市長にお伺いいたしますが、さまざま今貧困問題について質問をいたしました、この中学校給食も、私が市長がこの貧困問題に対する一つの施策の流れの中で考えられての方針であるんではないかと思っておりますし、この子どもの貧困問題、今市の取り組みについて見解をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 1カ月前に衝撃的な新聞報道等がありました。私たちの基本的な認識として、全国的に見て6人に一人の子どもさんが貧困状態に置かれているということは、かなりもう皆さん常識的というか、そういう環境になっている。本当に働く人たちの雇用形態が変わり、家族のあり方というのが本当にいろいろ変わっていく中で、1億中産階級と言われた時代が本当にもう大昔のような形の現状が今あるわけですし、6人に一人が貧困状態ということが、九州においては5人が一人、福岡県においては4人が一人というような具体的な実態調査も報道からなされているような次第でございます。議員ご指摘の問題というのは、今の市民の置かれている現状というところをいけば、本当に大きな課題だというふうに思っております。

給食についても、本当に家庭によっては唯一の食事かもしれないというふうなこともありますし、この中学校給食、そういうことも考えながら、私は大きく掲げて課題として考えて進めていきたいというふうに考えている次第です。

本当にいろいろな形で、今の世の中が信じられないほど昭和から平成になり大きく変わっているという現状、そして十分に私たち自身がまだつかめていないというふうに思いますので、そのあたりの状況をつかみながら、福祉、教育、いろいろな分野で積極的にご指摘の問題については取り組んでいきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） もう時間がなくなりましたが、最後に、子どもたちの支援というのは、次の時代を担う大人を育てることでもあります。それは市長も今ご答弁されたとおりでございます。子どもたちが将来に希望を持てるよう、手厚い政策を着実に進め、目の前にいる子どもを救うために、市は政策を総動員すべきだと思っています。

今総体的なご回答でしたけれども、これを具体的に足元でやっていくのが市の仕事でございますから、市長、どうか今日私が提案させていただいたこの貧困問題、まずはこの切れ目のないような妊娠から、そして17歳までの流れの中で、きちっとそのステージステージに合わせた相談窓口の体制、そして手厚い支援、そして教育の機会均等という中で、将来を諦めることがないそんな子どもをしっかりと育てていただきたいという思いでいっぱいでございますので、子どもを取り巻く環境は年々複雑さを増しております。我が町の未来を本当に考えるならば、この子どもたちを支えることこそが本当の子育て支援であると思いますので、どうかよろしく願いをして、1件目終了させていただきます。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2件目の組織編成の見直しについてお答えいたします。

機構改革につきましては、社会情勢に応じて機動的に変えていく必要があると考えておりました。私自身、その時期や内容を見きわめ、慎重に考えながら進めていきたいというふうに考えております。このため、今後市民のニーズや議員から頂戴いたしましたご意見も参考にしながら検討してまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

なお、詳細については総務部長に回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 詳細につきまして、私からご回答申し上げます。

現在の組織は、議員もご承知のとおり、平成26年4月1日に実施いたしまして今日に至っております。このとき総務部、福祉部、教育部、市民生活部を再編いたしまして、総務部、教育部を残し、市民福祉部、地域健康部を設置いたしております。

市民福祉部は、転入転出の際の各種の届け出や証明書の発行などが多い部署、ある意味最も多く市民と接する部署ですが、この市役所の顔と言える部を一つの部として再編したものでございます。

また、地域健康部は、体育複合施設の建設とあわせまして、市民一人一人に焦点を当て、個々人が生涯地域の中で元気で生き生きと生活していけるような施策を実施することを通して、地域の強化をも合わせて図っていくとの考え方から、思い切って従来までの福祉、教育、環境など分野ごとの垣根を取り払い、横断的に組織したものでございます。

両部では、部長が中心となりまして、部内の課長が部設置の意義なども考えながら協議を行



い、中には元気づくりポイント事業など事業化までできたものもございます。

さらに、ご質問にもありますように、現在第五次総合計画後期基本計画を策定中でございます。このような状況を踏まえながら、先ほど市長が申し上げましたように、社会情勢などの変化などにより実施をしていくという方向性を持っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 今市長のほうから、時期を見きわめて、さまざまな意見を参考にしたいということがございました。時間もありませんので、このことをしっかり聞きたいと思えます。

その時期というのは、この第五次総合計画後期実施計画をつくられている今やらないと、PDCAサイクルの中でこの今検証をし、見直しを進めているのがこの計画でございます。ここに合わせた形でしっかりと土台をまず作り直さなければ、この5年間の計画が実効的なものになることではないのかなというふうに思っています。

それともう一つ、さまざまな意見を参考にとおっしゃいましたけれども、まず聞かないといけないのは、この組織編成自体が市の職員がどう思っているのか。これはここにいらっしゃる執行部の部長とはいつも話をされていると思いますけれども、市長が常々風通しのよい組織づくりというふうに最初施政方針の中で述べられておりましたけれども、これから市長を支え、そして今市役所の中核で現場をしっかり仕切っているのは課長職の方であると思っています。であるならば、まずこの組織編成に対してどのような意見を持ち、どうやりづらいのか、そしていいところはどこなのかというところの検証を、課長職の方たちとしっかり懇談会を持つべきことだと思っています。この半年以上の間、この課長職との懇談会を持たれたんでしょうか。市長にお伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 部長クラスとは経営会議等々でいろいろな会議をすることがありますが、直接的に課長会という形に出たことは1回はございますが、具体的な課長会に私が出て何かするということは、まだいたしておりません。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） この機構改革が一回もとに戻して、そしてそこからもう一回考え直すべき組織編成ではないかなと思います。これは上議員と全く同じ考えでございます。

さっきの1件目の貧困問題にしても、子育て支援センターは地域健康部です。でも、市民福祉部のほうへは保育児童課、ごじょう保育所があるんです。この流れの中でこの貧困対策をどうやっていくのかという、これだけとっても大変問題が大きいかなと思いますし、さまざまこういったところでの整合性がうまく機能していないような、そういう組織編成ではないのかなという懸念がございますので、ぜひ市長、この課長とお話をするといっても、そんなに大変なことじゃないですよ。総務部、地域健康部、各課長四、五人ずつきちんと少人数で懇談をして

いただいて、現場を知っていただくようなことというのは、まずもって市長がやらなければならないことだと思っています。

それともう一つお聞きしたいのが、総合体育館のためにこの地域健康部をつくった前市長のこの流れの中で、新しい機構改革ができていますけれども、民間に委託をするという形で公募をする、そういった今ご提案が市長のほうからあっておりますが、前の地域包括支援センターの2階をトレーニング棟というようなご提案を市長されておりますけれども、私はこれは機構改革のこの編成の流れからいくと、総合体育館の準備室としてしっかりとここで根づいていただいて、市長がいつも言われていらっしゃる国士舘跡地の使い方、またこの総合体育館も稼働率を上げ、成功させなければならないミッションが市長にはあるわけがございますので、せつかく民間の力をかりるのであれば、民間は共同体かもしれません。

どういう形で力をかりるのかわかりませんので、しっかりとここに市が準備室として入って、来年の開館式に当たるところからの計画をまずもって練っていかないといけないような、そういう準備室としてはまずは発足をさせて、そしてスポーツ課、前の生涯学習課なんですけれども、文化とスポーツとどのような形でこの総合体育館を使っていこうかということ、民間の力と一緒にやっていくべき場所ではないかと思いますが、これだけ市長、お答えください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 全く問題意識といいますか、私の考えと全く議員と共有する次第でございます。来年11月3日という格好でオープンの日を設定して動いております。それに向けて、この体育館を本当に市民のために、あるいはスポーツ団体、いろいろな協議をする方のために、またもともとの当初のありましたそれなりの大会ができるものとしてしっかりとつくっていきたいというふうに考えて、6月、9月、12月といろいろな形で、議員の皆様にとっては、ちょっと唐突な感じがあったかもしれませんが、いろいろな積極的な意味でのことを考えて議論し、決めながら進めてきているつもりであります。

この体育館の運営について、本当に体育複合施設、名称として総合体育館になるような形でございますが、スポーツ、文化、福祉、防災機能をあわせ持ったものとしてどうやってしっかり運営していくかということは、本当にご指摘のとおりいろいろな形でのもう一回組織見直すということは、非常に大きな当面の緊急の課題だと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） もう済みません、時間がありませんので、どうかまずは機構改革を早急に見直してください。その時期が来たらというのは今であると私は思っておりますので、その前にしっかりと庁舎内で意見の調整を図っていただきたい。

それから、もうこれは本当は聞きたかったんですが、時間がありませんので要望にとどめておきますが、保健師を初め専門職が足りなさ過ぎます。福祉の分野がこれから5年間、この前

の議会との意見交換会のときにある市民の方が、介護問題の特別委員会をつくってほしいというご意見がありました。本当にそのとおりだと思います。

これから福祉に対する施政というのは、大きなボリュームを持ってやっていかなければならない、その人材の確保として、専門職をしっかりと手当てをしていただきたいと思っておりますので、その分も含めてどうか各課の課長と懇談会を持ってください。これだけお願いをして、終了いたします。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員の一般質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番陶山良尚議員の一般質問を許可します。

〔13番 陶山良尚議員 登壇〕

○13番（陶山良尚議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問をさせていただきます。

まず1件目、病児保育についてでございます。

6月定例会におきまして、平成27年度施政方針の中の子育て支援の推進について、会派幸光の代表質問として、本市の病児保育の現状と今後の対策について質問を行いました。市長から、病児保育を利用できないケース等について検証を行い、事業の拡大について検討していきたい、また子育て支援事業については、本市子ども・子育て支援事業計画に基づきさらに充実させ、しっかり考えていきたいと、力強い前向きなご回答をいただきました。

そこで、今回はこれまでの間、多くの市民の方からの要望書も市長へ手渡されておりますので、そのことも踏まえ、検証結果と事業拡大の実施時期について伺います。

2件目、自治基本条例についてでございます。

10月に市長に対して、太宰府市自治基本条例審議会から答申書が提出されました。長きにわたりまちづくり市民会議、そして幹事会、審議会において慎重審議がなされ、素案策定に至るまでご尽力いただきました皆様のご労苦に対し、敬意を表する次第でございます。

この条例が制定されますと、私たち市民の活動が市政運営に大きな役割を果たすことが期待されておりますが、それとあわせて、一般市民にも一定の責任や権利が発生するということが考えられます。また、同じように、行政や議会の役割も明確になってくることから、それだけにこの条例の目的や内容等については、行政や議会のみならず、相当な市民の理解も必要となり、その理解なくしては条例の制定、また条例が制定されたとしても、その後の運用も厳しくなるのではないかと考えております。

そして、約4年にわたりまちづくり市民会議や幹事会、そして審議会で議論され、その議事

録や関係資料は市のホームページ等で閲覧できるものの、現時点でどれだけの市民の方がこの条例に関心を持ち、策定経緯や内容についてどの程度理解をされているのか疑問でもありません。

今後、パブリックコメント等により市民意見の集約や市民に対する周知活動が予定されていると思いますが、今後策定までの過程において、この条例の内容や必要性等について、十分な時間をかけてしっかりと市民に説明を行うとともに、理解を求めていかなければならないと考えているところでございます。そこで、以下の3点について伺います。

1点目、答申までの経緯と今後の進め方について、2点目、市民への周知方法について、3点目、本市における自治基本条例の必要性についてでございます。

回答は件名ごとに、再質問は議員発言席にて行います。

よろしくお願いたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 1件目の病児保育についてご回答申し上げます。

6月議会終了後、この間病児保育につきましては、直接市民の皆様から、お子様が病気になられたときのご苦勞等のお話もお聞きし、事業の拡大の必要性を感じているところでございます。現在策定中の総合計画や総合戦略におきましても、子育て支援の充実は最重要施策の一つであり、この病児保育の実施時期につきましても、筑紫医師会のご協力を得ながら、できるだけ早い時期に実現したいと考えております。

詳細については部長から回答させます。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 詳細につきまして、私からご回答を申し上げます。

まず、現在病児保育事業を委託しております市内の医療機関の現状でございますけれども、平成26年度は開設日数241日に対しまして、預かり実日数150日と、稼働率は62.24%、延べの利用者数は217人となっております。また、病児保育は広域で利用ができますことから、近隣他市の施設の利用も多く、特に大野城市の病児保育を利用されている方が平成26年度延べ利用者数742人中、太宰府市民の方の利用が126人と、全利用者の約17%を占めております。

6月議会後、市内医療機関の先生と数回にわたりましてお話をお伺いしましたがけれども、1日の利用定員は4人となっておりますけれども、隔離室が2室しかないために、感染症などの場合、定員以下の利用しかできないことがあるとのことでした。インフルエンザ等の感染症の流行の時期は、たとえ利用者が定員に満たない場合におきましても、施設が不足する状況となっております。

また、市内の別の医療機関におきまして独自で病児保育を実施されておきまして、多くの皆様が利用されていることも確認し、ニーズが高い事業であると考えております。

以上がこれまでの検証結果でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） この病児保育については、私もですね、何度か質問をさせていただきました。そういった中で、先ほど市長も申されましたけれども、実際に働くお母さんから、切実な訴えを聞きまして、本当にやはり必要だなと思った次第でございまして、こういう形で質問させていただいております。

先ほど、部長のほうから説明がありましたけれども、大野城市で1カ所、6名の定員でされておりますけれども、742人中126人、約17%が太宰府市からということでございました。これについては、今西のほうが太宰府市非常に子どもが増えておりまして、そういう関係もあるのかなと思っているところがございますけれども、そういった中で、やはり今太宰府市においては1カ所ございますけれども、これについて市長も先ほどからですね、この間事業拡大についても、必要だと感じてきているという話もありました。

そういった中で、やはり私もできましたら事業拡大していただければ、本当に働くお母さん、例えば子どもさんが途中で、病気になられて熱を出されたとか、そういう場合があったとして、すぐになかなか駆けつけていけないわけでございまして、そういった面でやはり太宰府市の子育て支援の観点から、多くのお母さんたちのことを思うと、やはりもう一カ所は必要だなと思うところではございますけれども、これはいつぐらいをですね、事業拡大に向けて取り組んでいただけるのか、ちょっと具体的に市長のほうからお話しいただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 先ほどの検証結果を受けまして、現在平成28年度当初予算に計上するというところで考えております。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 平成28年度ということは、来年度予算に計上されるということで、そういう形で動いていただけるのであれば、私は非常にですね、うれしく思っておりますし、それを本当に期待するということでございますので、そういう点から実際にやっていただくということで今話を聞きましたんで、今回の質問におきましては特段ありませんけれども、今後、やはり今非常に太宰府市、先ほども申し上げましたように子どもさんたち、また若い世代の流入も増えているところでございます。2040年まで福岡県内でも、太宰府市、何カ所の自治体しかございませんけれども、微増ではございますけれども増え続けるということは話も出ております。

そういった観点から、やはり多くの方にですね、若い世代の方にもっと来ていただいて、やはり太宰府が住みよい町だと、非常に他市に比べたら子育てしやすい町だということを、実感していただいて、やっぱり一生太宰府で住んでいただけるということも、大事なことかなと思っておりますので、やはりこれからも、市長におかれましては子育て支援にしっかりと軸足を置いていただいて、本当にいろいろな面で、今がチャンスだと思っておりますので、他市に負けない子育て支援の政策をしっかりと行っていただきたいと思っておりますけれども、もう一度市長、確認しますけれども、平成28年の来年度から事業拡大をしていただけるということで

よろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 先日、たくさんの市民の方からの要望書をいただくときに、いろいろなお話も聞きました。働くお母さんたちがどんなふう困っているかと、お話も十分聞きましたので、今言いましたように、来年度予算からしっかり取り組んでいくことはお約束いたします。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） それでは、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、1件目を終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2件目の自治基本条例についてご回答を申し上げます。

去る平成27年10月27日に、太宰府市自治基本条例審議会より答申を受けました。学識者や太宰府市議会議員の皆様など市内外の方々12名で構成されました太宰府市自治基本条例審議会は、平成23年11月8日に第1回審議会を開催し、本年10月27日までの4年間にわたり、28回の長きにわたりご審議をいただきました。参加された議員の方あるいは審議会の皆様に、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げる次第でございます。

私といたしましては、答申を尊重し議会にお諮りしたいと考えておるところでございますが、条例本文や解説等を精査するとともに、各課において実務や条例、規則等々の整合性を今整理しているところでございます。そごがないようにいたしたいと考えておるところでございます。

3点目の本市における自治基本条例の必要性についてでございますが、平成21年4月に新しい自治会制度に移行して以来、自分たちの太宰府の町の課題は自分たちで解決するという市民自治によるまちづくりを進め、市民福祉の向上を図るための新しい自治のルールを定めるものの条例を考えております。

なお、1点目、2点目、詳細については担当部長から回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 1点目、2点目につきまして、私より回答させていただきます。

まず、1点目の答申までの経緯と今後の進め方についてでございますが、市民や職員等約60人が参加されましたまちづくり市民会議につきましては、平成23年1月より平成25年10月まで22回開催をいたしまして、条例に盛り込むべき素材の抽出を行っていただきました。

また、市民会議の世話人的な役割といたしまして幹事会が組織されまして、市民会議に向けた調整や内容の集約など、約53回もの会議を重ねていただいたところでございます。

学識者や公募市民、それと議員の皆様、自治会長様など市内外の方々12名で構成されました太宰府市自治基本条例審議会は、先ほど市長も申し上げましたように、本年10月27日までの4

年間、28回の長きにわたりご審議をいただいたところでございます。

さらに、本審議会の中では、市民会議委員の方2名が、市民会議で集約されました条例に盛り込むべき素材等につきまして、市民会議の中での意見とか思いなどを発表していただきまして、審議会の議論に大きな役割を担っていただいたところでございます。

平成23年以降、市民向けの自治基本条例制定のための市民講演会や、市民会議委員を対象といたしましたまちづくり市民会議学習会、次世代を担う子どもたちに本市の未来像を語っていただくジュニアリーダーズ交流会などを開催いたしまして、市内のさまざまな方々からご意見をいただき、盛り込むべき要素に反映をさせてきたところでございます。

次に、今後のスケジュールでございますが、現在市長を本部長といたします副市長、教育長、全部長から構成をいたします協働のまちづくり推進本部会議を開催し、全体の調整を図っているところでございます。また、関係課長で組織されます市民協働推進委員会で条文や解説等の文言等の確認も行っておりますし、さらには全職員等で各人の業務内容等の確認作業や、条例、規則等の整合性の確認など、内容の精査をですね、現在進めておるところでございます。

精査が終了しました後に、パブリックコメントの実施、パブリックコメントで出された意見の回答調整、条文の修正の有無等の作業を行いまして、さらに市内部での法政上の審査を受けた後、議会の皆様へお諮りする手順で現在進めております。

次に、2点目の市民意見の集約、周知方法についてでございますが、まず本答申につきましては、市民で構成されました市民会議が条例に盛り込むべき素材を抽出したところでございますので、そこからスタートしております。当初の段階から市民の意見を集約しているというのが実情でございます。また、審議会では市民会議委員の方からですね、意見をいただくなど、常に意見を拝聴し、会議については市のホームページに掲示していくなど、審議の透明化を図ってきたところでございます。

庁舎内での内容の精査が終わりましたら、パブリックコメントを実施いたしまして、さらに内容の点検を行いまして、議会へ上程してまいりたいと考えております。

議会での議決以降につきまして、市民講演会の開催や広報、ホームページに条文や条文の逐条解説を連載するなどの周知を図って、市民へ広めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 今回ですね、私がこの条例について質問させていただく機会となったのが、やはりこの基本条例が制定されるに至って、本当に市民の方、一般の方が、どれだけこの内容についてというか、この条例自体を知ってあるのか、どういう審議がなされているのかということ、やはり一般の普通の市民の方に知っていただく意味でもですね、大事なかなと思いまして、今回質問をさせていただきました次第でございます。

この条例が制定されますと、先ほども申し上げましたけれども、一般の住民の方にもやはり権利や責務を負うということで、そういった意味ではまずは理解が進まないことには難しいなと率直に感じているところでございます。

それで、私も議員になって、その年の秋ですかね、市長のほうから諮問がなされまして、それからまちづくり市民会議というふうな形で進んできておりますけれども、そもそも、この条例を制定するに当たって、当初のきっかけですね、どのような経緯で策定しようという形で動き始めたのか。そのとき私、まだ議員になりたてで何もわからなかったものですから感じておりませんでしたけれども、いろいろ勉強する中でなぜかなという疑問がありましたんで、ちょっとその辺率直に聞かせていただければと思っております。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） まちづくりのそれぞれ担うところがあるかと思うんですけれども、市民、議会、行政ですね、それぞれの役割とか市民参加の仕組みを、協働で進めていくということで話をスタートさせていただいた分を、明文化といいますか、そういう形で広く市民と、協働で進めていくために明文化をするためということでスタートしたというところでございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） そうしましたら、前市長の発案でされたのか、それとも執行部のほうでやっぱり考えて必要だと思って進められたのか、その辺ちょっとお聞かせいただければと思っております。

というのもですね、基本的にこういう条例を制定する場合、私も各自治体の流れを見ておりますと、行政主導で、例えば、市長が公約に上げられたからやってみようとか、行政主導型でするところもありますし、市民からやっぱりこれは必要だということで、ある程度市民の活動が成就された中で制定に至ると、そういう市民提案型の類型もあるわけでございます。本市の場合は、どちらなのかなというふうなことも感じておりますので、その辺ちょっと教えていただければと思っております。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 平成21年に、それまでの区長制度から新しい自治会制度に移行というところでございまして、協働でのまちづくりというところからスタートしてございまして、当時の市長のほうから、新しい自治会制度に移行するに当たって、協働のまちづくりを進めるためということで発案をさせていただいたところがスタートでございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） そうしますと、そういう形であれば、例えば諮問する前にですね、庁舎内である程度必要性とかその辺十分検討なされたのかどうかというのも、やっぱりこういう条例を策定するに当たっては、やっぱりその条例の中に目的がしっかり、必要性がしっかりしないことには、これはもうつくっても意味がないかなと思っておりますので、そういう形で経



緯があるのであれば、その辺庁舎内でしっかりまずは検討されたのかどうか伺います。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 先ほどの回答でも申し上げましたように、市民協働推進委員会という関係課長で組織されております会議とか、市長を頭といたします推進本部会議等も、その段階でもう既に発足をさせておまして、庁内での論議を経た上でそういう審議のほうに進んでいるという実情でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 11月に定例議員協議会の中で説明をいただきました。そういう中で、こういう資料も、報告も盛り込ませていただいておりますので、私もこれよく吟味して、拝見しておりますけれども、その必要性についてでございますけれども、実際この条例の必要性ということで書いてありますけれども、この必要性見ると、どこの自治基本条例取り組む中で、どこの自治体もこういうことを書いているんですよ。

そういった中で、特にこの太宰府市でこの条例を制定するメリット、これを制定すればこの太宰府が何か変わるとか、市民のまた動き、協力を得るような形でいい方向に行くとか、そういう何かメリットがあつてのを感じての策定に動かされたという、そういう思うんですけれども、その辺の必要性についても一度明確に教えていただければと思いますけれども。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 自治基本条例の制定の目的といたしましては、自治の基本原理を定めることとか、市民の権利と責務を定めることとか、いろいろ効果はございまして、市民主体の行政というところをうたっていくということと、人、物、金ですね、そういうのを明確にしていくというその仕組みをしっかりとっていくというところの目的でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 一応理解をするところでございますけれども、例えば、私も調査研究する中で、自治基本条例を、例えばですよ、制定しなくてもですね、住民のニーズを把握したり、違った方向で市民、住民の力でまちづくりをしっかりとされているところもあるんですよ。

後で詳しくちょっと調べていただければいいと思うんですけれども、例えば近くの自治体であれば春日市とか柳川市さんがですね、非常にやっぱり市民と密接になってまちづくりを進めているんですよ。そういうやり方もあるんですけれども、そういうことは考えられなかったのか、まずは基本条例ありきで考えられたのか、その辺お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 議員さん言われますように、近隣では筑紫野市さんが、つくっているだけでございまして、当然太宰府市でももともとやり方として、明文化しなくても通常やっていた形ではございますけれども、それを行政とか議会の透明性というところで、市民の方のニーズもあるということで考えておりますので、そういう形から条例化を考えたというところ

でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 条例の制定過程における必要性とか目的、必要性についてはいろいろありましようから、この辺で終わります。私も決して、条例制定を反対しているわけじゃありませんので、やはり明確な目的とか必要性がなければ、つくっても意味がないと思っておりますので、そういう形から質問をさせていただいているところでございます。

続きましてですね、これまでの経緯ですけれども、最初にまちづくり市民会議が開催されました。もう4年近く前のことでございますので、このメンバー構成とか、参加人数、また先ほど60名という話がありましたけれども、市民公募をどのようにされて、各年代層の方に来ていただいていたのか、その辺ですね、ちょっとお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 会議の発足に当たりましての呼びかけは、市の広報でさせていただいたところでございまして、年齢層は平均年齢でいうといろいろ、ちょっと幅は広くですね。当初スタート時は100名程度とか、かなり多くの方がお見えはいただいておりますけれども、平成23年度から平成25年度までという長きにわたっておりますので、だんだんやはり参加が少なくなっていったということで、最終的なときには60人ぐらいという形で、推移したという経過でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 私も何度かですね、拝見に行かせていただきました。率直に感じたことは、例えば若い方とか女性の方が少なかったかなという思いはありましたけれども、議事録等々拝見させていただきますと、非常に立派に皆さん発言されてまとめてあったんですね。非常にそのご苦勞が目に見えてわかったんですけれども、そういう形で今ありましたけれども、それで、本当に一部かもしれないけれども、住民の意向がそれに反映されたのか、その辺の認識をちょっとお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 全ての意見が取り上げられたかといいますと、やはり行政との整合性というのもございますので、その点は市民会議の意見としてはいただきましたけれども、最終的な答申の中では、その審議会の中で審議会の委員さんに論議をしていただいて、現在の答申の形になっているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） それとですね、ちょっと審議会について1点お聞かせいただきたいんですけれども、以前審議会でしたしか、パブリックコメントみたいなことを多分されたと思うんですけれども、そういった中で、これは議会に報告があったかちょっとわかりませんが、どのぐらい意見が出されて、どのように審議会のほうでそれが反映されたのか、議論されたのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 平成26年度の夏ぐらいですけれども、自治基本条例審議会の会長、副会長のたたき台を、パブリックコメントといいますか、ご意見をいただく形をとりまして、出ました意見につきまして、項目別に整理をさせていただいて、審議会で丁寧に一つ一つ論議をしていただきまして、そのご意見を参考にさせていただく分については、案文の変更とかです、そういう形。ちょっとこの分は現状にそぐわないとか、そういう分につきましても回答をつくらせていただいて、公表という形で、作成をさせていただいております。

一覧表はできてはおりますが。ホームページにもアップしているということでございますので、ご確認いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） それでは、今後のスケジュールについてでございますけれども、先ほど部長の説明があった中で、まずは庁舎内である程度精査されてから議会に提出されて、議決後に市民に対していろいろな形で周知をしていくという話がありました。

私はちょっとこれに疑問を思うんですけれども、今の段階で、やはり答申が上がったときに、それとは別に、市民に対してはこういう条例が本市では制定に向けて進んでいますよという形のさわりだけでもいいんで、そういう形の、例えば講演会とか、市民向けのそういった内容の理解を求めるような機会を設けたらどうかなどは思うんですけれども、今のスケジュールでいくと議会の議決後ということですが、私はそれでいいのかなと。

それまで市民がですね、どのぐらいかかるかわかりませんが、市民に周知されないままそこで進んでいって、もう制定が決まった後に市民に向けて報告されると。それじゃあ市民の本当の意見が集約されてないじゃないかなとは思っているところを感じておりますけれども、その辺についてのスケジュールについて、ちょっと執行部の認識をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） それまでに先ほど申しましたように多くの市民の方に参加をさせていただいてですね、論議をさせていただいておりますので、上程前にパブリックコメントを実施をさせていただき、そこでまた意見をいただくということで考えて最終的な案をついていきたいというふうに執行部側としては考えさせていただいております。

済みません、先ほどの市民会議の人数の関係でございますが、当初から60人から70人程度ということで、ちょっと訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 一応理解はいたしますけれども、この条例制定に当たっては、やはりですね、本当、何もない一般の方が、条例制定後に例えばいろいろな形で権利が与えられたり、責務を負っていかないといけない。例えば市民の方といっても、一生懸命働いて子育てしながら忙しい方もいらっしゃいますし、本当に高齢でなかなか地域に協力できない方もいらっしゃいます。そういう方に対しても、この条例が制定されるとひよっとしたら縛りができてく

るんじゃないかなと、そういうことも心配しているわけですね。

それとあわせて、今ネットなんかでよく市自治基本条例制定しますと、賛否両論分かれているわけですよ。だから、その辺うまく持っていかないと、やはり一部の市民は納得いかないところもあるかと思えますし、制定に対して、やっぱり難しい面も出てくるんじゃないかと非常に私心配しているんですけども、その辺どう考えられているのかお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 条例可決後になりますけれども、そこで広く市民の方に、条例の中身を知っていただくということで、説明会を開催をいたしまして、先ほど言いましたように1条1条ですね、丁寧に市の広報等を使って説明をしていきまして、周知を図っていききたいというふうに思っております。説明会の中で、またできました背景等も含めて説明をして、市民の方にご理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） そうしましたら、いずれパブリックコメント行うということでございますけれども、そのときさまざまな市民から意見が出されると思いますが、そういった中で、例えばですよ、反対意見が多かったとか、そういった場合、どういうふうなこの条例制定に対して判断をされるのか、対応されるのか、その辺最終的にはやっぱり市長の責任で判断されると思うんですけども、市長に伺いたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 本当に足かけ4年、市民会議、審議会という形の長い道のりの中でこの答申が出されてきました。4年前、私が、あるいは陶山議員も議員になられたときに、流れ的には議会基本条例と自治基本条例を2つつくろうという形の流れがありまして、その2つの関連性なり関連性なりはどんなふうになるのかということでありましたが、当時の渡邊委員長のもとで議会基本条例、2年ほどだったと思いますが、つくり上げて、とにかく先行して議会基本条例を先につくって、自治基本条例ができたときに、その関連性あるいは整理すべきことは整理しようという議論の中で進んできておりました。

そういう経過ですから、市民会議に議員が参加することがどうなのかという議論もたしか当時ありましたし、市民会議については市民の皆様の議論を受けるという形で、それが私たちは傍聴して、いろいろ流れについては見ておくというか、理解するような形で動いて、それが上がってきた段階で議会の中ではまた議論しようという流れになっておったかと思えます。

議員の方も2人たしか出ていただいて、審議会議論してきた流れがありますし、そういう流れでいけば、かなりの議論を積み重ねてきた内容でございますので、これは大切に考えていきたいというふうに思っておりますし、パブリックコメントでどういうご意見が出てくるか、それはそれとして見ながら、今後の対応は、そういう流れで来ておりますので考えていきたいというふうに思っている次第でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 今までしっかりですね、市民の方がここまで作り上げてきていただいたものですから、これはもう本当にしっかりと尊重し、また受けとめていかないといけないとは思っておりますけれども、全国的に今この基本条例制定されている自治体、300少しですね、あるみたいでございます。福岡県でも今のところ60自治体のうち7自治体で、つくられているということをちょっと確認をさせていただいております。

全国で、この条例に関して、本当につくってよかったという町もあれば、制定途中でいろいろなことがあって挫折するということも、そういう自治体も聞いております。ですから、今後、執行部の中で庁舎内ですね、議論が交わされると思っておりますけれども、しっかりまずは市民、住民の認識、ニーズを、探っていただくことが私は先決かなと思っておりますし、それとあわせて、各自治体の状況や、制作過程の把握もしていただきながら、しっかりといい面、悪い面、精査していただきながら、本当に十分な調査研究をして、慎重に進めていただきたいなと思っておりますのは私の率直な意見でございますので、まだまだ長くかかると思うんですけれども、しっかりとまた進めていただければと思います。

最後にちょっと聞き忘れたことがありますので、大体どのぐらい庁舎内でもまれて、パブコメまでどのぐらいかかるのか、その辺もし具体的な計画が今あるのであれば、教えていただければと思いますけれども。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 具体的な時期につきましては、ちょっとまだ今見えてない状況でございます、はっきりしたことは。ちょっとどれぐらいかかるか、私どもも今勉強中というか、内部協議中でございますので。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） じゃあ、先ほど述べましたように、しっかりと庁舎内で議論されて、市民の意見も把握していただきたいと思っております。

最後に市長にお伺いしますけれども、この条例制定後、制定された場合、太宰府がどのような形に変わるのか、またまちづくりをされていくのか、市長の考えをちょっと伺いたと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） この条例には、今までやって、いろいろな形で決め方とか運営の仕方とか、そういうことがごく当たり前という形でされておったものが、明文化されてくると思います。明文化されればまたされたで、また一つのそれが基準になるというふうになってくると思います。そのあたり踏まえながら、しっかり今後の進め方について取り組んでいきたいというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） それでは、今市長から回答いただきましたけれども、しっかり市長の

ほうで、熟知されてですね、やはり市長が一番この条例について勉強していただきたいと思っておりますので、その辺しっかり欠かさずですね、認識を深めていただきたいと思っております。

これをもちまして私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔3番 木村彰人議員 登壇〕

○3番（木村彰人議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件につきまして質問させていただきます。

まず、1件目の多くの市民が利用する体育複合施設となるための取り組みについてです。関連する3点について伺います。

まず1点目、工事に関する進捗状況、いわゆるハードと言われる分野です。具体的には、現在の建築工事の進捗状況、関連する後発工事の状況、そして何より重要な交差点改良と信号機設置についてです。

次に2点目、管理運営に関する準備の進捗状況、いわゆるソフトと言われる部分です。具体的には、指定管理者の選定について、料金の設定と予約システムについて、そして何より重要な体育複合施設に関する広報活動、説明会等の情報発信についてです。

最後に3点目、施設の利用促進に関する取り組みについてです。具体的には、トレーニングジムについて、平日・日中の利用を促進する企画について、そして何より重要な利用促進のための特命部署の設置についてです。

次に、2件目の文化記念事業について、関連する2点について伺います。

1点目、太宰府市が主催者としてかかわった事業である水城・大野城・基肄城築造1350年事業についての総括です。どのような文化的な効果が太宰府市と太宰府市民にもたらされたのでしょうか。

次に2点目、実行委員としてかかわったイベントであるももいろクローバーZのライブイベント「水城・大野城築造 竈門神社創建1350年 九州国立博物館開館10周年 日本遺産認定記念 ももクロ男祭り2015 in 太宰府」、長いですが、についての総括です。

この冠は、太宰府市も盛んに広報、PRしております文化記念事業であります。また、本イベントにおいては、太宰府市も実行委員会のメンバーとして名を連ねています。どのような文化的な効果が太宰府市と市民にもたらされたのでしょうか。

以上2件についてお伺いします。再質問は議員発言席にて行います。

よろしくお願ひします。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 1件目の多くの市民が利用する体育複合施設となるための取り組みについてご回答を申し上げます。

まず、1項目めの工事に関する進捗状況についてでございますが、現在発注しております建築工事につきましては、平成27年11月末の出来高は約70%となっております。現在主に大屋根の工事を行っておりまして、スケジュールどおり平成28年7月29日の完成を目指し、現在鋭意工事の進捗を図っているところでございます。

次に、関連する後発工事につきましては、外構工事及び植栽工事がございます。外構工事につきましては、平成27年、本年12月中旬、植栽工事につきましては平成28年3月中に施工業者を決定いたしまして、ともに平成28年8月末完成を目指し工事を進めてまいるところでございます。

最後に、落合橋交差点改良と信号機設置の見込みについてでございますが、平成27年10月30日に筑紫野警察署と落合橋交差点改良と信号機設置について協議を行ったところでございます。今後につきましては、測量と詳細設計を行い、同時に警察と具体的な協議を開始いたします。福岡県警との協議が終了次第、交差点改良と信号機設置の工事を発注する予定としております。

次に、2項目めの管理運営についてご回答申し上げます。

まず、管理運営の基本方針につきましては、施設運営につきましては指定管理者制度により行うこととしております。また、指定管理者の選定につきましては、公募によるものといたしまして、太宰府史跡水辺公園と体育複合施設を一体的な運営をすることにいたしております。両施設を効率的、効果的に運営していくためには、体育複合施設の開館当初から、史跡水辺公園と同じ指定管理者が管理運営を行うことが最善であるというふうに考えております。

次に、料金の設定と予約システムについてでございますが、使用料金の設定につきましては、本議会に太宰府市総合体育館条例の中で料金の設定をいたしまして、上程をさせていただいております。その使用料金ということになります。

なお、料金の算定につきましては、近隣の春日市、大野城市、筑紫野市、那珂川町、福岡市の使用料金を参考にいたしまして、また今後発生いたしますランニングコストを念頭に、受益者負担も考慮しながら料金設定を行ったところでございます。

予約システムにつきましては、太宰府市のホームページの公共施設案内から予約できるように準備を行っておるところでございます。

次に、体育複合施設に関する広報活動につきましては、市の広報紙、ホームページ、また体育複合施設内に情報発信のモニター設置、また今後選定をいたします指定管理者のホームページ等の媒体を活用しながら情報発信を行ってまいりたいというふうに考えております。

最後に、3項目めの利用促進計画についてご回答を申し上げます。

施設使用では市の主体的事業とか競技団体の貸し館が中心というふうになりますが、施設を有効に使用するためには、指定管理者による自主事業が必要不可欠というふうに考えております。市民の健康づくり、体力づくり、生きがいくりとなる事業のきっかけづくりや継続的に取り組めるメニュー、手法ですね、それとかトップアスリートを招聘したイベント等を計画しながら、情報発信と幅広い事業の展開の検討につきまして、指定管理者と連携しながら検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 工事の進捗については了解しました。8月末に全ての工事と言われるものが全部終わるということですね。それにあわせて、オープンの日付というのが先ほど市長のほうからも11月3日とございましたけれども、こちらはこれでよろしいのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） ご回答申し上げます。

先般、市のほうで条例案を検討している段階で、その日ではどうかということございまして、その日は午前中が功労者、善行者の表彰がございますので、その後お昼からどうだろうかということで、このことにつきましては本議会終了後、全員協議会の中で改めて市のほうから皆様のほうにお知らせするという、そういうことにいたしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 後発工事としては外構と植栽というふうにあるということでしたけれども、もうこれで工事と言われるのが全て出し尽くす形でしょうか。今のところ総工事費、費用が35億円ということになっていますけれども、それ以上の増額ということはないのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 今後発注する工事の内容と増額についてというお尋ねでございますが、基本的に35億円というのは、今まで使ってきた工事にも実はあるわけがございます。いろいろな例えばアメダスを移設するための工事とかですね、もう既に完了しているものもございます。それを基本的に議会に承認していただきました予算をもって完成させるというようなことで、今進んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） これまでですね、段階的を追って補正予算という形でだんだんと増えてきた経緯がありますので、ちょっと心配したから質問させていただきました。

それと、交差点改良と信号機設置の見込みについて、先ほど、友田部長のほうからご説明あ



りましたとおり、進捗状況のほうは今のところ10月30日に警察協議が終わっていると、後はもうそれが終われば工事に着手できるという流れと解釈しましたがけれども、それこそ体育複合施設のオープンに間に合う形で交差点改良と信号機設置ができるのでしょうか。それが一番ポイントになると思います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 私ども警察協議につきましては、やはり相手方もございますものですから、かなりの期間は考えております。ただ、開館に間に合うようにというところで詰めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） この交差点改良と信号機設置につきましては、前回は私がちょっとこの件についてお話しさせていただきましたけれども、通常の公共工事における交差点改良と信号機設置ではないと思うんです。それこそ、この体育複合施設のブリッジを市長の判断で落とされたことに伴い、そのかわりとして交差点改良と信号機設置があると思うんです。

そういうことを考えると、協議の相手もあることでしょうかというのではなくて、ぜひとも、ブリッジを落とされた政治判断というのであれば、この交差点改良と信号機設置は、それこそもう政治判断、トップが動いて、どうしても、オープンまでに間に合わせるという働きかけがないといけないと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） その点については責任を持ってやる考えでおります。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 続きまして、指定管理者の選定についてお伺いします。

今の市民プールの管理者としては、太宰府市スポーツ振興財団が管理していращやと思うんですけれども、それも今年の4月からですね。それを、今回また指定管理者を公募によるプロポーザルでかえられるということなんですけれども、当初も、プールと体育館を一体にというお話もあったと思いますけれども、そのときの太宰府市スポーツ振興財団にかえた理由としては、市の主体的な事業がこのプールを使って展開できるだろうからということで、太宰府市文化スポーツ振興財団であれば、そういうふうな市の方針に従って連携して事業ができるというふうな理由で、その前のシンコースポーツ株式会社からスポーツ財団にかえたという経緯があったと思います。

このたびまた、公募によるプロポーザルで、そういう形でかえる形になるんですけれども、この財団での管理と一般公募によるプロポーザルの管理、方針が変わられたのはどういう理由があったんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） ご回答申し上げます。

前年度ですか、シンコーさんのほうから財団のほうへということで、今回また財団から今度民の指定管理候補者へということは、1つはやはり大きくは市長の方針の変更というふうに捉えていただきたいと思います。

それで、私たちが一番考えなければいけないのは、市民が利用するときが一番わかりやすい方法というところを考えまして、今回体育複合施設ですね、そこを民のほうに公募するということのでございましたので、それをあわせて史跡水辺公園、プールでございませけれども、そこを一体としてその対象に入れたということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 前回、財団にかえたときの理由としては、市の意向をしっかりと反映できるといふことで、普通のシンコースポーツ株式会社じゃだめだといふことでかえたといふふうに、議事録私読み取ったんですけれども、今回また、財団から民間になるとは思われますけれども、公募型に変わると。そこで、市と一緒にあって連携していけるというしっかりした柱ですね、前はそれでかえました。今回はかえても問題ないのでしょうか。しっかりと連携してやっていけるというのは一貫して言えるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） ご回答申し上げます。

そのようにしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そしたらですね、とにかく管理者がかわるわけですから、今の管理者、次の管理者、今の管理者がかわる場合は、その管理者の評価というのを普通すると思われます。評価が悪いからかえるといふかということもあるんですけれども、今回の、それこそ前回シンコースポーツ株式会社は、非常に管理運営内容はよかったけれどもといふような、そのときはちょっと、評価があった。今回その財団の評価といふのはどうなんでしょうか。財団からかえることとなりますけれども。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） シンコーさんの管理運営はよかったという評判は聞いております。今回それを受けまして、財団のほうも引き継ぎながら、一生懸命負けないようなサービスでやっていたところでございます。今回新しく受けられるところにつきましては、そこも踏まえて評価していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そういうことであれば、今回の公募型で、さらによい指定管理者が選ばれる可能性があるというふうに理解いたします。

続きまして、この公募型のプロポーザル方式で管理者を募集されるということなんですけれ

ども、なかなか、公募型プロポーザルって内容がわかりにくいんですけども、そこら辺をちょっとわかりやすく説明していただければ助かるんですが。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 選考方法につきましては、12月本議会に提案しております債務負担行為が議決をいただきましたら即、募集要項の配布をさせていただきますして、年が明けました1月の上旬に体育複合施設の建設現場、現地で説明会をさせていただきますして、その後質疑応答といたしますか、質問をいただいて、1月下旬に大体書類の受け付けを締め切りをさせていただきますして、その後2月の上旬になりまして、指定管理者候補者選定委員会というのが内部規定でございますので、そちらのほうで書類審査、また提案のプレゼンをいただいて、業者の選定に当たっていきいたいというそういう手順で考えております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 公募型のプロポーザルというと、結構業者が決まるまでに時間がかかるというのと聞いとるんですけども、こちらのほうはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 一応4月に、史跡水辺公園の指定管理者という部分がございますので、それまでに間に合うような形で決定をしていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） このプロポーザル方式についてちょっと、もうちょっと詳しい話で、いろいろな業者さんが手を挙げられると思うんですけども、その業者の選定基準というのを伺いたいです。選定基準は何でしょう。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 先ほど言いました指定管理者候補者選定委員会のほうで、評価表をつくりまして、その部分で審査をしていくところでございます。まだその評価基準につきましては、済みません、内部協議中でございますので。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 関連しまして、選定委員会というのをつくられるということだったんですけども、選定委員会のメンバーですけれども、どういう形になるんでしょうか。職員主体なものか、市民を入れるか、議員を入れるかとか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 太宰府市指定管理者候補者選定委員会規定というのが内部規定でございますして、そちらのほうで委員の組織が規定をされております。いわゆる庁舎内部のメンバーによる選考になります。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） その選定委員会の中で議論される中で、手を挙げられた業者の方が提案事項というのがあると聞いています。今想定されるような提案、どういう提案が、出てくるの

か、ちょっと非常に興味あるところなんですけれども、どういう提案を想定していらっしゃいますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 議員ご質問の、非常に多くの市民の方に利用していただくということが目的でございますので、そういう集客事業といいますか、指定管理者の自主事業、そういうところを見ていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうですね、まず利用促進ということが私も非常に重要なところだと思いますので、それにかかわる提案というのを非常に期待しているところです。

しかしながら、提案を待っているというだけでは、非常に心もとないかなと。前回、前々回よりもすぐく良好な管理者を選ぶためには、市がある程度、どのような提案が出てくるかそのイメージを持ってまして、それ以上の提案が出てくるという前提で、それに対していいのか悪いのか、最終的にはそれよりも当然最低限いい提案であり、その中で一番いい提案をした業者を選ぶという形になると思うんですけれども、市がイメージされているその利用促進の提案事項、企画ですよ、これについてお話しください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） まず、体育館の部分で、見るスポーツという部分がございますので、そちらの部分では、先ほど言いましたようにトップレベルの部分を持ってこれるとかそういうところなんですけれども、議員言われる継続的な事業といいますか、市民の方を巻き込んだ健康づくり、体力づくりのですね、そういう長期的に多くの市民の方に参加していただけるという事業の企画を、こちらとしては求めていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 確かにそれは求めていきたいというところは、私もそういう思いなんですけれども、ある程度、自分の中に絵がないと、出てきたものもいいものかどうか、我々の期待以上のものかどうかというのは非常に判断しにくいところだと思います。具体的に本市執行部のほうにおいても、しっかりそのイメージを持ったところで選定委員会に臨むという形が一番いいと思います。これは提案です。

続きまして、指定管理費用のほうなんですけれども、指定管理料としてプールと体育複合施設で5年間の合計が6億3,500万円の債務負担行為が上がってきております。この金額積み上げの内訳を教えてください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 上議員の質疑のときにご回答申し上げましたけれども、史跡水辺公園につきましては、平成28年4月1日からの指定管理料で積算をさせていただいております。体育複合施設につきましては、平成28年11月からの指定管理料という形で積算をさせていただいておりますので、ちょっと月数が異なるというところで積算をさせていただいているところ

でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 費用が発生する月数というのはわかりましたが、その内容ですよ、この6億3,500万円の中にどういう業務が含まれてこういう形になっているのか、非常にわかりにくいところなんですけれども、当然指定管理者さんの人件費とか、その他の電気代とかあるんでしょうかね。あと一番気になるのが、提案事業、自主事業の部分ですね、そこら辺どういうふうに金額的に押さえて積み上げて、この6億3,500万円になったのかということをお聞きしたかったんです。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 体育複合施設のランニングコストの分につきましては、7月に開催をいたしました市民説明会の際にお配りをいたしました指定管理料の試算で、積算しております。ですので、それを除いたところが史跡水辺公園というところで考えていただければというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうするとベースとしては、市民説明会のときにランニングコストという形で一覧表がありましたけれども、あれがベースになっているということですね。

そしたら関連しまして、ちょっと料金のことにお伺いします。近隣市の同様施設の料金を一応参考にとということでしたが、今回の総合体育館の条例にも、料金の設定がございます。それをもちましてですね、それこそ前回の説明会では1,330万円年間収入があるという試算であったわけなんですけれども、今回ある程度、料金体系がほぼ決まりそうなので、収入予想としては幾らになりますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） こちらで積算した分につきましても、説明会の見込みということで試算しております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ちょっと料金の関係で、一応近隣の同様施設の料金を参考に決められたと思うんですけれども、どうしても、黒字にするのは難しいような公共施設ではあると思います。しかしながら、要するに収入を上げて出るのを抑えるという形で、赤字を抑えるというふうなことが求められると思うんですけれども、周辺自治体の料金体系だけではなくて、それこそ収支という形から、料金をちょっと考えたというそういう試みはなかったんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 料金の設定に当たりましては、年間のランニングコストから、面積等で割りまして算定をさせていただいているところがございます、必ず黒字になるとか、そういう形での計算ではございませんで、やはり金額設定については近隣の自治体を参考にさせていただきまして設定をさせていただきました。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうすると、私もそうなんですけれども、いろいろな市民の方から言われるのが、ランニングコストを圧縮する方法はないのかというふうな形でいろいろ問いかけがあるんですけども、今回公募型のプロポーザルで指定管理者に出すということが一つのランニングコストを抑える手段かとは思われますけれども、収入もある程度決まったところで、ランニングコストを抑えるという方法は、具体的には何があるんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 説明会で出しました数字につきましては、光熱水費、いわゆる電気、ガス、水道につきましては、フル稼働というところで試算をしておりますので、まずそこを削減をしていくというところはあるかと思えますけれども、それ以外については、ちょっと今のところ。

そうですね、空調ですね。済みません、空調設備につきましては実費でいただく形になります。その分についてはその分がどれぐらい出るかというのが、現段階では見込みが立っていない状況ですので、そのあたりで削減ができるのではないかなというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 指定管理者にかかわらない実費の部分でしっかり経費を抑えていくというのが、一つのアイデアということですね。引き続き、このランニングコストについてはしっかり抑える方向でお願いしたいと思います。

続きまして、先ほど体育複合施設の広報活動についてご報告ありました。ホームページとか、太宰府市の広報とかそういうものを利用してということなんですけれども、なかなか、今でも情報発信が少ないように思います。

同様施設で春日市にも同じような体育館をつくっていますけれども、あちらのほうもやっぱり市民への周知というのがネックになっているみたいです。どういうふうにして新しい施設を市民に伝えるか。それこそスポーツに関心がある方はですね、新しいものができるということで、そういう情報をキャッチするのは早いでしょうけれども、広く市民に伝えるというのはなかなか難しいということを春日市のほうでも問題になっておりました。

本市の場合も、あっという間にもう来年の11月まで来てしまいますので、それに向けての広報活動というのは非常に重要になってきます、関心を高めるためにも。そこら辺でもっと具体的なアイデアというか、それをお聞きしたいですが。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） ご意見をいただいた分でございますけれども、競技団体につきましては、当然説明会的なものといいますか、そういうこともやってはいくんですけれども、市の事業の中で多くの市民の方に参加をしていただいて、そういうところで広めていくということも考えておりますし、指定管理者が決まりましたら、そちらのほうから情報発信、当然市のほうは広報とか、ホームページでやっていきますけれども、ちょっと今のところ考えているの

は、そういう形での広報というふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） これは参考になるかわかりませんが、私の提案ですけれども、前回は愛称募集とかもございました。私たち議員もですね、建設途中の現場を見させていただきました。まだ、屋根がかかっていない状態でしたけれども、かなり大きい施設ということがはっきり体感できましたし、施設の大きさ、充実感というのが非常にわかったわけなんですけれども、市民を対象にした説明会とかを催されたらどうかと思います。それも工事自体が大体、建築自体は7月末ですね、それで外構、植栽が8月末ということで、オープンまでしばらく期間があるんですけれども、そこら辺で、イベントみたいな形で市民を対象に施設を紹介するとかという試みはないんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 工事につきましては7月末を目標に今やっているところですが、その後内部的な検査とか、備品の搬入とかということがございますので、今議員からご提案いただきました分については、内部で検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 続きまして、トレーニングジムについてちょっとお伺いしたいんですけれども、今回の総合体育館の条例にもトレーニング棟という形で、上がってきています。それについては環境厚生常任委員会で修正可決という形で、そのトレーニング棟を落とす形で採決が下っておりますけれども、これについてお伺いします。

まず、このトレーニング棟を地域包括支援センターの2階に設けるというアイデアが決まったのはいつごろなんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） ご回答申し上げます。

現地を確認したということをご報告いたしました。その後でございますから、10月ごろではなかったかと思っております。

失礼しました。10月末に三役、幹部のほうで判断したところでございますので、10月の終わりごろということでございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 10月末ごろに三役、幹部のほうで現場を見てから決められたということですね。今回12月の議会に上程された条例なんですけれども、余りにもちょっと内容的に詰められてないというところですね、今回修正という形になったんですけれども、まずこの別棟の2階につくるという理由、そこら辺をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） この間、考え方等は（聴取不能）でお話ししたというふうに思っております。そして、11月の開館、これに合わせて、できるだけトレーニングジムのほうも体育館の一

体として出発したいというそういう思いがありました。

それで、もとの包括支援センターの2階に決めましたのは、あそこの場所が今のプールよりも少し広くて、一定の期間そこでトレーニングをされるんじゃないかなという判断のもと、そこにしてはどうかということで決めまして、ご提案したということで、建物構造物の年数から、いつまでもそこでということにはならないかなということは思っておりましたけれども、ある程度の耐久性、ある程度の構造、そこにトレーニングジムをつくったとき、音とかやっばり出てくるとお思いますので、そのところは検討した結果ということで、そこに提案させていただいたということでございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 環境厚生常任委員会の中でもこの話題の議論の中で、担当の職員さんの間でも、包括支援センターの2階にジムを設けるのはいかがなものかというような感じが私すごくしたんです。個人的にも、いろいろな方にも聞いているんですけども、なかなか職員さんの間でも、あそこに設けるのはいかがなものかと思っただけでございます。

三役が現場を見られて決められたということなんですけれども、そこら辺ですね、それこそしっかり担当課の専門的な見地から、あそこの2階が適当なのかどうかというのをしっかり確認されたかを教えてください。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 謙） 一応公共施設の担当のほうに使いたいけれどもというような相談はしまして、耐震性とかそういうものから判断して、今の旧包括支援センターの2階でできるということで提案させていただいたということでございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 私も公共施設の担当ではございませんけれども、一利用者として考えた場合に、あそこの2階にトレーニングをしに行ったら便利かと考えたら、非常に抵抗があるんですね。利用者の私の知り合いにも聞いたら、やっぱり、別棟というのがですね、非常にポイントにありまして、まずマシンをあそこに置いただけでは、トレーニングジムとしては不備だよと。それこそロッカーがあり、シャワーがあるということですね、そのトレーニングするだけじゃなくて、一連の運動の中でトレーニングをしてという使い方もあるということで、別棟2階のあそこの奥まったところというのはあり得ないというお声いっぱい聞くんですけども、そこら辺、ちょっと私専門家の担当の方のご意見とはちょっと思えない感じなんですけれども、果たしてこれでトレーニングジムを、新しい体育館に欲しいと思っていられる方、議員の中にもいっぱいいます、私もそれを含めて、新しい体育複合施設の中にトレーニングジムをつくってほしいと思っただけの声にお応えする形になるんでしょうか、あそこの2階で。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 謙） 市からの提案理由はいろいろ申し上げましたので、あと議会の判断を受けてまた進めたいというふうに思っております。



以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 昨日の長谷川議員の答弁のやりとりの中で、何でもかんでも議会に何うのはいかなものかというご発言があったんだと思います。私もある意味、それはしょうがないことなのかなというふうに思うんですけども、しかしながら、今回の総合体育館の条例、トレーニング棟がついている条例、これを普通に通ると思われて上げられたんでしょうか。そこら辺ご回答ください。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 市が提案するときには、それなりの方針、そういうものがあって提案します。かどうかというようなところでは思っておりません。できたらそこをお願いしたいということでございますので、あとは議員の皆様のご意見をお伺いして進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 確かに何でもかんでも、市議会側に相談していたら、それこそ仕事が進まないという面もあるでしょうけれども、私たちが期待するのはしっかりした根拠、裏づけに基づいた提案をお願いしたいということで。

今回の条例につきましても、私たちはそれこそ公共施設の専門家ではありませんけれども、いろいろな意見が出ました。あそこの2階でいいという意見は一つもなかったわけですね。それに対する反論する根拠による回答もなかったところで、修正可決になったんだと思います。これについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） この案件にかかわらず、これからもいろいろな議案が上がってくることになると思います。それにつきましては、しっかりした根拠、裏づけをもって説明されたら、それこそ私たちも納得する局面いっぱいあると思うんです。それをお願いしたいと思います。

それと、利用を促進するための特命部署の設置についてちょっとお伺いしたいんですけども、利用促進を促すための企画、自主事業とかは、それこそ指定管理者に負うところが多いかとは思いますが、なかなかそれだけでは、これだけの大きな施設、35億円をかける施設ですから、利用促進を図るためには、単独部署では非常に厳しいと思うんですけども、それこそ組織改編という話のつながりますけれども、午前中の小島議員の話にもありました。その2階、それこそ地域包括支援センター跡の建物の2階をですね、準備室にしたらどうかという話もございましたけれども、この体育複合施設を、これからも、できた後も利用促進を促すための特命の部署の設置というのはお考えになりませんか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 公的利用とか体育協会等の利用調整という部分もございますので、現在のところは今窓口を務めております地域健康部のスポーツ課が、やっていくということで考えております。今議員が言われたような特命部署の設置というのは、今後の状況を見て検討する内容になってくるのではないかなと思っております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） これ結構大きな話ですので、市長によろしく申し上げます。しっかり、この施設を有効な施設として使えるように、PRできる部署を、しっかり設けて、それこそ来年のオープンを迎えることができればと思っております。

2件目申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2件目の文化記念事業についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの水城・大野城・基肄城築造1350年事業についてですが、水城・大野城・基肄城1350年事業は、平成24年10月に本市のほか筑紫野市、春日市、大野城市、宇美町、佐賀県基山町、福岡県及び佐賀県による実行委員会を立ち上げ、平成25年度より式典、シンポジウム、巡回写真展や遺跡公開事業などを実施してまいりました。

実行委員会で掲げた本事業の目的は、1つは史跡の存在、史跡がつくられた時代、そして背景として当時の東アジア情勢があったことを広く知らせること、2つは、史跡をどのように守り伝えるか取り組みを考えること、3つは、史跡の所在する市と町の魅力を発信すること、4つ目は、参加各市町及び市町間の住民交流を深めることの4つであり、実行委員会の事業と各団体の単独事業を重層的に実施することにより、文化庁の名義後援をいただくなど、結果的にマスコミにも取り上げられる機会も多く、歴史背景が共通した水城、大野城、基肄城にかかわりを持つ自治体相互の交流と合同した情報発信を行うことができ、これらの取り組みを通して皆様の史跡に対する理解と関心が増したものと確信いたしております。

次に、2項目めについて回答いたします。

ご存じのとおり、今回のコンサートは水城・大野城築造、竈門神社創建1350年、九州国立博物館開館10周年、日本遺産認定を記念するものとして、10月31日土曜日に大宰府政庁跡において開催されたものであり、太宰府市もその実行委員会のメンバーとしてかかわっております。

当日は、全国各地から約9,000人の方が太宰府市を訪れ、コンサートが行われましたが、前日から当日、翌日にかけて多くの方が太宰府市内を散策していただき、「歴史とみどり豊かな文化のまち」太宰府を認知していただいたと思っております。

また、コンサート内でも太宰府の魅力を伝えていただいておりますので、全国から太宰府市への来訪者も増え、観光や経済的観点から、今後効果があるものと期待いたしております。

ご質問の文化的効果としましては、全国的に有名なアーティストが太宰府の大宰府政庁跡と

いう、これも全国的に名の知れた、さらには今年日本遺産として文化庁より認定を受けた伝統ある場所でコンサートを開催したことで、太宰府という地名の文化価値が上がり、世界に誇る町としてより広く、より多くの方々に認知していただけたと思っております。

また、時期は未定でございますが、コンサート内で映し出されましたアーティストによりまず太宰府の紹介ビデオを無料で譲渡いただき、今後太宰府市の観光用ビデオとして各行事で使用できるようにもなっておりますし、史跡整備協力金として主催者側から太宰府市への寄附も予定されておりますので、多大な効果があるものと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 1点目の、水城・大野城・基肄城築造1350年事業については、一定の成果があったというご回答でした。私思うに、対象が考古学とか学際的な色彩がすごく強いで、なかなか伝えるのが非常に難しいというふうに感じております。それこそもクロじゃありませんけれども、対象を変えて、伝えるという手段を変えてアプローチしなきゃいけないかなと思っております。

2点目のももいろクローバーZのイベントについてなんですけれども、こちらのほうは、太宰府市と太宰府市民にどのような文化的なメリットがあったのかということなんですけれども、結果としては、ももいろクローバーZのイベント会社は興行としては成功している。太宰府天満宮としても、それなりのメリットがあった。しかしながら、今市長がご説明されたけれども、本市にとっては、本市の市民にとっては、どれだけのメリットがあったか非常に疑問であります。

というのも、記念イベントと冠しておりますけれども、実際の太宰府市民がどれだけあそこの会場にいたのかということも正確な数字はわかりませんが、限定イベントということもありますので、かなり限られていたものではないかと思われま。

どれだけのメリットがあったかという、先ほど市長のほうからございました、ステージ上で上映されたPRビデオを無償でいただけるということだと思っておりますけれどもね。それよりも、このイベントの中心にある、このイベントのそもそもの映像を、どれだけの価値があるのかというのを、私見ていませんのでわからないんですけれども、そもそものこのイベントの価値、かなりあると思いますね。断片的にしか知りませんが、そこら辺どうでしょうか。

PRビデオじゃなくて、このステージの映像の価値をどれだけあるものか、太宰府市、市民に、それをお答えください、市長。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 先日の徳永議員の質問にもお答えいたしました。その途中の経過あるいはその結果等々について、市として大いに課題として受けとめなければいけないことはたくさんあったということは間違いないことではございまして、今後のこととしていろいろな点で史跡の使い方をどういうふうにするのか、その料金等をどのように考えたらいいか、多くの課題が

私たちには残されたと思いますので、男祭りということの問題等を含めまして、今後の市政運営にしっかり課題として反省しながらやっていきたいというふうに思っておりますが、当日の行われたものについては、多分プロダクションのほうからビデオが出るようになっておるようでございます。ですから、それはそれを見てもらうような形になるかと思いますが、彼女らが竈門神社や天満宮や、実際観世音寺で鐘もついたというふうなことも聞いておりますので、そのあたりはかなり実際に太宰府市内の名所史跡案内として随分活用できるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） あれだけの仮設のステージをつくって、かなりのお金を使ったイベントですね。かなりの大規模なアトラクション、いっぱいありました。そのステージ上の映像を、利用させていただけないかというご提案です。それこそPRビデオではなくて、あのステージの映像そのものを、太宰府市と市民のために、ほとんどの市民見てないですね。それこそ時間がたてば、商品として出てきます。出てくるんですけども、今回についてはそれをしっかり、本市としては主張してもよろしいんじゃないでしょうかね、と思います。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 今実行委員会を通してはっきりしていることにつきましては、先ほど市長が申しあげましたように、コンサート内で映像を上映いたしました、先ほど言いましたように政庁跡、水城跡、観世音寺の宝物殿とかそういうところをアーティストが回って、こういうところだということの紹介をさせていただいたビデオを、太宰府市のほうには無償で提供をしていただけると。それを各種イベントで使っていただいて結構ですということの話は来ておりますが、今議員が言われましたようなステージ上の映像という部分については、実行委員会の中でも話が出ておりませんので、ここでできますとかという分はやはり、興行権の問題もございまして、現段階ではお答えができない状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 確かに、この場で使うようにしますということは無理ですけども、これは前向きに検討していただきたいことだと思います。それこそパブリックビューイングという形で、全国で放映されたということですが、太宰府市ではやられてないんですよ。そういうこともありまして、どういことがステージ上で行われたか、非常に本市にかかわることをテーマにやっているようでもございますので、これにつきましては、しっかり市民にPRとして使っていただきたい。

もう一つは、各自治体、市町村ですね、PRビデオというのをつくっていますよね、PRビデオ。本市はまだそういうものがないんですけども、いろいろな工夫凝らしています。これは一つのアイデアになるかと思っています。最初は取っかかりは余りいいイベントではございませんでしたけれども、内容としては絵的には非常に充実していたものと思われま

本市のPRビデオとして、しっかり利用していけるふうに活用できないかと思っております。

以上で終わります。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで14時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後1時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番船越隆之議員の一般質問を許可します。

〔2番 船越隆之議員 登壇〕

○2番（船越隆之議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、2件の質問について申し上げます。回答は件名ごとをお願いいたします。

まず1項目め、太宰府市の交通体系及び交通量などの事前調査につきまして。

太宰府天満宮の外国からの観光客はとどまるどころか、平成28年度には400隻のクルーズ船が来る予約が入っていると聞いています。今後の対策として、交通体系の事前調査が必要かと思われまます。環境税の調査費として充当できないか検討を伺う。

2項目め、太宰府市松川ダムの今後について。

太宰府市の水事情は、大佐野ダムからの配水により十分に満たされていると聞いています。松川ダムの水を配水する必要はないのではないかと思います。埋め立てて有効利用する方法を考えてはどうかと思うが、見解を伺います。

この2点でございます。再質問は発言席より申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 1件目の太宰府市の交通体系及び交通量などの事前調査につきまして、歴史と文化の環境税を所管しております私のほうからご回答をさせていただきます。

歴史と文化の環境税は、税条例第1条にありますように、「本市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために課する」という趣旨に基づきまして創設をされたものでございます。

歴史と文化の環境税を活用して実施する事業につきましては、この趣旨に基づきまして、歴史的文化遺産の保存活用事業、来訪者へのおもてなし事業、環境負荷削減事業という3つの事業体系に区分して実施をさせていただいております。

また、個別事業の決定につきましては、税条例第16条に定めます「歴史と文化の環境税運営協議会に意見を求め」、その運営協議会で承認されました事業を歴史と文化の環境税充当事業として予算に計上しまして、議会で審議を行うという手順で進めております。

ご質問の交通体系の調査につきましては、昨年の運営協議会におきまして、平成27年度事業計画につきましてご審議をいただきました中で、市内の特定箇所には渋滞が頻繁に発生している

ことから、歴史と文化の環境税を使って何か対応できないかのご意見によりまして、本年度予算措置をさせていただき、実施をいたしましたけれども、この調査につきましては、交通渋滞の調査手法を検討するためのものをごさしまして、本格的な調査につきましては多額の費用が見込まれますことから、本税を充当事業とすることにつきましては見送りとされております。

さらに、本年度の運営協議会でも引き続き議論は続けられましたけれども、結論は見送られたところでございます。

歴史と文化の環境税の用途決定につきましては、従来から市民、事業者、関係団体及び識見者で構成いたします運営協議会の意見を最大限尊重していくというのが基本的な方針でございます。今後ともそのように対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 環境税の運営委員会におきまして、そのようないろいろ議論があつているとは思いますが、今の太宰府市ですね、太宰府駅周辺及び五条あたりの交通渋滞に関しましては、今かなりのちょっと問題化というか、前回も申しましたけれども、道路の地盤が地質が悪いのかどうかわかりませんが、大型バスが通るたびに、かなりの振動があつて、近所の人たちからの苦情が最近かなり出ております。そのような件に関しましては、市のほうとしてはどのような見解でしょうか、お伺いします。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） ご質問の五条から第1、第2駐車場に至るところ、これにつきましては以前、ちょっと年度を今手元に持っておりませんが、そういった振動のことに関する対策ということがご要望がございまして、改良工事を行ったという経過がございます。現在もそれから数年経年しておりますので、そういったご意見も出ているのだろうかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 十何年か前に多分改良工事されたのは私も知っておりますが、その後、下水道の工事が完了した後の状況が、あそこの地盤自体が、多分あそこは昔は川だったと思うんですね。川の川砂というか、そういう状況で下のほうが埋まっておりますので、その振動が上のほうだけを改良しても、その1mから以下ぐらいの地盤が悪ければ、あれだけの大型バスが日に日に100台も百何十台も往復するということに対しては、かなりの振動が出て、道路沿いの民家だけじゃなくて、奥に引っ込んだ家まで今振動が出てきているという状況が発生しているわけですよ、実際に。

それと、あの観光バスの、五条交差点のところととまって、それが発進するだけのエンジン

を吹かして出ていくだけでも、家にかなりの振動が出ております、今現在が。その実態を、皆

様がそれだけ実際にご存じなのかどうか、これから先、そういう対策に対して、どのようなお考えなのか。それによって、私はこの対策の実態調査というのをする必要が絶対に今から先あるのではないかという形で質問申し上げております。ご意見を伺います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 道路の改良につきましては、私も現地の近くに住んでおります。特にこの近年、中国からのクルーズ船による大型バスが1日に200台なり170台なりと、日によりましてでございますけれども、大型車が通るといところでございます。そういった点では、議員ご指摘のとおり、私どももその道路の傷みぐあいと申しますか、また交通の状況というのが、当時の整備のときとは変わってきているというようなこともございますので、これについては職員で現地確認するなりですね、対策を考える必要があると。

そしてまた、現在路面もかなりいろいろな面で傷んでいる部分もあろうかと思っております、整備についてはいつということは今の段階では申し上げられませんが、まずは現地きちんと確認をいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 今そういう実態を調べてからということではありますが、実際にこの実態調査をするに当たって、やっぱりかなりの2,500万円ぐらいの費用がかかるということをお聞きしております。その2,500万円の費用に関しまして、やはりやっぱり環境税、ここからの支出も幾らかのお願いができないだろうかという私の考えでございます。これを是が非、それから出してこれという意味じゃなくて、少しでもそういう形をお願いすることによって、今から駐車場業者に対しても、流れがよくなればそれだけ回転数も上がるし、それだけ売り上げも上がるということで、かなり駐車場関係者の皆様にも私は喜んでいただけるんじゃないかという気がせんでもないわけです。

今後実際そういう実態調査をですね、今実際に、先々じゃなくて、今の状態から何らかの形でするような方向性を示さないと、このまんままた5年先、10年先になったら、また同じようなことを誰かが言うかもしれないです。そのときにも同じような回答であれば、何の意味もないわけですね。

だから、今の時点でそういう方向性を決めながら、実態調査をしながら、したら次はこういう方向性で、実態調査したのをもとに、これから先どこをどういうふうにしていかとか、そういう今から案が出てくるんじゃないかという気がします。だから、その方向性に対して、本当にお考えどうかを聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） まず、運営協議会の議論の中身を少しお話ししたいと思います。

どうして平成28年度予算で、渋滞関係調査が事業費として採択されなかったかということでございますけれども、先ほども申しましたように、本調査をするときに多額の費用を要すると

いうこと、調査によって具体的な解決策が見つかるかどうか分からないということで、歴史税の使い方としまして、そういう解決策が見つからないというものに使用するというのはいかなものかということ等ありまして、今回見送りという経過になったということでございます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 今解決策が見当たらないから、そういう環境税の支出のほうは考えるということでございますが、実際実態調査をしないと、方向性というのは決まらないと思うんですね。ただそれをしないままやったら、ずっとしたらこのまま方向性が決まらないまま、渋滞は解消できないという形でいくような気がしてなりません。

だから、今全部が全部を環境税のほうから支出をしてくれというお願いではなくて、そういう方向性で幾らかでも、手助けをしてもらえるような支出の仕方をしてもらうような形でいってもらいたいんじゃないかというお願いでございます、これはあくまで。何も強引にそれをしてくれと、出してくれと言っているわけでもございませんし、そういう方向性を行政のほうで考えてもらえれば、これから先本当に皆さん、渋滞解消というのはやっぱり大きな目標であって、これをしないと太宰府自体は今から先も同じことの繰り返しでございます。

だから、そここのところの考えを、今度は市長の考えをちょっとお聞きしたいんですよ、その件につきまして。よろしゅうございますか、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 5年、10年後もこのままということはありません。本当に目の前の、太宰府市一番、たくさんの課題を抱えております。ただ、このもう今年から来年にかけて約倍になるというのはもうはっきりしとるわけですから、その現状に対してほっとくということは、私自身できないと思います。

そういう形で考えておりますし、先日福岡県庁のほうも回りました。あるいは東京に行った折も議員の先生たちお尋ねしまして、いろいろなことをお願いしてきております。地元出身の渡邊県議初めいろいろな県議の方が、いや、太宰府市にはご迷惑かけとりますねというお言葉は、会う人皆さんから言われます。

田川か筑豊のほうのどっかの県議の方は言われました。本当言うと、10年前に国博をつくる時に、太宰府の道路対策はしっかり考えとかなきゃいけなかった、それが私たちがちょっとやれてなかったことが、そういうことにつながるとるんじゃないかというふうなこともお聞きしております。

私は、本当に具体的に今市民の皆さんに、本当にこの課題というのは私は緊急の課題だというふうに思っておりますので、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、そういう思いは船越議員と同じ思いでおります。

ただ、私は具体的な対策どうするかということは、庁内でもうちょっといろいろな議論を深めながら、私進めていきたいというふうに考えておりますので、その点は最優先の課題として



検討し、努力していくというふうを考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 市長ありがとうございます。市長が今おっしゃった言葉をお聞きするとですね、今後そういう実態調査にしても、進められるというほうに受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） その点は庁内もうちょっと審議深めまして、進めていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） では、今おっしゃったことに前向きな方向でいくということですが、実際市長の考えとしては、今後どのような方向性でいくつもりでおられるんですか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） ご回答申し上げます。

渋滞問題、大変以前から叫ばれておりまして、一向に解決する案が見当たらないというところでございますけれども、住んでいる方からいいますと、やっぱり大型バスが振動するたびに、箱というのは思った以上に響きが強くて、地震の震度2か3だったというようなことを今まで言われたことを経験しておりますので、過去振動の調査もしてきた経過がございます。そして一定、道路の打ち直し等をやってきたこともございますが、まず短期的にそういうものと、長期的にどういう対策があるかということをしっかり論議していかなければならないと思っております。

長期的に考えたときに、今回の環境税の中で一定のざくっとしたような方向は出ております。果たしてそれだけなのかというところをしっかりと庁内、議員の皆様方のお知恵を拝借して、これということで決めて、ある程度対策を県あるいはそういうところに持っていかなければならないかなというふうに思っております。その柱というものをしっかりと協議いたしまして、決めていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 今ですね、中国のバスがかなり来とるからということだけではなくてですね、その前の段階から、あそこは今市道になっていますけれども、大型がかなり通っていました。大型が通るときも振動はありました。ただ、大型バスが増えたことによって、なお振動がひどくなったという状況であります。

環境税を使うという話の中でも、太宰府の五条とかそういうところだけじゃなくて、太宰府全体洗出も含めてですよ、今後総合体育館ができたときにも、そういうあそこが渋滞するのは

もう多分見えていると思います。そういうことも含めて、全体的な太宰府市の、そういう箇所  
の全体的な構造を含めて、今後そういう実態調査をしていかないと、いつまでも解消はでき  
ないと、解消もしくは緩和はできないということになると思うんです。

だから、そのことを私たちが幾ら言っても、行政のほうでやっぱりしっかり考えて、そう  
いう方向性でいってもらわないと前に進まないということです。だから、それを私は実際ここ  
で、皆様にそういう方向性で考えてほしいということを言いたいのが本音でございます。それ  
によって、協力できることは何ぼでも協力するし、そういう意味でしっかり市長、市としてそ  
ういう方向性で考えていただきたいというのが、私の意見でございます。

この1件目の意見に対しては終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2件目の太宰府市松川ダムの今後についてご回答を申し上げます。

今年4月から11月までの1日の平均配水量は、前年度と比べて2.5%増の約1万5,100㎥とな  
っておりまして、11月でいいますと1万5,334㎥と配水量は増えてきている状況にあります。こ  
のうち福岡地区水道企業団及び山神水道企業団から1万3,200㎥を受水しておりますので、残り  
の約2,100㎥が松川浄水場からということになっております。

今後でございますが、将来の目標人口は7万2,000人としておりますので、全体で少なくとも  
2万㎥の配水能力は必要でございます。したがって、現在建設中の五ヶ山ダムが完成いた  
しましても、市内で6,000㎥の浄水能力は保持しておく必要があり、松川も大佐野も今の能力  
を下げるということは、現時点において想定いたしておりません。

議員ご指摘の松川ダムの有効利用につきましては、10年後、20年後のスパンではやはり難し  
いと言わざるを得ませんので、将来的な構想として受けとめさせていただきたいと思ってお  
ります。

よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） なぜこれを私が質問するかというと、9月の全員協議会のときにいろ  
ろな質問がありました。その中で私が水のことについて、いろいろ申し上げた中で、松川ダム  
の水が余りきれいな水とは、私の口から言っていいかどうかわかりませんが、やっぱり一般市  
民もそれは思っておられます。

それで、今上からの山からの水が入ってきていますが、かなり見るからにダムというよりも  
ため池に近いような状態の水でありますよ。その水を、まだいまだに、今からも使うんですか  
という話を聞いたときに、いや、松川ダムのは使わなければ使わんでも十分間に合いますとい  
うような回答が来たもんだから、私はこの質問をさしあげました。

ならば、使わんでいいのであれば、あそこのダムを埋め立てすることによって、あそこに道  
の駅でも何でもつくってですよ、その中で建物をつくってあげて、そこで家賃の収入を得て、

太宰府市の収入源になるような方向性はとれないかということなんです。太宰府市は道の駅って大きなそういう場所がないもんだから、あの場所は悪くはないんじゃないかというような私の考えでございます。

今から先、確かに水が必要であるのであれば、あそこの松川のダムが必要であるのであれば、そのときにそこまで言わなくてもよかったんじゃないかと。だから、もう十分に私は間に合つとると。これが渇水というかそういう状況になっても、十分に間に合っているというような判断を言葉の中で受け取ったもんだから、であればそういう方向性でも利用するのはいいんじゃないかと。

なぜかという、それによって、確かにあそこを埋め立てすれば、かなりの日にちもかかるし、埋め立てする費用もかかろうかと思えます。その埋め立てするに關しましては、例えば地元の土木業者のそういう土場のかわりに使ってあげて、そこに捨てさせればいいし、そこでその埋め立てをするための費用、捨てさせるための費用を市がもらえばいいし、それによって費用が入ってくるわけですよ。何もかんもが全部お金がかかるわけじゃなくて、そういうような方向性があるので、私がこの松川ダムに關しての質問を申し上げました。

本当に今後そういう松川ダムに關しては、もうずっとあの状態でおられるかどうかをお聞きしたいです。

○議長（橋本 健議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生） 今までのこちら側の説明の中で誤解があったらというふうなことで思っておりますけれども、もう一度説明させていただきたいと思えます。

松川ダムが1日4,000 $\text{m}^3$ 取水できるというそういう取水条件になっております。それから、大佐野ダムのほう側が、1日に最高で2,400 $\text{m}^3$ 、1日平均すると2,040 $\text{m}^3$ という取水能力で、それ以上取水することはできないという条件がございます。

今現在、水の需要が非常に伸びてきておまして、松川ダムで今3,000 $\text{m}^3$ を超える取水をしているという実績に今なっております。配水からいきますと、多いときで2,600 $\text{m}^3$ は配水しているということがございます。ということは、実情として、大佐野ダムは最高でも2,400 $\text{m}^3$ しか取水できませんので、松川を動かすしかないということがございます。

この判断は、平成25年に大山ダムができて、3,900 $\text{m}^3$ の受水が増加となったと。それで、その3,900 $\text{m}^3$ というのは松川ダムに匹敵する水量ということで、今までも断水とかなく、やっとか配水ができてきたという状況を考えると、松川ダムに匹敵する水量がありますので、松川ダムなくてもというような、その数字上のことからいけば、そういうことになってはくるんですけども、実際はそうではなくて、やっとか平成24年度まではかつかつ配水ができてきたという状況で、その3,900 $\text{m}^3$ ができたことによって、今後太宰府の給水人口が今約6万人なんですけれども、これが7万人まで伸びるとするのは、これは可能性としてあるわけですから、その水量がやっとか確保できたというところで、我々は安心したというような状況がございます。

実情からいいまして、今現在3,000m<sup>3</sup>を超える取水があつておりまして、どうしても松川でなければできないということがございます。

それから、将来的なところなんですけれども、2万m<sup>3</sup>というその計算なんですけれども、これ太宰府の平均の1人当たりの1日の配水量は250ℓという計算になっておりまして、これを7万人分を賄う水量としましてはですね、それだけで1万7,500m<sup>3</sup>が毎日必ず必要な水量ということになります。

それから、1日最大配水量といいまして、集中的にその日に洗濯なり掃除なり、そういったことで使用されるというのが1日に集中しますと、それを1日最大配水量というんですけれども、それが大体1日平均の1割から1割2分、3分増しぐらいの水量が必要ということで、その1万7,500m<sup>3</sup>の1日最大を考えますと、最低でも2万m<sup>3</sup>は能力として持つとく必要があるということでございます。

今、ちょっと話が長くなって済みませんけれども、施設能力そのものは、太宰府は今2万4,500m<sup>3</sup>を持っているんですよ。それで、その4,500m<sup>3</sup>という数字が、安定水量じゃない最大値で2万4,500m<sup>3</sup>ということですので、ちょうど太宰府は少なくともなく、多くもなく、本当に適量な水が今確保できたというふうに考えております。

給水人口が人口の7万人まで伸びるというその将来の推定のもとに、これはここまでは確保しておかなければならないというところで、今の計画はそのちょうどではないかというふうな判断をしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） それであれば、松川ダムに関しまして、大雨とか何かでかなりの泥がやっぱり蓄積、下のほうに沈んでいると思うんですね。それをですね、汚泥を取ることでよって、したら松川ダムでそれ以上の配水ができるようなシステムがとれるんじゃないかと思うんですね。たら、よそから買わなくても、松川ダムでその分を補えるような方向性というのは考えてありますか。

○議長（橋本 健議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生） この受水のほうは、昭和40年代、昭和50年代から福岡都市圏の開発に太宰府市も参画して、そしてその建設段階からその負担金を支払うというようなことをずっと続けてきておりまして、その責任水量というのもございまして、これを放棄するというのは、もう負担金はそれで戻ってくるとかそういうことはございませんので、それは有効に活用するというのもう大前提でございます。

松川ダムのほうですね、今までも一般質問で何度か受けておりまして、今年、今堆積量調査を実施しております。中間報告の段階ですけれども、今30%程度堆積しているんじゃないかというふうな調査結果が出ておりますので、来年度で、それをどうするのか、市長、副市長のほうともその判断を仰ぎながら、平成28年度予算をどうしていくかというのは今から先詰めてい

きたいというふうに思っております。

ここを、今の容量をこの際工事で大きくしてというようなこともありますけれども、先ほど言いましたその2万m<sup>3</sup>の確保というのは、今の施設でちょうど足りておりますので、今のところそこまでは考えてはおりません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） であれば、もう松川ダムに関しましては、逆に今から先も、何年先になるかわかりませんが、そのまんまダムとして使用するという方向性でいくわけですね。

○議長（橋本 健議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生） これは非常に先を見越すのが物すごく難しいんですけども、先ほど市長のほうから回答ありましたように、10年、20年のスパンでは、給水人口がこれ以上下がるかそういうことはありません。行政人口は伸びていくわけですから。

ただ、50年後、100年後ですね、日本の人口そのものが8,000万人になるのではないかとというようなことも言われておりますけれども、太宰府の人口がどこまでいくかというのはありますが、またそれから今度は増えていくという可能性も出てきますので、そのときに一旦放棄した水利権をまた取るというのは、これはもう至難のわざというふうに言われておりますので、将来的にやっぱり今の能力でいくと、松川も大佐野も必要であるというふうに思っておりますので、このままいかせていただきたいと、今の考えではそういうふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） わかりました。であれば、松川ダムも、もう少し見た目がいいように、観光客の人とか地元の人でも、あの水を飲んでいるったいというような、やっぱりきれいなように、何らかの形でできる範囲で、費用もかかることですから大々的には無理かもしれませんが、なるべくならそういう面で、やっぱり住民に対しても、いや、ちゃんとした水だよとはっきりちゃんと言えるような方向性で、改修なり何かしていただけるとありがたいと思っております。

以上でございます。終わります。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員の質問は終わりました。

次に、6番入江寿議員の一般質問を許可します。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

太宰府市民図書館の管理運営について質問させていただきます。

読書は、個人を豊かにするだけでなく、地域の、そして日本の未来を築く力になると、平成23年9月に文科省の有識者会議で報告がなされました。報告書では、「読書で人を育てる、読

書を支える人を育てる」という提言がなされ、そのポイントとして、自治体の首長や議員の理解を得ることが重要であるとされています。

しかしながら、多くの自治体では、読書に関する施策の優先順位は低く位置づけられがちです。今後の地域基盤社会における人づくり、社会づくりに当たっての読書の重要性について、首長や議員の理解を得る努力が求められます。

首長や議員は、図書館や学校を初めとする読書の現場の実態を十分に認識し、改善に向けたリーダーシップをとるよう提言されております。

読書の効果は言うまでもなく、考える力、感じる力、想像する力、あらゆる力を育て、全ての活動の基盤となり、教養、価値観、感性を身につけていくために極めて重要なものです。

しかしながら、2013年の世論調査は、1カ月に雑誌や漫画を除いた本を一冊も読まないと答えた16歳以上は47.5%に上ることがわかっています。これは情報機器の扱いになれている若い世代は、本よりも手軽にできるネット情報収集が増えているからです。本を読む時間がない、テレビからの情報で十分であるなどがその理由で、読書離れが進んでいると思われます。

この現状を踏まえ、多くの市民の皆様にご読書の意義を理解いただき、読書が習慣として定着するよう支援していくことは、首長及び我々議員の使命であると思います。

以上述べさせていただきました読書の重要性、我々の使命を踏まえ、市民の皆様にご読書の機会を与える場所である太宰府市民図書館の管理運営について質問させていただきます。

1点目は、市民図書館の貸出冊数の現状についてお伺いします。

市民図書館の平成26年度の本の貸出冊数は54万1,063冊とありますが、貸出冊数のピーク年度は平成16年度とっていますが、平成16年度の貸出数を100とした場合、平成26年の指数をお伺いします。ピーク年度が平成16年度でないならば、ピーク年度時でご答弁ください。

また、貸出冊数の傾向とその要因及び貸出冊数の増加対策についてご見解をお伺いいたします。

2点目は、移動図書館すくすく号の貸出冊数増加対策です。

すくすく号は、市内37カ所を2週間の周期で巡回しています。すくすく号は、図書館まで足を運ぶことのできない子どもたちやお年寄りの利便が図られており、太宰府市が自慢できる施策だと思います。児童書の貸出冊数を見ますと、全貸出数は減少しているものの、すくすく号は毎年度2万冊程度となっており、変動がないことが特徴で、すくすく号の役割が大きいと評価しています。

この巡回先でございますが、小学校の7校には巡回されていますが、中学校4校の巡回はなぜされていないかお伺いします。

老人ホーム、介護施設の4施設には巡回されていますが、太宰府市には、正確ではありませんが、市内には20施設程度の老人ホーム、介護施設があると思います。どのような基準で4施設とされているのか、巡回されていない老人ホーム、介護施設の巡回をどのように考えておられるのか、お伺いします。

宰都地区への巡回がないようですが、どのように考えておられるかもお伺いしたいと思います。

すくすく号は、スケジュールが目いっぱいになって巡回されていることは承知しておりますが、巡回先を増加させることが貸出冊数の増加につながります。また、市内くまなく平等にサービスを提供することが必要であるとも思っております。すくすく号が巡回していない3点への施設等への理由及び今後の対応をお伺いいたします。

3点目に、太宰府市子ども読書活動推進計画についてお伺いします。

この計画は、子どもの読書活動の意義を基本目標とし、期間を平成24年度から平成28年度までの5カ年と定め、目標を達成するために実施項目を、1つ目が家庭・地域については7項目、保育所・幼稚園については3項目、学校については15項目、市民図書館については27項目、合計52項目を具体的に上げ、推進する計画で、太宰府市が誇れる計画と評価します。

計画の進捗では、各実施項目の進捗について、図書館協議会が点検と評価を行うとしています。点検と評価の時期は、毎年度期末の進捗状況で実施されているのか否かをお伺いします。

進捗状況と点検、評価の結果についてお伺いします。

実施項目が多いことから、52実施項目のうち新規として上げられている6項目のうちの2項目、活動を学校を対象とした保護者への啓発、活動を市民図書館を対象とした子ども読書日の開催について、平成26年度末時の進捗状況、点検と評価結果、それにあわせて平成28年度が最終年度となりますが、全実施項目の52項目を統括した直近の進捗状況、点検と評価結果と、平成28年度末の到達見通しをお伺いします。

4点目に、太宰府市民図書館の管理運営について統括する意味で、図書館基本計画についてお伺いします。

図書館は、市民の皆様の暮らしや営みを支えていく上で欠くことのできない生涯学習機関です。全ての市民の皆様の学びたいと思う気持ちに寄り添い、学習意欲に応える機能と同時に、医療福祉や地域文化などの情報など、市民の暮らしとコミュニティを支える情報拠点としての機能を果たさなければなりません。また、このような学習空間としてではなく、市民が憩う広場としての機能も有することが必要です。

図書館としての機能だけでなく、生涯学習支援機能、市民活動支援機能、青少年活動支援機能などをあわせ持つ総合的な基本計画を上げ、将来像を明確にし、その実現に向けた取り組みがなされるべきだと考えています。図書館基本計画の取り組みについて、今後の見解をお伺いいたします。

以上で太宰府市民図書館の管理運営についての質問を終わらせていただきます。再質問は議員発言席で行いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村 甚治） 太宰府市民図書館の管理運営につきましてご質問いただきました。まず、一般的なことを私のほうからご回答いたします。

ご存じのとおり、太宰府市民図書館は昭和61年に今の場所、中央公民館との複合施設として開館いたしました。来年で30周年を迎える年ともなっております。第五次太宰府市の総合計画におきまして、市内の学習拠点施設の中でも中心的な施設と位置づけておるところでございます。

また、開館した初めより、太宰府市民図書館の基本方針といたしまして、市民が誰でも、どこでも、いつでも利用できるという基本方針のもとで、これまで開館し、運営をしてきたところでございます。

また、あの館での貸し出しにとどまらずに、移動図書館車を導入いたしまして、すくすく号として市内を巡回するなど、ほかの自治体にも先駆けたサービスを開始して、現在も続けてきておるところでございますが、昨今ご指摘のとおりさまざまな要因がございまして、読書離れというものが進んでおります。これに対策をとっていくことも、今後の非常に大きな課題だと考えておるところでございます。

以下、詳細な具体的なことについては、部長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 詳細につきましては、私からご回答を申し上げます。

まず、1項目めの市民図書館の貸出冊数の増加対策等についてご回答いたします。

1点目、ピーク年度は平成16年度で、72万9,292冊、2点目、ピークを100としたときの平成26年度の指数は74.2で、54万1,063冊となっております。

3点目、貸出冊数の傾向といたしましては、資料種別では一般書の貸し出しが減り、年代別では中高生、20代から40代の貸出数が減少してきております。

4点目、その傾向に対する要因といたしましては、全国的にも図書館の貸出数は年々減少しており、その要因としてSNSの普及による読書離れが指摘されておるところでございます。

5点目の貸出冊数の増加対策といたしましては、平成22年度から子どもコーナーの見直し、平成24年度に太宰府市子ども読書活動推進計画の策定、同じく平成24年度に乳幼児の4カ月健診の際にブックスタート事業を開始、平成25年度には小学校への学校司書配置とともに、学校図書館支援事業の開始などを行ってきておまして、今後も読書への興味、関心を高め、読書の習慣を持ち、生活を豊かにする読書生活を創出していく支援を行うことが重要であるというふうに考えております。

次に、2項目めのすくすく号の貸出冊数の増加対策について回答いたします。

1点目、すくすく号の巡回等について、巡回していない箇所として上げられております中学校には、以前は巡回しておりましたが、中学生は部活動等で巡回時間における利用が難しく、そのかわりといたしまして、現在は学校の図書室で市民図書館の本を受け取れる個人貸出制度を行っておるところでございます。

また、老人ホーム、介護施設については、現在双葉老人ホーム、ケアハウス同朋、サンホーム太宰府の3カ所に巡回をしております。宰都地区につきましては、ケアハウス同朋が同地区



にあります。そちらを近隣住民の皆様と一緒に利用していただいております。

老人ホーム、介護施設への巡回については、施設の規模やニーズ、巡回ローテーション等の関係で現在のような形をとっております。今後も必要に応じまして、見直しは行っていきたいというふうに考えております。

2点目、貸出冊数の増加対策についてでございますが、すくすく号は各コースごとに担当制としておりまして、各担当者がきめ細かな対応に努めておるところでございます。

次に、3項目めの太宰府市子ども読書活動推進計画についてご回答いたします。

1点目、進捗状況についての点検、評価の時期でございますが、本計画の定めによりまして、太宰府市立図書館協議会においてその点検、評価を行うこととなっております。年に2回開催いたします同協議会において実施しておるところでございます。

2点目、平成26年度末時の点検・評価内容につきましては、平成28年2月に開催の同協議会で実施する予定にしております。

なお、保護者への啓発といたしましては、ブックスタート事業やファーストブック事業の開催、あるいは保護者や一般の皆様向けに有識者の講演会や各種講座を実施しておるところでございます。また、「子ども読書の日」が4月23日に定められておりまして、4月から5月の間に親子で参加できる各種お話し会などを開催しております。

3点目、平成28年度末時の到達見通しといたしましては、数値的に把握、評価することは難しいことから、到達度の自己評価を行うよう図書館協議会からも提言を受けていることから、そのような形で到達度を出したいというふうに考えております。

次に、4項目めの図書館基本計画の現状と今後については、市長より答弁とのことでございますが、これにつきましても私から回答させていただきます。

これにつきましては、図書館独自の基本計画は特に策定をしておりませんが、第五次太宰府市総合計画及び先ほどの子ども読書活動推進計画並びに太宰府市民図書館運営方針等に沿って、館の管理運営も今後も行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） 細々と質問させていただいたのをご回答ありがとうございました。

貸出冊数の増加対策についてですが、壇上でも申し上げたとおり、貸出冊数は図書館利用度のバロメーターだと思っております。多くの市民の皆様にご読書をしていただく機会を提供するには、市民の皆様が気軽に立ち寄れる市民図書館の環境整備を推進し、憩いの場としての市民図書館にしていくことが必要不可欠です。その結果、図書館への来館者数が増加し、より多くの市民の皆様にご読書をしていただく機会が多くなり、貸出冊数の増加となると思っております。

しかしながら、多くの自治体では読書に関する施策の優先順位は低く位置づけられがちです。今後の地域基盤社会における人づくり、社会づくりに当たっての読書の重要性について、

市長や我々議員の理解も不十分であると言わざるを得ません。

その中で、佐賀県の武雄市の例を挙げてみますと、市民サービスの向上の観点から民間の大型書店の効率的な運営を取り入れ、一年365日開館とし、開館時間を午前9時から午後9時までとすることを目指し、これを1年間という短期間で実現したそうです。また、図書のレイアウトやディスプレイについて、大型書店のノウハウを生かした、より市民の感覚に近いレイアウトやディスプレイを採用し、市民の視点に立ったサービスを行っています。その結果、来館者数が361%、貸出冊数が130%となり、約半数の人が新規利用者と、満足度調査でも83%と回答したと報告されています。

1年間で実現した早さの問題等から、賛否両論があることも事実です。私はこれも新しい公共図書館の一つの形であると思っております。サービスを提供する側の視点でなく、サービスを受ける市民の視点に立って運営を進めることが、市民サービスの向上につながります。市民のライフスタイルの多様化に合わせて開館日数や開館時間の拡大を図ることや、レイアウトやディスプレイは市民感覚に合わせる工夫が、貸出冊数の増加対策の一つであると思っております。

貸出数の増加対策をご回答いただきましたが、対策とは、「釈迦に説法」とは思いますが、問題を解決するために目標の設定を達成するための期限を定め、具体的に対策を立案し、実行する、そして検証、評価するものだと思っております。貸出冊数の増加対策取り組みへの指針、ビジョンについてご答弁をお願いできますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） どちらで。

○6番（入江 寿議員） 部長で。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 議員今ご指摘いただきましたとおり、市民図書館の運営等につきまして大きな課題であるというふうに捉えておるところでございます。

先ほどお答え申し上げましたけれども、太宰府市市民図書館運営方針の中にも述べておりますとおり、「市民に対して貸し出しを中心とするサービスを行うとともに、市民の求める広範囲な資料や情報を収集し、調査研究の援助を行う」と、そういったようなことも述べておまして、図書館運営の充実を図っていきたいというふうに考えておりますが、議員からご質問をいただきまして、市民図書館の関係者が私のほうにいろいろな資料を準備していただいたわけですけれども、これをじっくり改めまして見させていただきまして、先ほど教育長も回答されましたけれども、30年が経過してだんだん老朽化してきて、当時30年前はかなり画期的な施設だったんじゃないかなと思うんですけれども、そんな中で児童・生徒数がピークに比べれば現在減少してきておりますし、全国的な波の中で読書離れが進んでおると。

そういった中でも、確かに平成16年度のピーク時に比べれば、読書数、貸出数、それからすくすく号の貸出数についても若干は減ってきておるところでございますけれども、私はよく健闘しているんじゃないかなというふうに思っております。

全国的な数値を少し申し上げますと、6万人から8万人規模の同じ人口を持つ市民図書館を持っており、貸出数等と比較したデータがございますが、まず図書館の総貸出数、先ほど今年については約54万冊という話でございましたけれども、平成25年度の統計によりますと、同じ規模でのそういう図書館が107館中ですね、この貸出数は太宰府市の場合は107館中、上から19番目ということで、おっ、なかなかいいんじゃないかなと、捨てたもんじゃないなというふうに思っておるところでございます。

それから、すすく号の貸出数につきましても、これも同じ規模の図書館で同じように貸し出し号を動かしておる市町との比較でございますけれども、これは15館中、全国的に上から3番目というデータもありますので、なかなか健闘はしておるところでございますが、今議員ご指摘のとおり、さらに充実を図っていく必要はあると思いますので、今後ともさらに努力をしてきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ぜひともですね、貸出冊数の増加を図っていただきますようにご要望したいと思います。ありがとうございました。

2点目のすすく号の件なんですけれども、この件に対しても、巡回施設については、市民の皆様へ、平等にサービスを提供することは、貸出冊数の増加につながると思っておりますので、先ほど言われておりましたように、これも要望するという形で、今後とも検討願えればと思っております。

3点目ですけれども、太宰府市子ども読書活動推進計画についてですが、この計画を達成するために、52の事業が上げられております。来年度が最終年度でございますので、現在の進捗状況及び点検、評価を踏まえ、全ての事業の目標が達成されるように要望したいと思います。

また、図書館協議会で実施されている進捗状況の点検と評価結果についても、太宰府市の市民図書館サイトで、公表することが望ましいと考えますが、これも要望とさせていただきたいと思っております。

4点目の図書館基本計画の取り組みについてですが、例を挙げさせていただきますと、武蔵野市ですかね、東京都武蔵野市では、計画期間を10年とし、図書や読書の大切さと喜びを実感でき、本のライフスタイルを提案、創造する図書館、全ての人の学びを支援する図書館、地域住民の課題解決を支援する図書館、人々が交流し、文化を創造する地域拠点としての図書館の4項目を基本目標として図書館基本計画が設定され、実現に向けた具体的な活動項目が上げられて活動されております。

このように多くの市町村が、図書館基本計画を制定して活動されておりますので、また図書館基本計画を制定していない市町村では、図書館基本計画の素案の作成、検討委員会の設置など積極的な取り組みがなされております。市長や我々議員がリーダーシップをとって推進していかなければならないことだと思っております。

私は早急に、検討委員会を設置し、議論をしていくことから始めなければならないと思っていますので、できればこの件に対してもう一步踏み込んだ答弁を期待する意味から、市長にご回答願えればと思っております。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 図書館のあり方、子どもたちに読書をどう進めていくかというのは、とても大きな課題でございます。実は、私の娘は国分小学校3年生におりますが、3年生で一番図書館の本の利用冊数が多いということで表彰を受けたというのは個人的なことでございますが、やはり本当にゲームをするとかテレビを見るときか、そういう形の利用が多いですけれども、読書をするということは、そこでそれを読みながら考えるという附帯効果というのがとても私は大きいものだと思っています。

ですから本当、その読書をしながら考えるということ、それが一番大事なことだと思いますので、いろいろなことでやっぱり小・中学生、小・中学校の図書館を利用する、あるいはいろいろな市の図書館も利用していただく、さらには今回も出ておりましたが、いろいろな学習等々の問題含めて、あるいは学習支援、そういうところも含めて随分大事な課題だと思っておりますので、来年度もしっかり力を入れていく課題だというふうに考えておりますし、またお母さんたちの子どもに対する絵本の読み聞かせとか、いろいろそういうグループもたくさんありますが、そういう機会も中央公民館あるいはいろいろな場所で、そういうものがもっとも私としては市民活動として活発になってくるようなことも期待したいなというふうに思っている次第でございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ありがとうございます。いろいろこれから計画を策定するに当たって、いろいろ問題等も生じると思いますが、図書館基本計画の制定のほどよろしくお願ひしたいと思います。

読書は個人を豊かにするだけではなく、太宰府市の未来を築く力になる、それを達成するために、我々議員がリーダーシップをとらなければならないと私自身が肝に銘じて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員の一般質問は終わりました。

ここで15時20分まで休憩します。

休憩 午後3時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時20分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔7番 笠利毅議員 登壇〕

○7番（笠利 毅議員） ただいま議長より許可をいただき、一般質問をさせていただきます。

10月31日に行われたももいろクローバーZ——以下しばしば「ももクロ」と言うかと思いますが——の太宰府公演、いわゆる男祭りについては、実行委員会の顧問を務める太宰府市長が公演を前にチケットの販売対象の再考を求めたことなどから明らかと思いますが、幾つかの問題点をはらむものでした。先に私自身の問題意識を述べておきます。

その問題点が何であるかは別としても、それら問題点は事前にクリアすることが可能だったのではないかと、2つ目に、このイベントは果たして市民のため、市民向けに行われたのだろうか。10月以降の経緯を考えれば、事実関係の調査は既にまとまっていると思います。必要に応じてその点の確認も行いますが、市長の見解をまずは2つの視点から伺います。

1つ目に、男女が区別されたことに関して。

公演主催者とされるスターダストプロモーションにとって、男性限定は合理的、もしくは戦略的な選択にすぎませんが、太宰府市がそのように考えることは、コンサート開催の趣旨からして不可能だと思います。男女を分けるという公演形態をなぜ、どのような経緯で是認してしまったのか、実行委員会の運営形態あるいは市の参加形態のどこに問題があったと考えているのか、市長の分析を伺います。

2つ目の視点として、市民のために行われた催しであったのか。

市は、実行委員会に名前を連ねていますが、市民への広報は一切行われなかったようです。つまり、市民向けとは考えていなかったのではないかと疑われます。市が今回の公演の公益性をどのように考えているのか、そして市民にはどのようなメリットがあったのか、市長にまとめていただきたいと思います。

特に2つ目のことに関しては、既にほかの議員さんからの質問とも重複するかとは思いますが。私自身は再質問に際しては、なるべく事実関係を確かめるような形で質問し、そのことの中でどのような問題点があったのかということ、我々自身が考えられるようにしていければなどと思いつつ質問したいと思います。

それでは、再質問は発言席から行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

今回のコンサートは、水城・大野城築造、竈門神社創建1350年、九州国立博物館開館10周年、日本遺産認定を記念するものとして、10月31日土曜日に大宰府政庁跡において開催されたものであります。当日、全国各地から約9,000人もの方々が太宰府を訪れ、コンサートが行われましたが、前日から当日、翌日にかけて多くの方が太宰府市内を散策いただき、「歴史とみどり豊かな文化のまち」太宰府を認知していただいたものだというふうに思っております。

今回のコンサートは、主催者は民間のプロダクションであり、太宰府市は実行委員会のメンバーの一員として加わっております。コンサートが男性限定であることについては、主催者側の発表時点で知りましたので、市の立場としましては、公共の広場の利用目的や男女共同参画

を考える上で問題点を含んでいることから、実行委員会へ内容の変更等を諮ったところではございますが、既にホームページや入場券販売の状況から見て、既に当日に向けて一定の準備が進んでおり、社会的な影響も大きいと判断し、発表された計画どおりに実施するとの実行委員会の決定を受け入れたものであります。

しかしながら、コンサートの開催に当たりまして、結果として市民の皆様方を初め関係各方面にご心配等をおかけしましたこと、特に近隣住民の皆様方には騒音問題や、学校行事への支障等が出たことについて、大変反省している、あるいは心苦しく思っている次第でございます。

今回の問題としまして、主催者と実行委員会の関係について十分検討すべきものがあつたと考えておりますし、実行委員会と主催者側の意思疎通の時間不足や、市民への広報不足もあつたと思っておりますので、今後の事業運営に当たっての教訓としていきたいと考えております。

文化的な効果としまして、全国的に有名なアーティストが太宰府市の太宰府政庁跡という、これも全国的に名のある、さらに今年日本遺産として文化庁より認定を受けた伝統ある場所でコンサートを開催したことで、太宰府という地名の文化価値が上がり、世界に誇る町としてより広く、より多くの方に認知していただけたと思っております。

また、コンサート内では歴史と伝統ある太宰府の魅力を伝えていただいておりますので、全国から歴史と伝統ある太宰府への来訪者も増え、観光や経済的観点からも、今後効果があるものと期待いたしております。

また、時期は未定でございますが、コンサート内で映し出されましたアーティストによりまず太宰府の紹介ビデオを無償で譲渡いただき、今後太宰府市の観光用ビデオとして各行事で使用できるようになっておりますし、史跡整備協力金として主催者側から太宰府市への寄附も予定されておりますので、市民の皆様にとりましても多大な効果があるものと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 問題点として市長が言及されたことは多岐にわたるのですが、ほぼ恐らく多くの方が感じていた問題点と共通することではあるかと思えます。であるとすれば、私あえて分析を伺うというふうに書いたのですけれども、総論的には今のものでよろしいかと思えますが、もう少し具体的なことを知った上で考えていきたいと思えます。

と申しますのも、最初男女共同参画の観点ということで話は話題になったようではけれども、男女共同参画推進条例も読みましたけれども、条例としてはせねばならぬという表現の多い、強い条例のように思いますが、具体的な政策は多岐にわたり、かつ男女の考え方といったものは人々の心の問題にも文化の問題にも直結するかと思えます。具体的なものというのを提示するのがなかなか難しい領域だとは私自身思えます。私自身、おろかな過ちをすることもあ

ろうかと思うので、他山の石にしたいというつもりで細かいことを聞いていきたいと思いません。

ややランダムな順番にはなるかとは思いますが、市が実行委員会に参加するという形をとりましたけれども、後援とか共催という形ではないという説明は協議会で受けています。後援、共催に関しては、後援等に関する規則といったものがたしか市でも教育委員会でもあったかと思いますが、実行委員会に市が参加するというのは、法令上といますか、条例上というか、規定上といますか、例規の上ではどの辺に依拠してそういう形で参加されることを決められたのか。これは市長でも、適切な部長さんでもよろしいですけれども、お願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 後援に関する分につきましては、市長部局にも教育委員会の事務局部局にも、後援等に関する規定というものがございます。実行委員会に入る基準といますか、そういう条例上の基準と、そういうことではございませんで、その内容があくまでも公共的なものかというところで、過去の経緯も含めて、実際この文化的コンサートにつきましては、平成14年に実施した実績がございまして、そういう形でまた今回も太宰府として実行委員会に入っていたきたいという要請がございまして、内容的なものを判断して実行委員会に入ることを決定したという次第でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ということは、前回のコンサートに関しても今回に関しても、内容を判断した上で、個別的にこの事例に関してはそういう参加形態を決めたというふうに理解しているかと思えます。

とすると、内容とその決定の前後関係というのが何か気になってくるわけですが、そこに入る前に幾つか確かめておこうと思えます。

まず、そもそも、ももクロの公演の話はいつから市のほうには伝わっていたのか、また誰から伝わり、どの部署がそれを受けとめたのかということをお聞きします。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 今回のコンサートの事実経緯についてご説明をさせていただきます。

今回の記念コンサートの開催につきましては、本年1月ごろより非公式に打診がございましたが、正式には年度がかわりました平成27年5月に関係者から、まず教育部の文化財課に話がされたところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 具体的に関係者というのはどういう方であったかという点をお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） その分につきましては、今回の実行委員会の事務局を担当されました天満宮関係者と、平成14年のコンサートでも興業主体になりました興業者と一緒に来られているようです。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 次に、開催の趣旨というものがありますけれども、先ほど市長も申されたものですね。この趣旨というのはいつごろ決まったのか、また市がそれを把握したのはいつごろになるのかということをお尋ねします。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） コンサートの趣旨につきましても、当初から言っておりますように、太宰府の歴史をいわゆる若い世代、広い世代に伝えていくということの目的を持ってやっていきたいという申し出が関係者のほうからされて、私たちが知りましたのも、先ほど言いました5月ということでございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ということは、5月の段階では、文書で配布されたり、あるいは先ほど市長が読み上げられたような細かいことまでは詰めた内容ではなかったと理解してよろしいでしょうか。

じゃあその上で、次の質問に行きますけれども、実行委員会が結成された、結成というのかよくわかりませんが、編成されたのはいつであったのかということと、先ほどその内容を見て、そこに参加することを決めたということでしたけれども、その参加自体は市役所の中でいえば誰かといいですか、どのレベルでといいですか、決めたのであったのかと。もし判こを押すような書類があったのであれば、その判こを押された方でいいんですけれども、その点をお答えください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） まず、市の窓口をどのように決めたかということでございますが、先ほどお話ししました文化財課に話がされた時点で、関係課で集まりまして、平成14年に開催をした記念コンサートの同様の開催ということで、主催者側をサポートしていくということでありますので、やはり市としてもかかわっていく必要があるのではなからうかということで、まず判断をいたしまして、内部協議をいたしました。その中で今回のコンサートにつきましては、地域健康部が所管をするということを決めたというところでございますので、その時点で文書が届いているとかそういうことはございませんで、内部協議をして所管の窓口を決めたというところでございます。

実行委員会につきましては、市長選挙がございまして、市長がかわりまして、具体的にもう一度お話をしておかないといけないということで、7月に話をさせていただきまして、その後実行委員会の結成の文書をですね、事務局のほうからいただきまして、最終的には全実行委員



会関係団体に了承いただいたのは7月末だというふうに聞いておりますが、7月の下旬に太宰府市としては実行委員会の委員として地域健康部長を出すということを決めた次第でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 次に、公演そのものについて伺いますけれども、公演の開催するということがいつの時点で決まったと言えいいのでしょうか。その実行委員会が7月で、話が来たのが5月で、いつその開催することが最終的にというんですか、日時と場所ですね、決まったのはいつごろのことになるんでしょう。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） もう既に開催の日時の案につきましては、非公式の段階の時点から日程案ということでは提示をされておりました。5月の段階で話を承りまして、その後市長のほうに最終的にお話をして了解をいただいたということですので、7月の上旬には正式に決まったというふうな形になるかと思えます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 場所についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 場所につきましても、非公式の段階から大宰府政庁跡ということで話は来ておりましたので、最終決定というのは同じ時期だと思っていただいてもいいかと思えます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ということは、これは先日の徳永議員の質問のときに私自身が考えたことですが、教育部のほうで文化財のほうで使用許可を出すに当たって、市もかかわっていることであるし、開催の趣旨も公共性が高いと判断したので、文化財課としてはオーケーを出したという答弁だったと思えますけれども、市がかかわったというのが、公式でなければ5月かもしれませんけれども、公式には、7月以降ということになるかと思えますけれども、文化財課のほうであそこの政庁跡の現状変更届といたしましたっけ、これに対してオーケーといたしますか、それを出したのは、書類を受け取ったのがいつで、いいですよという返事をしたのがいつになるのかをお答えください。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 最初に非公式に申し出があって、内容等についてはお聞きしておりました、現状変更許可を出さなければいけませんので、それを出すに当たっては、文化財技師が実際にいろいろな計画段階から、どういったものが建てられて、どういったような使用をされるかということで、ずっと精査をしてくておりますので、それにずっと時間を要しまして、最終的に現状変更の許可をしたのが10月13日ということでございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ここは率直な疑問を述べるにとどめますけれども、10月13日に最終的な許可が出たのであれば、コンサートの開催は8月の頭にもうプロモーションのほうからは出ていたということであったので、いささかそれには矛盾を感じざるを得ません。やはり政庁跡ですから、はっきりとした許可があってから広く周知といいますか、告知されるべき事柄であったのではないかと思います。

じゃあ、少し話をかえますけれども、太宰府市の、これは市長の立場ですけれども、顧問という形でかかわられたということですが、報道によれば、同じく顧問として名を連ねていらっしゃる天満宮の宮司さん、8月の下旬の段階で男祭りを知ったときに、やはりそれは問題ではないかということ述べられたという報道を見たことがありますけれども、芦刈市長におかれても10月の段階で同じようなことを思い、表明されたということですね。

8月5日に男祭りであるということは知ったということなんですけれども、5日というか、8月の頭ぐらい。顧問という形の方がお二人、疑問を呈されたというのが事実だと思われるんですけれども、実行委員会に対してその顧問というのはどういう立場でその内容を伝えられ、またこの事業の太宰府市にとっての意味を考える立場にあったのか、その点をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 実行委員会の組織につきましては、今議員言われましたように、顧問ということで太宰府市長、九州国立博物館館長、天満宮宮司ということになっていただいておりますけれども、先ほど言いましたように、実行委員会が初めて男性限定ということで知りましたのは、8月5日に主催者側のホームページでコンサートの概要が発表された時点で知った次第でございます。顧問といいますか、市としてですね、やはり全ての人が楽しめるコンサートがということで、実行委員会に対してはその時点から申し入れをしておる次第でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 今少し正確に聞き取れなかったような気がするのですが、確認なんですけれども、8月5日、ホームページで初めて知ったというのは、市がそれを承知したということなのか、あるいは実行委員会がそれを初めて知ったということなのか、どちらか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 実行委員会として初めてその時点で知ったということでございますので、当然関係団体であります市もその時点で初めて知ったということでございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ということは、これも今そのことを確かめた上で疑問に思うことなので、率直に述べますけれども、7月の末の段階で実行委員会に入ることが要請されて、その段階では会場を使うことに関してはまだ精査中であったと。8月5日になるまで実行委員会は全くコンサートの具体的な内容を知らずにいたわけですね。一般的な目的は知っていたとして

も。

であるとすれば、これは先日の答弁にも出ていましたけれども、内容の公益性、公益という言葉だったかどうか正確には覚えておりませんが、このコンサートの実質的な内容が、市が男女共同参画という名前のもとで、ちょっと名前のもとでという言葉は悪いですが、行おうとしている町のあり方と矛盾しかねないということ承知しないまま、実行委員会に入った。それ自体問題でもあるし、知った段階でも、まだ許可を出していなかったにもかかわらず、そのままにしておいたというふうに理解せざるを得ないかなと思います。

この点は、多少予想はしていたんですけれども、正直申し上げますが、市としてそういうことをしっかりと認識して、先ほど市長に分析をお願いしますという言い方で今日は聞いたんですけれども、これらは全て分析すべき対象になってくると思います。

次に、ではその男性限定ということは、今の文脈からすると、スターダストプロモーションが決めたことで、一切実行委員会等は知らなかったということになってくるかと思います。ということは、実行委員会が恐らく最初からこういう趣旨でコンサートをしたいという計画を立て、それを市に持ちかけ、市もああそういうことであればいいでしょうということできていながら、肝心の公演内容そのものを把握せずにきていたということになると思います。であるならば、開催の趣旨と内容がどういうふうに整合するかということを検討しなかったのではないかと思います。

最初に法的にということで、後援に関する規定等のことを出しましたけれども、あれによれば、たしか6つほどですね、読み上げると手間がかかりますけれども、事業の内容これすら全てに合致するものということと、団体がしっかりしているものであることと、厳格な条件が付せられています。私もその後援申請というのをしたことがあるので、そのときのことはわかるんですけれども、今回は個別の案件として判断されたということですが、一般的に後援なり共催という形で市が名前を出すときに掲げる条件よりも、明らかに緩い判断をしたのではないかと疑わざるを得ないと思います。

そこでお伺いしますが、内容にかかわることなので最初に。先ほど、ももクロのコンサートのビデオの話も木村議員の質問から出ましたけれども、当日実行委員会の側からコンサートの現場に行き、その内容を確かめた顔ぶれと、どのような出演者があったのか。趣旨に関しては合致するものであろうというお話は既に市長からお聞きしているので、それはそれでいいと思いますけれども、どのような出演者があったのか、どのような参加者が実行委員会、つまり太宰府のある程度対外的に責任を持つ立場にある組織が名前を並べましたけれども、それらのうち全てが、個人名は出さなくても結構ですが、コンサートを見られたのかということをお尋ねします。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 議員のご質問は、実行委員会が誰が行ったかということですかね。

当日につきましては、市としては私のほうが現場にいましたが、警備関係とかの対応もして

おりましたので、誰がというところまではちょっと私も存じ上げておりませんが、各団体からその実行委員会のメンバーは来られているということで聞いております。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 出演されたのは、ももクロのメンバーのほかにはどなたがいらしたんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） ステージへの出演ということでは一切ございません。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 実行委員会の関係者ということではなしに、ステージの上で、バックダンサーとかはいたのであればいいですけども、と申しますのは、私、当日周りを歩いていたんですけども、最初に天満宮のみこさんだったと思いますけれども、ちょっと見てはいないんで、耳だけなんですけれども、悠久の舞を奉納をするというアナウンスがたしかあったと思うので、ももクロ以外の出演者もいたのではないかと思い、お尋ねしている次第です。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） コンサートの当日自体は、2時から前座といいますか、そういう形があったというふうに認識はしておりますが、コンサートの中でどなたが出演されたかというところまでは、ちょっと報告を受けておりませんので、私どもはちょっと存じ上げていないところでございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） その点を踏まえずに、内容が太宰府の魅力をPRするものであったというふうに繰り返されたことについては、これも疑問を述べておきたいと思います。やはり基本的な事実だと思います。公演はそのプログラムによって内容が定まってくるものだと思いますので。

少し話をまたかわりますけれども、市長が10月の段階で申し入れをされたということでしたけれども、公演内容変更にかかわる申し入れということですが、市は実行委員の一員なんですけれども、実行委員会に対して申し入れをされたというふうに聞いたように思うのですが、それで間違いはないのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） その点につきましては、実行委員会に対してということで間違いございません。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） なぜ構成メンバーでありながら、申し入れという形ではなくて、協議を求めるといような形にならなかったのか、少し疑問に思うので、その点を教えてください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 申し入れをしたことによりまして協議を始めさせていただいており

ますので、それは同じ効果だったというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ということは、報道された女性の責務を何とかならないかであるとか、太宰府市民に対してだということは、あれは実行委員会の見解としてではなく、市として求めた内容、実行委員会に申し入れた内容が報道で表に出たというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） その点につきましては、8月5日に初めて知った時点で、実行委員会に対しまして、市としましてそういうことをもう最初に申し入れをさせていただいています。そういうことで再三協議を申し入れた内容が、そういう内容でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ということは、私が今質問した趣旨は、実行委員会としてああいう申し入れは結論としては出さなかったということですね。つまり、男だけの祭りの形態というのを変えるべきだという結論には、実行委員会としてはなり得なかったと。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 事務局を通じまして主催者側と打ち合わせをいたしましたけれども、最終的にはできなかったということは、実行委員会として受け入れたということでございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 男祭りの催しそのものに関することでもう一つお尋ねしておきますけれども、これは先日徳永議員が引用されて、私は個人的に芦刈市長の市政報告会というものに参加したときにいただいた資料と文面が一緒だったので、多分同じものから引用されたと思うのですが、コンサートの初めに、先ほど申したように悠久の舞と言ったと思うんですけども、ささげられ、コンサートがあり、宮司から言葉を賜り、その後男祭りは天満宮にステージ、会場を移して終わったというふうに書いてあるんですね。

ももクロのメンバーのブログというのを私ちょっと見てみたんですけども、彼女たちにとってはいい体験だったようですが、みんな、5人中4人はだったと思いますけれども、少なくとも、最後天満宮でコンサート終えられたこと、男祭りを終えられたことを喜びを感じるという趣旨のことを書いていると思います。

先日徳永議員が引用されたものですが、恐らく音楽関係のメディアの記事ではあると思うんですが、男祭りは天満宮まで行って終わったということは、あらかじめそういう手順で実行委員会としてもコンサートの内容を把握していたのか。男だけだということはわかっていたと、8月5日の段階でですね。どこからどこまでを男祭りとして実行したのかという点をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） やはり私どものほうに最終的に、今議員が言われたような最後の動きというところまで来ましたのは、コンサートの数日前ということでございます。というのは、やはり演者の安全の確保のために、やはり多くのファンの方がおられますので、そういう形で行動としてはできるだけ情報としては抑えていきたいということで聞いておりましたので、私どももそういう動きを知りましたのは、コンサートのほんの数日前ということでございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ここは見解が分かれるのかもしれませんが、実行委員会なので、また先日の話では、市が警備、安全等の面、近隣に対する迷惑に関するような点については責任を負う立場で実行委員会に加わったと。なれば、当日のメンバーの動きを、公開しないのはいいんですね、一向に。ただ、市が承知をしていなかったというのは、かえってそちらのほうの問題ではなかったかと。これは私の見解ですけれども、思います。

そこで、少し話かえますけれども、水城、基肆城、その他1350年記念等のよその市町との共同の事業がありますけれども、趣旨を見て最初に率直に感じた疑問から入りますけれども、なぜ今回の事業はよその市町と一緒にやっている。確かに太宰府の名前が大きいんですけれども、この地域に関して言えば、ほかの市町と協力して当時のこの地区の現状を知ってもらう。今回のコンサートの趣旨としては、最終的に非常にそれにふさわしいものなんです。なぜほかの市町との共同の事業の中の一つとして組み入れることができなかつたのか、理由をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 済みません、明確な理由というのは、私も実行委員会の事務局ではございませんのでちょっとわかりませんが、本事業の目的が太宰府をですね、太宰府のみをよく知っていただくということと、太宰府のファンを増やしていくということからの事業のスタートだったというふうに聞いておりますので、やはり他団体といますか、太宰府に特定した形での効果という形になりましたので、そういう形の事業展開にならなかつたのではないかとこのように思っております。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ほかの事業と共通しない要因として、太宰府の日本遺産認定の件であるとか、竈門神社のことも入っているので、それはそれとしてわからなくもないですけれども、普通に考えるかどうかはわかりませんが、少なくとも私は、やはり一連の事業の中で位置づけられてしかるべきであつたのではないかと思います。

それと関係するのかもしれないんですけれども、先ほども出てきたように思いますが、市民に対する広報というのが、市が実行委員会としてかかわって、かつ周囲の安全等に一番責任を持つ立場である、市民のためであると、魅力を発信するというものでありながら、市民に広報することができなかつたのはなぜかということに関して、見解を伺いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） コンサートの開催につきましては、近隣の住民の方につきましては、隣組回覧等で、文書でお知らせをさせていただいておりましたが、先ほど言われました市全体の広報活動につきましては、実行委員会を通しまして行っていただくように要請はしておったところでございますが、冒頭市長が申しましたように、時間的な不足というところもございまして、広報不足になったということで、今回の事業については、その点については大きな反省材料ではなかったかというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 市民との関係でもう一つ。これも私自身周りを歩いているときに感じたことでもあるんですけども、前日までは視察で出かけていたので状況がよくわからないんですけども、当日に関して言えば、あの周りがひもで囲われて、いつもはあいている太宰府資料館ですか、あれも閉まっていたと。私の隣にいた方がその様子をカメラで撮ろうとしていたんですけども、とめられたんですね。だめですよ、写真は絶対。私、どこを写しちゃだめなんですかということ警備の方に聞いたんですけど、はっきりした返事はなかった。

さらに、コンサートが始まってからは、道ばたで会った友人と立ち話をしていたら、立ちどまらないでくださいと。そういう方が周りみんなそうなんですよ、行け行け行けと、立ちどまるなというふうに言われました。いわばあの場所は、少なくとも当日に関しては事実上占有されていて、もし知らずに歩いてきて、天満宮か政庁跡でお手洗い入ろうと思って歩いてきた観光客の方がいたら、それこそどこまで行けばいいのということになりかねないような状況であったかと思えます。

現状変更許可というのが出たということはいいんですけども、事実上の占有ということですが、私は占有だったと思うんですが、どのような根拠でそのスターダストプロモーション認められたのか、その点を教えてください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） コンサート当日のトイレの使用につきましては、実施当日打ち合わせをしまして、トイレの使用許可は出してははずです。入り口のところに実行委員会の関係者の方がおられまして、そちらから誘導するという事になっていたということで、私は当日の朝の打ち合わせの中ではそのように確認をしております。

今議員が言われた展示館の休館等につきましては、やはりさまざまな問題がございまして、混乱を避けるというところもございましてということで認識をしております。

歩道での写真の分につきましては、やはり肖像権とか興業の問題があるかと思っておりますので、どういう理由でなっていたかというのは、私も存じ上げておりませんが、その分についてはちょっと回答ができないところでございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 立ちどまってめき立てられたということに関しては、できればお答え

をいただきたいですが。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） いろいろなご意見聞いております。写真撮りよるのに撮るなど言われた、立ちどまったら見るなど言われた、坂本八幡宮におったらそこは出ていけと言われたということで、非常に市民の皆様具体的にやっぱり迷惑かけたという事実がたくさんあります。

市民の人がその周りを歩くということについて、規制する根拠は何もないわけですし、はっきり言いまして9,000人の中に太宰府市民が何人おったのかということは、本当に私大きい問題だと思いますし、議員ご指摘のように、いろいろな形で太宰府市民にとってどうだったのかという点においては、いろいろな事実が後でわかった点もあります。

学校の授業、スケジュールの変更をせざるを得なかったような事実もありますし、そして何よりも準備期間が1週間ほど結構長くて、やっぱり工事の中で余り寄りつくなというふうな形になっったりしまして、市民の皆様には本当にご迷惑をかけたという事実はありますし、そのあたりもうちょっと私たちがしっかり把握しとけば、いろいろなことはできたんじゃないかということは、大いに反省しなきゃいけないところだと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 今芦刈市長がある程度包括的な見解を述べてくださったと思うので、あと少し数を減らしてお尋ねしますけれども、ビデオの話と寄附金の話がありましたけれども、まず寄附金のほうからお聞きしますけれども、その寄附金はスターダストプロモーションから市に来るのか、実行委員会を通じて市に来るのか、どういう経由で来るのかということになっているのかという点と、あと事前に契約ではないでしょうけれども、寄附ですから、覚書であるとか事前の口約束でもいいかもしれませんが、できればその額をそのときに決めておくべきだったとは思いますが、何らかの事前の打ち合わせのもとで太宰府に史跡整備目的でしたっけ、ちょっと名称を今ははっきり記憶していませんけれども、何らかの約束があって行われる寄附であるのかということをお尋ねします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 最初に私のほうから答えさせてもらいます。

関係者が来られましたときに、私最初に、最初というか最後に言ったんですが、史跡管理委託料としての費用というのは考えてもらえないのかということは、もう早い機会に私申し上げております。ただ、それがいろいろな経緯の中で余り強く言われないう形できたという事実がありますが、一番最初から史跡管理、例えば福岡ドームだったら数千万円の借り賃というのが発生するわけですが、やはり市としてはいろいろな形で管理委託というか、そういうものについての費用は考えられないのかということは、当初から申し上げておりました。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 具体的な流れにつきましては、現在まだ実行委員会、決算も終わっ



ておりませんので、具体的にどういう形で市のほうに来るかというのは、現在協議中の状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） お金に関する事で1つ、これはしといたほうがいいんじゃないかという気がすることを申し上げます。これは私自身の考え方ですけれども、今回大きなお金が動くんですね、実際に。太宰府市にビデオであれ寄附という形であれ、金額的、物的なメリットが戻ってくるということであったにしても、そこが曖昧な形で戻ってくるようでは、やはり公の立場で大きなお金が動くものに関与するときに、脇が甘過ぎたのではないかという気がします。

問題があったというわけではないとは思いますが、つけ込まれる要因をつくってしまうのではないかという気がいたしますので、決算が終わっていないということでしたけれども、実行委員会として、はっきり公表できるお金の動きはどうか、全部公表できないと、少なくとも実行委員会に関してはだめだと思いますけれども、発表されるように、これは希望しておきたいと思っております。

次のもう一つの質問は、これはお金の話ではありません。言い方はそのように聞こえるかもしれませんが、今回のコンサートで必ずしも太宰府市の将来には一定のメリットがあったかもしれませんが、コンサートそのものでは大きなメリットはなかったのではないかというふうに思います。誰にメリットが一番あったのかという、そういう企画であったと現時点で考えていらっしゃるかどうかお聞かせください。

特定はしませんでしたけれども、市長にお聞きするつもりでした。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 謙） ご回答申し上げます。

誰にといいますと、なかなか見えにくいことではなかったかと思っております。先ほど部長のほうで答えましたように、市民の皆さんに広報等で公に知らせる機会等があれば、市民の方もまた参加するのは多かったんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、太宰府市を知ってもらうということでは、一定太宰府市全体で効果があったんじゃないかなというふうには思います。

ただ、いろいろな形でいろいろな問題が発生しました。そういう部分については謙虚に反省していかなければならないというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 細かい質問をした最後に今のような質問を持ってきたのは、やはり事業をするときに、今回は目的があって、誰にメリットがあるのか、どこにメリットがあったということを考えて、当然市としても関与していると思うんです。今後いろいろな事業全てそうだとするんですけども、やはり振り返ってどこにメリットがあったのかということがやっぱ

り言えるような形で、さまざまなことをやっていただきたいなという気持ちがありますので、最後はそういう形で結びました。

あと、自分でも細かい細かい質問をしてとは思いますが、こういう質問の体裁をとったやっぱり気持ちがあります。それを最後に述べたいと思います。

今太宰府市では、今回男女共同参画と矛盾するのではないかという形で問題提起がされたわけですがけれども、午前中も質問があった自治基本条例にしても、個別政策というのかなり一般的な目標を持っている。だからといって価値が低いわけではないというような政策が、条例と直面することになりましたし、なっています。また、総合計画等で次の5年間にに関して、ビジョンも描いていかなければいけない。

当然そのときに、今回の議会でも議論になっていますけれども、高齢者のこと、子育てのこと、現実にはさまざまな問題のひずみが行くのは女性になりがちなんです。そういうことを考えて市の政策も着実に歩んでいけるようにというのが、条例の趣旨にはあるのではないかと私は考えています。

今回は事業に市として取り組んでみたという点では、まあいいかと思えます。私もももクロが来て、話によるとこれから数年、継続的な関係を持つことが予定されているということですが、それにしても、あるいはその他市が抱えるさまざまな問題に当たっても、新しいことをしていくときに、今回の形はちょっと余りにもずさんだったのではないかと。端的に言うてしまうと、私ごとに公として不用意にかかわってしまったと言わざるを得ないと思います。結論的に言えばそうなんですけれども、心情面で言いますと。

これは市長と副市長にも個人的な気持ちも聞こうかと思いましたが、個人的な気持ちにしかならないと思うので、私の個人的な気持ちだけ言って、それを市の執行部の方にも受けとめてもらいたいと思います。

いわゆる炎上ですね、ヤフーですか、というのを読みました。これは実行委員会に市が申し入れをしたという報道があった後のことだと思いますけれども。読んだのですが、その多くが、これはおかしいのではないかという異議申し立てをその後したであろう、その時点でかどうかわかりませんが、女性団体に対する、何割方かはわかりませんが、ほとんど中傷に近い、極めて、私の感覚で言えば卑しい言葉をたくさんたくさん、太宰府という言葉が出てくるページの中に出てきたんですね。

これは、今はネット社会で、顔を見ずにそういうことを平気で言う人がいますけれども、もしこれがその当人の前でああいう言葉を吐いていたら、明白な人権侵害と言っていいと思います。それが隠れた形で行われればいじめと言われるでしょうし、それが少なくとも女性という市の半分の人間に向けられたと言っても言い過ぎではないと考えれば、不用意に先ほどのような私的な催しにかかわってしまったがために、市が人権侵害の引き金を事実上引いてしまったと言っても言い過ぎではない。

これは市に限らず、実行委員会みんなに言えることだと思います。その点を私は怒りと悔し

さを覚えましたので、かなりねちねちとした質問をしましたけれども、私が考えたこと、これは全部自分で考えたことではなくて、知人あるいは立ち話をした見知らぬ人から聞いたことも交えたつもりですので、こうした疑問にいつでもどこでも答えられるような事業展開というのを、今後市役所が常にやっていけるように。

私は最初に言い忘れましたが、はっきりとは言いませんでしたけれども、市役所の職員さんの良識は信用しています。ですから、防げるはずの問題点であつたらうと申し上げたつもりですので、それをもって質問を終わりにしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

ここで16時25分まで休憩をいたします。

休憩 午後4時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時25分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

会議時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時を過ぎる場合は、会議規則第8条第2項の規定により、本日の日程終了まで会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、4番森田正嗣議員の一般質問を許可します。

〔4番 森田正嗣議員 登壇〕

○4番（森田正嗣議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告をしていました2件について質問をいたします。

最初に1件目として、さきに答申がなされた自治基本条例について質問をいたします。

本年10月27日に答申がなされた自治基本条例につきましては、平成23年1月から22回実施されましたまちづくり市民会議で条例に盛り込むべき素材の抽出が行われ、平成27年10月27日までに28回実施されました審議会で答申すべき条例案の検討が重ねられてまいりました。約4年10カ月を要しております。

私は、この間市民会議に参加し、そして審議委員として審議会の議論に参加してまいりました。審議会では多様な意見を、法律体系に矛盾しないという前提で調整を図ったと理解しております。また、同一目的を達する幾つもの選択肢の中から、現時点で実施可能な選択肢を案文として選んだと理解しております。そして、実際の検討は、たたき台の案文について市民会議幹事から意見を聴取しただけでなく、たたき台につき市民からの意見を公募し、それらを全てたたき台の検討材料として議論し、市民の意見に対し審議会見解を明らかにするという形で案文をまとめる作業を実施してまいりました。

このような慎重審議の結果、答申までに長い期間を要しました。審議会の会長によりますと、これだけ多角的な検討を加えた自治基本条例審議会は、日本全体で見ても数例しかないだろうということでした。この審議会で一貫して守られたものは、手続的適正ということでございました。

さて、市では審議会の答申を受けて、今後議会への上程案を練られる段階に至っていると理解しております。その際、市におかれましても手続的適正に十分意を用いていただきたいと考えております。そこで、次の3点について質問をいたします。

第1点は、前回にも質問いたしましたけれども、市長におかれましては、自治基本条例につきどのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。

第2点は、庁舎内部で上程案の検討がなされると聞いておりますが、メンバーを含めどのような機関が検討されるのかお聞かせください。また、答申につき削除、訂正、承認といういろいろな加除訂正があり得ると思いますが、その理由も含め、議事録をおつくりになられるのかお教えてください。

第3点は、上程案とパブリックコメントの関係につきどう考えておられるのかお示ください。この点、いろいろな考え方があろうかと思いますが、議会上程前のパブリックコメントがあり得るのかを含め、お答えください。

次に、2件目の文化協会について質問をいたします。

太宰府市では、平成23年から始まった第五次太宰府市総合計画におきまして、「歴史とみどり豊かな文化のまち」を将来像に見据えて、目標3の施策16として文化芸術の振興を上げております。この中で、市民みんなが健康で生き生きと暮らせる文化あふれる豊かなまちづくりを目指し、太宰府市文化スポーツ振興財団や太宰府市文化協会との連携協働の重要性をうたっております。

また、平成26年3月にルネサンス宣言として太宰府市の文化芸術振興基本指針を立てました。そこでは太宰府市の現状について、①文化施設は多彩にあるものの、高い機能性を持つ文化ホールのニーズに市が応え切れていない、②文化芸術施策や市政全般の業務に文化的な視点を当てる部署が行政の機構として確立していない、③市民の強い文化的な志向に答えていく文化芸術振興財団が見当たらない、④民間主導で運営すべき財団の事務局を文化ホールに移設すべきではないかという諸課題が記されております。

さて、文化芸術振興財団が見当たらない太宰府市では、市の文化協会の活動を着実に積み上げていくことが、現時点における望ましい文化行政施策の一つと考えます。そこで、次の3点について質問をいたします。

第1点は、市は文化芸術振興財団の成立プロセスについてどのように考えているのかをお尋ねいたします。

第2点は、近隣、特に福岡県、筑紫野市、大野城市、春日市、那珂川町の文化協会のありようについてお尋ねいたします。①活動拠点として事務局の提供について便宜を図っているかど

うか、②文化協会に対する助成金の額、③文化芸術振興財団設立が日程に上っているかどうか。

第3点は、太宰府市で、文化協会の事務局の提供についてどのような考え方に立っておられるのかをお尋ねいたします。

回答は件名ごとに、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 1件目の自治基本条例についてご回答申し上げます。

自治基本条例答申を受けて、議会へ議案として出されるまでの庁内の検討プロセスと住民への条例案内容の周知プロセスについてですが、去る平成27年10月27日に太宰府市自治基本条例審議会より答申を受けました。公募市民や太宰府市議会の議員の皆様、学識者、自治会長など12名で構成されました太宰府市自治基本条例審議会は、平成23年11月8日に始まり、本年10月27日までの4年間、28回の長きにわたりご審議をいただきました。

第1点目の自治基本条例について市長はどのように考えているかにつきましてですが、私は本市における自治基本条例の必要性は、平成21年4月に新しい自治会制度へ移行して以来、太宰府市のまちづくりをどのような仕組みと制度によって、市民の暮らしを豊かにしていくかという自治体の形の構造を見直し、自分たちの町の課題は自分たちで解決し、市民福祉の向上を図るための新しい自治のルールを定めるものと考えております。

現在、条例本文や解説等を精査するとともに、各課において実務や条例、規則との整合性を整理しているところであり、そごがないようにしたいと考えておるところでございます。

なお、2点目、3点目については、部長から回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 2点目、3点目につきまして、私のほうから回答させていただきます。

まず、2点目の庁舎内部での上程案の検討についてでございますが、答申を受けまして、既に市長を本部長といたします副市長、教育長、全部長で構成いたします協働のまちづくり推進本部会議を開催し、全体の調整を図っているところでございます。そのほかに関係課長で組織されます市民協働推進委員会で条文や解説等の文言等の確認も行っておりますし、さらには全職員で各人の業務内容等の確認作業や、条例、規則等との整合性の確認など、市全体で内容の精査を現在始めたところでございます。

精査が終了した後、パブリックコメントの実施、パブリックコメントで出された意見の回答調整、条文の修正の有無等の作業を行いまして、さらに市内部での法政上の審査を受け、議会の皆様へお諮りする手順となります。

次に、住民への条例内容の周知についてでございますが、ただいま申し上げましたパブリックコメントを経て議会へお諮りするわけでございますが、議決以降につきましては、市民向け

の講演会を開催するとともに、市広報やホームページに条文並びに逐条解説を連載をいたしまして、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の上程案とパブリックコメントの関係でございますが、太宰府市パブリックコメント手続実施要綱では、市の政策等の企画立案過程において広く市民に意見を求め、その意見を考慮して市の意思決定を行うためのパブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の市民への説明責任を果たすとともに、より透明性の高い市政及び市民の市政への積極的な参画を推進し、市民との協働による公正で開かれたまちづくり実現のために資することを目的とするというふうに規定されておりますので、上程前の案を市民の皆様にご意見を求めまして、必要であれば意見等を考慮して修正を加え、見直しを図ったものを、最終案として議会にお諮りしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

私のほうからは、これまでの経緯と、それから市庁内部での熱心な取り組みがございましたので、審議会がここまで進んできたということで、いろいろご苦勞のおありだったことについて感謝申し上げたい次第でございます。

それで、私のほうからは2点、今の件で質問させていただきますけれども、1点は、庁舎内で検討されるときに、議事録、もう既にその自治基本条例の精神の話になってしまうんですけども、どの部署でどういう案件がどういう理由で否定あるいは賛成ということが記録として残っていくかどうかということを、一つの手続の問題として考えておりますので、その点はいかがでございましょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 当然その点につきましてはですね、しっかり会議の記録という形で残していくことで、もう既に市民協働推進委員会始まっておりますので、そういう分についても会議録を作成をいたしておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

それから、パブリックコメントは、お話ですと上程案を出す前に、庁内で出された案をパブリックコメントにかけるという、そういうことというお話でございましたが、実はそのパブリックコメント、お話を伺っている限りでは、単にいわゆる上程案として予定されたものを、市民の方がこれについて賛成ですか、それとも反対ですかと意見を聞くという話ではなくて、あくまでも多角的な意見を求めるという趣旨に私は理解いたしました。その趣旨で間違いございませんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 市民の方に賛否を問うという趣旨ではございませんで、中身につき

まして、多角的にご意見をいただきまして、取り入れていかなければいけないものにつきましては、内部で検討してというところまでございまして、議員おっしゃられますように賛否を問うものではございません。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

私どもは、皆様が上程案を出されてきたものをこれから検討するというところでございまして、ひとつどうぞよろしく願いいたします。

1件目につきましてはこれで終了いたします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いいたします。

地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 次に、2件目の文化協会につきまして、市長答弁とのことでございますけれども、私のほうから回答をさせていただきます。

第五次太宰府市総合計画におきまして、市民の文化芸術活動を支援し、その振興を図るため、文化芸術の振興施策として掲げております。さらに、平成26年3月に太宰府市文化振興審議会より太宰府市文化芸術振興基本指針の答申をいただいたところでございます。

その答申を受けまして、平成26年度より市事業といたしまして、市民みんなが健康で生き生きと暮らす文化あふれる豊かなまちづくりを目指しまして、中央公民館市民ホールにおきまして、プラム・カルコア文化芸術振興事業を開催するほか、太宰府市文化協会を初めとする文化団体の育成、支援にも力を入れているところでございます。

1点目の市文化芸術振興財団の成立プロセスについてでございますが、現在本市には公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団がございまして、現時点ではこれと別に新たな文化芸術に特化した財団をつくるのではなく、現財団に文化芸術関係の事業展開を拡充、充実してもらい、太宰府市の文化芸術の振興に努めていきたいというふうに考えております。

2点目の筑紫地区他市町の文化協会への支援状況でございますが、事務室を無償で提供している市、有料で提供している市、市文化施設を使つての役員会議等でも有料としているところなどさまざまでございます。補助金額につきましても、20万円の市から170万円の市とさまざまでございます。また、春日市以外は、市が出資する財団がホールの管理及び文化芸術の振興事業を行っております。

3点目につきましてですが、太宰府市文化協会におきましては、ご指摘のとおり専用の事務室はございません。現在、市役所の1室とか中央公民館の部屋を、会議等で利用いただいております。

文化芸術の振興を進める上では、文化協会と市は二人三脚で連携を図り推進していく必要があるかと考えてはおります。そのためにも、文化協会の役員や事務局の皆様等の活動の拠点となる事務室の必要性は十分感じているところでございます。

今後につきましては、関係各位と話を進めていきたいというふうに考えておりますので、よ

ろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

太宰府市の文化スポーツ振興財団は、今のところ中心として展開をなされるというお話でございました。いずれにしましてもこの総合計画あるいはルネサンス宣言というもので、文化的なものを育成していく、裾野をどんどん広げていくということは大変重要なことだろうというふうに考えております。ぜひとも市のほうも文化協会並びに文化関係の諸団体に対して、適切な助言あるいは保護というものをさせていただきたいと思っております。

私の質問はこれで終わります。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員の一般質問は終わりました。

大変お疲れさまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月17日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時43分

~~~~~ ○ ~~~~~



## 1 議事日程（5日目）

〔平成27年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成27年12月17日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第61号 太宰府市行政手続条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第2 議案第62号 太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第63号 太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第64号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第65号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第6 議案第66号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第7 議案第67号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第8 議案第68号 太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第9 議案第69号 太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例を廃止する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第10 議案第70号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第11 議案第71号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第12 議案第72号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の制定について（環境厚生常任委員会）
- 日程第13 議案第73号 太宰府市総合体育館条例の制定について（環境厚生常任委員会）
- 日程第14 議案第74号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について（分割付託）
- 日程第15 議案第75号 平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第16 議案第76号 平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につい

て（環境厚生常任委員会）

- 日程第17 議案第77号 平成27年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第18 議案第78号 平成27年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第19 発議第9号 特別委員会（総合計画特別委員会）の設置について
- 日程第20 請願第3号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書（環境厚生常任委員会）
- 日程第21 意見書第3号 子ども・子育て支援新制度に対する意見書
- 日程第22 議員の派遣について
- 日程第23 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |       |    |     |        |    |
|-----|-------|----|-----|--------|----|
| 1番  | 堺 剛   | 議員 | 2番  | 船越 隆之  | 議員 |
| 3番  | 木村 彰人 | 議員 | 4番  | 森田 正嗣  | 議員 |
| 5番  | 有吉 重幸 | 議員 | 6番  | 入江 寿   | 議員 |
| 7番  | 笠利 毅  | 議員 | 8番  | 徳永 洋介  | 議員 |
| 9番  | 宮原 伸一 | 議員 | 10番 | 上 疆    | 議員 |
| 11番 | 神武 綾  | 議員 | 12番 | 小島 真由美 | 議員 |
| 13番 | 陶山 良尚 | 議員 | 14番 | 長谷川 公成 | 議員 |
| 15番 | 藤井 雅之 | 議員 | 16番 | 門田 直樹  | 議員 |
| 17番 | 村山 弘行 | 議員 | 18番 | 橋本 健   | 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

|          |        |                    |        |
|----------|--------|--------------------|--------|
| 市長       | 芦刈 茂   | 副市長                | 富田 讓   |
| 教育長      | 木村 甚治  | 総務部長               | 濱本 泰裕  |
| 地域健康部長   | 友田 浩   | 総務部理事<br>兼公共施設整備課長 | 原口 信行  |
| 建設経済部長   | 今村 巧児  | 市民福祉部長             | 中島 俊二  |
| 教育部長     | 堀田 徹   | 上下水道部長             | 松本 芳生  |
| 総務課長     | 石田 宏二  | 経営企画課長             | 山浦 剛志  |
| 地域づくり課長  | 藤田 彰   | 元気づくり課長            | 井浦 真須己 |
| 市民課長     | 行武 佐江  | 都市計画課長             | 木村 昌春  |
| 社会教育課長   | 中山 和彦  | 施設課長               | 永尾 彰朗  |
| 監査委員事務局長 | 渡辺 美知子 |                    |        |

## 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 今 泉 憲 治  
書 記 山 浦 百合子  
書 記 諫 山 博 美

議事課長 花 田 善 祐  
書 記 力 丸 克 弥

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1から日程第6まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第1、議案第61号「太宰府市行政手続条例の一部を改正する条例について」から日程第6、議案第66号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第61号から議案第66号までについて、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第61号「太宰府市行政手続条例の一部を改正する条例について」。

これは、行政不服審査法の全部が改正されたこと及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき、行政手続法が改正されたことに伴い、条文の文言を整備、修正するものとの説明を受けました。

委員からは、異議申し立てと再調査請求というのは、内容的には同一と考えてよいか。情報公開や個人情報保護条例審査会には、諮問を受けたり、議論されたりしたのか等の質疑があり、執行部からは、今までは異議申し立てと審査請求の2本立てだったが、審査請求に一本化され、再調査請求か審査請求の選択ができるようになった。審査庁の採決の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会を設立し、その中で諮問を導入することになっている等の回答を受けました。

関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第61号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第62号「太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につい

て」。

これは、行政不服審査法の全部が改正されたこと及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき、地方税法が改正されたことに伴い、条文の文言を修正するものとの説明を受けました。

委員からは、従来は居住者しか審査申し出人と認められていなかったものがなぜ現在住む人にも資格を認めたのか、居住者の居所証明はどうするのか等の質疑があり、執行部からは、ダム工事の作業員や長期入院中の方などの現在身を置いている場所でも審査申し出ができるように改正された。居所証明としてダム工事の作業員であればその法人に、また病气入院の方であれば病院等に照会をかけるような形を考えているとの回答を受けました。

討論はなく、採決の結果、議案第62号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第63号「太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」。

これは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき、地方公務員法が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものとの説明を受けました。

委員からは、人事評価の状況を挿入する理由、また、いつごろから実施される予定か。退職管理の状況とはどういったことか等の質疑があり、執行部からは、平成28年4月1日から人事評価制度を導入、施行することが義務づけられているので、近々人事評価制度検討委員会を再開し、今年度のうちに人事評価制度を確定していきたい。離職した職員のうち、営利企業等に再就職した場合、その営利企業と在籍していた地方公共団体の間の契約事務に対して働きかけを禁止するとの回答を受けました。

討論はなく、採決の結果、議案第63号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第64号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」。

これは、行政不服審査法の全部が改正されたことに伴い、条文の文言を修正するものとの説明を受けました。

さしたる質問はなく、討論もなく、採決の結果、議案第64号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第65号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」。

これは、地方税法に、申請に基づく換価の猶予制度が新設されたことに伴い条例に規定するもの、及び行政不服審査法等の改正、社会保障・税番号制度の実施に伴い関係法規の整備を行うものとの説明を受けました。

委員からは、納付と納入の違いは何か、誠実な意思を持ったものとはどういう人なのか等の質疑があり、執行部からは、納付とは個人または法人に課せられた徴収金をみずから金融機関

を通じて納めること、納入とは個人または法人に課せられた徴収金をその雇用主である特別徴収義務者が支払う給与などから天引き等により徴収し、金融機関等を通じて納めること。誠実な意思を持ったものとは、徴収金を優先的に納付する意思を有している人との回答を受けました。

討論では、マイナンバー制度についての改正が含まれているので反対するとして反対の討論がなされました。

採決の結果、議案第65号は委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第66号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」。

これは、番号法では個人番号を含む個人情報は全て特定個人情報と定義され、この特定個人情報を利用して事務を遂行するために、特定個人情報を利用する事務の範囲を明記した条例が必要となることから制定するものとの説明を受けました。

委員からは、個人番号配布の太宰府市の状況、行政手続について個人番号を記載せずに書類を書いてよいという指導はされるのか等の質疑があり、執行部からは、12月4日までで5.62%の人が受け取られなかった。住民票や転入転出等の行政手続による個人番号を書く強制はない等の回答を受けました。

討論では、マイナンバー制度についての内容であるので反対するとして反対の討論がなされました。

採決の結果、議案第66号は委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第61号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第62号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第63号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第64号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第65号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第66号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) よかったら、なしの声をちょっと大き目をお願いしたいと思います。

これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第61号「太宰府市行政手続条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時09分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第62号「太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時10分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第63号「太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時11分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第64号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時11分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第65号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番(藤井雅之議員) 議案第65号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」は、反対の立場で討論させていただきます。

討論の反対する理由といたしましては、さきに委員長報告にもありましたが、マイナンバー制度に関連するものが含まれているということです。条例全体を見ますと、猶予に対する納税者の方への資する制度のルール化などについては、これは賛成をいたしますけれども、しかし、条例上にあります法人番号というのは、一種のマイナンバーでありまして、さきの9月議会におきまして太宰府市個人情報保護条例の反対討論の際にも述べさせていただきましたが、今回のマイナンバー導入に係る初期費用が3,000億円で、年間の維持費に300億円もかかり、法人番号を振られる民間業者、とりわけ中小業者にとっては大きな負担になっている実情があります。また、マイナンバーに対する不安が払拭されているとは言えない状況の中でのスタートについては、一貫して中止を求めてきた立場から、関連する条例について賛成することはできませんので、同会派の神武議員とともに提案されております議案第65号につきましては反対を表明いたします。

○議長(橋本 健議員) 次に、賛成討論はありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時13分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第66号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番(藤井雅之議員) 議案第66号につきましても、先ほど反対討論いたしました第65号と重複する部分がありますので、同様に反対を同会派の神武議員とともに表明させていただきます。

○議長(橋本 健議員) 賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7から日程第10まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第7、議案第67号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例につい

て」から日程第10、議案第70号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 上疆議員。

[10番 上疆議員 登壇]

○10番(上 疆議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第67号から議案第70号までについて、その審査の内容と結果を一括して報告をいたします。

この一括議案のうち、議案第67号から議案第69号までは、いずれも農業協同組合法等の一部を改正する等の法律第2条により、農業委員会等に関する法律が一部改正され、今回の法律改正に伴い、農業委員の選出方法について、従来の選挙による選挙委員と農協、農業共済、議会からの推薦による選任委員という2つの選出規定がともに廃止となり、今後は地区、団体等から推薦及び公募による委員候補者の中から市長が市議会の同意を得て任命する選任制に変更されるものです。

まず、議案第67号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」は、市長が市議会の同意を得る委員候補者を選考する際に、候補者が農業委員の定数を超えた場合など、市長が必要に応じて当該選考委員会に選考を求めるものであり、市の附属機関として太宰府市農業委員会の委員候補者選考委員会を設置する必要があるとの説明を受けました。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第67号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号「太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例について」は、条例の名称を「太宰府市農業委員会の委員の定数条例」と改め、あわせて委員定数を現行の選挙委員11名と選任委員3名とを合わせた農業委員人数をそのまま踏襲するとの説明を受けました。

委員から、本市の農業の実態として兼業、専業含めて従事戸数はどのくらいなのか、また農業委員会の委員数と開催が年何回開かれ、どういった議題を協議されておられるのかと質疑があり、執行部から、平成26年度で292世帯でしたが、専業農家はおらず、全て兼業農家であります。また、農業委員会の今現在の委員数は14名で、毎月定例で5日の日に開催し、主な議題としては、農地転用に関する審議をされておりますと回答がありました。

その他、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第68号「太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例を廃止する条例

について」は、農業委員会の委員選出方法について、従来の農協、農業共済、議会からの推薦による選任委員の規定が廃止されることに伴い、太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例を廃止するとの説明を受けました。

委員から、確認ですが、従前議会で承認をしていたのがなくなると理解していいのかと質疑があり、執行部から、これまでは選挙制度と3つの団体からの選任制と法律で定められていたが、今度はその方法自体が廃止になり、市長が任命するということになるかと回答がありました。

また、委員から、農業委員に一般の方がなるということはないのかと質疑があり、執行部から、今回新しい改選後の委員の選考の中には、地区とか団体からの推薦、あと公募という形での条件はありますが、それ以外の条件はないので、農業に従事していなくても今回以降は、改正された後はそういった方々が入ってくるということも可能になると回答がありました。

その他、関連質疑を終え、委員から、質疑と回答の中で少し危惧するのが、枠以外で農家を維持しようという意見に対立するような人が出てくるという心配がありますが、賛成の立場で討論がなされました。

採決の結果、議案第69号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例を廃止する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、給水装置の構造及び材質の基準を引用している水道法施行令が改正されたことに伴い、また、水道加入金の自己専用住宅以外の場合に適用している個人負担金の額の引き下げを行うとの説明を受けました。

委員から、加入負担金の減額が平成22年10月から開始されて、平成28年3月までで終了となりますが、これまでにどれくらいの加入者があったのかと質疑があり、執行部より、大きいところで昨年に榎寺住宅と五条台団地、合わせて150軒近くが専用水道から太宰府市の水道に加入されていると回答がありました。

その他、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第70号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第67号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第68号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第69号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第70号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第67号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時23分)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第68号「太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番(藤井雅之議員) 議案第68号「太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例について」、賛成の立場で討論いたします。

議案書の条例の提案理由にも、農業委員会等に関する法律が改正されたとあります。農地の番人と言われる農業委員は、農業者から選挙で選ばれた農業委員で構成され、農地の権利移動や転用の許可の業務を行うなど、農民の代表機関としての役割を果たしてきました。これまで、公選制において選出をされており、市町村長から独立した執行機関でしたが、今回の法改正に伴う条例改正で、太宰府市はこれまでの14人の農業委員定数は維持されますが、公選から市長の任命に変更されます。従来どおりの独立した位置づけを担保し、市長が農業委員を任命する際に機能を弱めるようなことのないよう対応されるよう重ねて要望いたしまして、同会派の神武議員のとともに、提案の議案第68号については賛成をいたします。

○議長(橋本 健議員) 次に、反対討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時25分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第69号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例を廃止する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時26分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第70号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11と日程第12を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第11、議案第71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」及び日程第12、議案第72号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第71号及び議案第72号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、審査の内容と結果を報告いたします。

国保の赤字の削減と健全な事業運営を行うため、太宰府市国民健康保険運営協議会の税率改定の答申を受けて、平成28年度からの国民健康保険税の課税額のうち、後期高齢者及び介護納付金課税額の税額改定に伴い、条例の改正を行うものです。

審査に当たりましては、執行部より配付された資料を参考に、本市の国民健康保険税の概要及び改定の必要性の説明を受けました。

委員から、税率改定によつての決算赤字の見込みがどうなるのかなどの質疑がなされ、執行部より、平成26年度の決算赤字1億7,000万円が、試算上であるが約1億円ぐらいになるのではないかと予想しているとの回答がなされました。

そのほか質疑を終え、討論については、市町村国保においては、高齢者等の割合も高く、医療水準も高くなる一方で、所得水準が低いため、保険料収入が得にくい構造となっている。国の広域化に向けた財政措置により、今年度から低所得者数に応じて1,700億円の予算措置も行われておりますが、この財源を使えば、低所得者層の保険料軽減にも活用できると言われており、そんな中での保険料引き上げについては賛成できないとの反対討論が1件ありました。

採決の結果、議案第71号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の制定について」、審査の内容と結果を報告いたします。

現在の女性センタールミナスは、女性の地位向上を目指し、女性労働者への支援を主目的としておりますが、人々を取り巻く環境は変化しており、女性も男性も生きやすい、新しい男女共同参画社会を目指し、働き方や生き方など男女双方への働きかけが必要となつてきているため、市の男女共同参画の施策に沿って活動を行う拠点として、平成28年4月より用途の変更をするため、女性センタールミナス条例を廃止、新たに本条例の制定を行うものと説明を受けました。

委員から、女性センターミナスのほうに女性の職業に関することが事業目的に入っていたと思うが、用途変更によって現在やっている事業は引き継がれるのか、それとも別のところになるのかなどの質疑がなされ、執行部より、男女共同参画の一つには、女性の地位向上であるとか、職業に関することも含まれているので、今までどおり継続、さらに充実していきたいと思っているとの回答がなされました。

討論については、男女共同参画という名前に関する議論もあったが、女性だけよりは男性も入っているほうが男性にとってもいいと思うし、両性を並べて書く意味はあると思う。市が、男女共同参画、男も女も暮らしやすいまちをつくる方向に進んでいけるように、この条例案に賛成したいとの賛成討論。以前から男女共同参画が、太宰府市の場合、いろいろな形で騒がれた節もあるので、違った方向で推進するような形になってはいけないと思っている。平等な形で推進を進めていただくように、センターをつかってしっかりと運営をやっていただければと思います、賛成するとの2件の賛成討論がありました。

反対の討論はなく、採決の結果、議案第72号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第71号及び議案第72号について報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第71号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第72号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 議案第71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」反対討論を行います。

この条例改正は、国民健康保険税を値上げする内容となっています。国が平成27年度から低所得者向けに被保険者1人当たり5,000円の財政改善効果を見込んで保険料軽減措置の拡充に約1,700億円の財政措置を始めました。この措置がありながら、保険料を値上げするというのは、被保険者支援に反しています。今議会で、累積赤字の一部を解消するための法定外繰り入れを5億円行う補正予算が提案されています。名古屋市では、繰入額を減らすことなく、1人

当たり年平均3,213円引き下げる負担軽減策をとっています。保険料軽減措置が目的である以上、値上げではなく、値下げをし、低所得者への負担軽減を図らなければならないのではないのでしょうか。

先日の同会派の藤井議員の一般質問で、太宰府市は筑紫地区の4市1町で比較すると一番高い国保税であり、今回の改正によって変化はあるかという問いに、隣の大野城市と比較すると年収200万円で大人2人、子ども2人の4人暮らし、介護納付金のある40歳以上の世帯で4万8,700円も多くなっているとの回答がありました。

国民健康保険税は、高齢者、非正規労働者、自営業者など生活が厳しい市民への負担が重くのしかかっています。同会派の藤井雅之議員とともに、被保険者負担額の引き下げ、せめて近隣と同等の保険料負担額にするよう要望し、この条例改正について反対とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時35分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第72号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時36分〉

~~~~~ ○ ~~~~~



### 日程第13 議案第73号 太宰府市総合体育館条例の制定について

○議長（橋本 健議員） 日程第13、議案第73号「太宰府市総合体育館条例の制定について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第73号「太宰府市総合体育館条例の制定について」、審査の内容と結果を報告いたします。

建設中の体育複合施設の名称を「太宰府市総合体育館」とし、体育館とトレーニング棟を置くこと、開館時間、休館日、またほかに管理運営に必要な事項を規定し、条例を制定するとの説明を受けました。

この議案につきましては、委員から数多くの質疑がなされましたので、その主な質疑等を要約して報告いたします。

第3条関係のトレーニング棟に関することについて、設置の経緯。また、利便性等について、シャワー室などの附帯設備の充実を図る考えがあるのか、そのほかには、指定管理に関することで手続や管理基準などについてというものであり、執行部からは、市内部での関係課の調整会議、10月末の三役、幹部職員の現地内覧会の後にどのような方針でいくのか検討してきた中で、トレーニングジムにしたかどうかという結論が出ましたので、条例上位置づける必要があるため、今回条例に明記させてもらった。トレーニング棟の附帯設備については、現段階では構想はない。指定管理者については、施設の管理が大前提となるが、指定管理者が行う自主事業が大きな採点のポイントになってくるなどの回答を受けました。

議案全般の質疑が終わった後、委員から、市民の意見集約や政策判断の説明が不足しており、決定に至るまでの経過が不透明であり、もう少し時間をかけて調査、検討すべきということで、本条例案からトレーニング棟やアスレチックジム等の関係する条項について削除する修正案が提出されました。

修正案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、修正案は委員全員一致で可決されました。

修正案を除く原案につきましては、条例の必要性を認めることはやぶさかではない。総合体育館における今後の事業、運営展開などはっきり見えてこないところが残っていると思うので、市民に具体的にわかりやすい形で伝わるように希望した上で賛成するとの賛成討論。もうちょっと内容を詰めて、条文であらわしたほうがいいと思うところはある。今のままではどうとでも解釈できるようなすき間がある感じがする。これは、ほかの条例も含めて考えていかなといけないと思っており、そういう意見を述べさせてもらって賛成とする、との2件の賛成討論がありました。

採決の結果、修正部分を除く原案についても、委員全員一致で可決すべきものを決定しました。

よって、議案第73号については委員全員一致で修正可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

本案に対しては、お手元に配りました修正案が出されております。

これを本案とあわせて質疑を行います。

議案第73号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

まず、本案に対する修正案について討論、採決を行います。

修正案について討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） 議案第73号太宰府市総合体育館条例修正案につきまして賛成の立場で討論いたします。

条例修正の内容趣旨としましては、条例に定める施設であるトレーニング棟及び関連する条項を削除するものです。このトレーニング棟は、別棟の既存建物の2階をトレーニングジムとして活用するものでしたが、本来、トレーニングジムは体育複合施設の中にあつてこそ、その目的、機能が発揮されるというものです。これは、我々議員のみならず、何より多くの市民の皆様が望んでいる形であると考えます。

このトレーニングジムは、ジムそのものの目的、機能の発揮とともに、体育複合施設全体の利用促進を図る意味でも、中途半端な形で別棟2階に設けるのではなく、しっかり協議、調整を図りながら、本来の形である体育複合施設の中に位置づけることが必要であると考えます。しかしながら、当初議案に提案されましたトレーニング棟ですが、提案だけを見ますと、非常に唐突、奇妙な印象を受けたところであります。

そこで、私なりにトレーニング棟案の形成過程を検証したところ、見えてきたのが、体育複合施設の中に設けることが最良であることは重々認識しつつも、トレーニングジム設置という結論を少々急ぎ過ぎたのではなかったかということです。ここはひとつ協議、調整のための余裕を幸いにも得ることができたと前向きに考え、体育複合施設の中にトレーニングジムを設ける方向でご検討いただきますようお願いする次第です。

以上をもちまして私の賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16 番（門田直樹議員） 反対の立場で討論いたします。

まず最初に、説明をもう少しやっぱりやるべきだったと、執行部は。その機会はあったと思います。何人この修正案に賛成されるのかわかりませんが、話を聞くと、もう少し聞いとけばなあとかというふうな話をよく聞きます。しかしながら、この間、今委員長の報告もございましたけれども、環境厚生常任委員会での議論等々聞きますと、条例をもう少し細かくしろといったような議論がある。今、木村議員の討論もありましたけれども、もっと詳しくしたほうがいいんじゃないかというふうなことがある。しかしながら、本市の、他市もおおむねそうだとは私は理解しておりますが、条例に関して、施設利用に関する条例に関しましては、そこまで詳しく書いているのは余りないと思う。別表等での規定は若干ありますが。

そもそも指定管理を行うに当たりましては、その契約、あるいは管理の協定でありますとか、仕様書でありますとか、そういったところで、事細かに決めます。大変な量になると思う。それらの合意のもとに指定管理がなされるということでありますので、何らこの条例の中でそういったものを詳しく決める必要はないし、かえってそれは、決めてしまうと、実際の指定管理の委託っていいですかがやりにくくなるというのはあると思います。

代替案につきましても、具体的にはないと。1つだけあるのが、体育館の中につくれということです。中につくれれば、それは一番いいんだけど、先日執行部のほうからご報告がありましたけれども、現実には剣道場、柔道場、そしてそれぞれの役割を持ったスペースは、もうそのために建設をされていて、用途変更はできないという結論が出ています。そしたら、そこからまずどうにかしなあ、やっぺいかないかんわけですよ。そこはそのままにして、つくれ、つくれと言っても、それはできないという結論はもう目に見えていると思う。そしてまた、そのほかに、じゃあ場所があるのかと。松川でも、松川は遠いと思います。ほかにじゃああるのか。あるいは、新たにお金を出して附属の施設をつくるのか。そういった、具体的に実現可能な代替案というのは全然出てないと思う。結局、この議論を聞いていると、説明がどうも足りてないと。それで、議事を軽視とまではいってないけれども、何かこう納得できない。やや感情的な、まあややもすると時代錯誤じゃないかと思うような、内容よりも少し感情がいつているような気が私はいたします。そもそも、この条例、いろいろ出てきますが、この例なんか特にそうですが、否定といいますか、修正をかけるほどのことはないと思う。今言ったような説明に対する問題があれば、討論であるとか、あるいは全協とか議員協議会とか、幾らでもそういうふうなものをたす場所があるわけですよ。最終的には、この修正という、この重さというのがわかっているのか。まあ、わかっているとは思いますが、非常に疑問を感じます。

もう少し言わせてもらえば、この指定管理者に対しまして、内々、その選定に当たって、前もっていろいろな状況というか、調整というか、情報の交換というのはされると思います。例えば、その指定管理者が、この器具を、機材、このトレーニングジムの機材というのは大変高うございますから、そういったものを用意するのか、市がするのか、その辺のことをまだ我々は知りませんが、もしそういうふうなことも一緒に議論してあるのであれば、もしこれが定例

会で、これが修正削除されまして、3月に仮に伸びたとしたら、じゃあその間、それをどうするのか、キープできるのかできないのか、そういったことにもつながってくるということも非常に危惧されます。そもそも、よく木を見て森を見ずと言いますが、議会というのは、枝葉末節、至るところ気を配ってどうなのかということは見なければいけない。しかし、その気持ち、心というのは、常に幹が太く、正しく育っているか、根はきちっと張っているか、市民に栄養は行き渡っているか、そこが一番大事なところであると思います。この修正が通れば、現体制といいますか、執行部の足を引っ張って、市政を遅滞させる効果は十分あると思う。しかし、同時にそれは、市民が本来受けられる受益の機会を遠ざけることになる。

以上の理由で反対します。

○議長（橋本 健議員） ほかに。

賛成討論はありませんか。

8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 修正案に賛成の立場で討論します。

私、9月議会のほうで質問で、トレーニングマシンの設置を体育館のほうでお願いして、できないという返答を聞いたんですけれども、今回、トレーニング棟に設置するという事で、執行部の方もいろいろ考えられた結果だとは思いますが、実際、今の太宰府市民の方もですね、トレーニングマシンはかなり使っているし、近所にホリデイじゃったかな、ホリデイスポーツクラブというのを見てきましたけれども、月8,250円の会費を払って、平日だったけれどもいっぱい使われている方が。この前、請願も出ましたけれども、いきいき情報センターのトレーニングマシンもかなり使われている方がいる。そういう安全性とか、市民にとってそのトレーニングマシンを使いやすいようにしていくためには、地域包括支援センターの2階に置くよりも、もっといい方法があるんじゃないか。ここをもう一回考えていただいてですね、指定管理、より充実したトレーニングマシンの設置に向けてですね、考えていただきたいと思えます。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 議案第73号に対する修正案に関して反対の立場で討論いたします。

私、環境厚生委員として修正そのものには賛成したのですが、実際、議案が指し示す内容と現在の準備の現実を考えると、余りにも乖離が著し過ぎると思います。それに対して、議会の権限の及ぶ範囲で整合性を保つためには修正はかけざるを得ないと考えたわけですが、その後、随分悩みまして、他方、この案が出たということは、ジムの必要性に関してはもう公式に執行部として認めたものだというふうに、これは委員会でも言いましたけれども、肯定的に解釈をしています。では、どうするかということなんですけれども、私が一般質問で述べたことですが、さまざまな問題点はあったにしても、今後、それは克服していけるだろうと、執行部もしくは市役所全体に対して信用したいというふうに申しました。今回は、議案としては出て

しまったというのが、早過ぎるとは正直思いますけれども、まだこれからの事業です。今後に改善の余地があることに期待して、一般質問の場、ここで言ったことの後者の最終的な結論のほうをとることにしたいと思います。ただし、もしこのジムを恒久的なものとしてトレーニング棟として考えているのであれば、しっかりとそのように使えるように計画をきっちりつくってほしい。かつ、それは急ぐ必要があると思います。もし暫定的であるというふうに認識しているのであれば、暫定的な利用ということを条件にデザインしてほしい。実際、内部的にもこれはまずいのではないかと。まずいって、ちょっと、これ表現が悪かったですけれども、という意見もあることは委員会の中でも出ましたけれども、もしそのほうが正当性があると認めざるを得ないのであれば、仮に原案そのものが可決されたとしても、執行部みずからそれに対する修正を自分から出すということに関しても、いさぎよい態度をとるという覚悟を求めた上で、今回は修正はあえてする必要なしという態度をとりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） ほかに賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで修正案についての討論を終わります。

採決を行います。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、修正案は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対2名 午前10時52分〉

○議長（橋本 健議員） 修正案が可決されましたので、修正部分以外の原案について討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

修正部分以外の原案に賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

したがって、修正部分以外の原案は可決されました。

よって、議案第73号は修正可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時53分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第74号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第14、議案第74号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案は、各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 各常任委員会に分割付託された議案第74号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、2款5項1目選挙管理委員会費361万5,000円の増額補正、これは、選挙権年齢が18歳以上となる法改正がなされたことに伴う選挙人名簿システムの改修委託料との説明を受けました。

次に、10款1項2目中学校給食意識調査委託料99万8,000円の増額補正、これは、学校給食改善研究委員会で太宰府市の中学校給食を今後どのようにしていくか協議しており、児童・生徒・保護者、教職員等にアンケートをとり、中学校給食に関する意識調査を行うものであるとの説明を受けました。

次に、10款4項5目中央公民館管理運営費、臨時工事費650万円の増額補正、これは、中央公民館の中央監視装置が経年劣化等で異常を来し、空調システム、漏電等の確認に支障が出ることから、取りかえ工事をするものとの説明を受けました。

次に、歳入の主なものとしましては、18款1項1目財政調整資金繰入金6億9,728万5,000円の増額補正、これは、今回の12月補正財源調整として財政調整資金を充当するものです。平成27年度末の財政調整資金残高としては、28億2,755万3,303円となる予定であるとの説明を受けました。

次に、21款1項9目文教施設災害復旧事業債265万3,000円の増額補正、これは、台風15号の災害による太宰府小学校と水城西小学校の復旧工事の財源として充当しており、第3表の地方債補正としても計上しているとの説明を受けました。

第2表債務負担行為補正では、ホームページシステム構築等関係費、起債管理システム関係費などが計上されております。

その他審査では、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第74号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 上疆議員。

[10番 上疆議員 登壇]

○10番(上 疆議員) 続きまして、議案第74号の建設経済常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、6款1項3目農業振興費の太宰府市農業委員会の委員候補者選考委員会の委員報酬・費用弁償7万1,000円が補正計上されております。

次に、8款2項1目道路橋梁維持費の修繕料の追加150万円が補正計上されております。これは、道路、水路などの舗装の剥がれや陥没などを歩行者や車両の安全確保するため緊急に補修しておりますが、上半期に233件と処理しており、下半期においては163件になると予測することから、増額する必要があるとの補足説明を受けました。

委員から、この修繕は大体剥がれるところは同じところが剥がれるようすし、早いときは2カ月から3カ月でまた剥がれて、それがどんどん大きくなっている。結果的に無駄があるのではないか。根本的に考える必要があると思いますので、機会があれば検討してみたらどうかと、これは意見としてお聞き願いたいとの発言がございました。

その他の審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、補正計上の根拠などについて質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第74号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[12番 小島真由美議員 登壇]

○12番(小島真由美議員) 次に、議案第74号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容と結果を報告いたします。

当委員会所管分の主なものとしましては、3款1項1目の国民健康保険事業特別会計関係費5億715万2,000円の増額補正、これは、国保特別会計の赤字補填のための繰出金5億円と人件

費の増額による715万2,000円であります。財源として、財政調整資金繰入金6億9,728万5,000円のうち、5億円を充当するものです。

委員からは、今回5億円を上げてきているが、まだ半分以上残っている。来年も5億円上げてきて、最終的に平成30年に向けて返済を行っていく計画なのかなどの質疑があり、執行部から、平成30年度までには赤字については削減を図りたいと考えている。今後の法定外繰り入れに関しても、平成27年度の決算等を見て、財政当局とも協議をしながら進めていきたいとの回答がありました。

次に、3款1項4目の障がい者自立支援給付事業費1億7,070万円の増額補正、まず、介護・訓練等給付費については、各種サービスの増加による1億4,500万円の増額補正。次に、身体障がい者・児補装具給付費については、児童の補装具更新件数の増加による150万円の増額補正。

次に、障がい者医療給付費については、自立支援医療対象者の全体数の微増も一因だが、中でも保険対象者外の生活保護受給者の増加により、2,420万円の増額補正を行うものです。

財源については、それぞれ国庫負担金、県費負担金が歳入に計上され、充当されるものであります。

委員からは、ここ数年増えてきているのか、それとも今年急に増えたのか、また来年の見込みについてなどの質疑があり、執行部から、近年の三、四年間を見ていると右肩上がりの状況になっている。来年度もサービス費関係は増加してくるということで、ここ数年の伸び率等で予算計上しているとの回答がありました。

次に、4款1項1目健康づくり推進費979万5,000円の増額補正、今年の6月から事業を開始している元気づくりポイント事業の報償費と需用費の補正で、報償費の内容としては、商品券代、元気づくし代、自治会への寄附金の3種類を支出する予算を計上しており、11節需用費の印刷製本費は商品券を1万枚印刷する予算を計上しているとの説明を受けました。

委員からは、年度途中ではあるが、事業の効果、健康診断とかイベント等の状況についての質疑があり、執行部から、集団検診等は去年と比較して約200人の増、また歩こう会の会員数なども事業前は232人だったところ、160人ほど増えて、ほかにラジオ体操、介護予防事業なども人数が増えてきていると話聞いていますとの回答がありました。

次に、第2表債務負担行為補正では、放課後等支援運営業務委託料、保育業務委託料、指定管理料の3件が計上されております。

その他の審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第74号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第74号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。



これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これでは環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

○11番(神武 綾議員) 議案第74号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」、賛成であります。1点要望を述べさせていただきます。

10款教育費、2項1目小学校施設整備費250万円についてです。所管であります総務文教常任委員会の中で質疑をさせていただきました。250万円の予算は、それぞれ児童数の増加によるもので、太宰府南小学校の特別支援学級を2部屋に分割する工事費と、水城西小学校の図工室を普通教室に転用する工事費との説明がありました。どちらも子どもの増加の対応でありますので、待ったなしのことだと思えます。しかしながら、支援学級の子どもたちの発達の保障、それから図工室の役割などを考えれば、今回のような対応は緊急対策だと理解しています。支援学級の子どもたちは、障がいの特性などを考慮した上で環境を整えるべきで、また、図工室がなくなることによって、普通教室で図工を行うことになり、担任の先生の負担が増えることは容易に想像できます。

先日、それぞれの小学校、南小学校と水城西小学校に行ってお話を聞いてまいりました。子どもが増えることによって、今回の対応はいたし方ないというような現場の先生方のお話でしたが、学童保育は今、校舎の中にあり、普通教室を確保するための妨げになっているというようなことを感じました。太宰府南小については、学童保育を校舎の外、例えばほかの学校でも行っています校庭に新築するなどの対策もとれるのではないかと思います。また、水城西小学校については、普通教室について、既にプレハブもありながら不足しているという状況になっています。

佐野東地区の開発を待つのではなく、早急な対応が必要だと感じました。

3月に策定された子ども・子育て支援事業計画においても、学童の利用ニーズは増加となっています。今いる子どもたちの学習環境を保障するためにも、早急な対応を重ねて要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長(橋本 健議員) 次に、反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は、原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時07分〉

○議長(橋本 健議員) ここで11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15と日程第16を一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第15、議案第75号「平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」及び日程第16、議案第76号「平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[12番 小島真由美議員 登壇]

○12番(小島真由美議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第75号及び議案第76号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第75号「平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」、報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ5,774万2,000円を増額補正するものです。

歳出の主なものとしたしましては、平成26年度の国、県からの概算交付を受けていた負担金を実績報告に基づき、平成27年度の精算返還金として増額補正をするものです。

また、10億円の累積赤字削減のため、5億円の一般会計からの法定外繰り入れに伴う財源更正についても計上されています。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第75号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第76号「平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につい

て」、その審査の内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ7,464万3,000円を増額補正するものです。

歳出の主なものといたしましては、平成26年度後期高齢者保険料の精算及び平成27年度後期高齢者医療保険料の被保険者の増等により増額補正をするものです。

歳入につきましては、普通徴収保険料、一般会計繰入金及び繰越金が計上されております。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第76号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第75号及び議案第76号についての報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第75号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第76号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第75号「平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時24分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第76号「平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時24分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17と日程第18を一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第17、議案第77号「平成27年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び日程第18、議案第78号「平成27年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 上疆議員。

[10番 上疆議員 登壇]

○10番(上 疆議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第77号「平成27年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び議案第78号「平成27年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」の審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、水道事業会計について。

今回の補正は、職員の人事異動及び地域手当の変更などに伴うもので、職員給与費合計630万円を増額するものと補足説明を受けました。

委員から、キャッシュ・フローの計算書は直接法と間接法と2つありますが、間接法を用いられておりますが、この根拠は何かあるのかと質疑があり、執行部から、これは選択となっておりますことから、大体近隣と足並みをそろえるため間接法を適用しておりますと回答がありました。

そのほか、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第77号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、下水道事業会計について。

今回の補正は、職員の人事異動及び地域手当の変更などに伴うものですが、再任用職員の退職手当負担金が対象外となるなどで下水道事業は減額となっており、職員給与費合計540万円を減額するものと補足説明を受けました。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第78号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第77号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第78号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第77号「平成27年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時28分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第78号「平成27年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 発議第9号 特別委員会（総合計画特別委員会）の設置について

○議長（橋本 健議員） 日程第19、発議第9号「特別委員会（総合計画特別委員会）の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） 発議第9号「特別委員会（総合計画特別委員会）の設置について」の提案理由の説明を申し上げます。

平成28年3月に太宰府市第五次総合計画の前期計画が終了し、新たに後期計画が策定される予定であります。総合計画は、市政運営の最も基本となる総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものです。そのため、議会におきましても、より慎重に審査するため、議員全員構成による特別委員会を設置するものであります。

提出者は、私、村山弘行、賛成者は、長谷川公成議員、門田直樹議員、小畠真由美議員、神武綾議員、上疆議員、船越隆之議員です。

名称は、総合計画特別委員会、経費は予算の範囲内とし、設置期間は付議事件の審査終了までとしたいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第9号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時31分〉

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

総合計画特別委員会の正副委員長を前例により決定したいと思います。

総合計画特別委員会の委員長に総務文教常任委員会委員長の門田直樹議員、副委員長は同常任委員会副委員長の長谷川公成議員とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定しました。

ただいま設置されました特別委員会は、閉会中の継続審査とすることにいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 請願第3号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書

○議長（橋本 健議員） 日程第20、請願第3号「よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第3号「よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書」について、その審査の内容と結果を報告いたします。

紹介議員より、改めて保育士不足による待機児童という状況が委員会での所管調査の中でも浮き彫りになっているということで、重ねて採択をお願いしたいとの補足の説明がなされました。

請願に対する意見はなく、討論については、どこでも保育の従事者が不足しており、本市においても公募をしてもなかなか来ないという状況である。保育の待遇は、ほかの職種と比べて低く、構造的に保育を担う人材が集まらないのは当然のような気がする。処遇配置の基準というのを抜本的に改善しなければならないというのが、本市だけでなく、国全体のことだと思うので、そういうことを踏まえ、賛成とするという賛成討論。

本市においても、保育士不足で施設ができたにもかかわらず実効できないなど、どこにおいても確かに処遇が大きな理由になっている。ここに述べられている趣旨は、本市が抱えている問題の解決にも資する内容を提言していると考え、賛成とする、との2件の賛成討論。

現政権においても子育て支援は重要課題の一つとして認識のもと、社会保障と税の一体改革により、消費税増税分を社会保障に充てるということで行われております。子ども・子育て充実については、消費税が平成29年7月に増税、平成30年予算では7,000億円もの予算措置がなされ、政府の子育て支援に対する重要施策としての認識のあらわれだと思っております。職員

配置、処遇改善についても、既に子ども・子育て支援制度のもとで取り組まれており、今後も取り組むと方針を立てられているので、以上の理由から反対とする、という1件の反対討論がありました。

採決の結果、請願第3号は賛成多数で採択すべきものと決定しました。

なお、本請願は、意見書の提出を求めるものであり、委員会で協議した結果、添付された意見書案をそのまま委員会提出議案として、本日、本会議に提案することといたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 反対の立場で討論いたします。

反対の理由は、今、委員長が報告していただいた中に、委員会の中での反対討論があったので、今、聞いておまして、全くそのとおりで思っております。また、この意見書案をですね、見てみますと、消費税を財源にと言いながら、財源確保も含めて、つまり消費税に反対をされてあるのかどうか、あるいは財源を一体どういうふうにされたいのか、ちょっとこれを読む限り疑問を感じます。また、財源を早急に確保し、関連予算を大幅に増額というのは、一体どれぐらいのものを、大幅に確保というのは、一体何のためにどれぐらいということは最低限言っていただかないとよくわからない。また、公定価格の改善とか配置基準の抜本的改善とか言われることも、一体、じゃあ余り細かくは必要はないですけども、もう少しわからんと、ちょっと判断のしようもないですけども、全体としてですね、そういうわかりにくさの上に感じますのは、国またはこの現政権等はこの問題を等閑視しているような趣旨で書かれていると私は感じます。

以上の理由で反対です。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 討論はありませんか。

13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） この件に関しては反対の立場から討論させていただきます。

先ほど門田議員のほうから述べられましたけれども、同じような話ではございますけれど



も、この請願に関してはですね、主にはですね、財源の不十分だと、今の政権では保育の子育て支援に対して財源の確保が不十分じゃないかというふうに取り扱われております。そういった中で、既に現政権においてしっかりとスピード感を持って、社会保障と税の一体改革ということでとり行われていますし、また、この予算についても、一番安定財源である消費税からですね、拠出するというので、十分な財政上の裏づけがあり、今後の子育て支援に向けての確実な予算が担保されていると私は認識をいたしておるところでございます。消費税以外で新たな財源を拠出して子育て支援に充てるということは、他の予算に影響を与えることも懸念され、また、3党合意の基本的な考えと矛盾するということから、この請願に対しては反対をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） この意見書につきまして賛成の立場で討論させていただきます。

この意見書についてはですね、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえて、その取り組みを一層推進するという大きな目的、趣旨だと思われま。細かいところまでは記述されておられませんけれども、特に私が気になるのが、職員の処遇、配置、これにつきましては、本市についても非常に気になる所、大事なところだと思っています。この意見書の趣旨を考えると、現状の子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえて、それを一層進めていってこれという地方の自治体の意思を伝えるものであると思われま。非常に有意義なものだと思っ賛成します。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） 私は、今回、子ども・子育て支援、これに対する意見書についてですね、賛成の立場を明らかにして討論を行います。

今回の意見書については是々非々でございますが、子ども・子育て支援体制は、消費税率の10%への引き上げを前提とした子育て支援策であり、再増税の延期にかかわらず予定どおり実施され、保育所の整備などに約5,000億円を投じています。次に、子ども・子育て支援制度は、国会でも可決され、今年4月より全国的にスタートしている現状の中、当然ながら予算も執行されており、運用上は各自治体にも大きく影響します。仮に予算を大幅に増額するとすれば、その財源をどこから持ってくるかという課題もあります。

以上の理由から、請願の趣旨は理解申し上げますが、意見書の提出については、今回のみにとどめおかれることを提言申し上げます。したがって、子ども・子育て支援制度に対する意見書については、今回提出の意見書に限り、賛成いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、請願第3号は採択とすることに決定しました。

〈採択 賛成11名、反対6名 午前11時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第21 意見書第3号 子ども・子育て支援新制度に対する意見書

○議長(橋本 健議員) 日程第21、意見書第3号「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境厚生常任委員会委員長 小島真由美議員。

[12番 小島真由美議員 登壇]

○12番(小島真由美議員) 意見書第3号「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」を太宰府市議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

議員の皆様におかれましては、お手元に意見書を配付してありますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきますと思います。

子ども・子育て支援新制度に対する意見書。

2015年4月、子ども・子育て支援新制度が施行された。新制度では、消費税を財源に保育の「量的拡充」及び「質の改善」を目指しているが、財源確保も含めて、いまだ十分とは言えない現状である。

よって、国及び国会におかれては、新制度の実施主体である地方自治体が十分に役割を果たし、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、取り組みの一層の推進を図られるよう、以下について要望する。

1、子ども・子育て支援新制度の実施に当たっては、子どもの健やかな育ちがひとしく保障されるよう、必要財源を早急に確保し、関連予算を大幅に増額すること。

2、保育施設の開所日数、開所時間に見合う単価設定など、実態を踏まえて公定価格を改善すること。

3、保育の質を確保・向上させるために、職員の処遇、配置基準を抜本的に改善すること。

4、保育料など保護者負担を改善させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。  
提出先は、内閣総理大臣、以下、列記されている方々です。  
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。  
お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。  
意見書第3号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成11名、反対6名 午前11時44分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 議員の派遣について

○議長（橋本 健議員） 日程第22、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第23 閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本 健議員） 日程第23、「閉会中の継続調査申し出について」についてを議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から太宰府市議会会議規則第110条の規定により継続調査についての申し入れがっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

これをもちまして平成27年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、平成27年太宰府市議会第4回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時46分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成28年2月19日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 陶 山 良 尚

会議録署名議員 長谷川 公 成